

平成 25 年度

外務省政策評価事前分析表

(平成 25 年度に実施する施策に係る事前分析表)

平成 25 年 8 月

外 務 省

目 次

基本目標Ⅰ 地域別外交

I—1	アジア大洋州地域外交	5
I—2	北米地域外交	31
I—3	中南米地域外交	41
I—4	欧州地域外交	49
I—5	中東地域外交	63
I—6	アフリカ地域外交	73

基本目標Ⅱ 分野別外交

Ⅱ—1	国際の平和と安定に対する取組	83
Ⅱ—2	国際経済に関する取組	119
Ⅱ—3	国際法の形成・発展に向けた取組	137
Ⅱ—4	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	147

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

Ⅲ—1	国内広報，海外広報，IT 広報，文化交流，報道対策	155
-----	---------------------------	-----

基本目標Ⅳ 領事政策

Ⅳ—1	領事業務の充実	179
-----	---------	-----

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

V—1	外交実施体制の整備・強化	197
V—2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	203

基本目標Ⅵ 経済協力

Ⅵ—1	経済協力	211
Ⅵ—2	地球規模の諸問題への取組	221

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

Ⅶ—1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	231
Ⅶ—2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	251
Ⅶ—3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	263

基本目標 I 地域別外交

施策 I-1 アジア大洋州地域外交

施策名	アジア大洋州地域外交	担当部局 名	アジア大洋州局	作成責任 者名	地域政策課長 山本 恭司
達成すべき目標	<p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 東アジアにおける地域協力の強化 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決すること、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すること</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進 日韓関係を更に高い次元に発展させること、及びこれを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること</p> <p>4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。また、日モ関係を一層深化させる。</p> <p>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進すること、及び各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ること</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること</p> <p>7 南西アジア諸国との友好関係の強化 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で連携を強化すること</p> <p>8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること。 (1) ハイレベルでの要人往来や各種競技を通じた所管国との関係強化 (2) 国際場裏での我が国に対する支持確保 (3) 人的交流を通じた対日理解促進・友好関係の構築</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>(考え方) 豊かで安定し、開かれたアジア・大洋州地域の実現は日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。</p> <p>(根拠) ・第178回国会所信表明演説(平成23年9月13日) (近隣諸国との二国間関係の強化)部分 ・第179回国会所信表明演説(平成23年10月28日) 「ASEAN 諸国との諸会合にも参加し、豊かで安定したアジアの未来を共に拓くための関係強化の在り方を議論します。」 ・第180回施政方針演説(平成24年1月24日) (アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策)部分 ・第180回国会外交演説(平成23年5月24日) (アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)部分 ・第183回国会所信表明演説(平成25年1月28日) 「大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で、先導役として貢献を続けてまいります。本年は、日アセアン友好協力40周年に当たります。私は、先日、ベトナム、タイ、インドネシアの3か国を訪問し、日本に対する期待の高さを改めて肌で感じることができました。2015年の共同体構築に向けて、成長センターとして発展を続けるアセアン諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益でもあります。この訪問を皮切りに、今後とも、世界情勢を広く視野に入れた戦略的な外交を展開してまいります。」</p>		

施策 （具体的施策）の概要	<p>1 東アジアにおける地域協力の強化 日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力 (1) 核、ミサイル等の安全保障問題の解決に向けて取り組む。 (2) 拉致問題の解決や日朝国交正常化に向けて取り組む。</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進 (1) 政治レベルの意思疎通を促進する。 (2) 人的交流を拡大する。 (3) 日韓間の過去に起因する諸問題に取り組む。 (4) 日韓間の懸案への対応（竹島問題、排他的経済水域（EEZ）境界画定等）に対応する。 (5) 経済関係緊密化のための各種協議等の推進（日韓経済連携協定（EPA）を含む）を推進する。 (6) 安全保障分野における協力を推進する。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>地域別 外交</p>
	<p>4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 (1) 日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげていく。 (2) 日モンゴル関係は、「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。</p> <p>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 (1) 我が国はメコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。 (2) 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。 (1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 (2) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 (3) 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力</p> <p>7 南西アジア諸国との友好関係の強化 (1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。 (2) 要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進する。 (3) 南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施する。</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成 26 年 8 月</p>

8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

- (1) アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランド（NZ）との様々なレベルでの対話を実施する。
- (2) 島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裏における取組に対する支持と信頼を得るため、ハイレベルを含む人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成25年10月に行われる第2回太平洋・島サミット中間閣僚会合の準備を行う。

具体的施策名	1 東アジアにおける地域協力の強化		
達成すべき目標	東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること		
具体的施策の概要	日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。		
測定指標	(1)日ASEAN協力の進展		
	基準	23年度 東日本大震災を受けて4月に開催された日・ASEAN 特別外相会議は、日・ASEAN 間の強い連帯の一層の深まりを示す歴史的な会議となった。日・ASEAN 首脳会議では、ASEAN 連結性強化、防災協力、青少年交流分野での協力強化を表明し、また「バリ宣言」及び行動計画を採択するなど、日・ASEAN 関係が強化、発展した。	
	施策の進捗(目標)	25年度	ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。また、12月の日・ASEAN 特別首脳会議で、日・ASEAN 関係の中長期的ビジョンを策定し、確固とした協力の枠組みを形成する。
		26年度	ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日・ASEAN 関係の中長期的ビジョンに基づき、連結性強化、格差是正、災害管理等の従来からの協力に加え、新たな分野の協力も推進する。
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
	目標	—	ASEAN 共同体構築が見込まれている2015年、ポスト2015年を見据えた協力を視野に「日・ASEAN 行動計画2011-2015」に代わる新たな協力枠組みを策定する。
	(2)ASEAN+3協力の進展		
	基準	23年度 ASEAN+3 首脳会議では、金融協力の重要性について一致した他、ASEAN+3 緊急米備蓄(APTERR)協定署名に高い評価が示されるなど、実務協力が進展した。	
	施策の進捗(目標)	25年度	ASEAN+3 首脳会議では、金融分野、特にASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス(AMRO)の国際機関化に向けて協力を進める。また、2007年に策定されたASEAN+3 協力作業計画(2007~2017)に沿って、食料安全保障、金融協力等の広範な分野でASEAN+3 協力を引き続き推進する。
		26年度	東アジア・ビジョン・グループII(EAVG II)報告書のフォローアップを行い、今後の地域協力の方向性を検討していく。
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
	目標	—	ASEAN+3 首脳会議では、金融分野、特にASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス(AMRO)の国際機関化に向けて協力を進める。
	(3)東アジア首脳会議(EAS)協力の進展		
基準	23年度 米露の初の正式参加となった東アジア首脳会議(EAS)では、参加国間で海洋について協力・対話を進めることで一致するなど、従来からの実務分野の協力に加え、政治・安全保障分野において大きな進展があった。		
施策の進捗(目標)	25年度	EASについては、政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を目指す。	
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
(選定理由) 日本の平和、安定、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じ、地域共通の課題に取り組んでいくことが必要である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して域内各国との協力関係を進展させることが重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第178回国会所信表明演説(平成23年9月13日) (近隣諸国との二国間関係の強化)部分 ・第179回国会所信表明演説(平成23年10月28日) 「ASEAN 諸国との諸会合にも参加し、豊かで安定したアジアの未来を共に拓くための関係強化の在り方を議論します。」 ・第180回施政方針演説(平成24年1月24日) (アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策)部分 ・第180回国会外交演説(平成23年5月24日) (アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)部分 ・第183回国会所信表明演説(平成25年1月28日) 「大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で、先導役として貢献を続けてまいります。」			

目標	—	EASについては、政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を目指す。	<p>本年は、日アセアン友好協力40周年に当たります。私は、先日、ベトナム、タイ、インドネシアの3か国を訪問し、日本に対する期待の高さを改めて肌で感じることができました。2015年の共同体構築に向けて、成長センターとして発展を続けるアセアン諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益でもあります。この訪問を皮切りに、今後とも、世界情勢を広く視野に入れた戦略的な外交を展開してまいります。」</p>				
(4) 日中韓三か国協力の進展							
基準	—	首脳・外相会談等を通じた、日中韓三か国における協力の強化					
施策の進捗(目標)	25年度	日中韓サミットや外相会談を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートしていく。					
	26年度	同上					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	日中韓サミットや外相会談を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートしていく。					
(5) 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展							
基準	—	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力の強化					
施策の進捗(目標)	25年度	外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。アジア協力対話(ACD)では、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等の分野における協力強化の重要性の確認に努める。					
	26年度	重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等への取組を引き続き積極的に発信する。					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	外相会談等を通じた、アジア対話協力(ACD)などの各地域協力枠組みにおける協力を強化する。					
(6) 日・ASEANの貿易量(総額)(単位:億ドル)(参考指標)							
(7) 総理及び政務三役の参加した国際会議数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	10	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		総理及び政務3役の関連国際会議の出席は、目標を達成するにあたって重要な要素となるため。					
達成手段	〇: 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額, 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
	①東アジアにおける地域協力の強化(14年度)	<p>1 日・ASEAN 協力 ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。また、12月の日・ASEAN 特別首脳会議で、日・ASEAN 関係の中長期的ビジョンを策定し、確固とした協力の枠組みを形成する。</p> <p>2 ASEAN+3 協力 ASEAN+3 首脳会議では、金融分野、特に ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO) の国際機関化に向けて協</p>	(1) (7)	103 (87)	50 (50)	52	001

	<p>力を進める。また、2007年に策定されたASEAN+3協力作業計画(2007~2017)に沿って、食料安全保障、金融協力等の広範な分野でASEAN+3協力を引き続き推進する。</p> <p>3 東アジア首脳会議(EAS)協力 EASについては、政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し、各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を目指す。</p> <p>4 日中韓協力 日中韓サミットや外相会談を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努めるとともに、日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートしていく。</p> <p>5 外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。アジア協力対話(ACD)では、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等の分野における協力強化の重要性の確認に努める。</p>	(3) (7) (4) (7) (5) (7)				
②アジア紛争下での女性尊厳事業(19年度)	<p>韓国、台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で直接的な支援を行っている。元慰安婦は既に高齢であり、その大部分の方が身体が不自由で寝たきりの方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持している。インドネシアに関しては、元慰安婦の認定が困難であること、また、元慰安婦の方々やその家族の尊厳を守らなくてはならないことから、個人に対する事業ではなく、医療福祉施設への支援・視察及びインドネシア政府関係者との意見交換等を中心に事業を実施している。</p>		10 (9)	12 (11)	16	002
③日・ASEAN特別サミット関係経費(25年度)	<p>ASEANは、様々な東アジア地域協力において中心的な役割を果たしており、我が国としては、このようなASEANの地域協力における重要な役割を踏まえ、日本を含む東アジア地域の平和と繁栄を確保するため、ASEANとの関係を強化することが重要である。また、平成25年は日・ASEANが交流を開始し40周年に当たるとの重要な節目の年であることから、平成25年12月、日本において日・ASEAN特別首脳会議を開催する旨、平成24年11月の日・ASEAN首脳会議で合意している。</p>	(1) (7)	—	—	64	新25— 1
④日・ASEAN40周年記念行事関連経費(25年度)	<p>40周年記念事業関連業務として、政府関係者、内外のASEAN関係者等を招いた記念レセプションを開催し、40周年を祝するとともに、人脈形成の強化を図る。また40周年記念リーフレット等の作成・配布を通じ、広く日・ASEANの国民各層に日・ASEAN関係の重要性を浸透させる。</p>	(1) (7)	—	—	11	新25— 2
⑤旧外地関係整理(*)	<p>旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)に関連する各種整理事務(旧外地官署が行った行政行為等の事実証明事務、旧外地官署所属職員帰還に直接関係する事務、旧外地関係職員の戦没者叙勲に関する事務)を行う。</p>	—	1 (—)	1 (—)	1	003

具体的施策名	2 朝鮮半島の安定に向けた努力								
達成すべき目標	北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決すること、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すること								
具体的施策の概要	(1) 核、ミサイル等の安全保障問題の解決に向けて取り組む。 (2) 拉致問題の解決や日朝国交正常化に向けて取り組む。								
測定指標	(1) 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展					測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
	基準	22年度	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。			<p>(選定理由)</p> <p>北朝鮮をめぐる拉致・核・ミサイルといった諸懸案を解決するためには、国際社会との一致した行動が不可欠である。</p> <p>(目標設定の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、目標年度、水準を具体的に設定することはできないが、施策の目標を達成するためには国際的な連携と関係各国の協力が不可欠である。</p> <p>(根拠となる閣議決定・政府方針など)</p> <p>第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）、第183回国会外交演説（平成25年2月28日）等</p>			
	施策の進捗（目標）	25年度	日米韓の緊密な連携を軸としつつ、さらに中露を加えた五か国で協力して対応していく。						
		26年度	同上						
		27年度	同上						
		28年度	同上						
		29年度	同上						
	目標	—	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。						
	(2) 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展					<p>(選定理由)</p> <p>北朝鮮をめぐる拉致・核・ミサイルといった諸懸案を解決するためには、国際社会との一致した行動が不可欠である。</p> <p>(目標設定の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、目標年度、水準を具体的に設定することはできないが、施策の目標を達成するためには国際的な連携と関係各国の協力が不可欠である。</p> <p>(根拠となる閣議決定・政府方針など)</p> <p>第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）、第183回国会外交演説（平成25年2月28日）等</p>			
	基準	—	国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。						
施策の進捗（目標）	25年度	拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、拉致問題の解決に向けた具体的な行動を北朝鮮がとるよう、国際社会との連携を強化しつつ、あらゆる機会をとらえ、北朝鮮に引き続き求めていく。							
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	国際社会と連携しつつ拉致問題を解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。							
(3) 日米韓外相会合の開催回数（電話会談を除く）		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
		2	基準値程度	同左	同左	同左	同左		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		日米韓外相会合は、北朝鮮問題について米韓との連携を図る上で重要な会合であるため。							
達成手段	○：開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額 単位百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 予算額 23年度	補正後 予算額 24年度	当初予 算額 25年度	
①日朝関連 (23年度)	1	核、ミサイル等の安全保障問題の解決に向けた取組 北朝鮮の核・ミサイル開発を阻止するため、米国、韓国、さらには中国、ロシア等の関係国と連携し、北朝鮮に対し、非核化等に向けた具体的な行動を強く求めていく。			(1) (3)	41 (24)	30 (19)	30	004
	2	拉致問題の解決や日朝国交正常化に向けた取組 拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、国際社会と連携しつつ、あらゆる機会をとらえ、北朝鮮側に強く求めていく。また、拉致問題に関するものを含め、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。			(2) (3)				

具体的施策名	3 未来志向の日韓関係の推進				
達成すべき目標	日韓関係を更に高い次元に発展させること、及びこれを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること				
具体的施策の概要	(1) 政治レベルの意思疎通を促進する。 (2) 人的交流を拡大する。 (3) 日韓間の過去に起因する諸問題に取り組む。 (4) 日韓間の懸案（竹島問題、排他的経済水域（EEZ）境界画定等）に対応する。 (5) 経済関係緊密化のための各種協議等（日韓経済連携協定（EPA）を含む）を推進する。 (6) 安全保障分野における協力を推進する。				
測定指標	(1) 未来志向の日韓関係の構築		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 (選定理由) 日韓両国は基本的な価値や利益を共有する重要な隣国同士であり、重層的で未来志向の日韓関係の構築は、日韓両国のみならず地域及び国際社会の安定と繁栄にとって極めて重要である。 (目標設定の根拠) 外交政策の特性上、目標年度、水準を具体的に設定することはできないが、施策の目標を達成するためには、あらゆる分野において日韓の友好協力関係の強化に向けて取り組むことが不可欠である。 (根拠となる閣議決定・政府方針など) 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）、第183回国会外交演説（平成25年2月28日）等		
	基準	—		首脳・外相会談等の実施を通じた、良好な日韓関係の更なる深化	
	施策の進捗（目標）	25年度		首脳・外相会談等の実施を通じ、政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。	
		26年度		同上	
		27年度		同上	
		28年度		同上	
		29年度		同上	
	目標	—		首脳・外相会談等の実施等を通じ、あらゆる分野における、良好な日韓関係を更に深化させる。	
	(2) 人的交流の拡大				
	基準	24年度		各種交流事業が実施され、日韓間の人の往来が約556万人に達した。	
	施策の進捗状況（目標）	25年度		日韓間の人的交流をより一層拡大する。	
		26年度		同上	
		27年度		同上	
		28年度		同上	
		29年度		同上	
	目標	—		日韓間の人的交流をより一層拡大する。	
	(3) 経済関係緊密化のための各種協議等の推進				
	基準	24年度		日韓EPA交渉の再開に向け努力を行った。	
	施策の進捗状況（目標）	25年度		日韓EPA交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。	
		26年度		同上	
27年度		同上			
28年度		同上			
29年度		同上			
目標	—	日韓EPA交渉の進展に向けた努力を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。			
(4) 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与					
基準	—	アジア地域の安定に向けた二国間の連携・協力			
施策の進捗状況（目標）	25年度	首脳・外相会談等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。			
	26年度	同上			
	27年度	同上			
	28年度	同上			
	29年度	同上			
目標	—	国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。			
(5) 日韓首脳会談の		基準値	年度ごとの目標値	目標値	

開催回数（電話会談を除く）	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	4	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		首脳会談は両国の関係を深化させる上で重要な要素であるため。							
達成手段	〇：開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
					補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額		
					23年度	24年度	25年度		
	①日韓関係の推進（5年度）	1 政治レベルの意思疎通の促進 日韓関係の更なる深化のため、引き続き首脳・外相会談等を実施する。	(1)	57 (30)	52 (36)	57	005		
		2 人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、日韓ワーキング・ホリデーの再活性化、留学生交流の一層の促進、地方間交流の促進、地方への直行便の奨励等を実施する。 人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。	(2)						
		3 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。 過去に起因する二国間問題の解決は未来志向の日韓関係を目指す上で前提条件となる。	(1)						
		4 日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ 境界画定等） 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。 日韓間の懸案である竹島問題、EEZ 境界画定問題等の解決は未来志向の日韓関係を目指す上で不可欠である。	(1)						
	5 経済関係緊密化のための各種協議等の推進（日韓EPAに関する協議を含む） 日韓関係の更なる深化のため、日韓EPA交渉の早期再開を含め、幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組む。 EPA交渉再開等による経済関係の緊密化は良好な日韓関係の更なる深化に大きく寄与する。	(3)							
②安全保障分野における協力の推進	日韓安保協力を更に深化させる。	(4)	—	—	—	—			

具体的施策名	4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等			
達成すべき目標	日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。また、日モ関係を一層深化させる。			
具体的施策の概要	<p>(1) 日中関係については、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげていく。</p> <p>(2) 日モンゴル関係については、「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。</p>			
測定指標	(1) 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準	22年度	<p>1 頻繁なハイレベル往来の実現</p> <p>2 海洋における協力の具体的進展</p> <p>3 民間交流の活発化による国民感情の改善</p> <p>4 各種条約・協定の締結に向けた協議の実施</p> <p>5 東日本大震災を受けた協力の進展</p>	
	施策の進捗(目標)	25年度	<p>日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につながることが望ましいが、日中間で進めるべき協力・交流としては、例えば以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。 ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。 ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。犯罪人引渡協定の締結交渉を実施する。 ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。 	
		26年度	同上	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。	
	(2) 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)			
	基準	22年度	<p>1 日中経済関係の発展</p> <p>2 各種条約・協定の締結に向けた協議の実施</p> <p>3 東日本大震災を受けた協力の進展</p>	<p>(選定理由)</p> <p>中国との関係については、経済関係や人的交流がますます緊密化し相互依存関係が深まり、日中関係は日中双方にとりもっとも重要な二国間関係のひとつとなっている。日中両国は、世界第二、第三の経済大国として、戦略的互惠関係を更に深めるべく、政治的相互信頼の増進や東シナ海を「平和・協力・友好」の海とするための協力、東日本大震災を契機とした日中協力、互惠的経済関係の強化、両国国民間の相互信頼の増進等の二国間関係の強化のみならず、北朝鮮問題や国際経済・金融情勢等の地域・グローバルな課題に対する対話・協力の強化といった分野において具体的な取組を行っている。</p> <p>他方、日中両国間には、関係が緊密な隣国ゆえ様々な懸案が引き続き存在している。これらの解決のためには、両国ハイレベルから草の根まであらゆるレベル・分野での対話と交流が必要である。</p> <p>モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及びレアアース等の鉱物資源を埋蔵する重要な資源調達先として、また国際場裏におけるパートナー国としての重要性が増しており、「戦略的パートナーシップ」の具体化に向け政治及び経済関係の更なる強</p>

施策の進捗(目標)	25年度	<p>日中関係は、尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが、中国側と粘り強く対話を行い、個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につながることを望ましいが、日中間で進めるべき協力・交流としては、例えば以下のものが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。日中韓 FTA の交渉など、経済連携の取組を推進する。 2 環境等様々な分野における協力を積み重ね、互恵的な経済関係をグレードアップする。特に、第4回日中ハイレベル経済対話(HED)を実施し、日中二国間の経済関係の強化及び地域・グローバルな課題に関する対話・協力を推進する。 	<p>化が必要である。</p> <p>(目標設定の根拠) 外交政策の特性上、定量的な基準及び目標等を設定することは困難だが、中国及びモンゴルとのあらゆる分野における協力関係を継続的に深化させていくことが重要。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・日中首脳会談(平成23年12月25日及び26日) ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) ・第180回国会玄葉外務大臣外交演説・政策推進の全体像(平成23年8月15日閣議決定)等</p>
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
目標	—	日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。	
(3)日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)			
基準	22年度	ハイレベル対話促進、経済関係促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化の推進	
施策の進捗(目標)	25年度	ハイレベル対話促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模課題への取組における連携強化を推進する。	
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
目標	—	日モ関係を一層深化させる。	
(4)日モンゴル関係の着実な進展(経済面)			
基準	22年度	<ol style="list-style-type: none"> 1 経済関係の促進 2 日モンゴル EPA 締結に向けた取組の推進 	
施策の進捗(目標)	25年度	日・モンゴル経済連携交渉を推進するとともに、エルチ・イニシアティブのフォローアップをはじめとした幅広い両国の協力について意見交換を行う。	
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
目標	—	日モ関係を一層深化させる。	
(5)日台実務関係の着実な進展			
基準	—	台湾との間の実務関係の窓口である交流協会の活動に必要な支援の供与	
施策の進捗	25年度	日台間における、各種互惠協力の枠組み作りと相互理解・相互信頼の更なる増進のため、台湾との間の実務関	

(目標)		係の窓口である交流協会の活動に必要な支援を与えていく。						
	26年度	同上						
	27年度	同上						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
目標	—	良好な日台関係を維持・発展させていく。						
(6) 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)		基準値	年度ごとの目標値					目標値
		22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
①日中		①9	①4回程度	同左	同左	同左	同左	—
②日モンゴル		②6	②2回程度					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			首脳、外相会談の実施は日中、日モンゴル関係を強化する上で重要な要素であるため。					
達成手段	達成手段の概要等		関連する指標	括弧内執行額 単位:百万円			行政事業レビュー事業番号	
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額		
	(): 開始年度			23年度	24年度	25年度		
	①日中・日モンゴル関係の推進(4年度)	<p>1 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施 両国の首脳、外相、その他関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。</p> <p>上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。</p> <p>2 新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。</p> <p>上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。</p> <p>3 日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議 外相を議長とし両国の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。</p>	(1) (6)	96 (63)	262 (87)	402	008	
		(1)						
		(2) (6)						

	<p>上記達成手段の実施により期待される効果である、二国間経済関係の一層の強化、地域・グローバルは経済課題に関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」の更なる充実という目標を達成するために必要である。</p> <p>4 日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進</p> <p>「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。</p>	(3) (4) (6)				
②アジア友好促進補助金 (昭和47年度)	<p>台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。</p> <p>我が国の台湾に関する立場を堅持しつつ、交流協会を通じて様々な取組を行うことが、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。</p>	(5)	1,325 (1,264)	1,212 (1,212)	1,200	006
③中国遺棄化学兵器問題への取組 (3年度)	<p>中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらず住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置をとる。</p> <p>かかる取組は日中関係の維持に不可欠である。</p>	(1)	257 (903)	819 (367)	222	007
④日中国民相互理解増進経費 (25年度)	<p>日中両政府を中心とした両国民の相互理解の増進や国民感情の改善を目的とする協議の枠組みを立ち上げ、本枠組みに於いて目的達成に向けた具体的措置を検討、実現するものである。</p> <p>かかる取組により、日中両国民のお互いに対する国民感情は決して芳しいとは言えない状況の打破に寄与する。</p>	(1)	—	—	5	新25-3
⑤日中高級事務レベル海洋協議 (25年度)	<p>日中両国の海洋問題に関する、全方位的で定期的な協議を行うものである。</p> <p>日中両国の海洋関係部門の交流プラットフォームとしての本件協議の実施を通じ、相互信頼を増進し、協力の強化に寄与する。</p>	(1)	—	—	4	新25-4
⑥日中経済連携調査員委嘱経費 (25年度)	<p>中国の産業政策、貿易政策等を分析するとともに、日中二国間の更なる連携又は多国間の枠組みにおける日中協力の可能性を探るための調整等を行う。</p>	(2)	—	—	4	新25-5

具体的施策名	5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化				
達成すべき目標	我が国はメコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進すること、及び各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ること				
具体的施策の概要	<p>(1) メコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。</p> <p>(2) 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。</p>				
測定指標	(1) 要人往来を通じた二国間関係の強化		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠		
	基準	—		様々なスキームを通じての各種会談・協議等の実施	
	施策の進捗（目標）	25年度		<p>第5回目メコン外相会議で策定された行動計画に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間の協力をより推進させるべく、ASEAN 関連外相会議、同首脳会議、更に12月に予定されている特別首脳会議を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。これらを通じ、我が国プレゼンスの拡大、パートナーシップの強化等二国間関係を幅広く強化する。</p> <p>特にミャンマーについては、平成27年の総選挙もかんがみ、幅広く要人往来を実施し、ミャンマーの改革努力を後押しし、「改革の支援」、「共に繁栄を目指して」、「人的交流・文化交流の強化」、「政治・安全保障協力の強化」の4つの分野に注力することにより、関係を包括的に強化することを目指す。</p>	
		26年度		二国間のハイレベルの要人往来や日メコンの首脳・外相会議等の実施を通じて、我が国プレゼンスの拡大、パートナーシップの強化等二国間関係を幅広く強化する	
		27年度		同上	
		28年度		同上	
		29年度		同上	
	目標	—		様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。	
	(2) 経済協議の実施と貿易投資環境の整備			<p>(選定理由)</p> <p>メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置し、地政学的に重要な同地域の安定と均衡のとれた発展を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、平成27(2015)年のASEANの統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。</p> <p>(目標設定の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、特に目標水準、水準年度を限定することはできないが、継続してメコン地域諸国との協力関係を進展させることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた、海の恵み—日本外交の新たな5原則—」（安倍総理スピーチ（注）実施されず）（平成25年1月18日） ・第183回国会における岸田外務大臣の外交演説（平成25年2月28日） ・第19回国際交流会議「アジアの未来」安倍内閣総理大臣スピーチ、岸田外務大臣スピーチ（平成25年5月23日） ・「日本再興戦略」（平成25年6月14日） 	
	基準	—			各種投資委員会、フォーラム等の実施
	施策の進捗（目標）	25年度			<p>第5回目メコン外相会議で策定された行動計画に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させるべく、各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催し、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。</p>
		26年度			日メコン協力の枠組みにおけるフォーラムや二国間の協議枠組みを通じてメコン各国の貿易投資環境を整備し、経済関係の強化にする。
27年度		同上			
28年度		同上			
29年度		同上			

目標	—	各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む							
(3) メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進									
基準	—	メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進							
施策の進捗(目標)	25年度	第5回日メコン外相会議で策定された行動計画に基づきつつ、中長期的な視点から日メコン協力をより推進させるべく、平成25年度の日メコン外相会議では、昨年度策定された「東京戦略2012」及び「行動計画」に基づき日メコン協力がいかに進展したかについて評価を行う。また、環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムの第2回会合及び日メコン協力における官民連携の促進を目指す日メコン官民連携・協力促進フォーラムの第4回会合の開催につき各国と合意形成を行う。さらに、本年度開催される予定の第5回日メコン首脳会議の開催時期についても各国との間で合意し、公表する。第5回日メコン首脳会議では、「行動計画」について外相会議の評価等を受けて改訂することを目指す。協力の進捗や現状にあわせて改訂された「行動計画」に基づき、さらに日メコン協力の進展を図る。							
	26年度	日メコン首脳会議、日メコン外相会議の実施などを通じ、日メコン協力を強化する。							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。							
(4) 要人往来数(政務官レベル以上)		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
		30	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		要人往来は、各国との関係維持・強化における重要な要素であるため。							
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
		①メコン地域諸国との友好関係の強化(18年度)			(1)	16 (13)	40 (33)	12	010
		1 要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 特に、ベトナムについては、杉良太郎・日ベトナム特別大使によるベトナム親善訪問や、日越友好音楽祭への出席、ベトナムを含むアジア各国の学生を招へいして開催する南あわじ市における映画祭への出席、ベトナムの恵まれない子供達への慈善活動等を通じた民間レベルでの日越交流を促進する。 両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談、また交流事業を実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。							

	<p>2 東南アジア対外関係調査</p> <p>東南アジアにおける中国の影響力の増大についての情報収集及び分析、並びに右を踏まえた資料作成を行う。</p> <p>要人往来、各種会談協議に向けた準備の一環として、メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている中国の動向について情報収集及び分析を行うことは、メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。</p> <p>3 経済協議の推進と貿易投資環境の整備</p> <p>タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の経済関係強化のため、各種経済協議やフォーラムを実施する。</p> <p>特に、日ベトナム経済連携協定、日タイ経済連携協定については、同協定に基づく合同委員会及び小委員会等の会合を日本またはベトナム乃至タイで開催する。</p> <p>また、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムについては、官民からなる日本側作業グループ会合における議論を提言等にまとめた上で、メコン各国から関係者を招へいし、日本メコン全体会合を開催する。</p> <p>様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。</p> <p>4 メコン地域開発支援</p> <p>日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。</p> <p>特に、日メコン地域諸国首脳会議については、3年に一度は日本開催、その他は国際会議の機会を利用して開催することとした東京宣言（第1回日メコン地域諸国首脳会議にて採択）にのっとり開催する。</p> <p>タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。また、我が国のメコン地域開発支援はASEAN 統合を促進し、アジア大洋州地域の重要なプレイヤーであるASEAN 全体と我が国との関係強化につながる。</p>	(1)				
<p>②日・ベトナム経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業（25年度）</p>	<p>ベトナム人看護師・介護福祉士候補者180名程度を対象にベトナムで訪日前日本語研修を12ヶ月間実施し、看護・介護の現場で最低限必要な基礎日本語を習得させるとともに、現地で訪日前研修を受けた者のうち一定レベルの日本語能力を有する者を対象に日本で訪日後研修を2ヶ月間実施し、日本社会・文化・職場環境への適応及び看護・介護の現場で必要な専門用語を習得させる。</p> <p>メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。</p> <p>この観点から、日越経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会で議論されて具体的成果として新たに開始される看護師・介護福祉士の受け入れについて強</p>	(2)	—	—	102	新 25-6

	化することは、日越経済連携協定全体の推進、貿易投資環境の整備につながる。					
--	--------------------------------------	--	--	--	--	--

具体的施策名	6 インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの友好関係の強化				
達成すべき目標	各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること				
具体的施策の概要	以下の事業を通じ, インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。 (1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 (2) EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進 (3) 平和構築等, 地域及び国際的課題に関する協力				
測定指標	(1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (選定理由) インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係の発展・強化には, 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進が必要不可欠であるとともに効果的である。また, 高い経済成長率を維持するアジア諸国との経済関係の強化は, 我が国の経済再生にとって極めて重要である。さらにアジア太平洋地域の平和と安定は, 我が国の安全保障上重要な要素であるとともに, 価値観を共有するアジア諸国は, 国際的課題に共に対処する上で重要なパートナーである。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成24年度の要人往来は, 往7回, 来7回と往来がバランスよく実現したことから今後の目標設定の基準とした。 (根拠となる閣議決定, 政府方針等) ・成長戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第Ⅱ3つのアクションプラン 三 国際展開戦略 ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 第3章Ⅱ「成長による富の創出」3. 「日本企業の海外展開支援等」 ・第183回国会外交演説(平成25年2月28日) 「近隣諸国との関係を重視し, 大局的・戦略的視点を持って協力を推進する。ASEAN諸国(中略)との間で「戦略的パートナーシップ」を始めとする友好関係を構築しており, 協力関係を強化していく」 ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)	
	基準	—	要人往来, 各種協議, 会談, 招へい等の実現		
	施策の進捗(目標)	25年度	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については, 次の取組の実施に努める。 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 3 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現 4 その他二国間関係強化に資する政策の実現(マレーシア東方政策セカンド・ウェーブへの協力, 日ブルネイ外交関係樹立30周年事業の実施等)		
		26年度	要人往来, 各種協議, 会談, 招へい等を実現し, 各国との対話・交流・協力を強化する。		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
	目標	—	要人往来, 各種競技, 会談, 招へい等を実現し, 各国との対話・交流・協力を強化する。		
	(2) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化				
	基準	—	EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進		
	施策の進捗(目標)	25年度	各国との経済関係の強化については, 特にインフラ輸出を念頭に, 日系企業を支援する仕組みの強化と個別案件での支援を推進する(インドネシアMPA戦略プランの推進等)。また, 各国との経済連携(EPA)を確実に実施し, 特に日・インドネシアEPA, 日・フィリピンEPAに基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては制度の改善に努める。		
		26年度	日系企業支援の仕組みの強化と個別案件での支援によりインフラ輸出を強化するとともに, EPAの着実な実施を通じて経済関係の緊密化を促進する。		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
29年度		同上			
目標	—	日系企業支援の仕組みの強化と個別案件での支援によりインフラ輸出を強化するとともに, EPAの着実な実施を通じて経済関係の緊密化を促進する。			
(3) 平和構築等, 地域及び国際的課題に対する協力					
基準	—	東ティモールの国づくり支援, フィリピン・ミンダナオ和平プロセス平和構築への積極的関与等による平和構築に関する支援・関与, 災害対応支援, 民主主義の普及・定着への貢献等			

施策の進捗(目標)	25年度	1 東ティモールの国作り支援を継続する(経済協力, 円借款供与等の活用)。 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援を継続する(国際監視団(IMT)への開発専門家派遣, ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施(J-BIRD), 国際コンタクトグループ(ICG)への参加を通じた和平交渉支援, ミンダナオ和平関係者の招へい等)。 3 バリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。			「これらの(注:アジア太平洋の)国々との協力関係を強化する」 ・新経済成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章(1)「アジア経済戦略」他 ・包括的経済連携に関する基本方針(平成22年11月9日閣議決定) ・「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく人の移動検討グループ設置(平成22年11月15日国家戦略担当大臣決定)			
	26年度	平和構築に関する支援や関与, 民主主義の普及・定着への貢献, 防災分野における協力等を実施することにより, 地域及び国際的課題に共に対応する。						
	27年度	同上						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
目標	—	平和構築に関する支援や関与, 民主主義の普及・定着への貢献, 防災分野における協力等を実施することにより, 地域及び国際的課題に共に対応する。						
(4)要人の往来数(日本側は外務省政務三役, 相手国は元首, 首脳, 外務大臣)		基準値	年度ごとの目標値					目標値
		22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		14(往:7, 来:7)	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		要人往来は, 各国との関係促進における重要な要素であるため。						
達成手段	達成手段の概要等		関連する指標	括弧内執行額, 単位:百万円			行政事業レビュー事業番号	
				補正後予算額	補正後予算額	当初予算額		
	():開始年度			23年度	24年度	25年度		
	①東南アジア島嶼国との友好関係の強化(18年度)	1 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの一層の関係強化のため, 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。 こうした取組により, 双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 ----- 2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化 インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの経済関係緊密化のため, 各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により, 双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 ----- 3 平和構築等, 地域及び国際的課題に対する協力 インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため, 各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により, 相手国と協議を行うことで, 双方の外交関係の一層の強化に寄与する。	(1)	14 (8)	13 (9)	15	012	
②日・インドネシア経済	EPAに基づき訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に6か月間の日本語研修を行う	(2)	—	128 (87)	151	011		

<p>連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業 (24年度)</p>	<p>ことにより、インドネシア人候補者の国家試験の合格率向上を図る。国家試験合格率の向上は、インドネシアとの信頼関係の強化に寄与する。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

具体的施策名	7 南西アジア諸国との友好関係の強化				
達成すべき目標	南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で連携を強化すること				
具体的施策の概要	(1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。 (2) 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進する。 (3) 南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施する。				
測定指標	(1)インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 (選定理由) 南西アジア地域各国は、近年存在感を高めるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国としてアジア太平洋地域を含む国際社会での存在感を高めつつあり、我が国にとってはシーレーン（海上交通路）上の要衝に位置し地政学的な重要性を有するほか、約16億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面での関心も高まっている。かかる観点から、インドをはじめとする地域各国との間で、政治・安全保障、経済等の様々な分野で友好関係を構築、強化していくことが必要。 (目標設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標水準・年度を限定することはできないが、継続して我が国と南西アジア地域各国との協力関係を進展させることが重要。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会施策方針演説、第183回国会外交演説等		
	基準	—		各種会談・協議等を通じた日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化	
	施策の進捗(目標)	25年度		天皇皇后両陛下のインド御訪問、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。 シン・インド首相の訪日を成功裏に実施する。同訪問では、政治・安全保障面では、民主主義、法の支配に基づいた共通の価値観を確認する他、経済面では、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等に関する協力の進展で一致するよう努める。また、日インド関係をより一層強化するため、文化・学術交流を含めた幅広い分野で協力を強化していく旨合意を図る。	
		26年度		各種会談・協議等を通じ日インド戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。	
		27年度		同上	
		28年度		同上	
		29年度		同上	
	目標	—		各種会談・協議等を通じ日インド戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。	
	(2)要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進				
	基準	—		首脳・外相会談及び各種協議、並びに閣僚級及び戦略的実務者招へいやJENESYS2.0などの交流事業の実施	
	施策の進捗(目標)	25年度		天皇皇后両陛下のインド御訪問、シン・インド首相の訪日、安倍総理大臣のインド訪問、岸田大臣のインド訪問、閣僚レベルのバングラデシュ及びスリランカ訪問、政務レベルのモルディブ訪問をはじめとするハイレベルの要人往来を実現する。また、国連総会等の国際会議の機会を活用して、各国首脳・外相等との会談を実施し、継続的な対話を図る。	
		26年度		首脳・外相会談及び各種協議、並びに交流事業を実施する	
		27年度		同上	
		28年度		同上	
		29年度		同上	
目標	—	首脳・外相会談及び各種協議、並びに交流事業を実施する。			
(3)南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施					
基準	—	災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等の実施			
施策の進捗(目標)	25年度	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。			
	26年度	同上			
	27年度	同上			
	28年度	同上			

	29年度	同上							
目標	—	災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等を実施する。							
(4) 要人往来数	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	11人	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であるため。							
(5) 貿易額（億円） （参考指標）									
達成手段	〇：開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
					補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額		
					23年度	24年度	25年度		
①南西アジア諸国との友好関係の強化 (19年度)	1	インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 日インド年次首脳会談等各種会談・協議を実施する。インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化は、アジア太平洋地域全体の平和と安定の確保に資するものである。			(1)	41 (36)	49 (40)	47	013
	2	要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進 要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進は、南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域の平和と繁栄に寄与するとともに、アジア太平洋地域全体の平和と安定の確保に資するものである。			(2)				
	3	南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施 各国の状況に応じた迅速かつ適切な支援・協力を実施する。南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施を通じて、南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域の平和と繁栄に寄与することは、アジア太平洋地域全体の平和と安定の確保に資するものである。			(3)				

具体的施策名	8 大洋州地域諸国との友好関係の強化		
達成すべき目標	<p>豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること</p> <p>(1) ハイレベルでの要人往来や各種協議を通じた所管国との関係強化</p> <p>(2) 国際場裏での我が国に対する支持確保</p> <p>(3) 人的交流を通じた対日理解促進・友好関係の構築</p>		
具体的施策の概要	<p>アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランド（NZ）との様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裏における取組に対する支持と信頼を得るため、ハイレベルを含む人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成25年10月に行われる第2回太平洋・島サミット中間閣僚会合の準備を行う。</p>		
測定指標	(1) 豪州及びNZとの関係強化		
	基準	<p>23年度</p> <p>要人往来 ギラード豪首相（4月）、ジェンキンス豪連邦下院議長（5月）、エマーソン豪貿易相（10月）、マッカーリー-NZ外相（8月）が来日するとともに、我が方からは、山花外務大臣政務官の訪豪（8月）、中野外務大臣政務官の訪豪（11月）、山口外務副大臣の訪NZ（9月）を実施した。</p> <p>年度中の主な進捗事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日豪経済連携協定（EPA）交渉第13回会合（12月） ・日豪経済連携協定（EPA）交渉第14回会合（2月） 	
	施策の進捗（目標）	25年度	<p>ハイレベルでの要人往来を通じて、豪州、NZとの関係を強化する。</p> <p>豪州とは、安全保障分野において、物品役務相互提供協定（ACSA）、日豪情報保護協定（ISA）の発効を前提とした新たな協力関係の構築を目的とした要人往来を行う。</p> <p>NZとは、経済面での協力に加えて、防災協力、国際場裏での協力の実現を目的に、戦略的協力パートナーシップの拡大と政務レベルの相互訪問を目指していく。</p>
		26年度	豪州及びNZとハイレベルでの要人往来を実現する。
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
	目標	—	豪州及びNZとのハイレベルでの要人往来等を通じて関係を強化する。
	(2) 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化		
	基準	<p>23年度</p> <p>要人往来 プナ・クック諸島首相（6月）、ポリエPNG外務貿易移民相（4月）、ナイラティカウ・フィジー大統領（6月）が来日するとともに、我が方からは、菊田外務大臣政務官（当時）の訪ミクロネシア（7月）を実施した。</p> <p>年度中の主な進捗事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日・PNG投資協定署名（4月） ・第6回太平洋・島サミット開催に向けた有識者会合（5月、7月、8月、10月、11月） ・日・クック諸島外交関係開設に係る署名（6月） 	
施策の進捗（目標）	25年度	太平洋島嶼国とは、10月に開催される太平洋・島サミット第2回中間閣僚会合で、第6回島サミットのフォローアップを行い、次回島サミットに向けた準備プロセスの充実を図る。	
	26年度	太平洋・島サミットプロセス等を通じて太平洋島嶼国との関係を強化する。	
	27年度	同上	

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

（選定理由）
豪州は、価値と利益を共有する戦略的パートナーであり、安全保障・経済の両面で関係が深化し、また、ニュージーランドは、アジア太平洋地域において基本的価値を共有する戦略的協力パートナーである。

また、太平洋島嶼国は、国際社会における我が国の取組への支持を確保するため、地域の安定と発展に向けた貢献や、ハイレベルでの要人往来の強化を通じ、友好協力関係を深化させることが重要である。

（目標設定の根拠）

外交政策の特性上、定量的な基準及び目標等を設定することは困難だが、豪州、NZ及び太平洋島嶼国とのあらゆるレベルにおける関係強化を継続的に進めていくことが重要である。

（根拠となる閣議決定、政府方針等）

- ・第180回国会施策方針演説（平成24年1月24日）
- ・第179回国会施政方針演説（平成23年10月28日）

	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	太平洋・島サミットプロセス等を通じて太平洋島嶼国との関係を強化する。							
(3)要人の往来数	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	34	基準値程度(太平洋・島サミット中間閣僚会合の年)	基準値程度	11件程度	基準値程度	基準値程度	—		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		要人往来は、大洋州諸国との関係を強化する上で一つの重要な要素であるため。							
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
					補正後予算額	補正後予算額	当初予算額		
					23年度	24年度	25年度		
①大洋州地域諸国との友好関係の強化(13年度)	1 豪州及びニュージーランドと様々なレベルで協議を行い、二国間、地域、国際場裏における相互協力を推進 二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話及び太平洋・島サミットをはじめとする各種協議を実施する。 両国とハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議を実施することは、豪州及びNZとの友好関係を更に強化することにつながる。	(1)	49 (31)	115 (95)	19	014			
	2 太平洋・島サミットの開催に向けた、二国間、地域、国際場裏における相互協力の推進 ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を通じた関係を強化する。二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話及び太平洋・島サミットをはじめとする各種協議を実施する。 我が国の対大洋州外交の柱である太平洋・島サミットを中心に様々な機会をとらえて太平洋島嶼国との関係強化を図ることが、対大洋州外交上極めて重要である。	(2)							
②人的交流の拡大を通じた対日理解促進・友好関係の構築(*)	戦略的実務者招へい等各種スキームによる人的交流を拡大する。二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話及び太平洋・島サミットをはじめとする各種協議を実施する。 人的交流の拡大は、我が国と豪州、NZ及び太平洋島嶼国との間での包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。	(3)	—	—	—	—			
③太平洋・島サミットハイレベル中間閣僚会合開催(25年度)	第6回太平洋・島サミットのフォローアップを行い、次回島サミットに向けた準備、太平洋島嶼国共通の課題と協力について意見交換を行い、太平洋島嶼国との関係強化を図る。	(2)	—	—	30	新 25-7			

施策 I - 2 北米地域外交

施策名	北米地域外交	担当部局名	北米局	作成責任者名	北米第一課長 吉田 朋之	
達成すべき目標	<p>我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係を更に推進すること</p> <p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u> 日米・日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること。</p> <p><u>2 北米諸国との経済分野での協力推進</u> 日米・日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること。</p> <p><u>3 米国との安全保障分野での協力推進</u> 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全保障を確保すること。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>・日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有し、日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎である。したがって、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠。</p> <p>・日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び強化させることは極めて重要である。</p> <p>・第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) ・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)</p>		
施策の概要	<p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u> (1) 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 (2) 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。</p> <p><u>2 北米諸国との経済分野での協力推進</u> (1) 米国 ア 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。 イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。 ウ 個別経済問題に対処する。 (2) カナダ ア 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 イ TPP や日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。 ウ 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。</p> <p><u>3 米国との安全保障分野での協力推進</u> (1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 (2) 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 (3) 日米地位協定についての取組を行う。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p> <p>政策評価実施予定時期</p>	<p>地域別外交</p> <p>平成26年8月</p>

具体的施策名	1 北米諸国との政治分野での協力推進							
達成すべき目標	日米・日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること							
具体的施策の概要	(1) 日米・日加政府間（首脳・外相レベルを含む）での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 (2) 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。							
測定指標	(1) 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 （測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠） 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国であり、我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟は、アジア太平洋地域の平和と安定にとって極めて重要である。また、日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであり、その関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日米・日加両政府間における緊密な協議・政策調整は不可欠である。 また、日米・日加間の相互理解はより強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流・対話を重層的に強化し、日米・日加間の相互理解を促進することは極めて重要。 なお、外交政策の特性上、目標年度を限定することは困難であるが、継続して米加両国との協力関係を進展させていく。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日） ・第183回国会外交演説（平成25年2月28日）				
	基準	22年度	日米両首脳間では、累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を更に深化・発展させていくことで一致し、二国間のみならず、アジア太平洋地域における課題さらにはグローバルな課題において、緊密に連携した。 日加首脳間では、政治・平和・安全保障分野に関する新たな協力枠組みに合意するとともに、さらなる連携を確認した。					
	施策の進捗状況（目標）	25年度	米国との間では、アジア太平洋地域情勢の戦略環境が大きく変化していることを踏まえ、安全保障面、経済面のみならず地域情勢への対応を含め、幅広い分野で協力関係を強化していく。また、カナダとの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。特に、日加物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉を進める。					
		26年度	我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。 カナダとの緊密な連携をより一層強化する。					
		27年度	同上					
		28年度	同上					
		29年度	同上					
	目標	—	我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。 カナダとの緊密な連携をより一層強化する。					
	(2) 日米・日加間の相互理解の進展							
	基準	—	重層的な日米・日加の交流・対話の実施					
	施策の進捗状況（目標）	25年度	日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。 特に、5000人規模の青少年交流を目指す KAKEHASHI Project を成功させる。					
		26年度	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。					
		27年度	同上					
		28年度	同上					
29年度		同上						
目標	—	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。						
(3) 日米二国間会談数（首脳・外相・次官級・高級事務レベル）（電話会談含む）		基準値	年度ごとの目標値				目標値	
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		29	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映している。						

	(4) 日加二国間会談数 (首脳・外相・次官級・高級事務レベル) (電話会談含む)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		6	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映している。						
	(5) 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合) ①一般の部 ②有識者の部	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		①84% ②90%	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度適切に反映している。						
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等		関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
		補正後 予算額	補正後 予算額		当初 予算額			
		23年度	24年度		25年度			
①北米諸国との政治分野での協力推進 (*)	①日米、日加政府間(首脳、外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施 ②日米・日加両国間における重層的な交流・対話の実施	(1) (3) (4)	57 (42)	85 (202)	50	016		
②日本人若手英語教員米国派遣事業 (23年度)	若手英語教員を約6ヵ月間米国に派遣し、現地の大学で英語教授法を学ばせるとともに、米国での人的交流やホームステイを通じて米国への理解を深め、英語教員の英語指導力及び英語によるコミュニケーション能力の充実を図る。また、この事業は、中長期的な視点に立ち、日米同盟の深化・発展のための国民の幅広い層における相互理解の推進に資するものである。 本事業は文部科学省と外務省の共管事業。	(2) (5) (6)	200 (172)	160 (158)	160	015		

具体的施策名		2 北米諸国との経済分野での協力推進		
達成すべき目標		日米・日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること		
具体的施策の概要		<p>(1) 米国</p> <p>ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。</p> <p>イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。</p> <p>ウ 個別経済問題に対処する。</p> <p>(2) カナダ</p> <p>ア 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。</p> <p>イ TPPや日加EPA交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。</p> <p>ウ 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。</p>		
測定指標	(1) 米国との経済分野での協調の深化		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	22年度	<p>世界経済の情勢変化が進む中、日米が、両国経済のみならず、アジア太平洋地域経済、世界経済の新たな成長を実現し、地球規模の課題に対処するため、経済分野における協力をさらに強化した。具体的には、11月の日米首脳会談の際に、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」を発出し、この一環として、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話、インターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話、日米クリーンエネルギー政策対話及びエネルギー・スマートコミュニティ・イニシアティブを立ち上げた。また、10月の日米外相会談では、レアアース等戦略資源の安定供給確保について協力していくことで一致し、更に、オバマ政権が推進している高速鉄道計画への日本の技術の導入を図るため、ハイレベルから積極的な働きかけを実施したほか、超電導リニアに関する日米協力の推進にも取り組んだ。</p>	<p>世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国・カナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米・日加それぞれの取組が我が国の経済成長及び復興、ひいては世界経済の成長につながるよう対北米地域経済政策を強化していく必要がある。</p> <p>経済面において日米関係を強化・発展させることは日米同盟の深化の観点からも極めて重要である。日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するという目標は、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。</p> <p>カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、農産品の安定的な供給、エネルギー・鉱物資源の安定的な確保といった観点からも重要性が高まっている。そのような中、次官級経済協議や貿易投資対話等の実施を通じ、日加経済枠組みに基づく個別の協力を促進するとともに、日加EPA交渉の進展により二国間関係の更なる活性化と深化を図る必要がある。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)</p>
	施策の進捗状況(目標)	25年度	日米間で、貿易・投資関係を更に深めるとともに、エネルギー、イノベーション、起業、サプライチェーン・セキュリティ、インターネット・エコノミーなどの、様々な分野における協力関係を引き続き推進していく。また、日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていく。	
		26年度	1 日米首脳会談・外相会談等の機会をとらえた具体的成果を積み上げる。 2 日米間の各種経済対話を実施する。	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	1 日米首脳会談・外相会談等の機会をとらえた具体的成果を積み上げる。 2 日米間の各種経済対話を実施する。	
	(2) カナダとの経済分野での協調の深化			
	基準	22年度	日本とカナダは、基本的価値を共有するアジア・太平洋地域におけるパートナー及びG8のメンバーとして幅広い分野で緊密に協力しており、経済分野においては日加次官級経済協議、日加貿易投資対話、協力作業部会等の実施、科学技術、エネルギー・鉱物資源分野等の個別の協力を促進した。具体的には、11月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致したことを受け、平成23年2月には、日加EPAの可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで2度の共同研究会合が開催されるなど、両国の経済関係強化に向け着実な進展を得た。	
施策の進	25年度	日加EPA交渉の着実な進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間		

状況(目標)		でも更なる取組を進める等、個別の協力を強化していく。
	26年度	1 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 2 TPP や日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。 3 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。
	27年度	同上
	28年度	同上
	29年度	同上
目標	—	1 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 2 TPP や日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。 3 日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。

達成手段	2 北米諸国との経済分野での協力推進						
	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額 23年度	補正後 予算額 24年度	当初 予算額 25年度	
①北米諸国との経済分野での協力推進 (*)	(1) 米国 ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。 イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。 ウ 個別経済問題に対処する。 (2) カナダ 日加経済枠組みに基づき、日加両国の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていく。	(1) (2)	12 (4)	11 (6)	6	017	
②日米・日加経済連携関係経費 (25年度)	TPPに関する協議のうち、日米間における協議及び日加 EPA 交渉に関する協議を実施し、日米及び日加間の経済関係の強化を図る。	(1) (2)	—	—	6	新 25-8	
③日米経済新分野協力経費 (25年度)	日米両国間において立ち上げ及び協力の促進について一致したクリーンエネルギー、イノベーション、起業、雇用創出促進、インターネット・エコノミー、サプライチェーン・セキュリティ等の日米間における新たな経済分野についての政策対話を進め、今後の協力のあり方を協議する。	(1) (2)	—	—	4	新 25-9	

具体的施策名	3 米国との安全保障分野での協力推進								
達成すべき目標	日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。もって我が国の安全保障を確保すること。								
具体的施策の概要	(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 (2) 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 (3) 日米地位協定についての取組を行う。								
測定指標	(1) 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
	基準	—	地域の安全保障環境の認識を共有し、右に基づき、同盟深化の協議プロセスにおいて幅広い分野における日米安保協力の推進	(測定指標の選定理由) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要。 (目標（水準・目標年度）の設定の根拠) 日米安保体制の信頼性の向上のためには、幅広い安保分野における両国間の緊密な協力関係を維持、発展させる必要がある。また、日米安保体制の中核である在日米軍の安定的な駐留を確保することは、在日米軍の抑止力により我が国の安全を確保するために不可欠である。そのためには、在日米軍再編の着実な実施やその他の具体的な取組により、在日米軍の効率的・効果的な運用に寄与するとともに、在日米軍の施設・区域が周辺の住民に与える負担を軽減し、周辺住民の理解と支持を得ていくことが重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・「2+2」共同発表(平成24年4月27日) ・第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) ・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)					
	施策の進捗状況(目標)	25年度	日米間で緊密な協議を実施し、幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、一層日米安保体制の信頼性を向上させる。						
		26年度	日米間で緊密に協議し、より一層日米安保体制の信頼性を向上させる。						
		27年度	同上						
		28年度	同上						
		29年度	同上						
	目標	—	日米間で緊密に協議し、より一層日米安保体制の信頼性を向上させる。						
	(2) 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展								
	基準	—	日米両国の緊密な協議のもと在日米軍の再編の着実な実施及び日米地位協定についての取組						
施策の進捗状況(目標)	25年度	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。							
	26年度	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。							
(3) 米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
①一般の部		①89%	基準値程度	同左	同左	同左	同左		
②有識者の部		②93%							
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		日米安保条約に関する米国における対日世論調査の結果は、施策の有効性を測る上で重要な指標であるため。							
達成手段	○：開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円		行政事業レビュー事業番号	
					補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額		
	①米国との安全保	日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つ。日米安保体制を円滑かつ効果的に運用していく上			(1)	81	77	83	018
					(2)	(83)	(75)		

	障分野での協力推進 (*)	で、米国の軍事防衛関係情勢に関する情報収集・調査・分析を行う他、米国政府との協議、在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行っていくことが必要である。	(3)				
--	--------------------	---	-----	--	--	--	--

施策 I-3 中南米地域外交

施策名	中南米地域外交	担当部局名	中南米局	作成責任者名	中米カリブ課長 小林 麻紀
達成すべき目標	<p>中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 中米・カリブ諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じ、中南米全体との関係を強化すること</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化 南米諸国との経済関係を強化すること、国際場裏における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること</p>		目標設定の考え方・根拠	<p>中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に5.9億人の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、我が国にとって、EPA や投資協定、官民連携による市場開拓等経済関係の強化を図ることが重要。また、33か国が地域国際機関等を軸にまとまっており、国際社会において影響力を有している。我が国が、グローバルな課題に取り組む上で中南米地域と協力関係を強化することは重要である。</p>	
施策(具体的施策)の概要	<p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>(1) 経済連携協定(EPA)等の法的枠組みの運用や政府間等の対話を通じた中米・カリブ諸国との経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する中米・カリブ諸国の支持獲得・協力</p> <p>(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進</p> <p>(4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体との関係の強化</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p> <p>(1) 経済連携協定(EPA)や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び子弟の教育問題等への取組の側面支援</p>			政策体系上の位置付け	地域別外交
				政策評価実施予定時期	平成26年 8月

具体的施策名	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化			
達成すべき目標	中米・カリブ諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じ、中南米全体との関係を強化すること			
具体的施策の概要	<p>(1) 経済連携協定 (EPA) 等の法的枠組みの運用や政府間等の対話を通じた中米・カリブ諸国との経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する中米・カリブ諸国の支持獲得・協力</p> <p>(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進</p> <p>(4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体との関係の強化</p>			
測定指標	(1) 貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化			測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、EPA その他の枠組みを通じた経済関係の活性化、首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの人物交流及び文化交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効である。 なお、外交政策の特性上、目標年度を設定することは困難であるが、継続して中南米諸国との協力関係を進展させることが重要である。
	基準	22年度	メキシコとの間で EPA による更なる貿易拡大に向け協議した。また、その他中米諸国との間で経済交流促進のための対話を進めた。	
	施策の進捗状況 (目標)	25年度	中米諸国との間で日・中米フォーラム、カリブ諸国との間で日・カリブ協議を通じ、経済関係の強化を図る。また、6月のアジア中南米協力フォーラム (FEALAC) 外相会合、11月に東京で開催される予定の「日本・ラテンアメリカ・ビジネスフォーラム」において中南米地域全体との経済関係強化を図る。更に、日メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会を開催し、日本企業進出を側面支援する。	
		26年度	メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、フォーラムを通じ、経済関係の強化に努める。	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、フォーラムを通じ、経済関係の強化に努める。	
	(2) 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化			
	基準	22年度	地域会合等も活用し、二国間、多国間の双方から、気候変動等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。	
	施策の進捗状況 (目標)	25年度	要人往来や各種政策協議を通じ、中南米各国との間で、国連改革、気候変動、軍縮・不拡散といった国際的な課題について、国際場裏における連携を強化する。	
		26年度	要人往来や各種政策協議を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する。	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
目標	—	要人往来や各種政策協議を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する。		
(3) 要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展				
基準	22年度	国家元首から若手外交官までの多岐にわたるレベルで人物交流を行った。		
施策の進捗状況 (目標)	25年度	政府要人をはじめ、FEALAC 若手行政官招へい、カリコム若手外交官招へい等、様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。		
	26年度	様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。特に、平成 26 (2014) 年は日・カリブ交流年であり、各種記念行事を実施する。		
	27年度	様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。		
	28年度	同上		

	29年度	同上							
目標	—	様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。							
(4) 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化									
基準	22年度	日・カリコム外相会議、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じて、マルチでの影響力の強化を図った。							
施策の進捗状況(目標)	25年度	FEALAC や日本・中米「対話と協力」フォーラム、日・カリコム協議等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。							
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	FEALAC や日本・中米「対話と協力」フォーラム、日・カリコム協議等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。							
(5) 中米諸国との首脳・外相会談の実施数	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
	21年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	7	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	中南米諸国との関係においては、首脳若しくは外相といったハイレベルによる働きかけが(他地域に比べても)関係強化に取り分け重要な役割を果たす。外交活動の成果を定量的に示すことは難しいが、相手国の政策に影響力の大きい首脳・外相会談の実現は、日々の外交活動の成果の一つであると考えられる。								
達成手段	○:開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額 単位:百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
						23年度	24年度	25年度	
						41 (28)	38 (28)	34	
						019			
①中米カリブ諸国との協力強化(23年度)	1 経済連携協定(EPA)に基づく取組や様々なレベルの対話等による経済関係強化の取組 日墨EPA各種委員会の開催及び日・中米間の経済関係強化に向けた対話の促進を実施する。 本手段を通じて、我が国と中米地域との間の貿易・投資の一層の拡大を進めていく上での条件整備が促進される。			(1)					
	2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 地域国際機関等との対話の場の活用及び国連等国際場裏における協力関係促進のための働きかけを実施する。 中米カリブ23か国との連携の強化は、グローバルな話題に関する我が国の影響力強化につながる。			(2)					
	3 要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進 首脳レベルを含む多様なレベルでの要人往来を促進する。 要人往来を通じて、我が国と中米カリブ諸国との一層の関係強化が図られる。			(3) (5)					
	4 中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化 カリコム、中米統合機構(SICA)等の地域国際機関との協議及び第15回日本・中米「対話と協力フォーラム」の開催を実施する。 カリコム、SICAとの関係強化を通じて、地域・マルチの場での我が国の影響力の増進が期待できる。			(4)					

	<p>5 ラ米・カリブ共同体 (CELAC) , 太平洋同盟, FEALAC や OAS (米州機構) 等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化</p> <p>OAS 等の地域国際機関との関係強化, FEALAC 等の多国間フォーラムへの積極的参加及び CELAC, 太平洋同盟等の中南米地域・準地域機構との関係強化を実施する。</p> <p>中南米における日本の存在感を高める効果が期待できる。</p>	(4)				
②日・中米カリブ交流事業	<p>宮城県で平成 25 (2013) 年 11 月 1 日に開催予定の支倉常長使節団出帆 400 周年記念フォーラム及びレセプションの機会に, 同フォーラム出席者, 関係国大使館関係者などを出席者とするレセプションを実施 (慶長遣欧使節出帆 400 周年記念事業実行委員会と共催) する。</p> <p>平成 26 (2014) 年日・カリブ交流年のオープニング・イベントとして, 同年 1 月頃に都内においてカリブ関係者を対象とするレセプションを実施する。また, 同交流年に先立ち, 関連リーフレットを作成・配布する。</p>	(3)	—	—	3	新 25-10

具体的施策名	2 南米諸国との協力及び交流強化		
達成すべき目標	南米諸国との経済関係及び国際場裏における協力関係を強化し、相互理解を促進すること		
具体的施策の概要	<p>(1) 経済連携協定 (EPA) や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関の選挙等における南米諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び子弟の教育問題等への取組の側面支援</p>		
測定指標	(1) 南米諸国との経済関係強化の進展		
	基準	22年度 ペルーとのEPAが交渉完了、コロンビアとの投資協定が実質合意に至ったほか、ボリビアとの間でリチウム開発に係る言及を含む共同声明に署名した。	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	日・コロンビア投資協定の早期発効、並びに日・コロンビアEPA交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉を促進するとともに、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。また、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。
		26年度	交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。また、南米諸国との間で、引き続き経済交流促進のための対話を促進していく。
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
	目標	—	交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。
	(2) 南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化		
	基準	22年度	所管する4か国の首脳訪日を始めとして、二国間、多国間双方の機会において、気候変動等我が国の立場への理解・支持取付けのための働きかけを行った。
	施策の進捗状況(目標)	25年度	二国間の機会に加え、多国間の機会も活用し、環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について、我が国の立場を説明し、我が国への支持の拡大を引き続き図っていく。
		26年度	二国間の機会に加え、多国間の機会も活用しつつ、様々な国際的な問題について、我が国の立場を説明し、我が国への支持の拡大を引き続き図っていく。
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
目標	—	二国間、多国間の双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。	
(3) 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展			
基準	22年度	ブラジルとの間で、第3回司法作業部会を開催したほか、社会保障協定への署名を行った。	
施策の進捗状況(目標)	25年度	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について、適用を着実に確保する等、引き続き両国間の連携を深めていく。	
	26年度	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、両国間	
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		<p>南米諸国との協力及び交流の強化のためには、EPAその他の枠組みを通じた経済関係の活性化、首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効。</p> <p>なお、外交政策の特性上、目標年度を設定することは困難であるが、継続して中南米諸国との協力関係を進展させることが重要。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>・第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日)</p> <p>・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)</p>	

		の連携を深めていく。							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、司法作業部会等の対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。							
(4) 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
	21年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	5	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		中南米諸国においては、首脳や外相等へのハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要な役割を果たすため。							
達成手段	○：開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
					補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額		
					23年度	24年度	25年度		
①南米諸国との協力強化 (23年度)	1	南米諸国との経済関係強化のための取組 二国間経済関係協定の締結に向けた取組及び南米諸国からのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた対話を推進する。 日コロンビア投資協定の発効に向けた手続きの完了、要人往来を通じた対話の機会の確保 本取組を通じて、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大を進めていく上での環境整備が促進される。			(1)	35 (18.5)	45 (38)	39	020
	2	南米諸国との国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 国連総会等の国際会議の場における働きかけ及び我が国の立場を説明し、支持を拡大するために国際会議、地域会議を積極的に活用を実施する。 南米10か国との連携の強化は、グローバルな課題に関する我が国の影響力強化につながる。			(2) (4)				
	3	在日南米人を巡る諸問題への取組 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けた取組の推進及び二国間条約締結に向けた交渉を実施する。 本取組を通じて、南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題の解決に向けた取組が促進される。			(3)				

施策 I - 4 欧州地域外交

施策名	欧州地域外交	担当部局名	欧州局	作成責任者名	政策課長 原 圭一
達成すべき目標	<p>基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p><u>1 欧州地域との総合的な関係強化</u></p> <p>基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること</p> <p><u>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進</u></p> <p>対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済をはじめとする関係を維持・強化すること、及び共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること</p> <p><u>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</u></p> <p>領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すと同時に、幅広い分野における日露関係を進展させること</p> <p><u>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</u></p> <p>中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること</p>		<p>目標設定の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、世界経済、テロとの闘い、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、エネルギー安全保障等のグローバルな課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。 アジア太平洋地域における重要な隣国同士である日本とロシアが、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、変化の激しい同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野において連携を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。 地政学的に重要であり、且つ、資源外交上も重要な中央アジア・コーカサス地域の安定と繁栄に協力することは我が国と同地域の双方にとり有益。 <p>(根拠)</p> <p>第183回国会外交演説(平成25年2月28日)等</p>		
施策の概要	<p><u>1 欧州地域との総合的な関係強化</u></p> <p>(1) 欧州地域(各国、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会(CoE))との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。</p> <p>(2) 欧州各国との社会保障協定、租税条約、刑事共助条約及び税関相互支援協定の締結・改正協議を継続する。</p> <p>(3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。</p> <p><u>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進</u></p> <p>(1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。</p> <p>(2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。</p> <p>(3) 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。</p> <p><u>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</u></p> <p>(1) 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。</p> <p>(2) 平和条約締結交渉を推進し、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。</p> <p>(3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。</p> <p>(4) 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。</p> <p>(5) 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。</p> <p>(6) 各種招へい事業、交流事業等を実施する。</p>			<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>地域別外交</p> <p>平成26年8月</p> <p>政策評価実施予定時期</p>

4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

- (1) 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- (2) 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- (3) 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

具体的施策名	1 欧州地域との総合的な関係強化				
達成すべき目標	基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること				
具体的施策の概要	<p>(1) 欧州地域（各国、EU、NATO、OSCE、CoE）との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。</p> <p>(2) 欧州各国との社会保障協定、租税条約、刑事共助条約及び税関相互支援協定の締結・改正協議の継続、及びPNR協定締結協議開始に向けた検討を行う。</p> <p>(3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。</p>				
測定指標	(1) 欧州地域との総合的な対話・協力の進展			<p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</p> <p>（測定指標の選定理由）</p> <p>欧州の各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流により国際社会の諸課題に関する共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠であるため。</p> <p>（目標（水準・目標年度）設定の根拠）</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して域内各国・国際機関との協力関係を進展させることが重要。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等）</p> <p>第183回国会外交演説等</p>	
	基準	—	日EU定期首脳協議やNATO、OSCE、アジア欧州会合（ASEM）における協力といった欧州各国及び国際機関との関係強化		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	日EU定期首脳協議及びASEM第11回外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。特に、EUとの関係では、EPA及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉を前進させる。		
		26年度	日EU定期首脳協議及びASEM首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。		
		27年度	日EU定期首脳協議及びASEM外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。		
		28年度	日EU定期首脳協議及びASEM首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。		
		29年度	日EU定期首脳協議及びASEM外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。		
	目標	—	欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。		
	(2) 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展				
	基準	—	社会保障協定、租税条約、税関相互支援協定などの欧州各国との法的枠組みの整備		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改訂に向けた作業を実施する。		
		26年度	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改訂に向けた作業を実施する。		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
	目標	—	欧州各国との法的枠組みを整備する。		
	(3) 人的ネットワーク構築の進展				
	基準	—	日本の専門家の派遣等による知的交流の促進及び招へいプログラムの実施		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	日EU共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招へいプログラムを実施する。具体的には、EU東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障環境をテーマに、リトアニアに有識者を派遣し、日EU共同シンポジウムを開催する。また、関係者の能力強化を目的とした、日EU国境管理会合をタジキスタンにて実施する。		
		26年度	日EU共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招へいプログラムを実施する。		
27年度		同上			
28年度		同上			
29年度		同上			
目標	—	人的交流を円滑に実施する。			
(4) ①政治・安保分野における協議・					
	基準値	年度ごとの目標値		目標値	

対話の実施回数	21年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
②シンポジウム、セミナー等の開催回数	①8	①19	①19	同左	同左	同左	—
③知的交流事業における派遣者数	②2	②3	②3				
④日 EU 政策策定者セミナー参加者数	③4	③6	③3				
⑤日 EU 共同シンポジウム参加者数		④- ⑤40	④40 ⑤40				
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	欧州地域との関係を定量的に示すことは困難であるが、本指標の数値は同関係に関する状況を測る上で、有益な参考となる。25年度の目標値は過去3年間の実績の平均とした。						

達成手段	1 欧州地域との総合的な関係強化						
	○：開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額, 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
				23年度	24年度	25年度	
①欧州地域との総合的な関係強化（*）	<p>1 欧州地域（各国, EU, NATO, OSCE, CoE）との政治面での対話</p> <p>EU との関係においては、日 EU 定期首脳協議、日 EU 外相協議及び日 EU 政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。また、NATO の関係では、日・NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCE 及び CoE との関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。</p> <p>欧州地域との政治的対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。</p> <p>2 欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議</p> <p>各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。</p> <p>租税条約及び社会保障協定は、日欧間の投資・人の移動を促進する上で、また、刑事共助条約及び税関相互支援協定は、犯罪対策等の分野における欧州各国との連携を強化する上で重要であり、これら条約・協定の締結・改正により欧州各国との法的枠組みを整備する。</p> <p>3 人的・知的交流の促進</p> <p>日 EU 共同シンポジウム、日 EU 政策策定者セミナー、及び日 NATO セミナーなどの開催、有識者の派遣、招へいを実施する。</p> <p>欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。</p> <p>4 ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進</p> <p>アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、</p>	(1) (4)	60 (59)	31 (23)	30	021	

	<p>両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEMの各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の中で議論を深めつつ、協力関係を構築する。</p> <p>ASEMの各種会合への建設的関与とASEMの各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

具体的施策名	2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進							
達成すべき目標	対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済をはじめとする関係を維持・強化すること、及び共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること							
具体的施策の概要	(1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。 (2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。 (3) 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。							
測定指標	(1) 政府間対話の進展						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) 国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧及び中・東欧諸国と関係を強化していくためには、政府間対話、共通の諸課題に関する政策調整・協力及び民間の人的・知的交流それぞれの進展が不可欠であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外交政策の特性上、特定の水準や目標年度を設定することができないが、継続して政府ハイレベル間の対話、事務レベルの協議、民間の人的・知的交流を実施していくことが重要なため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第177回及び第183回国会外交演説	
	基準	23年度	要人往来や国際会議の機会の首脳・外相会談を通じた政府ハイレベル間対話の進展					
	施策の進捗状況(目標)	25年度	英国(平成25年G8議長国)やフランス(対日重視のオランダ政権)、ドイツ(欧州最大の経済大国)、オランダ(法の支配を重視)等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。					
		26年度	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。					
		27年度	同上					
		28年度	同上					
		29年度	同上					
	目標	—	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。					
	(2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展							
	基準	23年度	次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展					
	施策の進捗状況(目標)	25年度	頻繁な事務レベルの協議を通じて、地域情勢やサイバー等二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。					
		26年度	頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。					
		27年度	同上					
		28年度	同上					
		29年度	同上					
	目標	—	頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。					
	(3) 民間の人的・知的交流の進展							
	基準	23年度	有識者や一般市民、政府関係者等の参加を得た、シンポジウムや調査・研究等を通じた民間の人的・知的交流の促進。周年関連事業の成功裏の実施					
	施策の進捗状況(目標)	25年度	日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日本スペイン交流400周年を成功裏に実施する。					
		26年度	日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日スイス外交関係樹立150周年を成功裏に実施する。					
27年度		日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。						
28年度		同上						
29年度		同上						
目標	—	シンポジウム、調査・研究等を通じて、民間の人的・知的交流を推進する。						
(4) 西欧及び中東欧諸国との	基準値	年度ごとの目標値					目標値	
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	①首脳間・外相間協議の数	①38	—	—	—	—	—	—
	②事務レベル協議の数	②33	—	—	—	—	—	—
③シンポジウム等の数	③15	—	—	—	—	—	—	

	(5) 日本側の要人(外務省政務) 訪欧数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		15	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
	測定指標(4)及び(5)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	西欧及び中・東欧諸国との協力を定量的に示すことは困難であるが、首脳間・外相間の協議の数、事務レベル協議の数、シンポジウム等の数、日本側の要人(外務省政務)訪欧数はその協力関係進展に資する動きの一部を間接的に表すものとして有用である。						
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号	
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額		
				23年度	24年度	25年度		
	①西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化 (*)	<p>1 西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進 要人往来や国際会議等の機会をとらえて、政府間の対話を実施することは、西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進に直結している。</p> <p>2 共通の諸課題に関する協議・政策調整 二国間の協力案件や懸案、軍縮・不拡散、国連安保理改革といった国際社会の問題、日EU間の事項等の共通の諸課題について、政策調整・協力を進めること自体が具体的施策の目的となっている。</p> <p>3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進 周年事業や賢人会議、共同研究・調査等を支援・活用することにより、民間の人的・知的交流を維持・促進に寄与する。</p> <p>4 貿易投資・経済関係の協力推進、ビジネス環境の整備を促進 各種経済協議の枠組み等を用いて、両国間の貿易・投資関係推進について意見交換を行うことにより、経済分野の政策調整に資するだけでなく、民間の交流も促進することができる。</p>	(1) (4) (5)	63 (40)	68 (49)	54	022	
	②日スイス国交樹立150周年記念事業関係 (25年度)	スイスとの外交関係樹立から150年目にあたる平成26年を「日・スイス交流150周年」と位置づけ、両国の絆と協力の重要性をアピールするとともに、今後の協力関係強化に向け、日スイス双方において各種記念行事を実施する。	(3)	—	—	5	新25-11	
	③日・ウクライナ原発事故後協力協定関係費 (25年度)	<p>チェルノブイリ原子力発電所事故の経験を有するウクライナとの間で締結した協力協定に基づき、事故後に執った対応措置に関する情報共有を得て、我が国の福島第一原子力発電所事故後の対応に役立てることを目的とする。</p> <p>平成24年5月に締結された日ウクライナ原発事故後協力協定に基づき、合同委員会を実施する。関係省庁間の人脈形成及び情報交換等を実施し、福島第一原子力発電所事故後の対応に活かす。また、合同委員会やワークショップの開催を通じて、日本側のニーズを踏まえつつ、福島第一原子力発電所事故後の対応に資する各省とウクライナ側機関との共同研究の可能性を探る。</p>	(1) (2)	—	—	4	新25-12	

具体的施策名	3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展				
達成すべき目標	領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること				
具体的施策の概要	<p>(1) 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。</p> <p>(2) 平和条約締結交渉を推進し、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。</p> <p>(3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。</p> <p>(4) 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。</p> <p>(5) 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。</p> <p>(6) 各種招へい事業、交流事業等を実施する。</p>				
測定指標	(1) 政治対話の深化			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	—	首脳・外相会談を含むハイレベル対話の成功裏の実施及び議員や議会对話の成功裏の実施		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会对話を成功裏に実施する。安全保障分野での日露協力を進展させる。		
		26年度	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会对話を成功裏に実施する。安全保障分野での日露協力を進展させる。		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
	目標	—	首脳会談を始めとするハイレベル対話を実施するとともに、議会・議員間交流を進展させる。		
	(2) 平和条約交渉				
	基準	—	平和条約締結交渉を継続し、四島交流・四島住民支援事業等の実施		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。		
		26年度	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
	目標	—	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。		
	(3) 貿易経済分野における協力				
	基準	—	貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合の成功裏の実施		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	貿易経済日露政府委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。日本企業のロシア進出支援を一層推進する。		
		26年度	同上		
27年度		同上			
28年度		同上			
29年度		同上			
目標	—	エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。			
(4) 国際舞台における協力					
基準	—	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話の推進			
施策	25年度	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。ア			

の進捗状況(目標)		アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	26年度	同上
	27年度	同上
	28年度	同上
	29年度	同上
目標	—	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際舞台における協力を推進する。
(5) 防衛・治安分野における関係の発展		
基準	—	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、及び治安当局間交流の推進
施策の進捗状況(目標)	25年度	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ、安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じ信頼関係を構築する。
	26年度	同上
	27年度	同上
	28年度	同上
	29年度	同上
目標	—	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、及び治安当局間交流といった防衛・治安分野における関係を発展させる。
(6) 文化・国民間交流の進展		
基準	—	文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業等招へい・交流事業等の推進
施策の進捗状況(目標)	25年度	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	26年度	同上
	27年度	同上
	28年度	同上
	29年度	同上
目標	—	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。

達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
①「北方領土復帰期成同盟」補助金(昭和40年度)		北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期成同盟による補助金事業を通じ、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。	(1) (2)	40 (40)	40 (40)	40	026
②ロシアとの平和条約締結交渉を含む二国間関係の強化(＊)		ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案である北方領土問題について北方四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結することを目指した努力を行うことは、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	210 (206)	194 (192)	197	025
③在ロシア		日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする	(2)	504	441	415	023

<p>日本センター事業を含む日露経済関係の強化 (*)</p>	<p>各種研修事業を実施することにより、露側経済人に対日関係増進の有益性と重要性を認識させるのに加え、親日的実務家を育成し、あわせて、日露両国の企業、地方自治体、経済団体等に対する支援を行い、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨益せしめるとともに、平和条約締結交渉のための環境整備に貢献することは、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。</p>		(474)	(433)		
<p>④日米露三極会合開催経費 (25年度)</p>	<p>日米露の政府関係者・有識者が、アジア太平洋地域の安全保障を中心テーマとして、この地域の脅威をどのように認識しているか、また将来のアジア太平洋地域の安全保障はどうあるべきかといった視点から議論を積み重ね、安全保障分野における相互理解と信頼醸成の深化を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。</p>	(2) (5)	-	-	8	新 25-13
<p>⑥北方四島住民との交流 (*)</p>	<p>四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び本邦各地に招へいすること、四島在住ロシア人を対象に、①患者受入れ（四島から受入要請のあった四島在住ロシア人患者のうち、受入可能な患者を北海道の医療機関で受け入れ、必要な検査、治療及び投薬等を行っている。）、②医師・看護師等研修（四島在住の医師や看護師等（医療技術者含む）に対し、北海道本島における医療機関において、総合的な研修を実施している。）、③医療支援促進事業（我が国の医療専門家（医師、医療コンサルタント等）を北方四島に派遣し、現地医療事情を調査させ四島住民の医療ニーズをより正確に把握するとともに、可能な範囲で現地での医療指導を実施すること、また、四島からの患者、医師・看護師等を受け入れる北海道における医療機関の受入れ体制を調査させ、より効率的な支援事業の実施を図り、更には、将来の遠隔医療等を視野に入れた緊急医療支援のスキーム構築に関する提言を含む報告書を作成させることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係の強化に最も有益な方策である。</p>	(2)	233 (215)	278 (269)	294	024

具体的施策名	4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化							
達成すべき目標	中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域協力を促進すること							
具体的施策の概要	(1) 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。 (2) 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。 (3) 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。							
測定指標	(1) 各国との対話・交流等の進展			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
	基準	—	要人往来、政務協議及び招へいの実施	(測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の根拠) 中央アジア・コーカサス諸国との関係強化や中央アジアの地域協力促進にとって要人往来、政務協議及び招へいを通じた対話の促進が不可欠であるため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 「中央アジア+日本」対話行動計画（平成18年6月）、「中央アジア+日本」対話・第4回外相会合共同声明（平成24年11月）等				
	施策の進捗状況（目標）	25年度	要人往来の機会を活用して二国間関係を強化する。政務協議においては、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力のあり方等について積極的に議論する。招へいを実施し、各国との実務交流・知的交流の裾野を拡大する。					
		26年度	同上					
		27年度	同上					
		28年度	同上					
		29年度	同上					
	目標	—	要人往来、政務協議及び招へいを実施する。					
	(2) 「中央アジア+日本」対話の進展			平成22年8月に開催された「中央アジア+日本」対話・第3回外相会合（タシケント：ウズベキスタン）において、本件会合開催のルールについて合意が図られたため。				
	基準	—	「中央アジア+日本」対話の実施		(根拠となる閣議決定、政府方針等) 「中央アジア+日本」対話・第3回外相会合共同プレスリリース（平成22年8月）等			
施策の進捗状況（目標）	25年度	「中央アジア+日本」対話 SOM 会合を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。具体的には、中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方について、方向性を確認することを目指す。						
	26年度	「中央アジア+日本」対話外相会合を実施し、中央アジアにおける地域協力を進展させる。						
	27年度	同上						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
目標	—	「中央アジア+日本」対話を実施する。						
(3) 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数		基準値	年度ごとの目標値				目標値	
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		0	—	—	—	—	—	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		中央アジア・コーカサス諸国との協力関係を定量的に示すことは困難であるが、首脳・外相間の協議の数はその協力関係進展に資する動きの一部を間接的に表すものとして有用である。						
(4) (参考指標) 中央アジア・コーカサス諸国との貿易額（財務省貿易統計による）（単位：億円）								
達成手段	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
	〇：開始年度				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
	①中央アジア・コーカサス諸国との	1 二国間関係の強化（資源外交・日本企業支援を含む） ハイレベルの要人往来・政治対話を行う。 政府との協議や働きかけを通じて、資源分野を中心に		(1)	21 (10)	20 (18)	18	028

関係強化 (*)	<p>日本企業の活動を支援する。</p> <p>2 各国との対話の継続・促進, 経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援</p> <p>地政学的重要性を有し, また, エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国, エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国の外交当局者との協議を行う。</p> <p>中央アジア・コーカサス諸国の持続的発展のため, 各国との協議や経済協力を通じて民主化・市場経済化を支援する。</p>	(1) (2) (3)				
	<p>3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進</p> <p>平成16年8月に立ち上げた「中央アジア+日本」対話の枠組みで外相会合, 高級実務者会合, 分野別協議を開催する。</p> <p>中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。</p>	(2)				
	<p>4 人的, 知的交流の促進</p> <p>中央アジア諸国の有識者を我が国に招へいし, 我が国有識者と忌憚のない意見交換を行う。</p> <p>中央アジア諸国の将来を担う若手外交官や青年を招へいする。</p>	(1)				

施策 I - 5 中東地域外交

施策名	中東地域外交	担当部局名	中東アフリカ局	作成責任者名	中東第一課長 向 賢一郎
達成すべき目標	<p>中東・北アフリカ地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 中東地域安定化に向けた働きかけ 中東和平を実現させ、イラク及びアフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対処すること</p> <p>2 中東諸国との関係の強化 対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、湾岸協力理事会(GCC)諸国）との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>中東・北アフリカ地域は国際通商上の重要な海上ルートを擁し、大量の石油及び天然ガスを供給している。エネルギー供給の多くを同地域に頼る我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。加えて、平成22年末からの同地域での大規模デモを契機とした政情不安、及びその後の民主的体制への移行、中東和平問題、アフガニスタン・イラクの復興、イランの核問題、北アフリカ地域の安定等国际社会全体にとって共通の課題を多く抱える同地域の諸問題に、国際社会の一員として積極的に貢献することは不可欠。また、中東・北アフリカ地域は目覚ましい勢いで経済発展を遂げており、我が国の経済成長のためにも同地域と経済関係を強化することは有益。</p> <p>・第183回国会における大臣の外交演説（平成25年2月28日） ・衆議院安全保障委員会における大臣の所信表明演説（平成25年3月15日） ・衆議院海賊・テロ特別委員会における大臣の所信表明演説（平成25年4月1日）</p>	政策体系上の位置付け	地域別外交
施策の概要	<p>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</p> <p>(1) 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、今後の同諸国の改革努力の支援を含め、国際社会と連携する。</p> <p>(2) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。</p> <p>(3) イラクの安定・復興に貢献する。</p> <p>(4) アフガニスタンの安定・復興に貢献する。</p> <p>(5) イランとの伝統的な関係を基盤とした働きかけを行う。</p> <p>(6) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。</p> <p>2 中東諸国との関係の強化</p> <p>(1) 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。</p> <p>(2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。</p> <p>(3) 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。</p>			政策評価実施予定時期	平成26年8月

具体的施策名	1 中東地域安定化に向けた働きかけ	
達成すべき目標	中東和平を実現させ、イラク及びアフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対処すること	
具体的施策の概要	<p>(1) 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、今後の同諸国の改革努力の支援を含め、国際社会と連携する。</p> <p>(2) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。</p> <p>(3) イラクの安定・復興に貢献する。</p> <p>(4) アフガニスタンの安定・復興に貢献する。</p> <p>(5) イランとの伝統的な関係を基盤とした働きかけを行う。</p> <p>(6) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。</p>	
測定指標	(1) 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	
	基準	22年度
	25年度	引き続き、イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議を活発に行うとともに、対パレスチナ支援、信頼醸成措置等を着実に実施していく。
	26年度	同上
	27年度	同上
	28年度	同上
	29年度	同上
目標	—	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。
(2) イラク・アフガニスタンの復興の進展		
基準	22年度	<p>1 イラク</p> <p>イラクでは平成22年に主要政治勢力が参加する新政権が樹立した。治安状況は平成19年夏以降相対的に改善傾向にある。米軍は平成23年12月に撤退した。石油生産量は平成15年以前のレベルに回復し、欧米企業等が積極的に進出している。</p> <p>2 アフガニスタン</p> <p>平成21年11月に日本は新たなアフガニスタン支援策を発表した。そこでは①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②元タリバーン末端兵士の社会への再統合、③アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援の3つを柱とし、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成21年から概ね5年間で、最大約50億米ドル程度までの規模の支援を行うことを決定した。</p>
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠		
<p>(測定指標の選定理由)</p> <p>中東・北アフリカ地域の安定は、国際社会全体の平和と安定にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ、エネルギーの多くを同地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要な問題であり、同地域の主要な問題の解決に向けた我が国の具体的取組や支援等の進捗状況は、我が国の貢献を測る上で重要な測定指標となるため。</p> <p>(目標（水準・目標年度）設定の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して域内各国との協力関係を進展させることが重要である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第183回国会における大臣の外交演説（平成25年2月28日） ・衆議院安全保障委員会における大臣の所信表明演説（平成25年3月15日） 		

施策の進捗状況(目標)	25年度	1 イラク イラク政府関係者招へい、政策協議、日イラク経済関係強化の枠組み構築、日本企業進出支援等を実施する。 2 アフガニスタン 平成26年完了を目標に、平成23年7月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としない。	日) ・衆議院海賊・テロ特別委員会における大臣の所信表明演説(平成25年4月1日)				
	26年度	アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としない。					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	1 イラク イラクを中東における穏健・安定勢力として発展させる。 2 アフガニスタン 東京会合での成果を踏まえアフガニスタン支援を着実に実施する。					
(3) イランの核問題への対処							
基準	22年度	我が国は、イランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、「対話」と「圧力」のアプローチを取り、政治レベルの対話や特使派遣も活用し、独自の関係に基づいた働きかけを行った。(他方、イランへの「圧力」が、イランとEU3+3との間の建設的な「対話」に必ずしも結び付いていない。)					
施策の進捗状況(目標)	25年度	日・イラン定期協議(政治(次官級・局長)、人権、領事等)を着実に実施し、様々な機会を活用してイランへの働きかけを実施する。					
	26年度	同上					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	日イラン次官級協議、局長協議、人権対話、領事当局間協力等を着実に実施することにより、伝統的関係を維持しつつ、同関係に基づき、様々な機会を通じて、イランへの働きかけを実施する。					
(4) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援							
基準	—	ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援の実施					
施策の進捗状況(目標)	25年度	シリアについては、引き続き、シリア政権側への圧力(制裁)、難民等に対する人道支援を継続するとともに、国際社会の中でも主導的な役割が果たせるよう努力する。北アフリカについては、アルジェリアでのテロ事件の検証を踏まえ、同地域での情報収集体制及び日本企業の安全確保に努めていく。また、エジプト、チュニジア等、内政が不安定な国々に対して、改革勢力を後押しするための支援を継続していく。					
	26年度	同上					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。					
(5) 中東和平実現の取組に係る我が国要人の往訪数及び中東和平関係諸国要人の往来数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	4	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
(6) 対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	21年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—

総額（万ドル）	6,887	約6,000	同左	同左	同左	同左	—
（７）対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議数（回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等）	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	4	6	同左	同左	同左	同左	—
（５）～（７）の測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	中東和平の実現に向けた我が国の取組において、イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、信頼醸成と並んで、自立したパレスチナ国家を建設するための支援は主柱のひとつである。支援の実施やその規模のみならず、パレスチナ及びパレスチナ支援国との協議により、支援のあり方をさらに検討し、パレスチナ及び関係国の関与を促進することが重要であるため。						

達成手段	（）：開始年度	達成手段の概要	関連する指標	括弧内執行額, 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
①中東和平に向けた働き（10年度）		1 「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催 「平和と繁栄の回廊」構想は、平成18年7月に中東諸国を訪問した小泉総理（当時）が提唱したもの。本構想は将来のイスラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国の中東和平推進施策の中でも中心的な取組であり、日本のODAも活用しつつ、日本に加え、イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダン間の地域協力を通じて本構想を推進する。	(1) (5) (6) (7)	54 (49)	53 (40)	44	029
		2 政治的な中東和平の推進 ①我が国要人（中東和平担当特使等）をイスラエル・パレスチナをはじめとする当事国や米国・ロシア・EUおよび東アジア諸国等関係国に派遣し、それら諸国の要人に直接働きかけ、中東和平実現に向けた働きかけを行う。 ②G8との共同事業として、拡大中東・北アフリカ諸国の政治的、経済的、社会的分野における自発的な改革努力を促す。	(1) (5) (6) (7)				
		3 中東和平推進のための信頼醸成措置 米国を中心とする国際社会が中東和平実現に向けて最大の努力を行っていくことが確実である。このような時期にこそ、わが国がこれまでの信頼醸成会議の経験を踏まえ、二国間の平和共存に向けた、イスラエルとパレスチナが対話し協力を進めていくための場を提供することはわが国の政治的働きかけを強化するためにも極めて重要である。かかる観点から、いわゆる「未来対話事業」を目的として、イスラエル・パレスチナ双方の関係者を我が国に招へいし我が方を含む関係者を交えた意見交換を開催し、一刻も早い和平合意の実現に向け、両者間の相互信頼醸成を構築するとともに具体的な協力進展に寄与する。	(1) (5) (6) (7)				
		4 対パレスチナ支援の推進 国際社会全体にとっての大きな問題である中東和平実現のため、その重要な構成要素である対パレスチナ支援に関し、我が国として適切な支援を行い、その貢献を対外的に示すために、主要ドナー国が頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会（AHLIC）等に出席して多数の関係者と緊密な意見交換や政策調整を行うほか、日本企業の	(1) (5) (6) (7)				

	幹部によるパレスチナ自治区の視察等を通じてパレスチナとの関係構築を図る。					
	5 中東諸国における外交政策 中東諸国に対する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整等を行うため、①在アルジェリア邦人に対するテロ事件等を受けた中東情勢の実態調査、②中東研究専門誌の購入等のきめ細かい情報収集を通じて、日常的な情報収集・蓄積、流動する国際情勢に機敏に対応し、時宜を得た対応を行うために必要な公開情報の収集、現地調査を行う。	(4)				
②アフガン復興支援会合 (15年度)	アフガニスタンの持続的発展を支援し、再びテロの温床としないことは、我が国を含む国際社会全体の安全と繁栄を確保するためにも極めて重要であるとの観点から、アフガニスタンの安定化に資する国際会議を日本で開催する。	(2)	8 (5)	40 (30)	5	030

具体的施策名	2 中東諸国との関係の強化			
達成すべき目標	対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCC）との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること			
具体的施策の概要	<p>(1) 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。</p> <p>(2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。</p> <p>(3) 湾岸協力理事会（GCC）諸国側の要望に応える形で的人造りに協力する。</p>			
測定指標	(1) 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化		<p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</p> <p>(測定指標の選定理由)</p> <p>中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、これら諸国との交流・対話の深化の進捗は、重要な指標となるため。</p> <p>また、エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、経済関係の中長期的な強化に向けた各種の取組も、中東諸国との関係の強化を測る上での重要な指標となるため。</p> <p>(目標（水準・目標年度）の設定の根拠)</p> <p>中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資することにつながるという点で必要である。</p> <p>また、エネルギーの確保の観点から、中東・イスラム諸国との経済関係を中長期的視点で強化することは重要である。</p>	
	基準	22年度		10月に中東和平青年招へい、7月に日アラブ女性交流（招へい）、12月に第2回日本・アラブ経済フォーラム、3月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めた。
	施策の進捗状況（目標）	25年度		イスラエル・パレスチナ合同青年招へい、日アラブ女性交流、第3回日アラブ経済フォーラムを実施する。
		26年度		同上
		27年度		同上
		28年度		同上
		29年度		同上
	目標	—		我が国と中東・イスラム諸国との相互理解を深化させる。
	(2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化			
	基準	22年度		<p>1 二国間投資協定 クウェートとの投資協定については、4月から計3回の交渉会合を開催し、11月には協定案につき実質合意に至った。</p> <p>2 租税条約</p> <p>(1) 平成22年2月に署名を行ったクウェートとの租税条約については、5月に我が国の国会承認を得て、発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかけた。</p> <p>(2) サウジアラビアとの租税条約については、必要な両国の確認作業を了し、11月に東京において、前原外務大臣（当時）及びアッサーフ・サウジアラビア財務大臣との間で署名を行った。</p>
	施策の進捗状況（目標）	25年度		日トルコ EPA を含め各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。
		26年度		同上
		27年度		同上
		28年度		同上
29年度		同上		
目標	—	各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。		
(3) 中東地域産油国（特にGCC諸国）との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施				
基準	22年度	カタールとの合同経済委員会の開催、大型インフラ輸出の支援・推進、要人往来の推進、交流事業等を通じた関係を強化した。		
施策の進捗状況（目標）	25年度	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会をとらえて、合同経済委員会を開催し、大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。		
	26年度	同上		
	27年度	同上		
	28年度	同上		
	29年度	同上		
目標	—	閣僚級による二国間合同委員会を開催するとともに、大型インフ		

		ラ輸出を推進し、各国との関係強化を行う。					
(4) 中東諸国との関係強化に係る事業実施数（中東和平青年招へい、日アラブ女性交流、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等）	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	4	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
(5) 中東諸国との関係強化に係る要人の往訪・往来数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	20	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
(4) 及び (5) の測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	我が国と中東諸国との関係を今後さらに強化していくためには、我が国と各国要人の往訪・往来という政治的交流に加えて、経済的フォーラム等を通じた経済関係の深化や、青年招へい事業や女性交流事業を通じた国民レベルの交流など、多局面におけるアプローチが重要であるため。						
(6) 経済条約の締結数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	1	2	3	2	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	民間企業の要望に応え、これまでも積極的に投資協定及び租税条約等の経済条約の締結に向けて取り組んでおり、今後も右取組みを続け二国間の経済活動を活発化すべく、測定指標を選定。 現在多数の国と交渉を行っているが、29年度までは、各年度における主要な所管国との締結手続の実施・推進を目標にすべきと考えられる。						
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要	関連する指標	単位：百万円、括弧内執行額			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
				(1)	(3)	(4)	
①中東地域諸国との関係強化 (13年度)	1	イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナー（旧文明間対話、旧未来対話） 湾岸戦争から10年以上が経過し、イラクからの米軍の撤退、その他湾岸諸国での同軍のプレゼンスの継続、イランによる核開発疑惑と国際社会との緊張関係の発生、ペルシャ湾やホルムズ海峡の安全航行問題、「アラブの春」の余波を受けた治安問題等、湾岸地域の安全保障の現状は新たな紛争の危機を孕んだ曲がり角に差し掛かっている。我が国としても、これらの現状及び中長期的な分析、並びに湾岸諸国の政権の安定性について冷静な分析を行うためには、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握し、同諸国と意見交換を行うことが、戦略的な対湾岸中東政策の策定及び万が一の危機に備えておくために極めて有益であると言える。	(1)	23	41	41	031
		湾岸戦争から10年以上が経過し、イラクからの米軍の撤退、その他湾岸諸国での同軍のプレゼンスの継続、イランによる核開発疑惑と国際社会との緊張関係の発生、ペルシャ湾やホルムズ海峡の安全航行問題、「アラブの春」の余波を受けた治安問題等、湾岸地域の安全保障の現状は新たな紛争の危機を孕んだ曲がり角に差し掛かっている。我が国としても、これらの現状及び中長期的な分析、並びに湾岸諸国の政権の安定性について冷静な分析を行うためには、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握し、同諸国と意見交換を行うことが、戦略的な対湾岸中東政策の策定及び万が一の危機に備えておくために極めて有益であると言える。	(3)	(16)	(21)		
		湾岸戦争から10年以上が経過し、イラクからの米軍の撤退、その他湾岸諸国での同軍のプレゼンスの継続、イランによる核開発疑惑と国際社会との緊張関係の発生、ペルシャ湾やホルムズ海峡の安全航行問題、「アラブの春」の余波を受けた治安問題等、湾岸地域の安全保障の現状は新たな紛争の危機を孕んだ曲がり角に差し掛かっている。我が国としても、これらの現状及び中長期的な分析、並びに湾岸諸国の政権の安定性について冷静な分析を行うためには、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握し、同諸国と意見交換を行うことが、戦略的な対湾岸中東政策の策定及び万が一の危機に備えておくために極めて有益であると言える。	(4)				
①中東地域諸国との関係強化 (13年度)	2	対湾岸諸国関係強化 湾岸諸国から原油の7割強を輸入する我が国として、エネルギー安全保障を視野に入れ、引き続き同諸国との協力関係を強化する。	(4)				031
		湾岸諸国から原油の7割強を輸入する我が国として、エネルギー安全保障を視野に入れ、引き続き同諸国との協力関係を強化する。	(5)				
		湾岸諸国から原油の7割強を輸入する我が国として、エネルギー安全保障を視野に入れ、引き続き同諸国との協力関係を強化する。	(6)				
①中東地域諸国との関係強化 (13年度)	3	中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めることは、我が国と同地域の経済外関係の強化につながり、ひいては同地域の安定のための支援にも資する。25年度は、引き続き日・トルコ EPA や日アルジェリア投資協定等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続するとともに、開始が決定された日・トルコ社会保障協定締結交渉及び日・モロッコ投資協定締結交渉に取り組む。	(2)				031
		中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めることは、我が国と同地域の経済外関係の強化につながり、ひいては同地域の安定のための支援にも資する。25年度は、引き続き日・トルコ EPA や日アルジェリア投資協定等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続するとともに、開始が決定された日・トルコ社会保障協定締結交渉及び日・モロッコ投資協定締結交渉に取り組む。	(6)				
		中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めることは、我が国と同地域の経済外関係の強化につながり、ひいては同地域の安定のための支援にも資する。25年度は、引き続き日・トルコ EPA や日アルジェリア投資協定等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続するとともに、開始が決定された日・トルコ社会保障協定締結交渉及び日・モロッコ投資協定締結交渉に取り組む。	(6)				

	<p>4 GCC 諸国との経済連携</p> <p>我が国は現在、資源国との関係を重視する政策を採用しており、これらの資源国と積極的に経済条約の交渉・締結を進めている。特に、中東第二課においては、石油及び天然ガスの産出国である GCC 6 か国と経済条約の交渉・締結を推進している。これまでにサウジアラビア、クウェート、オマーン及びアラブ首長国連邦との租税条約交渉を終了しており、サウジアラビアとの租税条約は平成 23 年 9 月 1 日、クウェートについては平成 25 年 6 月 14 日に発効した。また、サウジアラビア、クウェートとの投資協定交渉も終了しており、クウェートとの投資協定は平成 24 年 3 月 22 日、サウジアラビアについては平成 25 年 4 月 30 日に署名行った。25 年度においては、オマーンとの投資協定交渉及びアラブ首長との投資協定予備的協議等を見込んでいる。</p>	(2) (3) (6)				
②中東アラブ連盟との対話強化 (25 年度)	<p>平成 22 年に前原大臣（当時）とアムル・ムーサ・アラブ連盟事務総長（当時）との間で、日・アラブ連盟間の文化協力を進めていくことで合意したことに加え、平成 24 年には玄葉大臣（当時）がエルアラビー・アラブ連盟事務総長と、日・アラブ連盟間で政治対話・文化協力の面でより恒常的に連携を深める方向で一致した。これを受けて、中東和平問題やシリア問題等中東地域情勢に積極的な役割を果たすアラブ連盟との間で協議を行う。また、この機会をとらえ、アラブ連盟に所属する各国やアラブ諸国との対話も強化する。</p>	(1) (4) (5)	-	-	3	新 25-14
③サウジアラビアとの政策対話セミナー (25 年度)	<p>サウジアラビアは我が国の原油総輸入量の 3 割を提供する最大の原油供給国であるとともに、世界経済の安定や持続的な成長にも大きな影響を持つ新興経済国として G 20 のメンバーでもあり、今後とも中国を初めとした東アジア諸国の石油依存度が増加していく見込みである。更に、湾岸協力理事会 (GCC) においても主導的な役割を担い、中東和平、イラン、イラクなど中東地域の主要課題において大きな役割を果たし、地域の安定に貢献している。このようなサウジアラビアの役割や重要性は、今年の「アラブの春」以降、ますます高まりつつある。こうした中、我が国としては、サウジアラビアとの重層的な関係の構築に引き続き努めていく必要があるが、関係強化に向け政府間の協議、対話に加えて、政府の役職にはついていない有力な若手王族や、財閥関係者、知識人、次世代を担う若年層を関与させ、関係強化・重層化を率直に議論するセミナーを開催することは、今後の日・サウジアラビア関係に大いに資すると考える。</p>	(1) (4)	-	-	3	新 25-15

施策 I-6 アフリカ地域外交

施策名	アフリカ地域外交	担当部 局名	アフリカ部	作成責任 者名	アフリカ第一課長 堀内 俊彦
達成すべき目標	<p>アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p><u>1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</u></p> <p>(1) TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること</p> <p>(2) TICAD V を成功裏に開催すること</p> <p>(3) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること</p> <p><u>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</u></p> <p>アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること</p>		目標設定の考え方・根拠	<p>アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、とりわけマリ北部・サヘル地域を中心としたテロとの闘いが注目を浴びる中、我が国も国際社会の責任ある一員として、こうした課題の解決に向けた支援を行う必要がある。また、約10億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、2000年代以降、年5.6%という好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域であり、我が国がアフリカの成長を後押しし、官民連携を推進しつつ貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。これに加えて、アフリカは国連加盟国の4分の1以上を占める54か国を擁しており、アフリカ諸国との関係を強化し、相互理解の進展を通じ我が国への信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会の平和と安定のためより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。</p> <p>(根拠)</p> <p>第67回国連総会一般討論演説(平成24年9月26日)、第183回国会外交演説(平成25年2月28日)</p>	
施策(具体的施策)の概要	<p><u>1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</u></p> <p>(1) TICAD IV で打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処等)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング</p> <p>(2) G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画</p> <p>(3) TICAD V を成功裏に開催すること</p> <p>(4) その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施</p> <p><u>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</u></p> <p>(1) 各種招へい、交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流の促進</p> <p>(2) 我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施(TICAD プロセスへの参画等の機会をとらえた政務の積極的なアフリカ訪問及び貿易投資促進官民合同ミッション等の実施)</p> <p>(3) アフリカン・フェスタ等のアフリカ関連イベント、シンポジウムや要人往来の機会をとらえたメディア等を通じた広報活動の展開</p>			政策体系上の位置付け	地域別外交
				政策評価実施予定時期	平成26年8月

具体的施策名	1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進			
達成すべき目標	(1) TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること (2) TICAD Vを成功裏に実施すること (3) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること			
具体的施策の概要	(1) TICAD IVで打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処等)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング (2) G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画 (3) TICAD Vを成功裏に開催すること (4) その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施			
測定指標	(1)「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準	25年度	「横浜行動計画 2013-2017」(平成 25 年～29 年)の履行(平成 25 年 6 月 TICAD Vで採択された「横浜行動計画」は、「横浜宣言」を踏まえ、TICAD プロセスの下でアフリカの成長と発展を支援するためのロードマップを提供するもの。)	(測定指標の選定理由) TICAD Vの成果文書は、アフリカ諸国への我が国の支援のロードマップを示すものであり、同文書に盛り込まれた事項の履行状況を確認することは、我が国の対アフリカ支援の進捗やその有効性を判断する有力な材料となるため。 また、対アフリカ協力については、他の諸国との協調や時宜に応じた支援により、施策を効率的に実施することができるので、これらの指標は施策の効率性を測る観点からも有益である。
	施策の進捗(目標)	25年度	TICAD Vにおいて、他ドナーを含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた行動計画の策定を目指す。TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行する。	
		26年度	TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行する。閣僚級フォローアップ会合の開催により TICAD Vフォローアップを行う。	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	TICAD Vの成果文書及び我が国支援策を確実に履行する。	
	(2)対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況		(目標(水準・目標年度)設定の根拠)	
	基準	—	国際的フォーラムへの参加、第三国との対アフリカ政策協議の実施	外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することは適当でないが、継続してアフリカ各国との協力関係を進展させることが重要であるため。
	施策の進捗(目標)	25年度	G8サミット等の機会にTICAD Vの成果を発信し、TICAD Vの取組と他フォーラム、他国の取組との連携を目指す。	(根拠となる閣議決定、政府方針等) G8首脳宣言(平成 23 年 5 月 27 日)、横浜宣言(平成 25 年 6 月 3 日)
		26年度	国際的フォーラムへの参加や第三国との政策協議を引き続き積極的に行う。	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
29年度		同上		
目標	—	他ドナーとの協議を通じて政策協議を積極的に行う。G8サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加する。		
(3)その時々状況に応じた支援の実施				
基準	—	アフリカ諸国からの支援ニーズに対する迅速な対応		
施策の進捗(目標)	25年度	アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに引き続き迅速に対応する。		
	26年度	同上		
	27年度	同上		
	28年度	同上		
	29年度	同上		
目標	—	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。		
(4)(参考指標)対アフリカ				

民間直接投資残高（5か年平均値、億ドル）							
達成手段	（ ）：開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
①TICAD プロセス (20年度)	TICAD Vで打ち出された対アフリカ開発支援策の実施状況をレビューするためのTICAD 閣僚級フォローアップ会合に向けた準備を行う。また、フォローアップ会合の開催に向けては、TICAD 共催者（国連、UNDP、世銀、AU委員会）と共催者運営委員会等を通じて各種意志決定を行う。	(1)	33 (24)	52 (56)	15	032	
②アフリカ諸国との関係強化 (*)	(本具体的施策に関連する取組) G8プロセスをはじめとする多国間枠組みを通じ国際社会の様々な援助主体間の相互補完的な努力を生み出し、及び国際社会の協同的取組を促進することによって、アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む。	(2)	42 (37)	15 (9)	34	033	
③第5回アフリカ開発会議開催関係経費 (25年度)	アフリカ諸国、ドナー諸国、国際機関、市民社会等から参加を得て、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）を横浜で開催する。多くのアフリカ諸国首脳の来日を実現し、各国との二国間会談等を通して日・アフリカ関係を発展させる。	(1)	—	—	1,083	新 25-16	
④その時々 のアフリカ の状況の 的確な把握	その時々のアフリカの状況を的確に把握する。 なお、紛争や自然災害等の課題を抱えるアフリカの状況を的確に把握することにより、適時・適切な支援につなげ、アフリカが抱える脆弱性の克服に貢献する。	(3)	—	—	—	—	

具体的施策名	2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進							
達成すべき目標	アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること							
具体的施策の概要	(1) 各種招へい、交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流の促進 (2) 我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施（TICAD プロセスへの参画等の機会をとらえた政務の積極的なアフリカ訪問及び貿易投資促進官民合同ミッション等の実施） (3) アフリカ関連イベント、シンポジウムや要人往来の機会をとらえたメディア等を通じた広報活動の展開							
測定指標	(1)日・アフリカ間の人物交流の実施						測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 (測定指標の選定理由) 我が国の外交政策を推進するに際し、54ヶ国からなるアフリカからの支持及び協力は非常に重要であり、アフリカにおいて我が国に対する理解と信頼を高める必要がある。日・アフリカ間の人物交流や日本国内でのアフリカへの関心度合いを検証することを通じ、その高まりを確認することができるため。 (目標（水準・目標年度）設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することは適当でないが、継続してアフリカ各国との協力関係を進展させることが重要であるため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 特になし。	
	基準	22年度	岡田外務大臣（当時）がタンザニア、南アフリカを訪問したほか、副大臣・政務官レベルがのべ5か国を訪問した。アフリカからは、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領ほか、3か国の外相、3か国の国民議会議長が訪日した。					
	施策の進捗(目標)	25年度	1 スーダン、ソマリアといった紛争地域における平和の定着に向けた協力を進める等、アフリカにおける平和と安定に貢献する。 2 TICADVを成功裏に開催するとともに、開発支援と貿易投資を拡大する。 3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。					
		26年度	1 アフリカにおける平和と安定に貢献する。 2 開発支援と貿易投資を拡大する。 3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。					
		27年度	同上					
		28年度	同上					
		29年度	同上					
	目標	—	1 アフリカにおける平和と安定への貢献 2 開発支援と貿易投資の拡大 3 グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。					
	(2)日本国内でのアフリカへの関心度合い							
	基準	—	国内のアフリカへの関心を高めるためのビジネス関係者を交えたフォーラムの開催、国民のアフリカへの正確な理解を促す広報活動の実施					
施策の進捗(目標)	25年度	TICADVに代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムの開催等を通じ、アフリカへの理解・関心の増進に向けた広報活動を実施する。						
	26年度	アフリカ関連会合を通じ引き続き活発な広報活動を実施する。						
	27年度	同上						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
目標	—	引き続き活発な広報活動を実施する。						
(3)内閣府世論調査（アフリカに親しみを感ずる人の割合）		基準値	年度ごとの目標値				目標値	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		28.6%	35%	40%	同左	45%	—	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定	(測定指標の選定理由) 世論調査の結果は、日本国内におけるアフリカへの関心度合いを測る指標そのものであるため。 (目標値（水準・目標年度）の根拠) アフリカに親しみを感ずるとする回答の割合は上昇した23年度：23.2パーセント、24年度：28.6%。しかし、親しみを感ずないとする回答の割合の方が高く（24年度：62.1%）、現状では必ずしも芳しくない。一方、アフリカ同様に地理的に遠い中南米諸国に対して親しみを感ずる割合が43.8%であることを参考に、							

達成手段	の根拠	その付近の45%を今後の目標とした。					
	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
①アフリカ諸国との関係強化	(本具体的施策に関連する取組) 各種交流案件を実施することにより、日・アフリカ間の人的ネットワークを拡充し、同時に、アフリカ側の対日理解を促進する。また、アフリカ関連の会合やフォーラムの開催を通じて、我が国民間や国民のアフリカに対する関心を増進する。	(1) (2) (3)	42 (37) 27 (27)	15 (9) 0.6 (0)	34 17	033	
②我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施 (*)	TICAD プロセスフォローアップの観点からも、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。 日アフリカ間の相互理解促進・関係強化する。 我が国の要人・企業関係者のアフリカ訪問を通じて、日本側・アフリカ側の双方において日・アフリカ関係の重要性についての理解を深める。外務省政務を団長とした官民合同ミッションをアフリカ諸国に派遣し、我が国民間企業関係者とアフリカ各国政府関係者の交流を行う。	(1)	—	—	—	—	

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

施策名	国際の平和と安定に対する取組	担当部局名	総合外交政策局	作成責任者名	総務課長 岡野 正敬	
達成すべき目標	<p>国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p><u>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信</u> 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること</p> <p><u>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策</u> アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること</p> <p><u>3 国際平和協力の拡充、体制の整備</u> 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること</p> <p><u>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組</u> 国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること</p> <p><u>5 宇宙に関する取組の強化</u> 宇宙空間の安全と宇宙活動の長期的持続可能性を確保すること、宇宙技術を活用し我が国及び国際社会の平和と安全及び発展に貢献すること</p> <p><u>6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現</u> 国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること、これを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献すること</p> <p><u>7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進</u> 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること</p> <p><u>8 軍備管理・軍縮・不拡散への取組</u> 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること</p> <p><u>9 原子力の平和的利用のための国際協力の推進</u> IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進すること</p> <p><u>10 科学技術に係る国際協力の推進</u> 我が国及び国際社会の科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用すること</p>				目標設定の考え方・根拠	<p>(考え方) 我が国及び日本国民の安全と繁栄の確保という政府の最も重要な責務を果たすためには国際の平和と安定が不可欠である。</p> <p>(根拠) ・第177回国会施政方針演説 ・第177回国会外交演説</p>
施策(具体的施策)の	<p><u>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信</u> (1) 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携を強化する。 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。</p>				政策体系上の位置付け	分野別外交

<p>概要</p>	<p>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム (ARF) を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル (トラック 2) の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。 日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行う。</p> <p>3 国際平和協力の拡充、体制の整備 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに、国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、平和構築人材育成事業の実施を始め、国内基盤の整備・強化を実施する。</p>		
	<p>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げている。具体的には、二国間に加え、グローバル・テロ対策フォーラム (GCTF) や G 8、国連等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。</p> <p>5 宇宙に関する取組の強化 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との二国間対話の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。さらには、我が国が有する宇宙技術・知見を外交に活用し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。</p> <p>6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。同時に、これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において、邦人職員の数の増加と質的向上を目指し、必要な措置をとる。</p> <p>7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (1) 国連の各種人権フォーラム (国連総会第 3 委員会、人権理事会等) における議論への積極的参加や関係機関への抛出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。 (2) 社会的弱者 (児童、女性及び障害者等) の権利の保護・促進を目的とした国際協力に積極的に参加する。 (3) 主要人権条約を履行する。 (4) 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官 (UNHCR)、国際移住機関 (IOM)、NGO 等との連携を進める。 (5) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約) の締結準備を行い、締結後は中央当局の任務を実施する。</p> <p>8 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 北朝鮮やイラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、(1) 核兵器については、核兵器不拡散条約 (NPT) 体制の強化 (2010 年 NPT 運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早</p>	<p>政策評価実施 予定時期</p>	<p>平成 26 年 8 月</p>

期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行う。（２）生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化等に貢献する。（３）通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。（４）大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。

9 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する各国への正確な情報提供や各国からの支援を調整する。右事故を受けて開催された原子力安全を中心課題とする一連の国際会議に対応する。同事故の収束に向けた IAEA をはじめとする国際機関からのミッション受入れの調整を行う。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。

10 科学技術に係る国際協力の推進

我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施する。

具体的施策名	1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信						
達成すべき目標	有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること						
具体的施策の概要	(1) 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。						
測定指標	(1) 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化				測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠		
	基準	—	外部有識者及びシンクタンクとの連携		(選定理由) 国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するためには、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を外部有識者やシンクタンクの協力も得つつ強化することが必要である。また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要である。		
	施策の進捗状況 (目標)	25年度	研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。特にシンクタンクの育成・強化に努め、日本の外交政策の在り方等について、有益な知見を得る。				
		26年度	同上				
		27年度	同上				
		28年度	同上				
		29年度	同上				
	目標	—	中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。				
	(2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化				(目標（水準・目標年度）の設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して、中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信を継続・強化していくことが重要である。		
	基準	—	中長期的・戦略的外交政策の対外発信の実施				
	施策の進捗状況 (目標)	25年度	外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。特に外務大臣のスピーチでは中長期的な視野に立った戦略的な発信に、また、外交青書については、効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。				
		26年度	同上				
		27年度	同上				
		28年度	同上				
29年度		同上					
目標	—	中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。					
(3) 米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」において上位にランクされる日本の研究所の数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	—	4	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	シンクタンクの育成・強化						
(4) 補助金：競争率（応募企画数/採択企画数）	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	—	2	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	シンクタンクの育成・強化						
(5) 外交政策に関する調査研究・提言書 ①作成件数 ②配布部数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	—	①16 ②160	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	シンクタンクの育成・強化						
(6) 調査研究委託、研究会研究の成果として作成・配布された報告書の数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	210	100-150 程	基準値程度	同左	同左	同左	—

		度							
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		外部有識者及びシンクタンクとの連携強化							
(7) 調査研究委嘱件数	基準値	年度ごとの目標値						目標値	
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	3	1	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		外部有識者及びシンクタンクとの連携強化							
(8) 調査委嘱研究会の開催回数	基準値	年度ごとの目標値						目標値	
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	2	12	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		外部有識者及びシンクタンクとの連携強化							
(9) 元老会議（通称「OBサミット」）：政策提言の数	基準値		年度ごとの目標値				目標値		
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	1	1	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		外部有識者及びシンクタンクとの連携強化							
(10) 外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数 ①日本語版 ②英語版 ③アクセス数	基準値	年度ごとの目標値						目標値	
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	①7,000 ②5,000 ③682万件	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化							
達成手段 ()：開始年度	達成手段の概要等				関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
						23年度	24年度	25年度	
① 中長期的及び総合的な外交政策の企画立案 (*)	1 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想協力のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や会合の実施を通じて、外部有識者・研究機関との連携を強化する。 その時々的重要な課題に関する調査研究・政策提言、研究会の実施などを通じて、外部有識者やシンクタンクとの連携強化、知見の活用を図ることが可能となる。				(1) (6) (7) (8) (9)	34	29 (26)	30	035
	2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 大臣等によるスピーチ実施や外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業の実施。分かりやすい外交青書の作成・公表、大臣等による政策スピーチを活用し外交政策の戦略的発信を実施する。				(2) (10)				
② 外交・安全保障関係調査研究事業費補助金 (25年度)	外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、同調査研究機関の情報収集・分析・発信・政策提案能力を高め、以て我が国利益の更なる増進を図る。				(3) (4) (5)	—	—	480	新 25— 18

③領土保全対策関連事業 (25年度)			—	—	354	新 25— 17
	(本具体的施策に関連する取組) 領土問題及び領土保全政策に係わる政策・戦略的論点を整理するため、領土・領海対策事業を実施するとともに、領土問題等関連研究会を開催する。また、同取組により整理した戦略的論点を、国際社会に対して我が国の立場を発信していくため、領土保全関連対外発信事業、領土保全の問題に関する我が国の立場を発信（海外でのフォーラムへの参加）等の取組を行っていく。 こうした取組により、国際社会の法と正義に基づき問題の平和的解決を図っていくとの我が国の基本的姿勢をより実効的なものとする。	(1) (2)	—	—	268	

具体的施策名	2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策							
達成すべき目標	アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること							
具体的施策の概要	<p>アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム (ARF) を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル (トラック 2) の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。</p> <p>日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行う。</p>							
測定指標	(1) ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進				測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠			
	基準	—	ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進		<p>(選定理由)</p> <p>アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域における数少ない政治・安全保障の多国間の枠組みである ASEAN 地域フォーラム (ARF)、各国との二国間対話、及び民間レベル (トラック 2) の枠組みを活用することは有益である。</p> <p>日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において昨今多発急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとって脅威であり、日本政府としての対応が必要となる課題と言える。</p> <p>(目標 (水準・目標年度) の設定の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して、二国間・多国間の対話を通じて、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるとともに、ソマリア沖・アデン湾を航行している船舶の安全確保に取組、海賊被害を最小限にすることが重要である。</p>			
	施策の進捗 (目標)	25 年度	<p>ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に参加し、各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮しつつ、我が国の立場の理解確保に努め、もってアジア太平洋地域の平和と安全の確保を図る。特に、ARF 海上安全保障 ISM の優先分野である信頼醸成については、リード国として、関連会合の開催や、他の関連活動への運営支援に努める。</p> <p>災害救援分野のほかサイバーや宇宙といった新たな分野でイニシアティブを発揮していく。</p> <p>関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していく。</p> <p>EAS との連携など、より重層的な取組のために我が国が貢献しうる内容を検討していく。また、仏、豪を始めとした各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換を行う。ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP) 等の安全保障や防衛分野の会議への参加を積極的に行うことで、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努める。</p>					
		26 年度	同上					
		27 年度	同上					
		28 年度	同上					
		29 年度	同上					
	目標	—	アジア地域の平和と安定を確保し、国民の生命・財産を守る。					
	(2) ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保				<p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 183 回国会における外交演説 (平成 25 年 3 月 13 日) ・第 183 回国会における内閣総理大臣施政方針演説 ・第 183 回国会衆議院安全保障委員会における外相所信演説 (平成 25 年 3 月 15 日) 			
	基準	—	ソマリア沖・アデン湾の海賊対策への的確な対処					
施策の進捗状況 (目標)	25 年度	<p>我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。</p> <p>ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、諸外国との連携体制を強化する。</p>						
	26 年度	同上						
	27 年度	同上						
	28 年度	同上						
目標	—	ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行を確保する。						
(3) ARF 関連会合への我が国の出席率	基準値	年度ごとの目標値					目標値	
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	—
		75%	85%	同左	同左	同左	同左	—

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		ARF 関連会合への出席は、各国との信頼を醸成する上で重要であるため。					
達成手段	（）：開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
				23 年度	24 年度	25 年度	
①安全保障政策全般にかかる外交政策立案		ASEAN 地域フォーラム（ARF）及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業 ・ASEAN 地域フォーラム（ARF）各種会合を通じた、優先的に取り組むべき5つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動（PKO））等における協力推進 ・安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みの積極的な活用 ・各国との二国間対話を通じた信頼醸成、協力推進 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。	（1）	35	27 (21)	23	036
②海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業 (21 年度)		ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適切に対処するため、海賊対処行動を継続し、ソマリア沖周辺国の海上防衛力向上の支援などの多層的な取組を継続する。 ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及びP-3C 哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。また、長期的には、ソマリア周辺国の海上保安能力向上への支援も有効な方策である。	（2）	—	—	—	—
③搜索救助に関する国際ワークショップ開催経費 (25 年度)		本件会議の開催を通じて、ARF 参加国の間で搜索救助に関する幅広い意見交換をすることで、搜索救助協力を行う上で問題点に関する認識の統一を図る上で大きな成果が期待できる。		—	—	4	新 25— 19
④領土保全対策関連事業 (25 年度)		(本具体的施策に関連する取組) 領土保全の問題を含む安全保障や外交政策を議論するために世界各地で開催される代表的な国際会議において、我が国の立場を適切に発信するべく然るべき政府関係者及び有識者を出席させる。 このような形で領土保全の問題を含む我が国の安全保障政策や外交政策を発信することにより、これらの会議に出席する各国の有識者等に対し、我が国の政策に対する理解を深めさせることが期待できる		—	—	354	新 25— 17
				—	—	32	

具体的施策名	3 国際平和協力の拡充、体制の整備							
達成すべき目標	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化する。							
具体的施策の概要	国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連PKO等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに、国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、平和構築人材育成事業の実施を始め、国内基盤の整備・強化を実施する。							
測定指標	(1) 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献				測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
	基準	22年度	4つの国連PKOへの派遣に加え、新たに1つの国連PKOに要員を派遣し、スーダンに住民投票監視団を派遣した。		(選定理由) 1 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大。国連PKO等の要員数も増大し、その任務も多様化。我が国の安全と繁栄のため、国連PKO等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連PKO等のより効果的かつ効率的な活動の実現等に向けて、国際社会の取組・議論において積極的に貢献することが重要である。 2 国連PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大し、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要である。 (目標（水準・目標年度）の設定の根拠) 我が国の国際平和協力の推進・拡大及びそのための国内基盤の強化が重要であるため。 また平和構築の現場で活躍できる人材の育成は、国際平和協力分野の裾野の拡大にとり重要であるため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第183回国会外交演説、第183回国会衆議院外務委員会における国際情勢に関する報告			
	施策の進捗状況(目標)	25年度	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための国内基盤を整備・強化する。 具体的には、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続するとともに、国連PKO等に対する協力の在り方について検討する。また、米国と共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催する。国内においては、法的基盤の強化に向け積極的に取り組む。					
		26年度	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための国内基盤を整備・強化する。					
		27年度	同上					
		28年度	同上					
		29年度	同上					
	目標	—	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化する。					
	(2) 平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績							
	基準	21年度	19年度の本事業の日本人修了生（15名）は、21年度に研修終了後、国際機関（4名）、PKO・国連政治ミッション（1名）、政府機関（4名）等に就職した。					
施策の進捗状況(目標)	25年度	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 予算削減による事業の縮小も踏まえて事業の効率化を図りつつ、海外実務研修の派遣先の多様化等の事業内容の充実を図る。						
	26年度	同上						
	27年度	同上						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
目標	—	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。						
(3) 世論調査における国連平和維持活動（PKO）等への参加に肯定的な回答の割合	基準値	年度ごとの目標値					目標値	
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
	85.2%	86.0%	同左	同左	同左	同左	86.0%	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・		我が国の国際平和協力の推進、拡大及びそのための国内基盤の強化を進めるに						

目標年度) の設定の根拠		あたり国民の理解が重要なため。					
(4) セミナー等の開催、国際平和協力調査員を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等出席回数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	13	14	同左	同左	同左	同左	14
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度) の設定の根拠		我が国の国際平和協力の推進、拡大及びそのための国内基盤の強化を進めるため。					
(5) 平和構築人材育成事業 ①本コース研修員の総数 ②全ての研修コース対象者数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	21年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	①15 ②80	①15 ②60	同左	同左	同左	同左	①15 ②60
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度) の設定の根拠		平和構築の現場で活躍できる人材の育成は国際平和協力分野の裾野の拡大にとり重要なため。					
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
				23年度	24年度	25年度	
①国際平和協力の拡充 (*)		国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化するという目的を達成するにあたり、国際平和協力法に基づく国連PKO等への要員派遣・物資協力の実施や国際社会の取組・議論への積極的な貢献及び国際平和協力調査員による情報収集や分析を行う。右は、国際社会の平和と安定に向けた取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。	(1) (3) (4)	36 (21)	9 (9)	28	038
②平和構築人材育成事業 (19年度)		平和構築の現場で活躍できる人材を育成し、国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、①平和構築分野においてキャリアを形成する人材を育成する「本コース」(国内研修5週間+海外実務研修1年間(日本人全員及びアジア人若干名)、②平和構築に関する基礎的な理解の増進を図る「平和構築基礎セミナー」(1週間)を実施する。 研修員及び修了生の情報管理、就職支援等を実施する。 平和構築分野に特化して人材育成を図る唯一の事業として、着実に実績を積み上げており、修了生は平和構築分野におけるキャリア形成を開始している。	(2) (5)	126 (126)	141 (141)	112	037

具体的施策名	4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組				
達成すべき目標	国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること				
具体的施策の概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げ、本件に取り組んでいる。具体的には、二国間に加え、GCTF やG 8、国連等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。				
測定指標	(1)国際的なテロ対策協力の強化			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	—	二国間・多国間のテロ対策協力の実施		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	1 GCTF やG 8、国連等の多国間枠組み及び地域的なテロ対策に以下のとおり貢献する。 GCTF 各種会合、G 8ローマ・リヨン・グループ会合等へ積極的に参加し、国際社会との連携強化に務める。 日・ASEAN テロ対策対話、日中韓テロ対策協議等に参加し、地域的なテロ対策協力強化に貢献する。 2 テロリスト等に対する制裁措置を定める国連安保理決議の履行に関して、5月に予定されている国際連合テロ対策委員会執行事務局（CTED）の訪日審査の機会に、同事務局長と関係省庁を含む我が方との協議を行う。		<p>（選定理由） 国際テロ・組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。</p> <p>（目標設定の根拠） 国際テロ及び国際組織犯罪対策は国境を越えて行われることから、一国のみの対応で完結しうる問題ではなく、また総合的かつ継続的な取組が必要とされるため、継続して国際的な連携や協力を強化することが必要である。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） ・第183回国会における安倍総理大臣所信表明演説（平成25年1月28日） 「アルジェリアで発生したテロ事件について・・・（中略）・・・無辜の市民を巻き込んだ卑劣なテロ行為は、決して許されるものではなく、断固として非難します。・・・（中略）・・・国際社会と引き続き連携し、テロと闘い続けます。」 ・第183回国会における安倍総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日） 「治安に対する信頼も欠かせません。ネット社会の脅威であるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取締りを徹底します。」 ・第183回国会における岸田外務大臣外交演説（平成25年2月28日） 「国際社会と連携し、断固としてテロと闘うため、第一に国際テロ対策の強化、第二にサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、第三にイスラム・アラブ諸国との対話・交流の推進を三つの柱として、具体的な取組を迅速に実行していきます。」</p>
		26年度	GCTF やG 8、国連等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、各国とのテロ対策協議を実施し、国際テロ対策の強化に取り組む。		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
	目標	—	国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。		
	(2)途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化				
	基準	22年度	特に東南アジア地域を対象としたテロ対処能力の向上支援に取り組んだ。		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	1 国連薬物犯罪事務所（UNODC）が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、UNODC が実施する北アフリカ・サヘル地域及びアジアにおけるテロ対策、人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトへの支援に貢献する。 2 UNODC 事務局長を本邦に招へいし、途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国とUNODC との連携・協力についての意見交換を行う。 3 北アフリカ・サヘル地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。		
		26年度	国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップや国際機関への拠出等を通じて、途上国へのテロ対策能力向上を支援する。		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
目標	—	国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。			
(3)国際組織犯罪対策における国際協力の進展					
基準	—	二国間・多国間での国際組織犯罪協力の推進			
施策の進	25年度	1 国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会、G20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー			

捗状況(目標)	犯罪条約関連会議等に参加し、国際的な連携を強化する。 2 国際移住機関(IOM)への拠出を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。 3 UNODCの国連薬物統制計画基金への拠出により、国際的な薬物対策を支援する。 4 アジア諸国を対象とするサイバー犯罪に関するワークショップの実施等により、サイバー犯罪に係る法制度整備のための支援に貢献する。 5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。						
	26年度	二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携の強化に取り組む。					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。					
(4) 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ参加国数(国際機関は除く。)	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	5	10	基準値程度	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップへの途上国の反応ぶりを示すもの。						
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円 補正後 補正後 当初予 予算額 予算額 算額			行政事業レビュー事業番号
				23年度	24年度	25年度	
	①国際的なテロ対策協力の強化(13年度)	国連のテロ対策関連委員会やG8専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。	(1)	—	—	—	—
	②国際テロ対策(15年度)	我が国及び国民(在留邦人を含む)自身の安全保障上、また経済的利益の確保に大きな比重を占めるアジア諸国からテロ・国際組織犯罪対策に係わる実務者を招へいし、我が国の経験や国内制度並びに関連国際機関の知見や取組を紹介するとともに、参加国における経験及び課題等を共有する。 これにより、これら諸国のテロ及び国際組織犯罪対策能力の向上を支援し、国際社会との連携・協力を強化する。	(1) (2) (3) (4)	7 (4)	7 (5)	6	039
③国際組織犯罪対策における国際協力の進展(16年度)	国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展をはかる。	(3)	—	—	—	—	

具体的施策名		5 宇宙に関する取組の強化		
達成すべき目標		宇宙空間の安全と宇宙活動の長期的持続可能性を確保すること、宇宙技術を活用し我が国及び国際社会の平和と安全及び発展に貢献すること		
具体的施策の概要		安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との二国間対話の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。さらには、我が国が有する宇宙技術・知見を外交に活用し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。		
測定指標	(1) 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 (選定理由) 各国の社会・経済・研究活動が平和目的の宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けてきている中で、近年、宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミによる環境悪化が進行しており、安全かつ長期的に持続可能な形で宇宙活動が実施できるようにするために、国際的なルール作りとそれを通じた宇宙協力が必要であるため。 (目標（基準・目標年度）設定の根拠) 「宇宙基本計画」（平成25年1月宇宙開発戦略本部決定）において、「5年間の開発利用計画」として、「安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に我が国としても積極的に参加し、国際的な貢献を行う。」とされているため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 「宇宙基本計画」（平成25年1月宇宙開発戦略本部決定）。	
	基準	24年度		宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた多国間会合を始めとする関連会合に積極的に出席するとともに、主にアジア地域諸国に対し同規範の重要性を説き議論への参加を促した。また、国連軍縮研究所（UNIDIR）と共催で、マレーシアで同規範に関する地域セミナーを開催した。 宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画するとともに、我が国の専門家が各専門家会合に出席し、主導的な役割を果たした。さらにマレーシアで宇宙環境保全ワークショップを主催し、宇宙環境保全の重要性を各国と共有した。
	施策の進捗状況（目標）	25年度		宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たす。 宇宙環境の保全を確保するため、国連等における協議に積極的に参画・貢献する。
		26年度		同上
		27年度		同上
		28年度		同上
		29年度		同上
	目標	—		宇宙ガバナンスの構築に貢献する。
	(2) 二国間宇宙対話の推進			(選定理由) 宇宙開発利用は民生・安全保障など多様な分野に関係するとともに、宇宙開発利用に着手する国が増加していること、また、事業の実施には多額の予算が必要であり、他国との協力が不可欠であることから、二国間での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係を拡大・深化することが重要であるため。 (目標（基準・目標年度）設定の根拠) 「宇宙基本計画」（平成25年1月宇宙開発戦略本部決定）において、「5年間の開発利用計画」として、米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との二国間対話の強化により、宇宙政策全般に係る協力を強化する。」とされているため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 「宇宙基本計画」（平成25年1月宇宙開発戦略本部決定）等。
	基準	24年度		
施策の進捗状況（目標）	25年度	宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。		
	26年度	同上		
	27年度	同上		
	28年度	同上		
29年度	同上			
目標	—	宇宙対話を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安全確保に貢献する。		
(3) ソフトパワーとしての宇宙に関する技術・知見の活用		(選定理由)		

基準	24年度	ジュネーブで開催された安全保障に関するUNIDIRセミナーに我が国の優れた宇宙法専門家を派遣し、講演会等を通じて、宇宙の安全保障分野での取組における我が国のプレゼンスの向上に努めた。また、COPUOS 科学技術小委員会の会期中にウィーンにおいて宇宙と持続可能な開発に関するセミナー等を開催し、我が国の取組を紹介し、途上国や国連関係者から高い関心を得た。	宇宙技術や宇宙に関する知見をソフトパワーとして外交に活用する取組は、新興国との将来的な宇宙協力に向けた環境の醸成、我が国のブランド・イメージの確立、我が国企業の海外におけるビジネス展開を支援するために必要な施策の一つであるため。						
施策の進捗状況(目標)	25年度	宇宙に関する技術者・専門家の派遣等を通じ、我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に印象づけ、経済外交にも貢献する。	(目標(基準・目標年度)設定の根拠) 「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「我が国の宇宙システムや知見を外交のツールとして活用していく必要がある。」とされ、「5年間の開発利用計画」として、「ASEAN 諸国を始めとする新興国に対する積極的な『宇宙外交』」を推進するとされているため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 「宇宙基本計画」(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)、「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)等。						
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	我が国が有する宇宙技術力・知見を外交のツールとして活用することによって、我が国の繁栄と安定に貢献する。							
(4) 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数(回)	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	6	6	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		測定指標(1)の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠と同じ。							
(5) 二国間宇宙対話の実施回数(回)	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	—	5	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		測定指標(2)の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠と同じ。							
(6) 宇宙外交推進専門家交流事業による派遣回数(回)・参加数(人)	基準値	年度ごとの目標値					目標値		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—		
	—	1	同左	同左	同左	同左	—		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		測定指標(3)の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠と同じ。							
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後予算額	補正後予算額	当初予算額	
	①宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力(＊)	宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に我が国としても積極的に参加し、国際的な貢献を行う。 本事業を通じて、今後国際的に重要視される規範づくり及び宇宙環境保全に関する取組に貢献し、今後の宇宙ガバナンス構築に我が国が主導すると共に、プレゼンスを確保する。			(1)	—	—	—	—

<p>②二国間宇宙対話の実施 (*)</p>	<p>米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との二国間対話を強化する。</p> <p>二国間宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、両国の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、二国間の個別の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認することができる。</p>	(2)	—	—	—	—
<p>③宇宙外交推進専門家交流費 (25年度)</p>	<p>我が国が強みを有する宇宙技術及び宇宙法等の分野において、我が国官民の優れた宇宙技術者又は宇宙法学者を戦略的に海外に派遣し、講演会及びレセプション等を実施する。また、企業の宇宙技術者等にネットワーク及び宇宙技術の広報の場を提供することにより、日本企業が有する優れた宇宙技術の国際ビジネス展開を支援する。</p> <p>本事業を通じて諸外国の産官学関係者との対話が促進され、ネットワークが強化される。また、我が国の宇宙技術力の更なる向上及び経済成長につながる。</p>	(3)	—	—	2	新 25— 20

具体的施策名	6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現			
達成すべき目標	国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関における邦人職員数を増強し、国際機関での意思決定プロセスへの邦人職員の参画を促進することを通じ、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。また、国連の活動及び我が国の国連政策に対する国民の理解促進や有識者・NGOとの連携強化を進める。			
具体的施策の概要	<p>安保理改革や我が国の安保理常任理事国入り、行財政分野での改革の必要性に対する各国の理解促進及びその理解促進を通じた改革の進展並びに、我が国の平成27年安保理非常任理事国選挙立候補への支持拡大を目的とした、国際会議等への参加やセミナー開催、二国間会談の機会における働きかけ等を実施する。</p> <p>国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進及び有識者等との連携の強化を目的とした、国連関係の各種研究会やフォーラム等を開催する。</p> <p>国際機関における邦人職員数の増強を目的とした、より効果的なJPO採用試験の実施に向けた措置や、国際機関への就職希望者向けの各種広報活動、国際機関向け人材の発掘・育成研修事業やJPO派遣内定者向けの事前研修を実施する。</p>			
測定指標	(1) 安保理改革及びその他の国連改革の進展			
	基準	22年度	<p>平成21年2月に開始された、国連での「安保理改革に関する政府間交渉」に参加・発言。同年1月からは安保理非常任理事国の2年の任期を務めた。平成22年9月、平成23年2月には、安保理改革の早期実現のための政治的気運を高めることをねらいとして、安保理改革に関するG4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）外相会合を開催した。</p> <p>行財政分野においては国連総会第5委員会での審議への積極的な参加を通じ、人的資源管理及び共通制度の改革等の進展に貢献した。</p>	
	施策の進捗（目標）	25年度	<p>政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。</p> <p>安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をG4各国と作成し、各国に働きかける。</p> <p>安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。</p> <p>安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している平成27年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。</p> <p>また、行財政改革については、ジュネーブ・グループ会合や、二国間国連協議の場を活用して、主要財政貢献国との連携を強化し、国連総会第5委員会における2014-2015二カ年国連通常予算審議で合理化を伴う予算削減が実現可能となるよう取り組む。</p>	
			26年度	引き続き、安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、あらゆる国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用するとともに、改革の議論を主導し、平成27年安保理非常任理事国選挙我が国立候補へのさらなる支持の拡大や国連の合理化に向けた取組も推進する。
			27年度	同上
			28年度	同上（ただし、選挙支持要請関連部分は除く）
			29年度	同上（ただし、選挙支持要請関連部分は除く）
	目標	—	安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。	
	(2) 国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた、国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進			
	基準	22年度	<p>国連の活動及び我が国の国連政策についての理解促進のため、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。</p> <p>また国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワーク会合の開催、国</p>	
		<p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</p> <p>（選定理由）</p> <p>安保理改革及び行財政改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、正統性を持つ国連の実現に向けて有益である。同時に、これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進を図ることも有益である。</p> <p>（目標（水準・目標年度）の設定の根拠）</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して、我が国の立場・考え方に対する国内外の理解を促進し、支持の拡大を図るとともに、改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進を図ることは有益である。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等）</p> <p>第183回国会外交演説、第67回国連総会一般討論演説</p>		

		連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラムの開催等を通じて有識者やNGOとの連携を深めた。							
施策の進捗(目標)	25年度	<p>「国連改革に関するパブリックフォーラム」については、24年度に作成された報告書を踏まえ、今後の活動方針を決定する。</p> <p>また、ソーシャル・メディア等の新たなツールを利用した活動を取り入れることも検討するが、予算・人員に限りがあることから、既存のツールや枠組みを通じた活動との効果を比較勘案し、効果の薄い活動については統廃合を行うなど、より効果的な国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の実施を目指す。</p>							
	26年度	<p>既存のツールや枠組みと、ソーシャル・メディア等の新たなツールを利用した活動との効果を比較勘案し、現状の予算・人員で対応可能でありつつも、より効果的な国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の実施を目指す。</p>							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標		国連の活動及び我が国の国連政策についての啓発・広報活動等を推進する。							
(3) 国際機関における邦人職員数(1月現在)(①は成果重視事業、②は日本再生戦略に基づく基準値及び目標値)		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		①20年度 ②22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	①25年度 ②27年度及び32年度	
		① 708人	① 814人	① —	① —	① —	① —	① 814人	
		② 765人	② 810人	② 825人	② 842人	② —	② —	②842人及び918人	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)</p> <p>成果重視事業「国際機関邦人職員の増強」の事業目標として、「国連等国際機関において、より多くの邦人職員が管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること」を掲げており、具体的な数値目標として、平成21年1月～平成26年1月までの5年間で、国連等国際機関における邦人職員数を15%増加の814名と設定している。</p> <p>また、「日本再生戦略」において、平成23(2011)年比で、国連関係機関に勤務する職員を平成27(2015)年度までに10%、平成32(2020)年度までに20%以上増加することを目標としている。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)</p>								
(4) 国際機関での勤務に関心を有する邦人への情報提供		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
①空席情報メール配信件数		①198,118件	①206,630件	—	—	—	—	—	
②ロスター登録人数		②1,101人	②1,470件	—	—	—	—	—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		国際機関での勤務に関心を有する邦人に対する広報活動・応募支援を推進することにより、邦人職員の増強を目指す。							
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位:百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
						23年度	24年度	25年度	

①国連政策 (2年度)	<p>安保理改革の実現及び我が国の安保理常任理事国入りを目指し、政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談、国連協議の機会をとらえ、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。</p> <p>行財政分野での改革についても、他の主要財政負担国との意見交換や連携を強化し、国連に対して、業務の効率化や無駄な予算については削減を要求するとともに、新興国に対しては、経済成長に見合った応分の財政的負担を引き受けるよう、国連 2014-2015 国連 2カ年予算審議等で訴えていく。</p> <p>また、国連マルチ外交研究会や安保理学界ネットワーク会合を通じた有識者との意見交換やパブリックフォーラムを通じた NGO との対話等を開催することで、国連の活動及び我が国の国連政策を発信し、国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進及び有識者等との連携の強化を図る。</p>	(1) (2)	44 (27)	42 (24)	28	040
②国際機関邦人職員増強(昭和49年度)	<p>外部有識者を面接官とした JPO 選考試験を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JPO 選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JPO 選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の邦人職員数の増加を図る。</p> <p>また、国際機関職員となりうる人材の裾野を広げ、国際機関で勤務するにあたって必要な能力を高めることを目的とした、国際機関向け人材の発掘・育成研修事業や JPO として任地で必要となる知識の習得等を目的とした JPO 派遣内定者向けの事前研修を実施し、中長期的な観点から国際機関の邦人職員の増加を図る。</p>	(3) (4)	13 (7)	31 (24)	31	041
③国連安保理非常任理事国選挙関係費 (25年度)	<p>安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している平成 27 年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談及び国連常駐代表の招へいによる訪日等の機会をとらえ、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。</p>	(1)	—	—	9	新 25— 21

具体的施策名	7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進			
達成すべき目標	国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること			
具体的施策の概要	<p>(1) 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。</p> <p>(2) 社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした国際協力を積極的に参加する。</p> <p>(3) 主要人権条約を履行する。</p> <p>(4) 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO等との連携を進める。</p> <p>(5) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結準備を行い、締結後は中央当局の任務を実施する。</p>			
測定指標	(1) 国際社会の人権の保護促進		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	—	国際社会の人権の保護促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話への参加及び主要人権条約の実施	
	施策の進捗状況（目標）	25年度	<p>(1) 国際場裏 人権理事国として、国連人権理事会における議論に積極的に参加する。 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。 人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。人権状況決議は、これを活用するとともに、二国間における人権対話を継続し、各国の人権状況の改善に向けて働きかけを行う。 女性の権利の保護・促進に関する国連安保理決議1325号に基づく国内行動計画の策定に向けた取組を加速するとともに、設立間もないUN Womenに対してこれまで以上の支援を行う。</p> <p>(2) 二国間関係 人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。</p> <p>(3) 主要人権条約の履行 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。 障害者権利条約（仮称）の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。</p>	<p>（選定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会の正当な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は国際社会の当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものである。 ・人権の保護・促進の観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の履行に努め、また未締結の人権諸条約について必要な検討を進める必要がある。 ・我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても第三国定住による難民受入れに適切に対応していく必要がある。 ・日本人の国際結婚・国際離婚の増加に伴い、諸外国との間において子の連れ去り等をめぐる問題が表面化する事例が増えているが、両親が国境を越えて子を奪い合う状況は子にとって有害であり、このような問題を解決するための国際協力の仕組みにつき定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）を締結することは、子の利益を保護するという見地において重要である。
		26年度	国連人権理事会を通じた人権の保護・促進のための取組を重視しつつ、人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。	
	(2) 人道分野での取組（難民等への支援）			（目標（水準・目標年度）設定の根拠）
	基準	—	国内の難民支援、第三国定住による難民の受入れ	
施策の進捗状況（目標）	25年度	第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行うと共に、国内の難民に対する支援を行う。		
	26年度	第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行い、国内の難民に対する支援を行うと共に、関係省庁と共に第三国定住		

標)		事業についての今後の事業のあり方についての方向性を見いだす。		拠) ・人権外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続的に、二国間・多国間の対話を通じて、国際社会における人権の保護・促進に貢献するとともに、国内における難民等への支援を行う必要がある。 ・また、ハーグ条約の実施による国際的な子の連れ去り事案等に対する支援を行うことが重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第180回国会外交演説、第183回国会外交演説、第183回国会への条約・国内担保法の提出、平成25年1月安倍総理演説等。					
	27年度	国内の難民に対する支援を行うと共に、これまでの議論を踏まえ、第三国定住事業についてのパイロットケース後の方針について関係省庁と調整の上、実行する。							
	28年度	国内の難民を支援する。また、第三国定住による難民を受入れる。							
	29年度	同上							
	目標	国内の難民を支援する。また、第三国定住による難民を受入れる。							
	(3)国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の実施								
	基準	-			条約上の中央当局の任務の実施				
	施策の進捗状況(目標)	25年度	国会におけるハーグ条約の承認及び実施法案の成立を得た後、政省令の立案を中心に、中央当局の任務の実施体制の整備を行い、条約上の中央当局の任務の実施を目指す。						
		26年度	ハーグ条約については、条約上の中央当局の任務を実施する。						
		27年度	同上						
28年度		同上							
29年度		同上							
目標	-		条約上の中央当局の任務を実施する。						
(4)国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	-	
		106	コンセンサス	同左	同左	同左	同左	コンセンサス	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		上記の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。							
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位:百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 予算額	補正後予 算額	当初予 算額	
	①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(11年度)	1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会、各人権条約体等)における議論や取組への積極的参画や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護 国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援する。 人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。我が国の経験にかんがみ、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠であるが、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する。 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進める。 上記フォーラム以外の国連事務局の人権担当部門			(1) (4)	14 (5)	10 (7)	11	045

	<p>(国連人権高等弁務官事務所) や社会的弱者 (児童, 女性及び障害者等) の権利の保護・促進を目的とした各種基金等を支援していく。</p> <p>2 主要人権条約の履行</p> <p>政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため, 条約毎の政府報告の作成, 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する他, 障害者権利条約 (仮称) の締結に向けた取組, 個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。</p> <p>政府報告審査への参加及び最終見解のフォローアップを通じて主要人権条約の履行に努めるとともに, 未締結の人権諸条約について必要な検討を行う。</p>	(1)				
②難民等救済業務委託費 (昭和54年度)	<p>難民認定申請者や条約難民等への支援を継続する。</p> <p>難民認定申請者や条約難民に対して, それぞれ保護費の支給や各種支援事業 (日本語教育, 生活環境適応訓練, 就職・職業訓練斡旋) を行うことは, 我が国の社会的安定, 我が国における定住支援に寄与する。</p> <p>国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは, 国際的な難民問題の解決に寄与する。</p>	(2)	617 (617)	639 (639)	611	042
③第三国定住による難民の受入れ (22年度)	<p>アジア地域で初となる平成22 (2010) 年度からの第三国定住による難民の受入れ事業 (パイロットケース) をきめ細やかに実施する。</p> <p>国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは, 国際的な難民問題の解決に寄与する。</p>	(2)	93 (92)	46 (46)	87	044
④ハーグ条約の実施 (24年度)	<p>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約) の締結及び条約実施法案の24年度中の施行を前提に, 政省令の制定, ガイドライン, 条約上の中央当局の任務を実施するためのマニュアル等の作成等, 中央当局の立ち上げにかかる準備を行う。</p> <p>国際的な子の連れ去り事案等の問題を解決するための国際協力の仕組みにつき定めたハーグ条約を締結し, 条約上の中央当局の任務の実施を通じて当事者に対する支援を行う。</p>	(3)	—	90 (16)	100	043

具体的施策名	8 軍備管理・軍縮・不拡散への取組			
達成すべき目標	大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること			
具体的施策の概要	<p>北朝鮮やイラン等の核問題に直面する中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 核兵器については、核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(2015年NPT運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関(IAEA)の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行う。</p> <p>(2) 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。</p> <p>(3) 通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。</p> <p>(4) 大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。</p>			
測定指標	(1) 国際的な核軍縮を追求するための取組			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由及び目標設定の根拠) 大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。特に、唯一の戦争被爆国である我が国が、国際的な機運が高まる中、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を積極的かつ着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するだけでなく、我が国を含む国際社会の平和と安定に大きく貢献できるものである。また、現実には多くの人を殺傷するばかりでなく紛争後の復興開発の阻害要因ともなっている、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・非合法的な小型武器等の通常兵器についても、安全保障のみならず人道や開発等の観点から、軍備管理・軍縮・不拡散の取組が必要である。なお、外交政策の特性上、目
	基準	22年度	核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(平成27(2015)年NPT運用検討会議に係る取組)、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた働きかけを実施した。	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	<p>軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、平成27年NPT運用検討会議に向け具体的貢献ができるようグループとしての取組を進めていく。</p> <p>我が国は同イニシアティブでの取組の中でも、特に核軍備の透明性の分野をリードする。</p> <p>また、平成26年春には広島でNPDI外相会合を開催予定のため、被爆地で開催する意義を積極的に打ち出していけるよう準備を進めていく。</p> <p>軍縮不拡散教育分野での取組を通じ市民社会における軍縮への知見を深めていく。</p>	
		26年度	国際的な核軍縮を追求するための取組を強化する。	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	国際的な核軍縮を追求するための取組を強化する。	
	(2) 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組			
	基準	22年度	国際原子力機関(IAEA)の保障措置の強化のための取組。大量破壊兵器(WMD)等の不拡散に関連する国連安保理決議を着実に履行。国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によりアジア地域を中心として不拡散体制の強化に向けた働きかけ等を実施した。	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行、輸出管理、IAEA保証措置等、不拡散体制の強化に向け、アジアをはじめとする各国・地域との協力を推進する。	
		26年度	大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
	29年度	同上		
目標	—	大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。		
(3) 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組				
基準	22年度	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内		

		実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組を促進した。						標年度を限定することは困難であるが、継続して軍縮・不拡散に関する取組を進めることが重要である。
施策の進捗状況(目標)	25年度	機会をとらえ、非締約国に対してBWC及びCWCへの加入を呼びかけるとともに、専門家のセミナー派遣等を実施する。 また、化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。第3回CWC運用検討会議において、普遍化、国内実施の強化、化学兵器の再出現の防止等の必要性に係る我が方の立場を積極的に発信する。						(根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第183回国会外交演説(平成25年2月28日)
	26年度	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組を強化する。						
	27年度	同上						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
目標	—	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組を強化する。						
(4) 通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組								
基準	22年度	武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施。対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援等を国際的な枠組みの下で協力した。						
施策の進捗状況(目標)	25年度	我が国は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)及びクラスター弾に関する条約(CCM)の普遍化促進に向け、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、二国間・多国間協議の機会をとらえ、早期に条約に加入するよう働きかけを行う。 平成25年4月に、対人地雷禁止条約の共同議長職に立候補しており、選任された場合には、同条約の常設委員会における議事を主導する。 平成25年4月に採択された武器貿易条約(ATT)に関しては、署名・締結の準備作業を進める。 国連小型武器行動計画の履行を促進させるための小型武器決議案を国連に提出する。 また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、現場のプロジェクトへの支援を通じて、汚染地の除去義務等の条約履行を支援する。						
	26年度	平成26年に対人地雷禁止条約の運用検討会議(5年に1度開催)が行われる予定であり、対人地雷禁止条約の共同議長(現在は未就任)として、議長を支え、地雷除去等の議題を取り仕切り、平成21年の第2回運用検討会議からの進捗状況につき担当分野をとりまとめる。 対人地雷禁止条約(オタワ条約)及びクラスター弾に関する条約(CCM)の普遍化については、25年度と同様に、引き続き非締約国に対する加入の働きかけを実施する。 小型武器問題に関しては、小型武器第5回隔年会合が開催される所、同会合において成果が得られるよう積極的に貢献する。 武器貿易条約については、各国の批准に向けての状況について情報収集を行うとともに、引き続き締結のために必要な作業を行う。						
	27年度	通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組を強化する。						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
目標	—	通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組を強化する。						
(5) 国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取り付け ①共同提案国数	基準値	年度ごとの目標値					目標値	
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
	①35	①99	同左	同左	同左	同左	—	

	②賛成国数	②173	②174				
	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		上記の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。				
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
				23年度	24年度	25年度	
	①包括的核実験禁止条約 (CTBT) 国内運用体制整備事業等経費 (16年度)	連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うと共に、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、条約の検証制度の効果的な運用に資するため、CTBTO 準備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交換を行い、協力関係を構築・維持する。	(1)	195 (188)	186 (178)	176	046
	②軍備管理・軍縮・不拡散への取組 (昭和57年度)	1 国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行うことで、我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献する。	(1)	69 (37)	62 (42)	53	047
2 軍備管理・軍縮問題専門家会議 軍縮不拡散分野において重要な取組の一つである軍縮不拡散教育に関し、各主体による取組の経験共有や共同計画作成等による市民社会と政府との連携促進を目的とした会議を開催し、軍縮・不拡散教育における市民社会とのパートナーシップの強化及び国際的な啓蒙をはかる。		(1)					
3 軍縮教育普及 職員が毎年8月に開催される広島及び長崎の平和記念式典及び関連行事に出席し、総理大臣等を補佐すると共に、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一体となって核の惨禍を世界に伝えていく。また、広報誌である「日本の軍縮・不拡散外交」を発行することで大学・研究機関の研究者や一般の方が核軍縮について知見を深めることに貢献する。		(1)					
4 軍縮・不拡散調査研究等経費 軍縮政策実施体制確立のため、研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行う他、国連軍縮フェロシッププログラムの一環として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施する。		(1)					
5 国連総会 国連総会第1委員会に軍縮代表部館員が出席し、積極的な議論への参加をし、数多くの軍縮関連の決議を採択することで、国際的な軍縮への機運を高める。		(1)					
6 地域不拡散強化協力 ASEAN 諸国、中国、韓国等の局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、北朝鮮・イランの核問題や IAEA 保障措置等の不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行うアジア不拡散協議 (ASTOP) を2003年より開催。また、アジア諸		(2)					

	<p>国等の輸出管理政策の専門家を招致し、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高め、その輸出管理制度を強化することを目的に、1993年より毎年アジア輸出管理セミナーを開催。その他、アジア太平洋地域における不拡散に関する会議への出席やアジア諸国への専門家派遣を必要に応じ実施。</p>					
	<p>7 原子力・不拡散関連技術分析 北朝鮮やイランの核問題等の不拡散の問題に適切に対応するにあたっては、原子力分野の技術的・専門的知見に基づく情報分析が不可欠であり、また、これらの問題が我が国に与える重大性にかんがみ、右分析は質が高く適時性のあるものであることが極めて重要である。こうした分析を行うためには、原子力分野における高度の技術的・専門的知見が必要であるため、国内外の研究機関等と緊密な関係を有する大学院レベル以上の外部有識者を不拡散情報分析員として採用し、こうした業務を担当させる。</p>	(2)				
	<p>8 拡散に対する安全保障構想 (PSI) PSI 訓練やオペレーション専門家会合 (OEG) への出席及び主催 (PSI 訓練：平成 24 年度、OEG：平成 22 年度) を通じ、アジア地域における数少ない OEG 参加国として、引き続き PSI に積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。</p>	(2)				
	<p>9 原子力供給グループ (NSG) NSG は、核兵器開発に使用されうる原子力関連資機材等の輸出管理を通じ核兵器の拡散を防止していくことを目的とする国際輸出管理レジームであり、NSG における情報共有を行いつつ、その活動に積極的に参加することにより、国際的な核不拡散体制を強化する。NSG 情報共有システム (NSG Information Sharing System (NISS) の端末の利用を通じ、NSG での議論に的確に対応する。</p>	(2)				
	<p>10 ワッセナー・アレンジメント (WA) WA の総会や一般作業部会等、WA における主要な会合に積極的に参加し、我が国として通常兵器及び関連汎用品・技術の拡散防止に寄与するとともに、WA の方針に我が国の考え方を出来るだけ反映すべく交渉する。また WA に関する全ての情報・文書がワッセナー・インフォメーション・システム (WAIS) を通じてのみ参加各国に配信されているところ、右システムを使用し、出来る限り情報収集に努める (なお、WA の関連文書は全て WAIS のみを通じて配信されており、WA の活動上、WAIS は必要不可欠)。</p>	(2)				
	<p>11 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化のための取組 BWC: 会期間活動等への参加とプレゼンテーションの実施等による議論への貢献。 CWC: 締約国会議、化学兵器禁止機関 (OPCW) 執行理事会 (年 4 回開催) 及び執行理事会間に開催される条約実施のための各種協議への積極的な参画、中国遺棄化学兵器 (ACW) 処理事業等への査察受入に係る OPCW への協力。 BWC: 会期間活動等、条約の実施強化のための議論に積極的に貢献し、作業文書を提出する等、BWC 実施強化の取組を積</p>	(3)				

	<p>極的に行っている。</p> <p>CWC：各会議の議論において積極的に発言し、各国による条約の国内実施促進を支持。ACW 査察の積極的な受入れ、関連書類の提出の励行等、我が国自身も自ら条約上課された事項を積極的に実施。</p>					
③アセアン地域フォーラム不拡散・軍縮会期会合 (25 年度)	<p>ASEAN 地域フォーラム (ARF) は、アジア・太平洋地域の政治と安全保障を対象とする対話の枠組み。核軍縮・核不拡散・原子力の平和的利用のいずれについても、我が国は国際社会の取組をリードしてきているが、それを地域レベルの枠組みでもアピールする絶好の機会。特に「軍縮」分野は、我が国として、具体的な行動を提案することが期待される。前回の会合 (平成 23 年 2 月、於：ラスベガス) は、「核兵器のない世界」の実現を打ち出したオバマ政権の下、米国が初めてテーマを「軍縮」に特化する形で開催し、参加国の高い評価を得た。本件会合は、唯一の被爆国である我が国の核軍縮分野における積極的な取組を内外にアピールする絶好の機会となる。</p>	(1)	—	—	1	新 25— 22
④通常兵器の軍備管理 (22 年度)	<p>通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組</p> <p>通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。</p> <p>武器貿易条約 (ATT) 交渉への積極的な参加、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進のための働きかけ等を積極的に行っている。</p>	(4)	—	—	—	—

具体的施策名	9 原子力の平和的利用のための国際協力の推進			
達成すべき目標	IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進すること			
具体的施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する各国への正確な情報提供や各国からの支援を調整する。右事故を受けて開催された原子力安全を中心課題とする一連の国際会議に対応する。同事故の収束に向けたIAEAをはじめとする国際機関からのミッション受入れの調整を行う。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。			
測定指標	(1)国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化			
	基準	—	原子力安全及び核セキュリティに関する国際的及び地域的取組への貢献及び実施	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	IAEAやG8各国等と協力し、関連会合への積極的な参加等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。 ウィーンで開催予定のIAEA核セキュリティに関する国際会議(7月)やハーグで開催予定の第3回核セキュリティ・サミット(3月)等において我が国の措置について各国の理解を得る。 米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT)の関連活動に貢献する。	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 原子力安全及び核セキュリティの確保は、いずれも原子力の平和的利用に必要な取組の一つであり、我が国が、福島第一原発事故の教訓を国際社会と共有し、原子力安全基準等の強化等の国際的な議論に積極的に参加すること等により、これらを強化していく必要がある。外交政策の特性上、目標年度を設定することは困難であるが、継続して取組を進めていくことが重要。 ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「原子力安全については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故の徹底検証から得られる知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは我が国が果たすべき責務と考えます。」 ・第183回国会外交演説(平成25年2月28日) 「日本が原子力事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献します。」
		26年度	IAEAやG8各国等と協力し、関連会合への積極的な参加等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	IAEAやG8各国等と協力し、関連会合への積極的な参加等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。	
	(2)福島第一原発事故後の対応			
	基準	—	1 福島原発事故後の状況につき、各国へ迅速かつ正確な情報提供 2 原発の状況の安定化及び廃炉に向けた各国との協力調整	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	福島第一原発の状況等について、引き続き情報提供を行っていく。また、廃炉に関し、IAEAをはじめとする国際社会との協力を進める。	
		26年度	同上	
27年度		同上		
28年度		同上		
29年度		同上		
目標	—	福島第一原発の状況等について引き続き情報提供を行うとともに、IAEAをはじめとする国際社会との協力を進める。また、事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。		
(3)原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施				
基準	—	開発途上国や原発新規導入国の原子力平和利用の促進及び原子力安全の向上		
RCAやPUIを用いて、各国の原子力の平和的利用や原子力安全の分野での国際協力の推進に積極的に貢献することは重要。				

施策の進捗状況(目標)	25年度	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。 IAEA技術協力への支援やIAEAの原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた支援を推進する。	
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
目標	—	開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用の促進及び原子力安全の向上に努める。	
(4)核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施			核物質・原子力関連品目の移転を含む国際的な原子力協力については、平成23年8月5日に「衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書」が閣議決定されており、右測定指標等はこれにそったもの。
基準	—	核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施	
施策の進捗状況(目標)	25年度	福島第一原発事故の経験と教訓を世界に共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務。我が国の原子力技術に対しては、各国から高い期待が示されてきている。原子炉等の原子力関連資機材の輸出については、相手国の意向や事情を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術を提供していく考え。	
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
29年度	同上		
目標	—	核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施を確保する。	
(5)放射性物質の安全で円滑な輸送の実施			我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。
基準	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施	
施策の進捗状況(目標)	25年度	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。このための関係国間の協力を一層緊密化させる。	
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
29年度	同上		
目標	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。	
(6)二国間協定の交渉・協議の進展			二国間原子力協定の交渉・協議については、平成23年8月5日に「衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書」が閣議決定されており、右測定指標等はこれにそったもの。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「原子力安全については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故の徹底検証から得られる知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは我が国が果たすべき責務と考えます。」
基準	—	二国間原子力協定の交渉・協議の実施	
施策の進捗状況(目標)	25年度	協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくという、原子力協定締結に関する我が国の考え方にそって、二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めていく。	
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
29年度	同上		
目標	—	二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めていく。	
達成	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する 括弧内執行額 単位: 百万円 補正後 補正後 当初予 行政事業レビ

手 段		指標	予算額	予算額	算額	ユ一事 業番号	
			23 年度	24 年度	25 年度		
	①原子力の平和利用のための国際協力の推進 (17 年度)	国際社会における原子力の平和的利用のための国際協力を推進し、原子力発電の適切な安全対策や新たな原子力技術・制度の開発等の国際的課題に貢献する。具体的に、 (1) 原子力の平和的利用を確保することを主たる目的として原子力協定の枠組みを整備することを決定した国との原子力協定締結のための交渉を行う、(2) 原子力の平和的利用の促進に係る IAEA の活動の一環として、医療・健康分野事業における諸課題について、専門家の協力を得て議論を行うための「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) 国内対応委員会」を開催する、(3) 核不拡散及び原子力の平和的利用において極めて重要な施設である濃縮及び再処理施設の視察を行う、(4) 最新の国際的な原子力専門情報誌から情報を入手する、(5) 我が国との原子力協力を希望する国における原子力関連の人的・法的基盤 (法制度、関連人員、関連インフラ等) に係る調査等を実施し、原子力協定の交渉・締結に係る業務の実施を促進する。	(3) (4) (6)	22 (8)	14 (7)	12	048
	②IAEA, G 8 等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化 (22 年度)	IAEA 関連会議、G 8、国連等の場における原子力安全関連条約や安全基準等の原子力安全強化に係る国際的な議論に積極的に参加するとともに、福島第一原子力発電所の状況に関する情報や事故から得られた教訓等を国際場裏で共有することを通じて、国際的な原子力安全の向上に寄与している。	(1) (2)	—	—	—	—
	③福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (22 年度)	原発の状況に関する各国への迅速・正確な情報提供 (メール及び FAX による迅速な情報提供や在京大使館からの個別の照会への対応等)。原発の安定化や廃炉に向けた各国との協力調整を行う。	(2)	—	—	—	—
	④核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献 (22 年度)	福島第一原発事故に係る国際的な業務、IAEA, G 8 等での国際的な議論への参加、チェルノブイリ原発支援事業関連の拠出国総会への参加、次回核セキュリティ・サミット (平成 26 年) に向けた国際的な議論への参加、同サミットに向けた日米核セキュリティ作業グループの活動等、国際的な核セキュリティの強化に向けた取組を積極的に行っている。	(1)	—	—	—	—
	⑤放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応 (22 年度)	二国間及び多国間の場を通じた、放射性物質輸送の安全性等に係る沿岸国の理解増進活動を実施。IAEA 総会マージンにおいて沿岸国とのコミュニケーションに関する非公式会合を継続的に開催する等、沿岸国の理解増進活動を実施している。	(5)	—	—	—	—

具体的施策名	10 科学技術に係る国際協力の推進			
達成すべき目標	我が国及び国際社会の科学技術を発展させること			
具体的施策の概要	我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施する。			
測定指標	(1) 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大			
	基準	—	科学技術先進国との二国間科学技術協力の、政府間会合等の開催及び新規科技協定の締結を通じた推進	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	5カ国・機関以上との政府間会合等の開催を通じ、二国間科学技術協力を推進する。 二国間合同委員会の活性化に向け国内関係府省・機関との情報交換を継続させる。	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 科学技術に関する二国間政府間対話の推進(選定理由) 我が国独自の科学技術の発展は天然資源に乏しい我が国が、繁栄と安定を実現する上で必要不可欠な手段であり、科学技術の発展のために、諸外国、とりわけ科学技術先進国との協力が重要となってくる中、二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展という施策の目標達成に欠かせない手段となっているため。 (目標(基準・目標年度)設定の根拠) 第4期科学技術基本計画で、我が国科学技術の国際展開を推進する基盤強化の推進方策として「政府対話や協定に基づく協力を一層効果的に推進する」と規定しているため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定)
		26年度	同上	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安全確保に貢献する。	
	(2) イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進			
	基準	22年度	イーター(国際熱核融合実験炉)計画を通じ核融合エネルギーの研究開発を促進した。	
施策の進捗状況(目標)	25年度	イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。イーターについては、計画建設期の円滑な進展を目指し、関係者との調整を行う。また、事務局運営の効率化・合理化に取り組む。		
	26年度	同上		
	27年度	同上		
	28年度	同上		
	29年度	同上		
目標	—	多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。		
(3) ISTC への支援を通じた協力の推進				
基準	22年度	国際科学技術センター(ISTC)を通じ、大量破壊兵器の不拡散への取組を促進した。		
施策の進捗状況	25年度	ISTC事務局運営の効率化・合理化に取り組み、ISTCを通じ中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係		

況(目標)		の強化を行う。					極間の信頼醸成に繋がり、国際社会の平和と安定にも寄与しうるため。 (目標(基準・目標年度)設定の根拠) 第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定)、第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日)、民主党マニフェスト2010
	26年度	同上					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。					
(4) ソフトパワーとしての科学技術の活用							ソフトパワーとしての科学技術の活用 (選定理由) 科学技術をソフトパワーとして外交に活用する取組は、諸外国との将来的な科学技術協力に向けた環境の醸成、我が国のブランド・イメージの確立、我が国企業の海外におけるビジネス展開を支援するために必要な施策の一つであるため。 (目標(基準・目標年度)設定の根拠) 当室が所管する欧米先進国以外の国々との科学技術協力のニーズが東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想、パッケージ型インフラ展開推進等のために高まっているため (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定)、「宇宙分野の重点施策」(平成22年5月、宇宙開発戦略本部)
基準	22年度	我が国の優れた科学者・専門家を科学技術先進国にとどまらず、新興国、アジア諸国等各国に派遣し、講演会等を行う科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業を実施した。					
施策の進捗状況(目標)	25年度	科学者・専門家の派遣を通じ、我が国の優れた科学技術力をアジア諸国、新興国等4カ国に印象づけ、経済外交にも貢献する。					
	26年度	同上					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によって、我が国の繁栄と安定に貢献する。					
(5) ISTC における実施中のプロジェクト数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	12	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	大量破壊兵器関連技術の拡散抑制及び日ソ連諸国の研究開発に関する透明性の向上と信頼醸成に安定的に役立てるため、ISTCが継続的に一定数のプロジェクトを新規に実施することを目標とした。						
(6) ISTC 事務局の職員数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	94名	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	事務局運営の効率化・合理化に取り組みつつ、ISTC事務局が旧ソ連諸国の科学者・技術者を従事させる研究開発プロジェクトの管理を行い、頭脳拡散の防止に寄与することを確保するため、適当な規模の職員数を維持することを目標とした。						
(7) 専門家交流事業の実施回数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	15回	10回程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	限られた予算を有効に活用し、派遣講師・広報テーマや開催国・地域の選択等につきバランスをとりつつ効果的な発信をするため、一定回数以上の開催を目標とした。目標値については、予算額(24年度比▲33%)に合わせて設定した。						
(8) 専門家交流事業の参加人数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	1,310名	875名程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	我が国の優れた科学技術に関するブランド・イメージの確立、我が国企業の海外におけるビジネス展開の支援、派遣した科学者・技術者への効果的なネットワーキングの機会提供といった効果をあげるため、一定数以上の参加人数を得ることを目標とした。目標値については、予						

算額（24年度比▲33%）に合わせて設定した。

達成 手段	() : 開始年 度	達成手段の概要等	関連 する 指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事 業レビ ュー事 業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
				23年度	24年度	25年度	
	①科学技術 に関する二 国間政府間 対話の推進 (*)	<p>科学技術協力合同委員会を年度内に以下の国・地域と実施する。</p> <p>米国, フランス, EU, ニュージーランド, 英国</p> <p>我が国との科学技術協力協定締結の希望が相手国から寄せられた場合に, 我が国にとっての外交面・科学技術面でのメリット等を勘案し, 協力協定締結に向けた作業を相手国と行う。</p> <p>二国間合同委員会を通じて, 相互の科学技術政策や, 環境エネルギー, ライフサイエンス, ナノテクノロジー, 地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行うことにより, 両国の科学技術政策等に関する共通認識を醸成し, また, 二国間の個別の協力分野について, 更なる協力の推進を政府間で確認することができる。</p>	(1)	—	—	—	—
	②イーター 計画等の推 進 (*)	<p>イーターの会合等において, イーター計画の着実な実施を確保するための外交活動を展開する。</p> <p>イーター計画の進捗状況をイーター理事会等の場でフォローし, 参加極と協力調整を行い, 平成22年7月に合意されたベースライン文書の着実な実施を確保する。</p>	(2)	—	—	—	—
	③科学技術 外交 (21年度)	<p>欧米科学技術先進国, 新興国, アジア, 中東アフリカ諸国に日本の優れた科学者・専門家を派遣し, 我が国の科学技術力をアピールする海外へ向けた科学技術広報を行うことで, 我が国の科学・技術力の情報発信を通じた我が国ソフトパワーの向上及びネットワーキングを通じた我が国企業の海外でのビジネス展開支援を図る。</p> <p>本事業を通じて我が国の優れた科学技術力を事業対象国の政策決定者, 専門家, 一般市民等に応用することにより, 我が国の最先端の科学技術への認識を深め, 我が国との二国間科学技術協力関係の発展に寄与する。併せて, 我が国企業の海外でのビジネス展開の支援をはかり, 我が国の経済的安定にも貢献する。</p>	(4)	11 (7)	8 (6)	4	050

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

施策名	国際経済に関する取組	担当部局名	経済局	作成責任者名	経済局政策課長 赤松 秀一
達成すべき目標	<p>我が国の経済外交における国益を保護・増進すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</p> <p>(1) 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること</p> <p>(2) (1)を補完するために車の両輪のひとつとして、二国間及び地域的な経済連携を強化すること</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画</p> <p>グローバルな課題に対する国際的取組に参画すること</p> <p>3 重層的な経済関係の強化</p> <p>(1) アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を増進すること</p> <p>(2) 日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること</p> <p>4 経済安全保障の強化</p> <p>エネルギー、鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること</p> <p>5 海外の日本企業支援</p> <p>日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させること</p>		目標設定の考え方・根拠	我が国の経済成長に貢献し、経済基盤を強化していくとの目標の下、第183回国会施政方針演説や第183回国会外交演説等に基づき設定	
施策の概要	<p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて、WTOにおけるドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉に取り組む。また、紛争解決手続等の各種枠組みの活用により、保護主義的な貿易政策を抑止・是正する。</p> <p>(2) 経済連携強化に向けた取組として、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画</p> <p>(1) G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20サミットは、新興国が多く参加する「国際経済協力の第一のフォーラム」として重要な役割を果たしている。我が国として、両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。OECDでは、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加し、リードする。</p> <p>(2) G8・G20サミット、OECD等の国際的な取組を通して、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。</p> <p>3 重層的な経済関係の強化</p> <p>(1) APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。</p> <p>(2) 日・EU間では、定期首脳協議等様々な協議を実施する。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進する。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についての、日・EU協力を推進する。</p>	政策体系上の位置付け	分野別外交		
				政策評価実施予定時期	平成26年8月

4 経済安全保障の強化

経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

5 海外の日本企業支援

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

アジア地域を始めとする諸外国に対する「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」への参加促進、また、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

(2) 日本企業支援

ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援を行うと共に、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図る。福島第一原発事故後の各国による輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて取り組む。

(3) 対外投資の戦略的な支援

投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、「対外投資戦略会議」及びその連絡会議における民間団体等との意見交換の内容等を参考に、相手国・地域を戦略的に検討する。

具体的施策名	1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進			
達成すべき目標	(1) 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること (2) (1)を補完するために車の両輪のひとつとして、二国間及び地域的な経済連携を強化すること			
具体的施策の概要	(1) 多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて、WTOにおけるドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉に取り組む。また、WTO各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続等の積極的活用により、保護主義的な貿易政策を抑止・是正する。 (2) 経済連携強化に向けた取組として、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。			
測定指標	(1) ア 国際貿易ルールの強化 イ 既存ルールの実効的運用		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	— ア ドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉への貢献 イ 紛争解決手続等各種枠組みの活用による、保護主義的な貿易政策の抑止	(測定指標の選定理由) (1) 我が国は、これまでGATT/WTOの多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。	
	施策の進捗状況（目標）	25年度	ア 引き続き国際貿易ルールの強化のために、我が国として貢献する。 イ 保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために、WTO各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続を積極的に活用する。	(2) WTO紛争解決制度などの既存ルールの実効的運用を図ることは、WTO体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、保護主義的貿易政策に対する抑止につながる。
		26年度	同上	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標	—	国際貿易ルールを維持・強化する。	(目標設定（水準・目標年度）の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続してWTOルールの実効的運用・強化を図り、経済連携強化に向けた取組を行うことが重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説（平成25年2月28日）
	(2) 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域大のEPAの研究に関する取組			(測定指標の選定理由) 我が国の経済連携に関する取組が遅れている中、経済連携を強化することにより、市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等と我が国の経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要であるため。
	基準	—	経済連携強化に向けた、EPA交渉・研究・検討・実施・運用を推進	
施策の進捗状況（目標）	25年度	主要貿易国との経済連携を戦略的に推進する。 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。 それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。 特に、TPP協定、日中韓FTA、RCEP、日EU・EPAについて、交渉を前進させる。	(目標設定（水準・目標年度）の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して発効済EPAの実効的運用・強化を図るとともに、主要な貿易相手国とのEPA締結を進め、経済連携強化に向けた取組を行うことが重要である。	
	26年度	同上		
	27年度	同上		
	28年度	同上		
	29年度	同上		
目標	—	アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守る	(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183	

		べきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。			回国会施政方針演説(平成25年2月28日)		
(3) 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	①共同研究が終了した数	①: 1	①1	—	—	—	—
	②交渉会合開催数	②: 15	②15				
	③交渉が妥結した数	③: 1	③1				
	④署名した数	④: 1	④1				
	⑤発効した数	⑤: 0	⑤1				
⑥委員会等開催回数	⑥: 36	⑥35					
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>(測定指標の選定理由)</p> <p>我が国は、平成13年にシンガポールとのEPA交渉を始めて以来、現在までに13本のEPAを締結しており、1年に1本程度のペースで締結してきている。政府としては経済連携の取組を強化しているが、今後はこれまでよりさらに困難な交渉が想定される相手国・地域が多く、これまでと同様のペースでの締結を目指すことが適切であると考えられる。このことから、締結に至るまでの各重要段階の目標値としては、年に1件程度が適切であると考えられるため。</p> <p>また、交渉会合数に関しては、通常のEPA交渉では3～4か月に1回程度の交渉会合が開かれるのが通例であり、かつ、同時に2～3件の交渉をすることを想定するのが適当かつ現実的であると考えられるため。</p> <p>(目標値(水準・目標年度)の設定根拠)</p> <p>EPA/FTAに関する施策を数値化するのは非常に困難であるが、あえて数値化するのであれば、あるEPAが検討から発効後に至るまでの、主な段階を数値化することが適当であると考えられるため。</p>						
(4) (参考指標) 輸出入額(単位: 千億円) *財務省貿易統計HPより引用							
①輸出額							
②輸入額							
達成手段	〇: 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後予算額	補正後予算額	予算額当初	
				23年度	24年度	25年度	
①多角的自由貿易体制の維持・強化(*)		各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、国内でのWTO意見交換会の実施、及び、紛争処理体制の強化(本省及び在外)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化にむけた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTOルールの実効的な運用を図る。	(1)	39 (34)	37 (28)	35	052
②経済連携協定(15年度)		(本具体的施策に関連する取組) 共同研究、協定交渉、合同委員会、各種小委員会等の開催及び各会合に向けた準備・検討作業を実施する。 各種会合において、経済連携に関する共同研究・検討、協定交渉、発効済みの協定の見直し等を行うことを通じ、より高いレベルの経済連携協定を多く締結し、またその運用を改善する。	(2) (3)	121 (66)	130 (95)	128 106	051

具体的施策名	2 国際経済秩序形成への積極的参画								
達成すべき目標	グローバルな課題に対する国際的取組に参画すること								
具体的施策の概要	<p>(1) G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20サミットは、新興国が多く参加する「国際経済協力の第一のフォーラム」として重要な役割を果たしている。我が国として、両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。OECDでは、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加し、リードする。</p> <p>(2) G8・G20サミット、OECD等の国際的な取組を通じて、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。</p>								
測定指標	(1) G8・G20サミットにおける我が国の貢献			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
	基準	—	総理による発信、他の主要国の首脳との率直な意見交換の実施、及び成果文書等への我が国の考え方の反映、準備過程における貢献	(測定指標の選定理由) 我が国にとって望ましい国際経済秩序の実現のためには、その形成に大きな影響を与えるG8・G20の諸活動に積極的に参加し、国際的な議論を主導することが重要である。					
	施策の進捗状況（目標）	25年度		25年度に開催されるG8ロック・アーン・サミット及びG20サントペテルブルク・サミットの成功裏実施に貢献する。G8とTICADとの連携や我が国の経済政策等について積極的に発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。	(目標設定（水準・目標年度）の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、グローバルな課題を解決し、我が国にとって望ましい国際経済秩序を実現するためには、G8・G20の諸活動において我が国の考えを反映させつつ、最大限貢献することは極めて重要である。				
		26年度		G8及びG20サミットの成功裏実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。					
		27年度		同上					
		28年度		同上（特に、我が国は28年度のG8議長国となること、アジェンダ設定、準備過程等でイニシアティブを発揮し、我が国にとって望ましい国際経済秩序の実現を目指す。）					
		29年度		平成27年度に同じ					
	目標	—	G8及びG20サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏実施に向け最大限貢献する。	(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説					
	(2) OECDにおける我が国の貢献			(測定指標の選定理由)					
	基準	—	様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映	我が国にとって望ましい国際経済秩序の実現のためには、その形成に大きな影響を与えるG8・G20やOECDの諸活動に積極的に参加し、国際的な議論を主導することが重要である。					
施策の進捗状況（目標）	25年度		OECDにおける諸活動へ積極的に参加することを通じて、経済・社会政策、アジア諸国を始めとする非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させ、OECDの取組をリードする。また、平成26(2014)年の我が国のOECD加盟50周年の契機に、閣僚理事会の議長を務め、我が国政策のためにOECDを最大限活用する。	(目標設定（水準・目標年度）の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、我が国にとって望ましい国際経済秩序を実現するためには、G8・G20やOECDの諸活動において我が国の考えを反映させつつ、最大限貢献することは極めて重要である。					
	26年度		同上						
	27年度		同上						
	28年度		同上						
	29年度		同上						
目標	—	我が国としてOECDにおける諸活動へ最大限の貢献を行うとともに、我が国の政策のためにOECDを更に活用する。	(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説						
(3) 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催されるOECD理事会（最高意思決定機関）へ参加回数（年1回開催される閣僚理事会を含む）			基準値	年度ごとの目標値				目標値	
			例年	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
			13回	13回	同左	同左	同左	同左	—

	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>(測定指標の選定理由)</p> <p>様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のためには、OECDにおける最高意思決定機関であるOECD理事会での決定プロセスに参加することが不可欠である。もちろん、OECD理事会での決定までの意思調整過程に参加することが大前提となるが、それら調整の結果を最終的に決定づける機会に我が国が参加するというのは、我が国の考え方等を反映させる上で最も重要な指標の一つとなり得る。</p> <p>(目標値（水準・目標年度）の設定の根拠)</p> <p>上記OECD理事会は、大体月1回ペース（状況に応じて変更）で開催されており、また、それに加え、年に1度閣僚級が参加する閣僚理事会も開催されること、参考とする基準値として13回とした。</p>					
達成手段	○：開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
	①G8・G20サミットにおける我が国の積極的な貢献（G8：昭和50年度（当時はG6）、G20：20年度）	<p>国際社会の諸課題を議論し、政策協調を行う上で重要な役割を果たしているG8・G20サミット及びその準備会合に積極的に参加し、貢献する。</p> <p>我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で、国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決が重要であるが、このためには国際社会の一致した協力が求められる。こうした中で、G8・G20における議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国によって望ましい国際経済秩序を形成する。</p>	(1)	—	—	—	—
	②OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画（含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）（昭和39年度）	<p>加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。</p> <p>我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で、国際社会の喫緊の課題である、世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決が重要であるが、このためには国際社会の一致した協力が求められる。こうした中で、G8・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国によって望ましい国際経済秩序を形成する。</p>	(2) (3)	—	—	—	—
	③国際経済情勢調査・分析（*）	<p>(1) 諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより、主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。</p> <p>(2) マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し、上記(1)のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等に当たらせる。</p>	—	30 (25)	8 (6)	6	053

④政府調達 手続に関する説明会 (*)	平成6年3月、アクション・プログラム実行推進委員会にて決定された「物品にかかる政府調達手続きについて（運用方針）」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、外務省主催にて、今後我が国政府が予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき、内外の共有者を対象としたセミナーを開催する。	—	0.7 (0.6)	0.7 (0.6)	0.7	054
-----------------------------	---	---	--------------	--------------	-----	-----

具体的施策名	3 重層的な経済関係の強化																		
達成すべき目標	<p>(1) アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を増進すること</p> <p>(2) 日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること</p>																		
具体的施策の概要	<p>(1) APEC 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。</p> <p>(2) 日・EU 間では、定期首脳協議等様々な協議を実施する。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進する。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についての、日・EU 協力を推進する。</p>																		
測定指標	(1) APEC における諸活動への貢献			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠															
	基準	—	「横浜ビジョン」で掲げた内容の更なる具体化	<p>(測定指標の選定理由)</p> <p>APEC を構成する国・地域は、経済規模で世界全体の GDP の約5割、世界全体の貿易量及び世界人口の約4割を占めており、域内での経済協力の推進は、我が国の更なる成長と繁栄にとって不可欠である。平成22年我が国の議長の下で将来にわたり APEC として取り組むべき施策について取りまとめた「横浜ビジョン」の具体化に向けて APEC を構成する国・地域と共に地域の課題に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>(目標設定（水準・目標年度）の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して域内における協力関係を発展させていくことが重要である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>第183回国会外交演説</p>															
	施策の進捗状況（目標）	25年度	平成22(2010)年の「横浜ビジョン」以降、米国年、ロシア年へと継続された貿易の自由化・円滑化の流れを一貫し、平成25年のAPEC議長を務めるインドネシアへの積極的な協力を通じ、域内での取組の推進、特に優先分野であるボゴール目標の達成、衡平性を伴う持続可能な成長、連結性の推進に貢献する。																
		26年度	APECの成功への貢献を通じ、域内での経済協力関係を維持・発展させる。																
		27年度	同上																
		28年度	同上																
		29年度	同上																
	目標	—	域内での経済協力関係を維持・発展させる。																
	(2) EU との対話を通じた関係強化			(測定指標の選定理由)															
	基準	—	日 EU・EPA 交渉のためのスコーピングの実施		<p>我が国と EU は、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。</p> <p>(目標設定（水準・目標年度）の根拠)</p> <p>外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、特に経済分野において継続して EU との連携を強化していくことは重要である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>第183回国会外交演説</p>														
施策の進捗状況（目標）	25年度	日 EU 双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携を実現するため、早期交渉妥結を目指し、日 EU・EPA 交渉を推進する。																	
	26年度	同上																	
	27年度	同上																	
	28年度	同上																	
	29年度	同上																	
目標	—	日 EU 双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携の実現のため、早期交渉妥結を目指し、日 EU・EPA 交渉を推進する。																	
(3) (参考指標) APEC における域内貿易依存度																			
達成手段	○:開始年度	達成手段の概要等		関連する指標	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">括弧内執行額、単位:百万円</th> <th rowspan="3">行政事業レビュー事業番号</th> </tr> <tr> <th>補正後</th> <th>補正後</th> <th>当初</th> </tr> <tr> <th>予算額</th> <th>予算額</th> <th>予算額</th> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td></td> </tr> </table>	括弧内執行額、単位:百万円			行政事業レビュー事業番号	補正後	補正後	当初	予算額	予算額	予算額	23年度	24年度	25年度	
括弧内執行額、単位:百万円			行政事業レビュー事業番号																
補正後	補正後	当初																	
予算額	予算額	予算額																	
23年度	24年度	25年度																	

①APEC (アジア太平洋経済協力)を通じた経済関係の発展 (元年度)	<p>APECにおいては、その究極目標である貿易・投資の自由化・円滑化を通じた域内経済統合の達成のほか、成長戦略、人間の安全保障等の目標に向けて、種々のプロジェクトを実施しているところ、我が国としてもAPECとしての活動が成功裏に行われるよう貢献する。</p> <p>APEC 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に我が国も積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。</p>	(1) (3)	26 (24)	28 (25)	28	055
②経済連携協定	<p>(本具体的施策に関連する取組)</p> <p>日本企業の利益増進・保護のため、日・EU間の定期首脳協議等様々な協議を実施する。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進する。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についても、日・EU協力を推進する。</p> <p>高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要がある、この観点から、日・EU経済連携協定の締結を目指して包括的な経済関係の強化・拡大に努める。</p>	(2)	121 (66)	130 (95) 16 (7)	128 22	051

具体的施策名	4 経済安全保障の強化		
達成すべき目標	エネルギー、鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること		
具体的施策の概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。		
測定指標	(1) 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保		
	基準	—	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	資源・エネルギーの安定供給の確保に向けた国際機関や多国間の良好かつ安定的な協力枠組みや外交上の戦略的基盤の維持・強化、及び低炭素社会の実現に向けた我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及
		26年度	同上
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
	目標	—	
	(2) 我が国及び世界の食料安全保障の強化		
	基準	—	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	食糧の安定供給に向け、関連するマルチの枠組み等において議論し、積極的かつ主導的に参加貢献する。 特に、世界食料安全保障委員会(CFS)における「責任ある農業投資原則」策定に資する取組を積極的に行い、責任ある農業投資の促進を図る。
		26年度	同上
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
目標	—		
(3) 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保			
基準	—		

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

(測定指標の選定理由)
国際機関や多国間の枠組み等を通じた産出国との対話の促進、及び消費国間の連携の強化、及び我が国の省エネ・再生可能エネルギーの技術の普及のためには、所管するこれら枠組みの国際会議や協議に積極的に出席・発言し、関係国との人脈構築、我が国立場の反映、国際的議論の情報収集等が重要であるため。

(目標設定(水準・目標年度)の根拠)
外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して多国間の協力枠組みを維持・強化することが重要である。

(根拠となる閣議決定、政府方針等)
第183回国会外交演説

(測定指標の選定理由)
食料安全保障強化のための食料・農業分野における国際機関や多国間の国際協調や情報収集のためには、国連専門機関である世界食糧農業機関(FAO)や、世界の食料需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている国際穀物理事会(IGC)、及び我が国が推進する「責任ある農業投資」の関係国際機関の国際機関や協議に積極的に出席・発言し、関係国との人脈構築、我が国立場の反映、国際的議論の情報収集等が重要であるため。

(目標設定(水準・目標年度)の根拠)
外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、これら機関を通じた取組を進めていくことが重要である。

(根拠となる閣議決定、政府方針等)
第183回国会外交演説

(測定指標の選定理由)
世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、適切な漁業資源の保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが必要である。

施策の進捗状況(目標)	25年度	漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。			(目標設定(水準・目標年度)の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、資源の管理と持続可能な利用のための方策が検討・決定される地域漁業管理機関等の年次会合等の協議の場において、継続して漁業資源の保存・管理のための協力関係を進展させることが重要である。				
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	国際的漁業資源管理及び持続可能な利用に向けた協力を進展させる。			(根拠となる閣議決定、政府方針等) 海洋基本計画(平成25年)				
(4) 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数		基準値	年度ごとの目標値					目標値	
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
		43件	約40件	同左	同左	同左	同左	—	
(5) 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数		基準値	年度ごとの目標値					目標値	
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
		14件	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—	
(4)及び(5)の測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		資源・エネルギーの安定供給確保のための産出国との対話の促進、及び消費国間の連携の強化及び我が国の省エネ・再生可能エネルギー技術の普及や、食料安全保障強化のための食料・農業分野における多国間の国際協調や情報収集においては、所管する国際機関や多国間の枠組みの国際会議や協議に積極的に出席・発言し、関係国との人脈構築、我が国立場の反映、国際的議論の情報収集等が重要であるため。							
達成手段	○:開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位:百万円			行政事業レビュー事業番号
					補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額		
					23年度	24年度	25年度		
①資源問題への対応(＊)		供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な状況に、東日本大震災の影響も加わり、エネルギーの安定供給の確保がより重要な課題となる中、在外公館を通じた外交の戦略的基盤を維持・強化しつつ、国際的な枠組み等を利用して、産出国と消費国が連携して行動することにより、エネルギー市場の安定化に貢献することができる。また、採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発を促進し、これにより資源の安定供給にも資する。更に国際社会における省エネ・再生可能エネルギーに向けた取組に積極的に関与し、我が国の優れた技術を世界に普及させていくことにより、省エネ・再生可能エネルギーの更なる促進に貢献する。 具体的には国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G8、G20、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じ、消費国間の協力・協調を強化し、産出国間の対話の強化を促進することで、我が国への資源・エネルギーの安定供給を確保する。また、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)や国際省エネルギーパートナーシップ(IPEEC)を通じて省エネ・再生可能エネルギーを国内外で普及・促進する。			(1) (4)	5 (3)	6 (4)	3	057

<p>②国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 (*)</p>	<p>国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用、食料生産国との関係の維持・強化による我が国への食料安定供給の強化、国際的枠組みの構築等を促進することで、世界の食料安全保障を確保・強化する。</p> <p>FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論や同機関が実施するプロジェクト等により世界の食料安全保障の確保に向けた取組を進めていくとともに、IGCにおいて収集した情報等を、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等に活かしていく。</p>	(2)	—	—	—	—
<p>③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 (*)</p>	<p>地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源の保存・管理の推進への協力。</p> <p>地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席(計20件)し、海洋生物資源の保存・管理及び持続可能な利用における我が国の立場に対する理解と支持獲得に努めることにより、世界有数の漁業国であり水産物輸入国である我が国の利益の確保に資する。</p>	(3) (5)	—	—	—	—
<p>④国際司法裁判所(ICJ) (*)</p>	<p>平成22年5月、豪州は我が国の南極海調査捕鯨が国際捕鯨取締条約(ICRW)に違反しているとして国際司法裁判所(ICJ)に提訴した。平成23年5月、豪州が申述書を提出し、平成24(2012)年3月、日本が答弁書を提出し、書面手続きは終了。6月26日から7月16日まで、オランダ・ハーグで口頭手続が行われる予定。引き続き顧問団の国際法学者と連携し、万全の準備を進めていく。</p>	(3) (5)	39 (15)	35 (27)	35	056
<p>⑤鯨類の持続可能な利用に関するセミナー (*)</p>	<p>世界的に反捕鯨国・NGOによる反捕鯨キャンペーンが強まる中、鯨類資源の持続可能な利用を支持する国々に対して、同セミナーを通じて捕鯨問題に関する我が国の立場の理解や支持を求めるとともに、参加国との間で意見交換、情報交換を行うことによって、緊密な連携を確実なものとする。</p>	(3) (5)	5 (1)	5 (4)	3	058
<p>⑥アジア・エネルギー安全保障セミナー (*)</p>	<p>第6回太平洋・島サミット(PALM6)の機会をとらえて、5月26日に沖縄科学技術大学院大学(OIST)にて、日本政府及びIRENAの共催により、「太平洋島嶼国における再生可能エネルギーの促進～課題への挑戦～」を開催。</p> <p>本ワークショップでは、太平洋島嶼国12か国からエネルギー当局関係者(局長級)を招待し、我が国(特に、同地域と地理的要因が類似する沖縄県)、及びIRENA加盟国やその関連機関・民間企業(特に、米国ハワイ州やニュージーランド等)の島嶼地域における先駆的取組等を紹介しつつ、太平洋島嶼国における再生可能エネルギーの普及促進について、政策面及び技術面から議論を行う。</p>	(3) (5)	4 (3)	4 (2)	4	059

具体的施策名	5 海外の日本企業支援			
達成すべき目標	日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させること			
具体的施策の概要	<p>日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 アジア地域を始めとする諸外国に対する「偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA)」への参加促進、また、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。</p> <p>(2) 日本企業支援 ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援を行うと共に、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図る。福島第一原発事故後の各国による輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて取り組む。</p> <p>(3) 対外投資の戦略的な支援 投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。</p>			
測定指標	(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組			測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠
	基準	—	<p>1 偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) を含む、国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進</p> <p>2 知的財産に関する二国間対話等の実施</p> <p>3 在外公館における知財担当官の対応力強化</p>	(測定指標の選定理由) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の損失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地に於いて日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。
	施策の進捗状況 (目標)	25年度	<p>1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。</p> <p>2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。</p> <p>3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。</p>	(目標設定 (水準・目標年度) の根拠) ・外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、近年の知的財産権侵害の深刻な状況を改善していくためには、模倣品・海賊版対策のための新しい法的枠組みである ACTA など、国際的な取組を通じて効果的に知的財産権保護を図っていくことが重要である。 ・知的財産に関する二国間対話等の促進、及び在外公館における知財担当官の対応力強化についても、外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して施策に取り組んでいくことが重要である。
		26年度	同上	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
29年度		同上		
目標	—	<p>1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じた知的財産権保護を促進する。</p> <p>2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。</p> <p>3 知的財産担当官会議等を通じ、知財担当官の対応力を強化する。</p>	(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第 183 回国会外交演説	
(2) 日本企業支援強化に向けた取組			(測定指標の選定理由)	
基準	—	海外における日本企業のビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供	我が国の経済外交における国益を保護・増進させるために、日本企業の海外展開を支援することが必要である。	
施策の進捗状況	25年度	日本企業支援に関し、オールジャパンの取組として、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストブ	(目標設定 (水準・目標年度) の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定するこ	

況(目標)		ラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていくとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。	とはできないが、継続して日本企業の海外展開を支援することは重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説						
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化する。							
(3) 対外投資の戦略的な支援			(測定指標の選定理由) 我が国の経済外交における国益を保護・増進させるために、日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化する。						
基準	—	投資協定について、実際のニーズに応えるべく交渉を推進	(目標設定(水準・目標年度)の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続して日本企業の海外展開を支援することは重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説						
施策の進捗状況(目標)	25年度	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。							
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
29年度	同上								
目標	—	対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させる。							
(4) 知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
		158件	200件	200	200	200	200	—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の損失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある、当該支援に係る成果指標としては、在外公館の相談対応件数が適切である。							
(5) 在外公館における日本企業支援実績件数		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		19年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
		8,316件						—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		在外公館における日本企業支援の具体的実績件数。19年度より、現在の報告様式を用いていることから、基準年度を平成19年度とした。なお、これまでの実績件数は次の通り。20年度：11,916件。21年度：12,506件。22年度：17,096件。23年度は19,658件。							
(6) (参考指標) 対外直接投資総額 *JETRO ホームページより引用									
達成手段	():開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 予算額 23年度	補正後 予算額 24年度	当初 予算額 25年度	
	①知的財産権侵害対策(17年度)	ACTAの早期発効に向けた取組及び非交渉参加国への働きかけ、模倣品・海賊版対策に関する国際会議への出席、知財担当官会議の開催。 近年の知的財産権侵害の拡大を捉まえて、ACTAの早期発効に向けた取組及び非交渉参加国への働きかけ、模倣品・海賊版対策に関する国際会議への出席、模倣			(1) (4)	8 (4)	10 (7)	11	061

	品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、知財担当官会議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を支援し、また本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進する。					
②海外の日本企業支援 (18年度)	<p>ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援に加え、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図るためのインフラプロジェクト専門官の指名等を実施する。</p> <p>グローバル化が進展し、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になり、企業も様々な形で国境を超えた活動を一層活発化させている中、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、インフラプロジェクトの受注支援を始め、個別企業の活動を支援する。</p>	(2) (5)	10 (5.3)	23 (15)	5	060
③インフラプロジェクト専門官機能強化関係 (25年度)	インフラシステムの輸出促進に向け、主要国の在外公館においてインフラ海外展開の支援を担当している、インフラプロジェクト専門官の機能強化を図る。	(2)	—	—	17	新 25-23
④対外投資の戦略的な支援 (20年度)	<p>投資協定等の各種経済条約の締結の推進。投資協定等で定めている合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施。</p> <p>グローバル化が進展し、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になり、企業も様々な形で国境を超えた活動を一層活発化させている中、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援する。</p>	(3)	—	—	—	—

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組	担当部局名	国際法局	作成責任者名	国際法課長 小林 賢一	
達成すべき目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等</p> <p>(3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること</p> <p>(2) 刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること</p> <p>(2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること</p>			目標設定の考え方・根拠	<p>自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値に立脚した戦略的外交を展開し、日本の考え方や信念を世界に発信し、信頼を勝ち得ていく</p> <p>第 183 回国会外交演説（平成 24 年 2 月 28 日）</p>	
施策（具体的施策）の概要	<p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。</p> <p>(2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。</p> <p>(3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表を行う。</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）</p> <p>(2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(1) 多角的自由貿易体制の強化に積極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進（FTA/EPA の検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加の検討等）を図る。</p> <p>(2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）の交渉・締結・実施を推進する。</p> <p>(3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。</p>			政策体系上の位置付け	分野別外交	
					政策評価実施予定時期	平成 26 年 8 月

具体的施策名	1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用		
達成すべき目標	<p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等</p> <p>(3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p>		
具体的施策の概要	<p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。</p> <p>(2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。</p> <p>(3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表を行う。</p>		
測定指標	(1) 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献		
	基準	— 国際法に関連する各種会合への参加をはじめとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	領土、海洋等の国際的に重要な問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面及び国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を一層推進する。 北極評議会の活動に、安定した地位から貢献するためのオブザーバー資格の承認を実現する。
		26年度	国際海洋法裁判所裁判官選挙、国際刑事裁判所予算財務委員会委員選挙での当選を実現する。
		27年度	—
		28年度	国連国際法委員会委員選挙での当選
		29年度	—
	目標	— 今後予定の選挙：国際海洋法裁判所(26年度)等での当選を実現する。	
	(2) 国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況		
	基準	— 国際法研究会等の開催	
	施策の進捗状況(目標)	25年度	領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに、その知見を活用して国際的な議論に参画する。 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進められるよう国際法研究会等を活用する。
		26年度	同上
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
目標	— 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進められるよう国際法研究会等を活用する。		
(3) 国際法の普及活動の推進			
基準	— 大学講義等への参加		
施策の進捗状況(目標)	25年度	大学における講義等を前年度と同程度の頻度で実施し、また、インターネット上における国際法関連の情報提供の充実に取り組み、国際法に関する知識の普及に努める。	
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
目標	— 大学講義等への職員の派遣を実施する。		
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
(選定理由) 新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、我が国の利益を最大限確保し、国際社会における「法の支配」を確立する上で重要である。 また、海洋国家である我が国は、国連海洋法条約を基礎とする海洋秩序の維持と健全な発展こそが我が国の国益に直結すると考えており、海洋分野における法的秩序の維持と海洋に関する紛争の平和的解決とが重要である。			
(目標設定の根拠) 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値に立脚した戦略的外交を展開し、日本の考え方や信念を世界に発信し、信頼を勝ち得ていく(根拠：第183回国会外交演説〈平成25年2月28日〉)			

達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号	
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額		
				23 年度	24 年度	25 年度		
①国際法に係る調査 (13 年度)		1 海洋法の国家実行の調査及び海洋法関連会合での主張 国際的な海洋の法的秩序は国連海洋法条約 (UNCLOS) を中核とするが、UNCLOS の運用は、各国の国家実行、関係国間の交渉及び国際海洋法裁判所等の判例の積み重ねに委ねられている部分が多い。現在生じている、又は将来生じると予想される海洋関連問題に関し、我が国の海洋法研究者等に調査研究を依頼し、その成果を我が国の政策企画・立案に反映させる。 併せて、大陸棚限界委員会の審査会合等に出席し、我が国の意見を主張・反映させていく。国際法の枠組み作りが議論される大陸棚限界委員会の審査会合等において、日本の代表が積極的に発言し、同委員会のアウトプットに意見を反映させていくことは、我が国にとって有利な国際法環境を形成するとともに国際法秩序形成の促進に資する。	(1)	5 (4)	5 (4)	16	064	
		2 国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施 (アジア、欧州各国、米国等) 二国間国際法局長協議を開催し、共通の国際法上の課題について認識を共有し、外交政策の立案過程で反映させる。主要国の国際法局長との協議を行い、共通する国際法上の課題について理解を深め、知見を共有することで、課題解決に向けた外交政策の立案を推進する。	(2)					
		3 国際法の諸分野 (特に最近の国際情勢に関連がある分野、または国際法を解釈する上で有益な分野) についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用 国際法関係研究会等出席、領土に関する調査・研究の委託、海洋関係調査研究を通じて、国際法の知見を蓄積し、外交実務へ活用する。 有識者を交えた研究会及び各国関係者との意見交換などを行うことで国際法の知見を蓄積し、より専門的な観点から我が国の抱える課題について議論を組み立て、日々の外交案件の処理に資するよう活用していく。とりわけ最先端の国際法分野で研究者との連携を持つことで、外交政策の質を高めることにつなげることは重要である。	(2)					
		4 要請に基づいた公開講座や大学における臨時的講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施 公開講座や大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じて、我が国の国際法に係る国民の理解を促進する。 公開講座や大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じて、我が国の国際法に係る国民の理解を促進することで、外交政策をスムーズに進めることができ、国益に資する。とりわけ領土問題など国民全体に係る問題について、このようにして理解を促進することは問題解決の観点からも有益である。	(3)					

②条約締結等事務事業 (16年度)	<p>国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し、国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか、国民や外国に対し広く情報を共有し、外交への信頼を獲得する。</p> <p>システムと情報を常に最新のものにアップデートしておくことで、政策立案の際の参照先として有用なものとし、また内外への情報発信を通じて、国民や外国人が最新の情報に接することができるようにすることで、日本外交への信頼獲得につなげ、外交政策を行う上での障害をなくす。</p>	(3)	13 (13)	6 (6)	7	063
③国際法の諸問題等に関する調査研究 (25年度)	<p>投資協定に関する、先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、投資協定研究者に委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。右結果を締結交渉に携わる関係者に対し定期的に報告せしめ、最終成果物として執筆せしめることで、今後の交渉における基礎となる参考資料とする。</p> <p>資源エネルギーをめぐる国際競争の激化から、中東欧、南米、中東及びアフリカ等資源国に対する投資先も多様化してきており、今後、ますます投資協定締結の要請が強まることが予想されることから、現在進行中の投資協定締結交渉及び今後の交渉に資するため係る検討を行うことが必要である。</p>	(2)	—	—	0.9	新25— 24
④領土保全対策関連事業 (25年度)	<p>(本具体的施策に関連する取組)</p> <p>我が国が抱える領土をめぐる問題に関して、想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への参加等を通じて、体系的な知見を得る。</p> <p>こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することで、我が国の法的立場を維持・強化し、我が国の根幹をなす領土保全に万全を期することが不可欠である。</p>	(2)	—	—	354 54	新25— 17

具体的施策名	2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施										
達成すべき目標	(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること (2) 刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること										
具体的施策の概要	(1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） (2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）										
測定指標	(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及び諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化は、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際社会における「法の支配」を確立するに当たって重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会所信表明及び施政方針演説（平成25年1月28日、平成25年2月28日）							
	基準	—	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言								
	施策の進捗状況（目標）	25年度	日米安保体制の信頼性向上や、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の模索等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。								
		26年度	同上								
		27年度	同上								
		28年度	同上								
		29年度	同上								
	目標	—	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。								
	(2) 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化										
	基準	—	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言								
施策の進捗状況（目標）	25年度	武器貿易条約、日EU政治協定等諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。									
	26年度	同上									
	27年度	同上									
	28年度	同上									
	29年度	同上									
目標	—	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。									
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額、単位:百万円			行政事業レビュー事業番号				
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額					
			(1)	23年度	24年度	25年度					
		①日米安保体制の強化や領土問題の解決に向けた進展を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言） 日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにする、また、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処することなどを通じて、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）を行う。 平成24年2月22日の日米外相会談においては、同日に行われた首脳会談における指示を受け、「2+2」会合も活用し、ガイドラインの見直し等の検討を含めて幅広い分野での安全保障・防衛協力をフォローアップしていくことで意見が一致している。平成24年9月8日の日露首脳会談においては、野田総理（当時）から、領土問題の解決の必要性を確認し、静かで建設的な環境の下で、双方にとり受入れ可能な解決策を見つけるべく、首脳、外相、次官級		—	—	—	—				

<p>を含む。) (*)</p>	<p>で議論を続けていくことを提案した。このようなものを含め、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組むこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処することは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化に寄与するものである。</p>					
<p>②刑事分野における協力の推進に向けた各種関連国際約束の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化等、諸外国・国際機関との間の政治分野に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)(*)</p>	<p>刑事分野における協力の推進に向けた各種関連国際約束の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化などを通じて、諸外国・国際機関との間の政治分野に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)を行う。</p> <p>犯罪人引渡し条約や受刑者移送条約の締結は、犯罪の抑止のための協力を実効的なものにするなど、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献することができる。さらに、原子力分野においては原子力安全条約等の安全関連条約の強化を通じて国際的な原子力安全の向上に貢献することができる。このように、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連国際約束の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化等は、諸外国・国際機関との間の政治分野に関する枠組み作りの推進・強化に寄与するものである。</p>	(2)	-	-	-	-

具体的施策名	3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施				
達成すべき目標	<p>(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること</p> <p>(2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること</p>				
具体的施策の概要	<p>(1) 多角的自由貿易体制の強化に積極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進（FTA/EPA の検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加の検討等）を図る。</p> <p>(2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）の交渉・締結・実施を推進する。</p> <p>(3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。</p>				
測定指標	(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	—	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施	<p>（選定理由及び目標設定の根拠）</p> <p>多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。</p> <p>また、経済分野において、二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約の締結を通して日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進し、かつ、環境分野のように国民生活に影響を与える分野において、地球規模の課題の解決に向けた国際ルールの作成を積極的に推進することを通して、我が国の利益や関心を国際ルールに十分反映させることは非常に重要である。</p>	
	施策の進捗（目標）	25年度	WTOにおける国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。FTA/EPAにつき、現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに、今後開始される各国・地域との交渉においても、経済上の国益の確保・増進に努める。		
		26年度	同上		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
	目標		WTOにおける国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中、引き続き交渉において主導的な役割を果たす。FTA/EPAにつき、現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに、今後開始される各国・地域との交渉においても、経済上の国益の確保・増進に努める。		
	(2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画			<p>（根拠となる閣議決定、政府方針等）</p> <p>・第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）</p> <p>・第183回外交演説（平成25年2月28日）</p>	
	基準	—	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施		
施策の進捗（目標）	25年度	我が国の利益を反映すべく、国民の生活に大きな影響を与える経済及び社会分野において国際的ルールの作成を推進し、我が国として締結の意義のある条約につき、締結に向けた各種手続を推進する。			
	26年度	同上			
	27年度	同上			
	28年度	同上			
	29年度	同上			
目標		我が国の利益を反映すべく、国民の生活に大きな影響を与える経済及び社会分野において国際的ルールの作成を推進し、我が国として締結の意義のある条約につき、締結に向けた各種手続を推進する。			
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要	関連する指標	括弧内執行額、単位：百万円	行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	23年度
				補正後 予算額	24年度
				当初予 算額	25年度

<p>①経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な検討及び助言並びに WTO ドーハ・ラウンド交渉の妥結に向けた取組における法的な検討及び助言 (*)</p>	<p>経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な検討及び助言並びに WTO における取組に対する法的な検討及び助言。</p> <p>経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。また、WTO における取組を通じた国際貿易の進展に向け最大限の努力を行うとともに、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。</p> <p>WTO を中心とする多角的貿易体制及びそれを補完するものとして各国との経済上の連携を強化する EPA を推進することは、他国市場における我が国産品・サービスの参入機会を増大させ、我が国の産業の活性化に寄与する。また、WTO における紛争解決手続は、近年加盟国によって積極的に利用されており、我が国が当事者として主張・立証を行う際に、法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。</p>	(1)	—	—	—	—
<p>②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進に資する投資協定・租税条約・社会保障協定等の交渉、締結及び実施における法的な検討及び助言 (*)</p>	<p>国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性が増大する中、海外におけるこのような経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠となっており、特に、これらの活動のための法的基盤の提供は施策目標の達成のために重要である。</p>	(2)	—	—	—	—
<p>③国民生活に直結する環境、人権その他分野での国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施 (法的な検討及び助言を含む。) (*)</p>	<p>グローバル化の進展とともに、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野において、国民生活に直結するような国際的ルール作り及びその適切な実施の重要性が増している。こうした中、これら国際約束に係る交渉・締結・実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見の提供は不可欠である。</p>	(2)	—	—	—	—

**施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析, 並びに情報
及び分析の政策決定ラインへの提供**

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	担当部署名	国際情報統括官	作成責任者名	第一国際情報官 大隅 洋
達成すべき目標	情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより、外交施策の立案・実施に寄与すること	目標設定の考え方・根拠	主体的な外交戦略の構築のためには、情報収集・分析能力を強化することが必要不可欠である。 第 183 回国会外交演説（平成 25 年 2 月 28 日）、 在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する 検証委員会検証報告書（平成 25 年 2 月 28 日）		
施策の概要	<p>(1) 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>(2) 先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。</p> <p>(3) 情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。</p> <p>(4) 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</p> <p>(5) 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>(6) 政策決定ラインへの適時の情報および情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p>			政策体系上の位置付け	分野別 外交
				政策評価実施予定時期	平成 26 年 8 月

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供			
達成すべき目標	情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより、外交施策の立案・実施に寄与すること			
施策の概要	<p>(1) 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>(2) 先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。</p> <p>(3) 情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。</p> <p>(4) 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</p> <p>(5) 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>(6) 政策決定ラインへの適時の情報および情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p>			
測定指標	(1) 情報収集能力の強化		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 (選定理由) 適切な外交政策の立案・実施を行うためには、的確な情報収集を行い、収集した情報について質の高い情報分析を行い、さらにこれら情報及び情報分析を、政策決定ラインに適時・適切に提供することが必要であるため。 (目標（水準・目標年度）設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、上記取組を継続して実施・強化することが重要であるため。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説、在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会報告書	
	基準	22年度		<p>情報収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> —購入した刊行物・データベース等の数：224 —先端技術関連データ購入枚数：984 —本省出張延べ人数：57 —在外職員による出張回数：50
	施策の進捗状況（目標）	25年度		<p>以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> —情報収集指示の明確化、会議の開催等、国情組織・在外公館間のコミュニケーションの強化 —必要な公開情報の収集 —先端技術の活用 —研修の実施 —情報源の拡充
		26年度		同上
		27年度		同上
		28年度		同上
		29年度		同上
	目標	—		的確な情報収集を実施する。
	(2) 情報分析の質の向上			<p>情報分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> —先端技術関連データ購入枚数：984 —専門分析員数：18 —委託調査報告書数：15 —招へい延べ人数：13 —研修/会議参加のための出張者数：28
	基準	22年度		
施策の進捗状況（目標）	25年度	<p>以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> —先端技術の活用 —内外の専門家の知見の活用 —外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 		

標)		一研修の実施						
	26年度	同上						
	27年度	同上						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
	目標	—	質の高い情報分析を実施する。					
	(3) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供							
	基準	22年度	政策決定ラインへの情報・情報分析の提供					
	施策の進捗状況(目標)	25年度	以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 一省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 一政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充					
		26年度	同上					
27年度		同上						
28年度		同上						
29年度		同上						
目標	—	適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。						
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等		関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー一事業番号
					補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
					23年度	24年度	25年度	
	情報収集・分析 (16年度)	1 在外公館における情報収集・分析機能強化 (1) 新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、在外公館の担当官が、任国の内外に定期的に出張する。 (2) (1) を通じ、情報収集・分析能力の強化に寄与する。	(1) (2)	539 (508)	505 (451)	484	065	
		2 先端技術による情報収集 (1) 先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。 (2) (1) を通じ、情報収集・分析の質を高める。	(1)					
	3 公開情報収集 (1) 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 (2) (1) を通じ、情報収集能力の強化に寄与する。	(1)						
	4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大) (1) 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。 (2) (1) を通じ、情報分析能力のさらなる強化に寄与する。	(2)						

		<p>5 職員のための研修及び情報収集・分析会議</p> <p>(1) 我が国の関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のため会議等を実施する。</p> <p>(2) 参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに、知見を高めることによって、情報収集・分析能力の強化に寄与する。</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p>				
		<p>6 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供</p> <p>(1) 省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握</p> <p>(2) 政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充</p>	<p>(3)</p>				

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

**施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・I T広報・
文化交流・報道対策**

施策名	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策	担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	作成責任者名	広報文化外交戦略課長 新居 雄介
達成すべき目標	<p>適切な広報、国際文化交流、世界各国の文化の発展に向けた国際貢献、報道対策の戦略的・有機的・統一的な実施を通じて、諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 国内広報の実施 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること</p> <p>2 海外広報の実施 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること</p> <p>3 IT 広報の実施 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること</p> <p>4 国際文化交流の促進 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また 親日感の醸成を図ること</p> <p>5 文化の分野における国際協力の実施 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること</p> <p>6 国内報道機関対策の実施 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること</p> <p>7 外国報道機関対策の実施 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>(考え方) 外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。</p> <p>(根拠) 第180回国会外交演説(平成24年1月24日)「第三に、「日本的な価値」をいかに外交の推進が重要と考えます。日本は、古くから外国の様々な文化や技術を取り入れ、柔軟に日本流にアレンジし、日本ブランドとでもいうべきものを作り上げてきました。最近、サウジアラビアでは、テレビで日本人の礼儀正しさなどを紹介する番組が放映されて、我が国への関心が喚起されました。その後、訪日ビザの発給件数が三倍になりました。私は、いわゆる「クールジャパン」を超えて、精神性を含めた多様な日本の魅力を発信し、国家戦略として日本文化を海外展開させ、「日本的な価値」に対する理解の増進に取り組みます。また、文化協力を通じた国際貢献の充実を図ります。特に、昨年の震災で示された日本と海外との「絆」を育むために、人と人との交流にも力を入れていきます。」</p>		
施策の概要	<p>1 国内広報の実施 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p> <p>2 海外広報の実施 海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業(講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信</p>	政策体系上の位置付け	広報、文化交流及び報道対策		

<p>等), 映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作, 日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施している。</p> <p><u>3 IT 広報の実施</u></p> <p>IT 広報手段の強化・多様化, IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化, 時宜をとらえた迅速な情報発信の取り組みを通じ, 我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に寄与する。</p> <p><u>4 国際文化交流の促進</u></p> <p>各国国民の対日理解を促進し, また親日感の醸成を図るため, (1) 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信, (2) 人物交流事業の実施, (3) 日本語の普及, 海外日本研究の促進, (4) 大型文化事業(周年事業)を行う。</p> <p><u>5 文化の分野における国際協力の実施</u></p> <p>文化, スポーツ, 教育, 知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって, 人類共通の貴重な遺産の保護, 新たな文化の発展への貢献, 各国の持続的開発への寄与を図るとともに, 親日感を醸成するため, (1) ユネスコや国連大学を通じた協力, (2) 文化無償資金協力を実施する。</p> <p><u>6 国内報道機関対策の実施</u></p> <p>外交政策の遂行に当たって, 国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ, 政策の具体的内容や外務省の役割等について, 報道機関対策の実施により, 地方を含む様々な国民層に対して, 的確で, タイミング良く, かつ分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>また, 外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し, 外交政策の企画立案, 実施の参考とする。</p> <p><u>7 外国報道機関対策の実施</u></p> <p>以下を通じて, 外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに, 我が国の政策・立場について, 迅速, 正確かつ効果的に対外発信する。</p> <p>(1) 日本関連報道に関する情報収集・分析 (2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力 (3) 報道関係者招へい</p>	<p>政策 評価 実施 予定 時期</p>	<p>平成 26 年 8 月</p>
--	---------------------------------------	------------------------

具体的施策名	1 国内広報の実施	
達成すべき目標	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること	
具体的施策の概要	<p>外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的な内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p>	
測定指標	(1) 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信	
	基準	22 年度
		<p>外交や国際課題について、国民に対して分かりやすく説明するため、「外務大臣と語る」を神戸市で実施した他、計 226 回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約 6.8 万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、89%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は 91%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。</p> <p>パンフレットは、図書館や講演会などで配布している他、外務省ホームページにも PDF データを掲載しており、毎月 3～4 万件のアクセスがあった。</p> <p>また、外交専門誌「外交」を創刊した。</p> <p>日本 APEC (アジア太平洋経済協力) では、動画サイトに APEC 用の公式チャンネルを設置した他、ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し、大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて、外務大臣の活動を分かりやすく紹介し、また、新しいツールとして、フリッカー (写真共有サイト) の使用を開始した。</p> <p>外務省ホームページには多くのアクセスがあり、例えば、「キッズ外務省」は、月平均約 35 万件のアクセスがあった。また、「わかる！国際情勢」も月平均約 6 万件のアクセスがあった。</p>
	施策の進捗 (目標)	25 年度
		<p>下記の事業等を通じ、我が国の外交政策に対する国民の理解と信頼の増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施 ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介・討論する各種講演会・シンポジウム事業等の実施 ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜をとらえた情報発信 ・外交専門誌『外交』の発行 (年 6 回)
		26 年度
		27 年度
		28 年度
		29 年度
	目標	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。
(2) 広聴活動		
基準	22 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約 20,300 件に上った。
施策の進捗 (目標)	25 年度	<p>メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</p> <p>メール及び電話での意見については、毎日日報を作成し、関係課室にフィードバックする。</p>
	26 年度	同上
	27 年度	同上
		<p>測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠</p> <p>(測定指標の選定理由)</p> <p>我が国の外交政策の円滑な推進のためには、国民の理解と支持が不可欠であることから、その一環として、各種講演会事業をはじめとする直接的な情報発信や、ホームページ等を通じた情報発信等、具体的な取組の実施を指標とすることが適当と考えられるため。</p> <p>(目標設定の根拠)</p> <p>第 183 回国会外交演説</p>

	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。					
(3)「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果 ①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率 ②「今後も継続実施すべき」との回答比率	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	①89% ②91%	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	「外務大臣と語る」は、重要な国内広報事業の一つであり、同事業についてのアンケート結果を測定するもの。						
達成手段	():開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額,単位:百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
				23年度	24年度	25年度	
①国内広報(24年度)	1 外交専門誌『外交』の発行、ホームページコンテンツの作成及びパンフレットの作成・配布 我が国を取り巻く国際情勢や主要外交課題等を取り上げた外交専門誌『外交』を発行(年6回)している他、外務省ホームページコンテンツとして「わかる!国際情勢」等現下の主要外交トピックを分かりやすく説明するコーナーを設置することにより、我が国の外交政策や外務省の取組について国民に幅広く情報発信を行っている。また、重要外交課題等に関するパンフレットを作成・配布することにより、我が国の外交政策に対する理解の促進を図っている。	(1)	117 (86)	86 (63)	82	066	
	2 講演会・シンポジウム等の開催 「外務大臣と語る」や「国際情勢講演会」をはじめ、「大学生国際問題討論会」、「外交講座」及び「高校講座」等、大臣他外務省員が直接国民に対し我が国の外交政策や外務省の取組について紹介する機会を確保することにより、我が国の外交政策に対する国民の理解の促進を図っている。	(1) (3)					
	3 外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握 以下の取組を実施する。 (1)多様な媒体(メール、電話、FAX、書簡)を通じた国民からの意見聴取 (2)特定テーマに関する世論調査の実施による世論動向の把握 こうした取組により、その結果を関係部局に迅速かつ適切に配布することによって外務省内で周知・共有し、外交・広報政策の企画立案・実施の参考とする。	(2)					

具体的施策名	2 海外広報の実施								
達成すべき目標	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること								
具体的施策の概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施している。								
測定指標	(1) 広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数、対象者の反応）			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
	基準	—	良好な対日イメージの定着	(測定指標の選定理由) 海外広報事業への投入予算が減少していること、対日イメージが外部要因にも左右されることにもかんがみ、単に実施件数のみでなく、対象者の評価等の定性的評価を加味して事業の効率性を総合的に測ることが適当と考えられるため。 (目標設定の根拠) 第183回国会外交演説					
	施策の進捗(目標)	25年度	下記の事業等を通じた我が国の外交政策や国内事情に関する諸外国国民の理解の増進及び多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信を実施する。 ・講師派遣事業の実施（効果的な実施を念頭に、派遣国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように努める。） ・印刷物資料、視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japan による対日理解の促進（3,000万ページビュー以上のアクセス数の維持） ・日本ブランドの発信強化のための事業の実施 ・領土保全に関する効果的な対外広報の実施 ・文化を含む我が国の強みや魅力、日本人の価値観の発信の強化						
		26年度	同上						
		27年度	同上						
		28年度	同上						
		29年度	同上						
	目標	—	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。						
	(2) 外国における対日論調、対日意識向上（報道振り、世論調査の結果等）								
	基準	—	良好な対日イメージの定着						
	施策の進捗(目標)	25年度	我が国の外交政策や国内事情に関する諸外国国民の理解の増進及び多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信の実施による良好な対日イメージを定着させる。						
		26年度	同上						
27年度		同上							
28年度		同上							
29年度		同上							
目標		海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。							
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位: 百万円		行政事業レビュー事業番号	
					補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額		
					23年度	24年度	25年度		
①海外広報(24年度)	1	世論形成や政策決定に影響のある有識者層に対する政策情報の効果的発信 我が国の外交政策について、我が国の立場や主張に関する海外における理解を深める目的で、我が国の有識者を派遣しての講演、政策広報資料の作成、インターネットを利用した外交政策や国内事情に関する情報発信等を実施する。			(1) (2)	975 (914)	754 (685)	646	067

	<p>また、在外公館が開催する各種事業と連携し、有識者・専門家等の協力を得て、外交政策や国内事情に関する情報発信や、講演会、展示会等を実施する。</p> <p>2 多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信(デジタル・ジャパン・キャンペーンの推進を含む。)</p> <p>諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信することを目的として、各種関連広報資料の作成、インターネットを利用した日本事情に関する情報発信、在外公館の強みを活用しながらクールジャパン関連の発信、日本ブランドの発信としての有識者・専門家の各国への派遣等を実施する。</p> <p>3 教育広報</p> <p>小中学校を訪問しての日本事情紹介、教員に対する日本の政治、経済、社会事情を正しく理解してもらうためのワークショップ開催等を実施する。</p> <p>教育広報を通じて、若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。</p> <p>4 経済協力プレスツアー</p> <p>現地のプレスに我が国の経済協力サイトを視察する機会を提供し、我が国のODAの成果等につき理解を深めさせつつ、現地メディアにてキャリアさせる。報道を通じて、現地の政府関係者及び一般国民から我が国の経済協力に対する一層の認識と評価を得ることを目的とする。</p> <p>5 広報環境調査(対日世論調査等)</p> <p>各国の対日意識を定期的に調査・分析し、有利な外交を展開するための情報発信戦略を策定。</p> <p>広報環境調査を通じて、各国の対日意識を定期的に調査・分析する。</p>	(1) (2)				
		(1) (2)				
		(1) (2)				
		(1) (2)				
		(1) (2)				
②日本ブランド発信事業経費 (25年度)	日本ブランドを復活・強化し、諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信する。さらには、多様な日本の魅力の発信に取り組む。市民社会の中から発信力のある民間企業、NGO、地方自治体関係者等を海外に派遣し、それぞれの特性を活かした講演・セミナー・プロモーション活動等を実施する。	(1) (2)	—	—	18	新25 —25
③広報文化活動の実施評価調査 (25年度)	G8及びASEAN諸国等において、我が方在外公館が実施している広報文化事業・活動の評価を例えば一般市民の意識調査等を通じて行う。かかる評価をもって、諸外国における我が国の広報文化活動の立案・実施に役立てることを目的とする。	(1) (2)	—	—	17	新25 —26

具体的施策名	3 IT 広報の実施		
達成すべき目標	インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること		
具体的施策の概要	IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。		
測定指標	(1) IT 広報手段の強化、多様化		
	基準	22 年度 外務省ホームページ・トップページに新たに大臣コーナーを開設、ユーチューブ（動画共有サイト）を通じた大臣会見、大臣の外交行事の動画配信、フリッカー（写真共有サイト）を利用した大臣フォトギャラリーにより、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。併せて、ホームページのバリアフリー化を進め、幅広い利用層に情報発信が可能となるよう改善に努めた。 平成 22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより、ホームページ開設公館は前年度末の 177 公館から 216 公館に増加した。	
	施策の進捗（目標）	25 年度	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、在外公館におけるソーシャル・メディアを活用した情報発信の強化や、外務省ホームページのスマートフォン対応等により、IT 広報手段を強化、多様化する。
		26 年度	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報手段を強化、多様化する。
		27 年度	同上
		28 年度	同上
		29 年度	同上
	目標	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報手段を強化、多様化する。	
	(2) IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化		
	基準	22 年度 CMS（コンテンツ管理システム）の本格的な導入により、外部委託に頼らず、職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり、掲載業務の効率化を図ることができた。22 年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約 1 万 4000 件であり、前年比約 59%増加したが、掲載に要した経費は前年比約 70%減を実現した。 また、外務省「統合 Web 環境」に「海外安全ホームページ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他、日本 APEC の際には、APEC 公式サーバを「統合 Web 環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。	
	施策の進捗（目標）	25 年度	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や、領土保全に関連する各種ページにおけるコンテンツの充実、新ウェブ・システムの改善等により、IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
		26 年度	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
		27 年度	同上
		28 年度	同上
		29 年度	同上
目標	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。		
(3) 時宜をとらえた迅速な情報発信への取り組み			
基準	22 年度 日本 APEC においては、ユーチューブ、フリッカー、ユーストリームといったソーシャル・メディアを通じて試験的に情報発信を行っ		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 （選定理由） インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」を測定するためには、効果的な IT 広報のインフラたる IT 広報手段の強化・多様化を進める必要があり、その上で IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化を図り、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組んでいくことが求められるため。 （目標の設定の根拠） 第 183 回国会外交演説 （平成 25 年 2 月 28 日） 「・・・外交政策の国内外における情報発信を強化し、中でも我が国の領土保全に係る立場を効果的に伝達していきます。」			

		た。新設した外務大臣コーナーにおいては、外務大臣の外国訪問等を広報機会ととらえ、各訪問毎に訪問先、概要、外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また、22年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより、在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。							
施策の進捗(目標)	25年度	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、ソーシャル・メディア、スマートフォン等の普及を考慮した、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。							
	26年度	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。							
(4)外務省ホームページ等へのアクセス件数の合計		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	
		3億件	3億件以上	同左	同左	同左	同左	—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」(達成すべき目標)の測定のため、ホームページの利用状況を知るための分析指標の一つであるアクセス件数を一つの定量的な測定指標として選定した。 基準年度(20年度)は外務省ホームページ(日本語、英語)、在外公館ホームページ、Web Japanのアクセス件数の合計が3億件を初めて超えた年度であり、今後5年間の推移を測る上でも3億件は適当な基準であると考えられ、基準年度とした。							
達成手段	():開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位:百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
		①ITを利用した広報基盤整備(19年度)			(1)~(3)	311 (307)	312 (311)	334	070
		1 外務省ホームページ(日本語・英語)の運営 効果的なIT広報の実施:インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること。 より広範囲の人々にアクセスしてもらうことにより、アクセス数の維持、ホームページを通じた情報発信に寄与する。							
		2 在外公館ホームページ、Web Japanホームページ等の運営 効果的なIT広報の実施:インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること。 より広範囲の人々にアクセスしてもらうことにより、アクセス数の維持、ホームページを通じた情報発信に寄与する。			(1)~(3)				

具体的施策名	4 国際文化交流の促進		
達成すべき目標	文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また 親日感の醸成を図ること。		
具体的施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、（１）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、（２）大型文化事業（周年事業）、（３）日本語の普及、海外日本研究の促進、（４）人物交流事業の実施を行う。		
測定指標	（１）文化事業等の実施による日本の魅力発信		
	基準	23 年度	
			<p>「地方の魅力発信プロジェクト」（二次補正事業）として、東日本大震災で傷ついた日本ブランドの回復を目的として、日本の郷土芸能の魅力、食文化の魅力及び日本の各地の自治体・地域文化団体との連携事業を柱として、世界各国で 100 事業を実施した。参加者はのべ 14 万人であり、要人の出席他、多くの報道がなされた。</p> <p>7 月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベント（約 19 万人が参加）である「JAPAN EXPO」の機会に外務省、経産省、農林水産省、観光庁の四省庁及び国際交流基金他関係機関と連携し、オールジャパンで日本文化の総合的・集中的発信に努めた。その他 11 月のイタリアにおけるアニメイベント（ROMIGS）、本年 2 月のインドネシアポップカルチャーイベント等の機会にも大規模ブースを設け、日本事情、日本文化の紹介を行った。</p> <p>海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第五回国際漫画賞を実施した。訪日した受賞者による東北訪問を実施した。また、平成 20 年 3 月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。</p>
	施策の進捗（目標）	25 年度	<p>各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業等を実施する。特に以下の事業を優先して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語普及関連事業 ・日本食紹介関連事業 ・日本のものづくり文化発信につながる事業 ・地方文化紹介事業 ・大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
		26 年度	同上
		27 年度	同上
		28 年度	同上
		29 年度	同上
	目標	—	文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。
	（２）大型文化事業（周年事業関連）の実施		
基準	23 年度	ドイツ、クウェート、バルト三国における周年事業に合わせ重点的な交流及び大型文化事業をはじめとする日本文化紹介事業を実施した。ドイツ（4 件）、クウェート（3 件）、バルト三国（1 件）。	
施策の進捗（目標）	25 年度	スペインや ASEAN における大型文化事業の実施を通じ、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。	
	26 年度	大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。	
	27 年度	同上	
	28 年度	同上	
	29 年度	同上	

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

（測定指標の選定理由）
文化事業、人物交流事業、知的交流事業を実施するにあたり、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用していく必要があり、事業効果を測定する定量的指標として適当と考えられるため。

（目標設定の根拠）
・第 183 回国会所信表明演説（平成 25 年 1 月 28 日）
大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で、先導役として貢献を続けてまいります。」
・第 183 回国会外交演説（平成 25 年 1 月 28 日）
「日本の存在感を高めることも外交上の重要な課題です。この観点から、文化を含む我が国の魅力や価値の発信、海外での日本語の普及に取り組んでいきます。」
・第 180 回国会外交演説（平成 24 年 1 月 24 日）
「特に、昨年の震災で示された日本と海外との「絆」を育むために、人と人との交流にも力を入れていきます」

目標	—	大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。							
(3) 人物交流事業の実施									
基準	23年度	<p>東日本大震災の発生を受け、震災に対する我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献した。</p> <p>「戦略的実務者招へい」については、その前身たる「21世紀パートナーシップ促進招へい」の開始された平成17年度からの被招へい者に対して、定期的にフォローアップを実施することとしており、その結果、我が国重要外交政策実施に向けての各種協力において、招へい効果（各種選挙への支持等我が国の重要外交政策実現のための協力等）が見られた。</p> <p>9月に関係団体との共催でJETプログラム25周年記念シンポジウムを開催し（約300名が参加）、JETプログラムの重要性が再確認された。平成23年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約4300名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は5万5000人に達した。</p> <p>平成24年2月、震災後の我が国の復興と日本留学についての正しい理解の促進を目的とした文科省事業「ジャパン・スタディ・プログラム」を共催した。（42か国・地域からの大学・大学院生等216名を対象）。</p> <p>各国の元日本留学生の組織化の促進（帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報）や帰国留学生会の活動支援（新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催）等を積極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界114か国、341組織（前年比増）に上った。</p>							
施策の進捗（目標）	25年度	留学生交流の推進、招へい事業、JETプログラムの実施といった人物交流事業を通じ、各国における我が国の正しい理解、知日家・親日家層の形成を促進し、もって中・長期的に我が国と諸外国との外交関係の円滑化を図る。							
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成する。							
(4) 在外公館文化事業について、件数、事業評価		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
①在外公館文化事業数		22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
②在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の事業の割合(注)		①2,151件 ②90%以上	前年度の実施数及び評価を維持	同左	同左	同左	同左		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		上記の「測定指標の選定理由」及び「目標の設定の根拠」に同じ。 (注) 在外公館文化事業評価：在外公館が行った文化事業に関し、A（特に優秀）B（優秀）C（普通）D（低い）の評価付けを実施。							
達成手段	0：開始年度	達成手段の概要			関連する指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
	①海外における文化事業等	(本具体的施策に関連する取組)				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
						23年度	24年度	25年度	
					462 (382)	421 (362)	402	072	
					385	350	357		

(*)	<p>1 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信</p> <p>日本文化、思想、価値観等の魅力を諸外国国民に伝え、対日理解や信頼を深め、我が国への共感を醸成し、ひいては知日家・親日家を養成していくことを目的として、在外公館や(独)国際交流基金を通じて、公演、展示、ワークショップ、映画祭等といった日本文化の海外での紹介事業を実施する。</p> <p>また、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示すことを目的として、シンポジウムの開催やフェローシップの供与といった知的交流事業を実施する。</p> <p>文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。</p> <p>東日本大震災で傷ついた日本ブランドの回復を目的として、日本の郷土芸能の魅力、食文化の魅力及び日本の各地の自治体・地域文化団体との連携事業を柱として、世界各国で事業を実施する。</p>	(1) (4)	(343)	(320)		
	<p>2 日本語の普及、海外日本研究の促進</p> <p>諸外国における日本語学習を支援することによって、日本の政治、経済、社会、文化に対する諸外国の関心を高める。同時に、日本に造詣の深い海外の専門家の育成を通じて対日関心層を増大させることにより、日本の対外発信力を高める。外務省は、各国における日本語教育及び日本研究の一層の振興を目的として、主に(独)国際交流基金を通じて、日本語専門家の派遣、現地日本語教師の育成、教材寄贈、日本語能力試験の実施、日本研究拠点への支援等を行っている。</p> <p>日本語や日本研究の普及を通じて我が国を深く理解する機会を提供する。</p>	(1) (4)				
	<p>3 大型文化事業(周年事業関連)の実施</p> <p>「大型文化事業」とは、外交関係上の節目等の特別な機会に実施する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる文化事業を在外公館主催により実施するものである。周年事業においては、特にオープニングやクロージング等に政府主導で大規模な事業を実施することによって、民間団体を巻き込み、オールジャパンとして特定国・地域との交流事業を集中的・戦略的に展開する。これにより、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築といった効果について、単独の事業の積み重ねでは達成し得ないレベルで、実現しようというものである。</p>	(2)				
②独立行政法人国際交流基金運営費交付金(15年度)	上記本具体的施策に関連する取組と同じ。	(1) (2) (4)	11,471 (11,471)	12,535 (12,535)	12,495	071

③留学生交流事業 (13年度)	<p>優秀な国費留学生の発掘のために、在外公館にて広報・選考・留学相談対応、渡日前オリエンテーション等を実施しているほか、帰国留学生への支援活動として、帰国留学生会への支援等を実施する。そのほかにも留学関係出版物の送付や留学情報にかかわるウェブサイトを運営する。</p> <p>我が国への留学についての関心を高め、優秀な国費留学生を確保し、留学生の受入れを促進するとともに、帰国留学生会への支援等を行うことにより我が国との架け橋となる知日家・親日家の育成を目指す。これにより、諸外国において我が国の政治、経済、文化、社会等についての正しい理解を深め、各国における知日家・親日家層の形成に寄与する。</p>	(3)	84 (83)	75 (68)	71	075
④閣僚級招へい (*)	<p>政治決定や世論形成等に大きな影響力のある諸外国の閣僚級のオピニオン・リーダーを1件1名で訪日招へいし、我が国要人や有識者等との会談、視察等を行わせ、対日理解を深めさせる。</p> <p>こうした取組により、諸外国において我が国についての正しい理解を深め、各国における知日家・親日家層の形成に寄与する。</p>	(3)	91 (61)	75 (57)	65	076
⑤戦略的実務者招へい (17年度)	<p>外国の政・経・官・学等の各界において一定の指導的立場についている者または将来活躍が期待される実務レベルのための招へい制度。我が国の文化・社会等様々な分野についての理解を深め、また人脈を築く。</p> <p>これにより、我が国外交政策推進の円滑化に資するとともに、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与する。</p>	(3)	305 (248)	288 (254)	284	073
⑥語学指導等外国青年招致事業 (JETプログラム) (昭和62年度)	<p>在外公館を通じて外国指導助手、国際交流員及びスポーツ国際交流員の募集・選考及び事前研修を実施するとともに、JETAA (元JET参加者の会) の活動支援を通じたフォローアップ活動を実施する。</p> <p>こうした取組により、我が国と諸外国との相互理解を増進するとともに、我が国の国際化の促進に資するとともに、知日家、親日家であるJET経験者の同窓会組織との連携による対日理解促進や草の根交流の推進に寄与する。</p>	(3)	125 (101)	105 (91)	100	074
⑦啓発宣伝活動意見交換会 (*)	<p>青少年交流事業及びオリンピック (夏期・冬季) が開催される機会に、開催地の在外公館において関係者を招いて意見交換会やレセプションを開催する。</p> <p>こうした取組を通じて対日理解の促進及び友好親善関係の強化に寄与する。</p>	(3)	0.2	2 (2)	2	079
⑧日系人ネットワーク強化招へい (23年度)	<p>米国・カナダの各分野で活躍する在米日系人・在加日系人リーダー、及び米国の若い世代の日系人をそれぞれグループ招へいする。</p> <p>こうした取組により、日系人としてのアイデンティティ増進、両国関係への関心の向上、同国内における日系人同士のネットワーク構築等を促進し、重層的な両国関係の構築に寄与する。</p>	(3)	26 (20)	22 (17)	21	078
⑨草の根平和交流招へい (*)	<p>第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕虜となった元軍人 (元POW) や民間人抑留者等、豪州、米国及びオランダの関係者を我が国に招へいする。</p> <p>これにより、我が国の真摯な姿勢を示し、対日理解の促進及び両国の相互理解を深め、草の根レベルでの和解・信頼醸成を実現する。</p>	(3)	61 (56)	56 (54)	54	077

具体的施策名	5 文化の分野における国際協力の実施		
達成すべき目標	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること。		
具体的施策の概要	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無償資金協力を実施する。		
測定指標	(1)文化、教育、知的交流の分野における国際貢献の度合い(ユネスコ、国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価(自己評価を含む))		
	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
施策の進捗(目標)	基準	22年度	ユネスコの各種会議への関与・貢献、信託基金を通じた途上国の文化財の保存・修復や人材育成事業への貢献、国連大学との協力の実施
		25年度	ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、世界遺産・無形文化遺産については我が国推薦案件の一覧表記載を目指すとともに、執行委員会委員国等の選挙での当選を目指す。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。 国連大学については、我が国政府との協議や、TICAD V関連行事や「持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)関連行事等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、学位プログラムの発展等を通じて日本の産学界等との連携を促す。
		26年度	ユネスコについては、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、世界遺産・無形文化遺産については我が国推薦案件の一覧表記載を目指すとともに、「持続可能な開発のための教育の10年」最終年にあたるため、今後10年についての議論に積極的に貢献する。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。 国連大学については、我が国政府との協議や、専門家ワークショップ等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促す。
		27年度	ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、世界遺産・無形文化遺産については我が国推薦案件の一覧表記載を目指す。また、3つの日本信託基金を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。 国連大学については、我が国政府との協議や、専門家ワークショップ等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促す。
		28年度	同上
		29年度	同上
目標	—		ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施、国連大学との連携強化による、地球規模課題についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。
			(測定指標の選定理由) 文化、教育、知的貢献の分野において、我が国が国際的に果たすべき役割として適当と考えられるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外交政策の特性上、特に目標年度を限定することはできないが、継続的にユネスコの各種会議に積極的に関与し我が国のプレゼンスを維持すること、人類共通の貴重な遺産の保護や途上国の人材育成に貢献したり、国連大学との協力を通じ地球規模課題に関する政策発信を行うことを通じて、日本としての国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成、裨益国との関係強化のために重要。 第183回国会所信表明演説(平成25年1月28日) 「大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で、先導役として貢献を続けてまいります。」

		(2) 文化無償資金協力における、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価					
基準	22年度	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施した。 一般文化無償資金協力 12件 草の根文化無償資金協力 22件					
施策の進捗(目標)	25年度	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。					
	26年度	同上					
	27年度	同上					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に寄与する。					
5 文化の分野における国際協力の実施							
達成手段		達成手段の概要	関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
	○：開始年度			補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
	①ユネスコ、国連大学を通じた協力(＊)	ユネスコについては、人類共通の貴重な遺産の保護、各国の持続的開発に寄与するため、ユネスコの各種会議への参加、国連大学との連携を通じ、文化、教育、知的交流の振興のための国際協力や国際貢献を行う。 国連大学については、我が国政府との協議や、TICAD V関連行事やDESD関連行事等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、学位プログラムの発展等を通じて日本の産学界等との連携を促す。	(1)	63 (37)	—	—	—
	②海外における文化事業等(＊)	(本具体的施策に関連する取組) 文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力学スキームである。開発途上国の政府機関に対して文化・高等教育、遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供給する「一般文化無償資金協力」と、現地で活動中のNGOや地方自治体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草の根文化無償資金協力」からなる。 文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に寄与する。	(2)	462 (382)	421 (362)	402	072
				77 (39)	71 (42)	45	

具体的施策名	6 国内報道機関対策の実施							
達成すべき目標	外交政策に関する多様な情報発信を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること							
具体的施策の概要	外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的な内容や外務省の役割等について、報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。							
測定指標	(1) 記者会見等を通じた情報発信			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
	基準	22年度	<p>21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき、インターネット・メディア、フリーランス記者等の計57名の記者が会見参加登録を行った。</p> <p>22年度の大臣記者会見は87回、副大臣会見は75回、外務報道官会見は40回実施された。さらに報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計71回、外務報道官によるオープンルームを7回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々29回、83回、「外務省報道発表」を1,382回発出した。</p> <p>大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは17回、新聞インタビューは17回実施した。発信力のある有識者や地方メディアに対しては、郵送、メール（週1回発送のメルマガを含む）、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。</p>	<p>(選定理由)</p> <p>我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、各種の発信手段を用いて、政策の具体的な内容や外務省の役割等についての的確な情報発信を行うことが重要であり、また、国民の関心の把握も重要であるため。</p> <p>(目標（基準、目標年度）設定の根拠)</p> <p>業務の性格上、特に基準年度、目標年度を設定することはできないが、継続して情報発信を行うことが重要である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>第183回国会外交演説（平成25年2月28日）</p> <p>「外交政策の国内外における情報発信を強化し、中でも我が国の領土保全に係る立場を効果的に伝達していきます。」</p>				
施策の進捗（目標）	25年度	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。また、有識者や地方メディアに対して、郵送、メール等を通じ定期的に情報を提供する。					目標	—
	26年度	同上						—
	27年度	同上						—
	28年度	同上						—
	29年度	同上						—
目標	—	我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する					—	
(2) 外務大臣、副大臣、外務報道官、副報道官による記者会見実施回数		基準値	年度ごとの目標値				目標値	
		21年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		233回	240回	同左	同左	同左	同左	240回
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>(選定理由)</p> <p>政務や外務報道官による記者会見を実施し、国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を行うことが極めて重要であるため。</p> <p>(目標値設定根拠)</p> <p>記者会見実施回数は、政務日程や緊急事態発生によって左右されるため、実施回数の多寡を比較することは適当ではないが、基準年度（21年度）の会見実施回数は適当な水準であると考えられる。</p>							
(3) 外務省報道発表の発出件数		基準値	年度ごとの目標値				目標値	
		21年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		1,306回	1,300回	同左	同左	同左	同左	1,300回
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>(選定理由)</p> <p>文書による情報発信（ホームページに掲載）を実施し、国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を行うことが重要であるため。</p> <p>(目標値設定根拠)</p> <p>文書による情報発信（外務省報道発表）発出件数は、外交行事や緊急事態発生によって左右されるため、発出件数の多寡を比較することは適当ではないが、基準年度（21年度）の発出件数は適当な水準であると考えられる。</p>							

達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
				23 年度	24 年度	25 年度	
①国内報道 機関対策 (*)		外務大臣, 副大臣, 外務報道官による記者会見の実施, 「外務大臣談話」, 「外務報道官談話」, 「外務省報道発表」の発出。テレビ, 新聞によるインタビューを実施する。 また, 適切かつ効果的な情報発信のため, 国際情勢, 外務省関連事項についての国内報道機関による報道ぶり・論調のモニター・分析, 官房長官会見のモニター, 分析に努める。	(1) (2) (3)	485 (468)	436 (424)	384	082

具体的施策名	7 外国報道機関対策の実施			
達成すべき目標	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること			
具体的施策の概要	以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。 (1) 日本関連報道に関する情報収集・分析 (2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力 (3) 報道関係者招へい			
測定指標	(1) 日本関連報道に関する情報収集・分析		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 (選定理由) 外交上の諸政策に取り組んでいく上で、我が国に関する正しい理解とバランスのとれた日本関連報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠であり、そのために、取材協力や記者招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速かつ正確に、我が国の外交政策等に関する情報を発信することが重要。また、そうした発信を効果的に行うためには、外国メディアや海外での日本関連報道ぶりについて情報収集・分析をする必要がある。そのため実施している施策の状況をもって指標とした。 (目標設定の根拠) 業務の性格上、特に基準年度、目標年度を設定することはできないが、継続して効果的な対外発信を行うことが重要である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説（平成25年2月28日） 「外交政策の国内外における情報発信を強化し、中でも我が国の領土保全に係る立場を効果的に伝達していきます。」	
	基準	22年度 9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。		
	施策の進捗（目標）	25年度		外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信することを目的に、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し、日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理官邸、関係省庁の用に供することにより、我が国外交政策の形成に資する。
		26年度		同上
		27年度		同上
		28年度		同上
		29年度		同上
	目標			外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。
	(2) 外国メディアに対する情報発信・取材協力			
	基準	22年度		外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を通じて、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を発信し、日本関連報道に反映された。 また、外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等、迅速かつ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、諸外国における正しい対日理解を促進した。
	施策の進捗（目標）	25年度		以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 ・外務大臣記者会見等 ・総理・官房長官・官房副長官・外務大臣・同副大臣・同政務官に対するインタビュー等 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見 ・外国プレス向け英文資料 ・反論投稿・申し入れ ・テレビチームに対する番組制作支援等
		26年度		同上
		27年度		同上
28年度		同上		
29年度		同上		
目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日		

		親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。						
	(3) 外国記者招への戦略的实施							
基準	22年度	外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。 ・招へい人数：57人 ・掲載記事：167件						
施策の進捗(目標)	25年度	風評被害対策としての情報発信やその他我が国政策の正当性の発信を含め、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進する。						
	26年度	同上						
	27年度	同上						
	28年度	同上						
	29年度	同上						
目標		外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。						
件数	(4) 日本関連報道	基準値	年度ごとの目標値					目標値
		—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		124万件	基準値程度	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	「達成すべき目標」である世界における対日理解、対日親近感の醸成及び日本の政策への理解の増進の程度を定量的に示すことは困難であるが、一つの定量的な指標として、外国報道機関の対日関心度を示す日本関連報道件数を設定した。報道件数は年度ごとに外交事情等の発生によっても左右されることを考慮し、各年度の目標値は、過去3年間の日本関連報道件数の平均値である基準値(124万件)と同程度としている。							
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額, 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号	
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額		
				23年度	24年度	25年度		
①外国報道機関対策(*)		1 日本関連外国報道の収集、分析 海外主要紙の日本関連報道の収集・分析を迅速にとりまとめ、政府内で共有する。 外国報道機関の日本関連報道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対外発信の企画・立案に資する。 ----- 2 外国報道機関に対する情報発信(記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー・寄稿、取材協力、事実誤認を含む報道に対する反論投稿・申入れ等)の立案・実施 外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。 我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を外国報道機関に適格かつ迅速に発信することで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。	(1)	162 (136)	183 (151)	163	084	
			(2)					

	<p>3 報道関係者招へい 外国記者を日本に招へいし取材をする機会を提供する。 被招へい者の執筆による対日関連報道がなされることで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。</p>	(3)				
②啓発宣伝事業等委託費(各国報道関係者啓発宣伝事業等委託)	<p>我が国を訪れる外国報道関係者や我が国に駐在する外国報道機関特派員に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与する業務を(公財)フォーリン・プレスセンターに委託して実施する。具体的には、自主規制により政府招待を受けないメディアの有力記者の招へい、外国報道関係者を対象とした会見・ブリーフィングや国内取材のためのプレスツアー、各種情報提供、取材支援等を行う。</p>	(2) (3)	257 (257)	246 (246)	240	083
③戦略的な情報発信のための外部専門家活用経費(25年度)	<p>外部の専門家を活用し、日本外交上の諸課題に関する戦略的な情報発信を展開する。</p>	(2)	—	—	8	新25— 27
④大臣会見等同時通訳機器運用・保守経費(25年度)	<p>日英同時通訳付の大臣会見を通じ、外国プレスに対しても、より迅速かつ効果的に対外発信を行う。</p>	(2)	—	—	2	新25— 28

基本目標Ⅳ 領事政策

施策Ⅳ- 1 領事業務の充実

(3) 在日外国人に係る問題への取組

外国人の受入れと社会統合をテーマとした国際ワークショップを開催し、外国人受入れ政策と在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。

具体的施策名	1 領事サービスの充実			
達成すべき目標	(1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること (2) 領事業務実施体制を整備すること (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること			
具体的施策の概要	(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。 (2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。 (3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。			
測定指標	(1) 利用者の評価等サービスの向上		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	—	在外公館の領事窓口利用者の評価	
	施策の進捗状況（目標）	25年度	在外公館の領事サービスの維持・向上 （領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持すると共に、「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し、可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努める。）	
		26年度	同上	
		27年度	同上	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
目標	—	在外公館の領事サービスの向上に対する利用者の高い評価の維持・向上 （領事窓口対応については、アンケート調査で「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。）		
(2) 領事研修の実施		(測定指標の選定理由)		
基準	—	研修内容の充実及び着実な実施		
施策の進捗状況（目標）	25年度	昨年度の結果としては、初任者、中堅研修併せ73名が参加し、終了後のアンケートにおいて、満足58名、普通8名、不満0名、無回答7名との結果が出ており、回答を寄せた約9割の参加者から満足との回答を得た。 本年度においても、参加者より高い評価を受けよう研修内容について不断の検討を行っていく。		
			(測定指標の選定理由) 海外における邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進等の領事業務の充実を図るため、各職員の育成を推進していくことが重要である。その一環として領事業務にかかる研修を実施しており、同研修事業内容の評価基準のひとつとして、研修参加者からのアンケート結果が挙げられるため。 (目標（水準・目標年度）の設定の根拠)	

	26年度	研修内容を充実させつつ、着実に実施する。						<p>本件事業の性質上、特に目標年度を限定することはできないが、研修等による職員の育成は行政サービスの質の維持・向上に直結するものであり、重要課題の一つとして継続して取り組んでいくことが必要であることから、研修内容の充実及び着実な実施を目標と定めた。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」(平成16年10月海外交流審議会答申)</p>	
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	領事研修の内容を充実させつつ、着実に実施する。						<p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」(平成16年10月海外交流審議会答申)</p>	
(3) 日本人学校・補習授業校への援助			(測定指標の選定理由)						
基準	—	日本人学校・補習授業校への援助の実施	日本人学校・補習授業校への援助を着実に継続することが重要であり、その実績を確認することが最も主要な評価手段となるため。						
施策の進捗状況(目標)	25年度	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。特に、現地採用教員・講師への支援に力を入れる。	<p>(目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 国民が教育を受ける権利を定める憲法26条の規定は属地的に働く規定であり、海外に在留する邦人及びその子女に直接適用されないものの、海外子女が義務教育に近い教育を安く受けることができるよう政策上配慮することが憲法の精神に沿うことから、海外の日本人学校への援助等を不断に続けることが重要であり、その援助実績を確認することが適切であるため。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 昭和53年2月14日衆議院予算委員会：憲法第26条の海外子女への適用に関する内閣法制局長官答弁</p>						
	26年度	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。							
(4) IC旅券の発給状況			(測定指標の選定理由)						
基準	22年度	4,090,090冊のIC旅券(一般旅券)を発給した。	領事サービスの充実度を図るために、IC旅券の発給状況は、旅券申請者にとっての利便性を図る重要な指標であるため。						
施策の進捗状況(目標)	25年度	IC旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議を通し、より質の高い旅券行政を目指す。	<p>(目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 申請に基づいて旅券を円滑に発給することは、領事サービスの充実の向上のために重要であるため。また、各都道府県も法定受託先として旅券事務を実施していることから、各都道府県への指導は一定水準の旅券行政を維持するために、不可欠である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) IC旅券の導入(平成17年12月22日閣議決定)</p>						
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	IC旅券の円滑な発給を行う。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議を通し、より質の高い旅券行政を目指す。							
(5) 領事窓口対応についてのアンケート調査結果：「丁寧な対応」の割合			基準値	年度ごとの目標値				目標値	
			22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
			84%	基準値程度(80%以上)の維持	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目	(測定指標の選定理由) 領事サービスの維持・向上のためには、第三者である利用者/国民からの意見・評価が極めて重要であること、また「領事窓口」は利用者/国民と直接接する重要なポイントであることを踏まえてユーザー側の率直な								

標値（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>評価を確認すべく、毎年定点観測的に在留邦人等を対象とした「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を実施してきているため。</p> <p>（目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）</p> <p>本件指標の基準年(22年度)には「丁寧な対応」が80%を超え、「普通」との評価を加えれば既に90%を超えていたことから、その時点で既に高い評価を得ていたと考えられるが、一過性のものではなく、高い評価指数が継続して維持されなければ、利用者／国民が安定的に質の高い領事サービスを享受しているとは言い難いことから、一定以上の評価の維持・向上を目標（基準値と同程度）に定めた。</p>						
(6) 在留届の電子届出率（利用率）	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	35.4%	42.0%	46.4%	50.0%	50.0%	50.0%	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>（測定指標の選定理由）</p> <p>インフラ等が必ずしも我が国国内と同等ではない海外に所在する在外公館において、電子届出システムの利用の拡大については他の測定指標と同列にみなすことは困難であるが、機構や予算に伸びが得られず、在外公館所在地が極めて限られているといった事情を踏まえ、電子届出システムの最大限の活用を図ることが有益であり、その利用率を計測することには一定の意義があると考えられるため。</p> <p>（目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）</p> <p>在留届電子届出システムの利用率は23年度35.94%であるが、「IT新改革戦略」(IT戦略本部決定(平成18年))において「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を50%以上」との目標が定められており、同程度の利用率が得られることが一つの重要な目安となるため</p>						
(7) メールマガジン配信システム及び緊急一斉通報利用可能公館数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	①メールマガジン利用可能公館数 ②緊急一斉通報利用可能公館数	年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスの維持	同左	同左	同左	同左	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>（測定指標の選定理由）</p> <p>メールマガジンを発信することは、在留邦人に対する情報提供を平素から効率的に行う上で有効であるほか、メールマガジン配信システムを活用することで、緊急時の通報を行うことができることから、その発信先がどこまで整備できているかを確認することが、施策の効果を図る上で有意義であるため。</p> <p>（目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）</p> <p>メールマガジン配信システムは大・中規模公館を中心に98公館に対するサービスを行うとともに、一部の通信インフラ未整備公館を除き、右システムの機能を利用して緊急一斉通報を行うシステムを開発し21年度から約215公館で運用開始したことから当初の目標を達成しており、今後は22年度と同程度の年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスを維持することを目標に定めた。</p>						
(8) 在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
	①在外選挙人名簿登録申請件数（年度末） ②年間新規登録者数（年度末）	—	—	—	—	—	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>本指標の詳細については、成果重視事業「在外選挙人名簿登録推進」を参照。</p> <p>(備考)25年度から成果重視事業ではないため予算要求をしていない。</p>						
(9) 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	17年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度
	①年間運用経費削減(17年度比) ②年間業務処理時間削減(17年度比)	①— ②▲5,790時間	①▲5.28億円 ②▲10,740時間	①▲6.97億円 ②▲10,740時間			①▲6.97億円 ②▲10,740時間
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	<p>本指標の詳細については、成果重視事業「領事業務の業務・システム最適化計画」を参照。</p>						
(10) 旅券の不正使用把握件数	基準値	年度ごとの目標値					目標値

		—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		—	—	—	—	—	—	—
測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度)の設定の根拠		—						
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位:百万円			行政事業レビュー事業番号	
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額		
				23年度	24年度	25年度		
	①領事サービスの充実 (15年度)	領事サービスの向上・改善については担当官及び担当職員の質的向上が不可欠であり、そのため毎年各種研修を実施して能力向上を図っている。 また、領事シニアボランティア(以下SV)による提言等を取り入れることにより窓口を訪れる「顧客」の満足度を高める。 利用者のアンケート調査結果やSVの活動報告等を現場にフィードバックすることにより、在留邦人をはじめとした利用者が、領事窓口のあり方についてどのような意見を持っているかを理解するとともに自己改善の啓発に努めている。	(1) (2)	254 (237)	273 (224)	247	088	
	②在外選挙に必要な経費(在外選挙実施経費) (*)	在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう努める。また、在外公館投票が円滑かつ公正に行われるよう、その実施体制を整備するとともに十分な周知を行う。	(8)	—	70 (235)	287	090	
	③海外子女教育体制の強化 (昭和34年度)	日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施 援助により海外子女が国内の義務教育と同等の教育をできるだけ安く受けることができるようにする。	(3)	2,244 (2,088)	2,024 (1,839)	2,096	086	
	④領事システム (15年度)	1 在留届電子届出システム及び在留邦人向けメールマガジン配信システム(含む緊急一斉通報)の運用 電子届出率向上のためには、在留届電子届出システムを安定して利用できることが必要であり、在留邦人へ緊急情報を含めた領事関連情報を発信するためには、在留邦人向けメールマガジン配信システム及び緊急一斉通報の利用可能公館数を維持することが必要となる。 2 領事業務の業務システム最適化計画にのっとり領事関連情報システムの統合。 システムの統合により、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減環境が整備される。	(6) (7) (9)	921 (899)	1,570 (1,532)	2,101	087	
	⑤旅券関連業務 (*)	旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多岐にわたる業務を実施する。	(4)	10,058 (9,932)	9,126 (9,091)	8,211	085	
	⑥在外領事サービス強化関係経費 (25年度)	在外公館所在地から遠隔地に在留する邦人の利便に資するため、領事出張サービスを行い、日本国民の海外における利益の保護・増進を図ると共に、国外に居住する日本国民に憲法第15条により認められている選挙権の行使の機会を確保する。 また、領事業務量が多い在外公館で事務補助員を雇い上げ、領事窓口業務を円滑に実施し、行政サービスの向上に	(1)	—	—	69	新 25-29	

	資する。					
⑦在外選挙人登録関係経費 (25年度)	<p>国外に居住する日本国民に憲法第15条により認められている選挙権の行使の機会を確保することを目的とする。</p> <p>1 在外選挙制度導入時の国会附帯決議において求められている「在外選挙人名簿への登録手続き、在外投票の方法等在外選挙制度の仕組みについて、在外選挙人その他の関係者に周知」するため、現地新聞、情報誌を通じた広報を行うとともに、新たに海外に赴任した在留邦人を対象とした説明会を開催する。</p> <p>2 公職選挙法第30条に基づく登録申請の適正かつ迅速な処理を行う。</p>	(1)	—	—	38	新 25-30

具体的施策名	2 海外邦人の安全確保に向けた取組			
達成すべき目標	(1) 海外邦人の安全対策を強化すること (広報・啓発) (2) 海外邦人の援護体制を強化すること (基盤・体制)			
具体的施策の概要	(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。 (2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。			
測定指標	(1) 情報発信基盤の強化に向けた取組		測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠	
	基準	— 現地安全情報の提供及び安全対策の広報・啓発		
	施策の進捗状況 (目標)	25年度		海外安全情報収集のための委嘱契約については、限られた予算を有効活用すべく、現行の情報提供者を精査するとともに、良質な委嘱先の発掘に努める。 海外安全ホームページについては、時宜を得た各種渡航情報の効果的な発信を引き続き実施することは言うまでもなく、25年度においてはデザインの改訂や機能の向上など、ユーザーにとってアクセスのしやすさを追求する。 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンについてはこれまで毎年実施してきているが、十分な効果が得られているとは判断し難い点もあり、広報手段の見直しを行う。
		26年度		同上
		27年度		同上
		28年度		同上
		29年度		同上
	目標	—		海外安全情報の収集・発信の強化、安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。
	(2) 海外邦人の危機管理意識の強化			(測定指標の選定理由) 海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、リスクが多様化・複雑化する中で、海外で邦人が事件・事故に巻き込まれる可能性が高まっており、海外で活動する邦人・企業の安全対策の強化の観点から邦人の危機管理意識の向上の取組みが必要のため。 (目標 (水準・目標年度) 設定の根拠) 業務の特性上、水準・目標年度を限定することはできないが、邦人の危機管理意識の向上のためには、邦人・企業のニーズを踏まえつつ、安全対策に係る講演・セミナー等を国内外において開催し、企業や在留邦人に対する普及啓発や情報提供を継続的に行うことが重要である。
	基準	— 講演・セミナー等を通じた危機管理意識の向上		
施策の進捗状況 (目標)	25年度	平成 25 (2013) 年 1 月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、海外進出企業、特に遠隔地で活動する企業や邦人のニーズを踏まえつつ、講演・セミナー等を通じて、海外における邦人・企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発や情報提供を行い、企業や邦人の意識を向上させ、安全対策の強化につなげていく。		
	26年度	同上		
	27年度	同上		
	28年度	同上		
	29年度	同上		
目標	—	危機管理意識を向上させる。		
		(根拠となる閣議決定、政府方針等)		

			第183回国会外交演説（平成25年2月28日）、第183回国会総理大臣所信表明（平成25年1月28日）、在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会検証報告書（平成25年2月28日）、在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会報告書（平成25年4月26日）、経済財政運営と改革の方針（平成25年6月14日）、日本再興戦略（平成25年6月14日）
(3) 緊急連絡への24時間対応体制の強化			(測定指標の選定理由)
基準	22年度	在外公館閉館時における業務のアウトソーシング化の推進 (閉館時緊急電話対応業務導入公館：103公館)	夜間や週末等の在外公館閉館時であっても、常に邦人からの緊急連絡に迅速に対応し得るような体制作りが重要であるため。
施策の進捗状況(目標)	25年度	閉館時における緊急事態への確実かつ的確な対応体制の確保はますます重要性が高まっていることから、25年度においても新たに12公館の導入拡大を目指す。 また、この種のサービスについてはマーケットが広がっていることから、サービスの更なる向上と委嘱経費の削減を目指して、現行の委嘱業者に加えて新たな業者の発掘・拡大に努める。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 業務の特性上、水準・目標年度を限定することはできないが、今後も継続して、海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、在留邦人数や邦人渡航者数、邦人援護件数などを判断基準として、実施公館の選定を行っていくことが必要である。
	26年度	同上	(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説（平成25年2月28日）、第183回国会総理大臣所信表明（平成25年1月28日）
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
目標	—	在外公館援護体制を強化する。	
(4) 遠隔地等における即応体制の強化			(測定指標の選定理由)
基準	—	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性の導入	兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人への迅速な支援を行うとともに、精神障害やDV、子の連れ去りなどの新たな分野に対する対応が求められているため。
施策の進捗状況(目標)	25年度	24年度に引き続き専門性の導入を進めていくが、特にハーグ条約の締結を見据え、DVや子の連れ去りに関する相談体制の一層の充実化を図る。 また、子の親権を巡る問題については、在外公館所在地だけでなく遠隔地における判例や事例の調査を通して、関連情報の蓄積に努める。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 業務の特性上、水準・目標年度を限定することはできないが、今後も継続して、海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、精神科医や現地支援団体など専門的知見を持った協力者の支援や関連の情報収集を図っていくことが必要である。
	26年度	同上	(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説（平成25年2月28日）、第183回国会総理大臣所信表明（平成25年1月28日） 経済財政運営と改革の方針（平成25年6月14日）、日本再興戦略（平成25年6月14日）
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
目標	—	年々多様化する邦人援護に対応するための体制を構築する。	
(5) 官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施			(測定指標の選定理由)
基準	22年度	官民一体となったセーフティネットの連携・強化 (本省が行う官民での情報の共有・協議は2か月に1回を目途に実施する。)	本邦及び在外において、官民の双方向による海外安全にかかる情報共有や安全対策に関する議論を行うことが、安全対策の強化のために、ますます重要となってきているため。
施策	25年度	25年度についても、海外安全官民協力会議及びトラ	

の進捗状況(目標)		<p>ベルエージェンシー連絡会を定期的を開催し、邦人渡航者や日系企業にとって関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報提供を行い、官民協力の連携を更に強化する。</p> <p>また、在外公館においても、管轄国の日本人会や進出日系企業との連携をこれまで以上に密にし、邦人安全対策の強化に努める。</p>	<p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>業務の特性上、水準・目標年度を限定することはできないが、今後も継続して、海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、民側の危機管理意識を高めるとともに、官側においてもその成果を更なる情報収集や安全対策の立案に活用することが重要である。</p>										
	26年度	同上	<p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>第183回国会外交演説(平成25年2月28日)、第183回国会総理大臣所信表明(平成25年1月28日)、在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会報告書(平成25年2月28日)、在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会報告書(平成25年4月26日)</p>										
	27年度	同上											
	28年度	同上											
	29年度	同上											
目標	—	<p>国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。</p>											
(6) 大規模緊急事態対応能力の強化			(測定指標の選定理由)										
基準	—	<p>大規模緊急事態に対する迅速な対応のための体制等の整備・強化</p>	<p>緊急事態発生に備え、邦人に対して様々な発信手段を活用した情報提供と迅速な安否確認の実施が可能な体制の構築が必要なため。</p>										
施策の進捗状況(目標)	25年度	<p>24年度に引き続き、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。</p> <p>特に、緊急時における在留邦人・邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認については、SMSシステム導入の可能性を含め検討を進める。</p>	<p>(目標(水準・目標年度)設定の根拠)</p> <p>業務の特性上、水準・目標年度を限定することはできないが、今後も継続して、海外邦人の安全対策及び海外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、IT等を活用した、より効果的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入が必要である。</p>										
	26年度	同上	<p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>第183回国会外交演説(平成25年2月28日)、第183回国会総理大臣所信表明(平成25年1月28日)、在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会報告書(平成25年2月28日)、在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会報告書(平成25年4月26日)、経済財政運営と改革の方針(平成25年6月14日)、日本再興戦略(平成25年月14日)</p>										
	27年度	同上											
	28年度	同上											
	29年度	同上											
目標	—	<p>大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。</p>											
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	<p>括弧内執行額 単位:百万円</p> <table border="1"> <tr> <td>補正後 予算額</td> <td>補正後 予算額</td> <td>当初 予算額</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> </table>			補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	23年度	24年度	25年度	行政事業レビュー事業番号
補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額											
23年度	24年度	25年度											
①海外邦人の安全に関する情報収集と官民連携(4年度)		<p>邦人の安全にかかる情報収集については、本省や在外公館職員が直接収集する情報を補完するものとして、主要海外通信社の速報ニュースを24時間体制でモニタリングするほか、治安関係の専門家等に対して、在外公館から離れた遠隔地等の安全情報収集について委嘱している。更に、これらの邦人の安全にかかる情報を、国内外で開催する各種セミナーや協議会など官民協力の枠組みを</p>	(1) (2) (5) (6)	150 (141)	143 (136)	160	093						

	通じて提供することにより、海外邦人や日系企業の安全対策意識の醸成・増進に寄与する。					
②海外邦人保護のための緊急事態対応 (5年度)	海外における緊急事態発生に際し、現地に連絡室を設置し、各種連絡手段を通じて在留邦人や邦人旅行者の安否確認作業を行うとともに、支援を必要とする邦人のケアや退避オペレーションのためのインフラを整備することにより、効率的かつ効果的な援護体制・基盤の強化を図る。	(6)	162 (118)	159 (108)	147	092
③困窮邦人等の援護 (昭和28年度)	海外において盗難、傷病等により一時的困窮に陥った邦人に対し、滞在費や帰国費用の貸付けを行うことや、精神科医や遠隔地における協力者等の支援を得ることにより、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。また、歴史的経緯により朝鮮半島にて残留を余儀なくされ、困窮した在韓日本人妻等に対して、その支援団体を通じた最低限の医療・生活扶助の実施もこれに含まれる。	(4)	68 (40)	66 (36)	65	094
④海外邦人安全・危機管理に関する体制整備等 (8年度)	各種事案の発生に備え、在外公館における24時間の緊急電話対応体制を整え、適切な邦人援護体制の整備を行う。また、各種渡航情報の発信、海外邦人の安全対策意識の醸成・増進のための啓発手段として、海外安全ホームページを整備する。 更に、現場での確に対処できる職員を養成するための研修を開催するほか、衛星電話等の必要な通信手段を配備することにより、緊急事態対応における効率的かつ効果的な援護体制・基盤の整備を図る。	(1) (3) (6)	225 (169)	183 (150)	157	091

具体的施策名	3 外国人問題への取組				
達成すべき目標	<p>(1) 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応えること</p> <p>(2) 人的交流促進のために、アジア諸国を始め、ビザ緩和措置を進めること</p> <p>(3) 在日外国人支援に係る取組を積極的に進めること</p>				
具体的施策の概要	<p>(1) 出入国管理等の厳格化に係る要請への対応 入国管理上問題のないと見られる外国人に対してビザ面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、ビザ審査を適切に行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワーク（査証（ビザ）事務支援システム）を拡充する。</p> <p>(2) 人的交流促進のためのビザ緩和への取組 人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、数次査証等の導入を検討する。</p> <p>(3) 在日外国人に係る問題への取組 外国人の受入れと社会統合について、有識者の意見や、地方自治体、国際交流協会、NPO等の活動状況を踏まえ、外国人の受入れと社会統合に関する課題や実践例について幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。</p>				
測定指標	(1) 入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	—	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	ASEAN諸国等の一般旅券所持者等に対するビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。		
		26年度	同上		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
	目標	—	人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。		
	(2) 在日外国人問題への取組				(測定指標の選定理由)
	基準	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決に向けた取組の継続		
施策の進捗状況（目標）	25年度	在日外国人が抱える問題の緩和・解決に積極的に取り組む。			
	26年度	同上			
	27年度	同上			
	28年度	同上			
	29年度	同上			
目標	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。			
			<p>（測定指標の選定理由） 我が国社会の安全・安心を確保しつつ、諸外国との幅広い分野での人的交流を促進することが必要である。また、少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として生活できるよう社会統合を図っていくことが必要である。</p> <p>（目標設定（水準・目標年度）の根拠） 政策の特性上、特に目標年度・水準年度を限定することはできないが、今後も継続してビザ発給要件の緩和及び出入国管理等の厳格化に努めるとともに、外国人問題への対応を強化していくことが重要である。</p> <p>（根拠となる閣議決定、政府方針等） 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、 「高度人材受入推進会議」の報告書（平成21年5月29日）、 「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）</p>		
			<p>（測定指標の選定理由） 少子高齢化、人口減少が進む日本社会において、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくためには、在日外国人が抱えている問題の緩和・解決に向けた取組を積極的に支援し、日本社会の一員として生活できるよう社会統合を図っていくことが必要である。</p> <p>（目標（水準・目標年度）設定の根拠） 政策の特性上、特に目標年度・水準年度を限定することはできないが、今後も継続して在日外国人が抱えている問題の緩和・解決に向けた取組を積極的に支援していくことが必要である。</p>		

			(根拠となる閣議決定、政府方針等) 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策 (平成18年12月25日、外国人労働者問題関係省 庁連絡会議), 「日系定住外国人施策に関する行 動計画」(平成23年3月31日、日系定住外国人 施策推進会議)				
(3) 訪日外国人 数	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度
	861万人	1,311万人	1,500万人	1,658万人	1,832万人	2,000万人	2,500万人
測定指標の選定 理由及び目標値 (水準・目標年 度)の設定の根拠	(測定指標の選定根拠) 観光立国推進の観点から、更なるビザ緩和を通して、訪日外国人数の増加に貢献することによって、 人的交流及び経済関係の一層の強化を促進する。 (目標値(水準・目標年度)の設定の根拠) 「日本再興戦略」において、「本年に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、さらに2,000万人 の高みを目指すとともに、2030年には3,000万人を越えることを目指す」と記載されている。						
達成 手段	() : 開始 年度	達成手段の概要等	関連 する 指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事 業レビ ュー事 業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
				①査証関 連業務 (13年度)	1 適正なビザ審査の実施 ビザ申請に係る各種相談・照会への対応及びビザ担当官 への指導等を通じ適正なビザ審査の実施を図る。 ビザに対する各種照会への対応は行政サービスの向上 につながるるとともにビザ申請の円滑化に不可欠、また、ビ ザ担当官への指導等を通じて能力の向上をはかるととも に、審査の質を維持していくことが必要。 ----- 2 査証WAN システムの拡充 新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、本省 とのオンライン化を実施する。 ビザの偽変造対策が強化されると共に、ビザ審査の厳格 化、効率化が図られる。 ----- 3 外国人観光客誘致のためのビザ緩和措置 各国の事情等を踏まえて、数次ビザ等のビザ緩和措置を 取る。	(1)	
②外国人 問題への 対応強化 (21年度)	諸外国の経験等を国内に紹介しつつ、外国人の受入れと 社会統合や外国人支援のあり方に係る諸問題(課題)を緩 和・解決するための意識啓発並びに提言、及び施策策定に 資する成果物作成 少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国 が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外 国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の 一員として生活できるような社会統合政策の策定に資す る。	(2)	7 (5)	7 (5)	4	096	

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化

施策名	外交実施体制の整備・強化		担当部局名	大臣官房	作成責任者名	総務課長 梨田 和也	
達成すべき目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること	目標設定の考え方・根拠	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施するためには、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある、そのためには、外交実施体制を整備・強化することが必要不可欠である。 第183回国会外交演説（平成25年2月28日）				
施策の概要	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 (2) 我が国の外交活動の基盤であり、邦人避難の最後の砦である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 (3) 外交活動を支える上で死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。					政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化
						政策評価実施予定時期	平成26年8月

施策名	外交実施体制の整備・強化				
達成すべき目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること				
施策の概要	<p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>(2) 我が国の外交活動の基盤であり、邦人避難の最後の砦である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。</p> <p>(3) 外交活動を支える上で死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p>				
測定指標	(1) 外務省の人員、機構の更なる整備			<p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</p> <p>(測定指標の選定) 外務省の業務がますます増大・細密化している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠である。</p> <p>(目標設定の根拠) 機構・定員要求は予算の概算要求の一部として行われ、具体的な増減に関しては、査定当局（総務省、財務省）との協議を経て決定するため、目標数値を出すことは困難であるが、そのような制約のなでもできる限り増強を図ることが重要であるため。</p> <p>(根拠となる政府方針等) 「在外公館タスクフォース：今後の在外公館体制についての検討結果」（平成22年8月26日） 第183回国会外交演説</p>	
	基準	22年度	(22年度末) 在外公館数203 定員数5,740人		
	施策の進捗状況(目標)	25年度	定員・機構を増強する。		
		26年度	同上		
		27年度	同上		
		28年度	同上		
		29年度	同上		
	目標	—	外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。		
	(2) 在外公館の警備体制の強化				<p>(選定理由) 我が国の外交活動の基盤であり、邦人避難の最後の砦である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る必要があるため。</p> <p>(目標設定の根拠) 在外公館警備については、在外公館及び館員等に対する事件を起こさないことが最重要目標であるため、目標年度等を限定することはできず、情勢等に応じて継続して制度面、意識面、人的・物的面における警備対策を講じていくことが重要である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 第183回国会外交演説 在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会検証報告書、在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会報告書</p>
	基準	22年度	在外公館の警備に係わる企画・立案 人的及び物的な警備の強化 研修・訓練等の充実		
施策の進捗状況(目標)	25年度	<p>現地治安情勢に応じた優先度に基づく在外公館警備体制の企画・立案、及び、人的・物的な警備対策の強化を実施する。</p> <p>在外公館及び警備対策室内における警備関連情報収集・分析体制の強化を実施する。</p> <p>各国警備関係者等と警備関連の人的ネットワークを構築する。</p> <p>各種研修における内容を実践化、インタラクティブ化させ、充実させる。</p> <p>情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。</p>			
	26年度	同上			
	27年度	同上			
	28年度	同上			
	29年度	同上			
目標	—	在外公館及び館員等の安全を確保する。			
(3) 外交を支える情報防護体制の強化			<p>(選定理由) 外交活動を支える上で死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面に</p>		
基準	22年度	情報防護対策の総合的な企画・立案 関連内規の整備			

		研修の拡充	わたる体制強化が必要なため。
施策の進捗状況(目標)	25年度	<p>政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。</p> <p>情報防護対策の総合的な企画・立案を行い、本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施する。</p> <p>重点分野の特定を図る等し、優先度に基づく対策を実施する。</p> <p>研修対象者の拡大やコマ数の増加等により情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修を充実させる。情報漏えい防止のため秘密保全検査を強化する。</p>	<p>(目標設定の根拠)</p> <p>情報防護については、情報漏えいを起こさないことが重要であるため、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続して制度面、意識面、物理面における情報防護対策を講じていくことが必要である。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等)</p> <p>第183回国会外交演説 平成22年12月7日内閣総理大臣決裁「政府における情報保全に関する検討委員会の開催について」</p>
	26年度	同上	
	27年度	同上	
	28年度	同上	
	29年度	同上	
目標	—	情報漏えいを防止する。	

達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初予 算額	
				23年度	24年度	25年度	
①国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備 (*)		<p>外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>外務省は、定員・機構の増強に努めているが、例えば大使館数において米国が168、中国が164であるのに対し、我が国は134(平成25年1月時点)と世界の他の主要国に比しても依然として少ない。今後も引き続き国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員の確保を図ると共に、在外公館の体制の最適化を推進していく。</p>	(1)	※	※	※	—
②在外公館の警備体制の一層の強化 (*)		<p>現地治安情勢に応じた人的・物的警備の強化措置、治安関連情報の収集、警備に関する各種研修・講義、警備訓練、人員の拡充などの実施により、在外公館の警備体制の整備・強化を図る。</p>	(2)	※	※	※	—
③外交を支える情報防護体制の多面的な強化 (*)		<p>平成16年の在上海総領事館における事案や平成22年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件を契機に、情報防護の重要性が改めて認識された。政府機関からの情報流出が度々発生する状況を踏まえ、情報の防護について、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p> <p>外交活動を実施する上で、情報の保全は基本であり、情報が漏えいすることにより我が国が被る不利益を防ぐためにも情報防護体制を強化していくことが必要である。</p>	(3)	※	※	※	—

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

**施策V-2 外交通信基盤の整備・拡充及び
IT を活用した業務改革**

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	担当部 局名	大臣官 房	作成責 任者名	情報通信課長 大村 周太郎
達成すべき目標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること	目標設定 の考え 方・根拠	外務省電子政府構築計画に基づき策定された各種最適化計画等に基づき、目標を設定している。		
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。	政策体系上の 位置付け		外交実施体制の整備・強化	
		政策評価実施 予定時期		平成 26 年 8 月	

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革							
達成すべき目標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること							
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。							
測定指標	(1) 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況	基準値	年度毎の目標値					目標値
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度
		①基幹通信網、国際IP電話の整備 ②情報ネットワークの再整備 ③情報ネットワークの効率化	外務省情報ネットワークの安定稼働	外務省情報ネットワークの安定稼働	外務省情報ネットワークの安定稼働	外務省情報ネットワークの安定稼働	外務省情報ネットワークの安定稼働	・年間1億7000万円の経費削減 ・1万7000時間の業務時間短縮 (全公館(238公館)で情報ネットワーク再整備が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		外務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画(平成18年3月30日)						
測定指標	(2) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組	基準値	年度毎の目標値					目標値
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	人給共通システム導入年度(28年度以降)
		①ホストコンピュータからの脱却 ②「府省共通の人事・給与関係業務情報システム(人給共通システム)」の導入	人給共通システム導入検討	人給共通システム導入のための設計開発	人給共通システム導入のための設計開発及び並行稼働	人給共通システム導入	-	業務処理時間1500時間削減
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画(平成18年3月30日)						
測定指標	(3) 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況	基準値	年度毎の目標値					目標値
		17年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度以降
		次期システムの設計・開発作業の推進 月間勤務時間250時間以上ある在外公館会計担当者業務量の削減	システムの小規模改修並びに機能追加・改善の実施	同左	-	-	-	業務量年間91,000時間の削減、年間延べ約5300万円の経費低減 (全公館で次期在外経理システムの導入が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		在外経理システムの業務・システム最適化計画(平成18年3月31日) 在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)(平成21年3月31日改定)						
測定指標	(4) 業務系共通プラットフォームの構築状況	基準値	年度毎の目標値					目標値
		22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度
		本省内サーバの集約化	本省内サーバの集約化推進	業務系共通プラットフォームの安定稼働	同左構築完了	-	-	22年度から27年度までの間で約7700万円の経費削減 業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティ向上。

達成手段	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		22年度から25年度までに借上期間が終了する本省内のサーバについて、業務系共通プラットフォームに順次、サーバの統合・集約化を進めることにより、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの向上を図る。				
	（ ）：開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				24年度	25年度	26年度	
①外務省情報ネットワークの整備（最適化計画を含む） （20年度）	広域ネットワーク及び構内ネットワークの再整備 システム維持経費の削減、業務処理時間の削減	（1）	※	※	※	※	
②内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築【成果重視事業】 （17年度）	人給共通システムの導入 システム維持経費の削減、業務処理時間の削減	（2）	※	※	※	※	
③在外経理システムの整備（最適化計画を含む） 【成果重視事業】 （17年度）	24年度以降の同システム運用開始 在外会計担当の簡素化・効率化による業務時間軽減、サーバ集約化等に伴う経費削減	（3）	※	※	※	※	
④業務系共通プラットフォームの構築 （22年度）	本省内のサーバの集約化	（4）	※	※	※	※	

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

基本目標Ⅵ 経済協力

施策VI-1 経済協力

施策名	経済協力	担当部局名	国際協力局	作成責任者名	政策課長 鈴木 量博
達成すべき目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること	目標設定の考え方・根拠	「政府開発援助大綱」（平成4年閣議決定、平成15年改訂）において、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」とされている。		
施策の概要	戦略的なODAの実施のための援助政策を企画・立案する。	政策体系上の位置付け	経済協力	政策評価実施予定時期	平成26年8月

施策名	経済協力				
達成すべき目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること				
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策を企画・立案する。				
測定指標	(1) 国際環境、国内環境の変化を踏まえた毎年度の国際協力重点方針に基づく、戦略的・効果的な ODA の実現			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準	24 年度	「平成24年度国際協力重点方針」にある重点事項に従い ODA を実施した。	(選定理由) 戦略的・効果的な ODA を実現するためには、国際環境、国内環境の変化を踏まえた国際協力重点方針に基づいた施策を進める必要があり、地域別供与目標額を指標として用いることとする。 (目標（水準・目標年度）設定の根拠) 国際協力重点方針は、年度毎に、我が国の外交政策の進展や、新たに発生した政策課題に機動的に対応するために重点事項を明確にし、各年度の事業に反映させることを目的に作成しており、その内容を定量的に示したものが、地域別供与目標額であるため、戦略的・効果的な ODA を実現するため上記指標の目標として適切である。 (根拠となる閣議決定、政府方針等) 政府開発援助大綱（平成4年閣議決定、平成15年改訂）、第183回国会外交演説（平成25年2月28日）、経協インフラ戦略会議の開催について（平成25年3月12日）	
	施策の進捗状況（目標）	25 年度	「平成25年度国際協力重点方針」にある以下の重点事項を実施する。 1 日本の国益、自由や民主主義といった普遍的価値に沿った秩序形成に向けた戦略的外交を展開するにあたって、ODA は最も重要なツールである。ODA を活用して、こうした普遍的価値を共有する国との連携を強化する。 2 ODA により日本のインフラ、製品、技術の国際展開を支援することで、アジアやアフリカ等の新興国・途上国と共に成長できる事業を積極的に推進する。途上国における資源エネルギー開発を促進する事業を実施する。 3 人間の安全保障の理念に基づき、人造りのための技術協力など日本らしい援助を拡充し、我が国への信頼・プレゼンスの強化につなげる。		
		26 年度	「平成26年度国際協力重点方針」で定める重点事項を実施する。		
		27 年度	「平成27年度国際協力重点方針」で定める重点事項を実施する。		
		28 年度	「平成28年度国際協力重点方針」で定める重点事項を実施する。		
		29 年度	「平成29年度国際協力重点方針」で定める重点事項を実施する。		
	目標	—	各年度の国際協力重点方針で定める重点事項を実施する。		
	測定指標	(2) 世論調査の変化			(選定理由)
		基準	19 年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回った。	我が国の厳しい経済・財政状況を背景に、開発協力の意義について国民の間に十分な共感が得られておらず、ODA を増加していくべきとの積極的な支持が十分に得られていない。 (目標（水準・目標年度）設定の根拠) 内閣府実施「外交に関する世論調査」では、昭和52年から平成23年まで経済協力に関するあり方の設問を行ってきたが、ODA の量について現状以下で良いとの回答選択肢が多いために結果的に ODA に対する国民の支持が誤って伝えられることが懸念されたため、平成24年の同調査においては、内閣府と協議の上、右設問をとりやめた。予算額や量に焦点を当てた世論調査は歴史的に役割を終えており、今後はむしろ ODA の質や援助の担い手といった点に着目した調査を行う方向で検討を進めている。新たに設ける経済協力に関する設問において、国民の関心や支持が高い結果を得ることを目標とする。
施策の進捗状況（目標）		25 年度	世論調査で新たに設ける経済協力に関する設問において、国民の関心や支持が高い結果を得る。		
		26 年度	同上		
		27 年度	同上		
		28 年度	同上		
	29 年度	同上			
目標	—	経済協力への国民の理解の向上			

			<p>(根拠となる閣議決定, 政府方針等)</p> <p>政府開発援助大綱 (平成4年閣議決定, 平成15年改訂), 第183回国会外交演説 (平成25年2月28日), 経協インフラ戦略会議の開催について (平成25年3月12日)</p>						
(3) ODAに関する情報発信			(選定理由)						
基準	22年度	ODA ホームページへのアクセス数: 約8,600万件 広報番組の平均視聴率: 4.7%	我が国の厳しい経済・財政状況を背景に, 開発協力の意義について国民の間に十分な共感が得られておらず, ODA を増加していくべきとの積極的な支持が十分に得られていない。こうした現状を改善するためには, 国民に対してより広く ODA の意義と実態について情報発信し, 理解と支持を得ることが不可欠。						
施策の進捗状況 (目標)	25年度	1 ODA ホームページへのアクセス数: 年間8000万~9000万件程度 2 広報番組の視聴率及び認知率: 年間平均5~6%以上, 30%以上	<p>(目標 (水準・目標年度) 設定の根拠)</p> <p>22年度に①, ②共に内容の大幅な刷新・充実を行ったので基準年とした。今後, 厳しい財政状況の下で政府全体としても広報経費の削減が続く中, これら指標の維持, 更には向上を図るべく, 内容につき不断の改善努力が必要。</p> <p>(根拠となる閣議決定, 政府方針等)</p> <p>政府開発援助大綱 (平成4年閣議決定, 平成15年改訂), 第183回国会外交演説 (平成25年2月28日), 経協インフラ戦略会議の開催について (平成25年3月12日)</p>						
	26年度	同上							
	27年度	同上							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	経済協力への国民の理解の向上							
(4) 地域別供与目標額 (二国間 ODA 当初予算分) (単位: 億円, 括弧内対世界比)			基準値	年度ごとの目標値			目標値		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
世界			15,154.40	17,592.00	—	—	—	—	—
東アジア, 南西アジア			11,501.41 (75.9%)	11,082.00 (63.0%)	—	—	—	—	—
大洋州			250.31 (1.7%)	114.00 (0.6%)	—	—	—	—	—
中央アジア・コーカサス			62.91 (0.4%)	432.00 (2.5%)	—	—	—	—	—
中東, 北アフリカ			1,366.60 (9.0%)	2,468.00 (14.0%)	—	—	—	—	—
サブサハラアフリカ			1,486.70 (9.8%)	2,020.00 (11.5%)	—	—	—	—	—
中南米			446.72 (2.9%)	1,248.00 (7.1%)	—	—	—	—	—
欧州			39.75 (0.3%)	228.00 (1.3%)	—	—	—	—	—
測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度) の設定の根拠	<p>(選定理由)</p> <p>戦略的・効果的な ODA を実現するためには, 国際環境, 国内環境の変化を踏まえた国際協力重点方針に基づいた施策を進める必要があり, 地域別供与目標額を指標として用いることとする。</p> <p>(目標 (水準・目標年度) 設定の根拠)</p> <p>国際協力重点方針は, 年度毎に, 我が国の外交政策の進展や, 新たに発生した政策課題に機動的に対応するために重点事項を明確にし, 各年度の事業に反映させることを目的に作成しており, その内容を定量的に</p>								

		示したものが、地域別供与目標額であるため、戦略的・効果的な ODA を実現するため上記指標の目標として適切である。					
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後予算額	補正後予算額	当初予算額	
				23 年度	24 年度	25 年度	
①無償資金協力 (昭和 43 年度)		戦略的・効果的な ODA を実現するためには、国際環境、国内環境の変化を踏まえた国際協力重点方針に基づいた施策を進める必要がある。 その内容を定量的に示したものが地域別供与目標額であり、同目標額を達成するために各年度の国際協力重点方針で定める重点事項を実施する。	(1)	173, 120 (171, 391)	195, 906 (162, 162)	164, 196	097
②(独) 国際協力機構運営費交付金 (技術協力) (15 年度)			(1)	143, 301 (143, 301)	149, 663 (149, 663)	146, 919	098
③有償資金協力 (*)			(1)	—	—	—	—
④ODA の理解促進 (*)		以下の取組を実施する。 ・外務省 ODA ホームページの運営 ・ODA 広報テレビ番組「地球 VOCE」の放映 ・ODA 出前講座 ・国際協カイベント(「グローバルフェスタ JAPAN」等)の開催 ・「日本の顔が見える ODA 広報」のための日章旗マーク、ODA マークの現地配布 各種広報・啓発活動により効率的な情報発信と国民参加の促進を図り、国民の ODA への関心を喚起することにより、相乗効果的にホームページや広報番組等をはじめとした関連情報へのアクセスを増加させ、ひいては開発協力の推進に不可欠な ODA に対する国民の一層の理解・支持を得られることが期待される。	(2) (3)	243 (241)	285 (273)	282	102
⑤NGO 活動環境整備 (11 年度)		NGO 活動環境整備支援事業 (NGO 相談員、NGO 海外スタディ・プログラム、NGO 研究会、NGO インターン・プログラム) 国際協力における政府の重要なパートナーである日本の NGO との連携を一層強化し、日本の NGO の国際競争力を一層高めるため、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を行う。	(1)	163 (149)	156 (140)	147	105
⑥(独) 国際協力機構施設整備補助金 (24 年度のみ)		国際協力機構が保有する国内拠点のうち、築 20 年程度を経過し経年劣化箇所への処置が必要な 3 か所(東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター)について、既存施設の一部改修を行う。また、東京国際センター及び沖縄国際センターについては、所在地の自治体から避難施設としての指定を受けていることにかんがみ、非常時の電源確保のための設備整備も併せて行った。	(1)	—	1, 984	—	100
⑦本邦技術活用等途上国支援推進		ODA による途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチング(ニーズ調査、案件化調査、途上国への普及事業)を行うことで、途上国の開発課題の解決と、	(1)	—	2, 001 (1, 394)	2, 000	099

事業 (24年度)	優れた製品・技術等を有する一方、知見やノウハウが不十分な我が国中小企業等に対する海外展開支援との両立を図る。					
⑧無償資金 協力事務費 (*)	経済開発援助等の案件形成、円滑な実施、実施ための交渉、協議、調査等の実施、在外公館において、無償資金協力案件交換公文署名、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制強化、ノン・プロジェクト無償資金協力案件等の実施促進を図る。	(1)	807 (764)	748 (749)	744	101
⑨開発援助 人材育成・ 振興 (*)	1 高度開発人材育成事業 本事業では、博士課程に在籍する学生を主な対象とし、将来、現場において指導的な立場に立てる人材の育成を目指して、より高度で実践的な教育を行う。 2 開発援助研修事業 政府開発援助を効果的かつ効率的に実施するため、経済協力の実務担当者のスキルアップを通じた、援助人材の養成及び拡充を目的とする。 3 開発援助調査研究事業 我が国の援助政策の企画・立案に資する調査・研究を行うことを目的とする。	(1)	303 (215)	158 (112)	159	104
⑩経済協力 評価調査 (*)	日本のODA政策等を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックすることにより、ODAの管理・改善、ODA政策立案への反映、国民に対する説明責任を果たす。また、ODA評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本のODA政策の評価を通じ、ODAの透明性確保、被援助国側の評価能力の向上等を図る。	(1)	184 (131)	166 (137)	158	103
⑪現地 ODA タスクフォ ース業務 (*)	現地 ODA タスクフォースは在外公館、JICA の現地事務所等を主要なメンバーとして構成され、開発ニーズ等の調査・分析、国別援助方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ（他ドナー、国際機関、NGO等）との連携、我が国のODAのレビュー等を実施する。	(1)	124 (96)	121 (108)	116	106
⑫政府開発 援助政策の 調査及び企 画立案等事 務費 (*)	政府開発援助の効率的・効果的な実施を企画立案するため、必要な要員を確保するほか、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国 ODA 政策に反映させる。また、多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設け、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進するとともに、より良い開発協力の実施を図る。	(1)	131 (112)	87 (70)	90	107
⑬民間援助 連携事務費 (*)	1 民間団体等の指導・監督に必要な経費 一般国民や小規模 NGO 等からの照会に対応し、国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解を促進することを目的に、全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。 2 NGO 調査・連携費 日本 NGO 連携無償資金協力 (N 連) 等、事業の適正な執行を図るために申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省員が出張する。さらに NGO との連携強	(1)	92 (86)	60 (57)	57	108

	化を図るために定期的な意見交換会（NGO・外務省定期協議会）、NGO 職員受入研修等を行う。 3 民間援助連携に必要な経費 N連を、より効果的・効率的に遂行し、かつ透明性を高める観点から、その妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。					
⑭経済協力情報管理システム （＊）	DAC への我が国の ODA 関連統計の報告を含む、経済協力関係の情報管理に伴う OA 機器によるシステム運用を行う。	(1)	51 (49)	52 (47)	49	109
⑮海外技術協力推進団体補助金 （元年度）	NGO が海外において経済社会開発プロジェクトを実施するのに関連し、日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、 「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本 NGO 連携無償を補完することにより、NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。	(1)	30 (27)	20 (18)	22	110
⑯ODA 白書編集等 （＊）	政府開発援助（ODA）白書（日本語版及び英語版）及び参考資料集を作成する。	(1)	22 (41)	20 (19)	20	111
⑰国際機関との連携等 （＊）	伝統的なドナーの他に新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチや援助理念に係る議論において、我が国の立場と援助理念を適切に反映させていくために、これらを協議している会合等への出席や会合開催を実施する。	(1)	10 (15)	15 (7)	12	112
⑱有償資金協力に関する調査研究 （＊）	途上国のニーズ、我が国国内の情勢、国際社会全体の課題及び動向が短期間で変化する中で、我が国の有償資金協力に係る制度の調整及び改善に向け、外国政府及び国際機関の援助手法に係る最新の考え方や実績、被援助国及び民間部門のニーズ等を調査し、これらの手法及び我が国有償資金協力制度の枠組みで実施することの実現性及び妥当性等について分析する。	(1)	10 (6)	9 (7)	9	113
⑲国別援助方針策定調査費 （12年度）	国別援助方針の策定において、先方政府との意見交換や現地視察を行うための関係者出張経費及び方針の策定に要する謝金を手当てする。	(1)	12 (12)	9 (7)	9	114
⑳経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等 （＊）	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行う。	(1)	5 (2)	8 (4)	9	115
㉑国別援助政策の策定等 （＊）	被援助国ごとの開発ニーズに対応した援助の実施のため、各国の開発課題の把握、援助政策の重点化、各援助スキームの密接な連携を図るとともに、被援助国への ODA の実績・成果をとりまとめ、今後の指針を明らかにし、国民に対して情報公開を行う。	(1)	10 (8)	8 (5)	7	116

②国際緊急援助事務費 (昭和62年度)	国際緊急援助のより効率的・効果的实施に向け、情報収集と調査・訓練、体制強化等を行う。	(1)	7 (4)	7 (5)	7	117
③赤十字国際委員会(ICRC)ドナー・サポート・グループ会合開催 (24年度のみ)	ドナー・サポート・グループ会合は、年間1,000万スイスフラン以上を拠出する主要ドナー国がハイレベルでの意見交換を通じて、実質的にICRCの政策決定に関与した。	(1)	—	6 (3)	—	118
④官民連携相談窓口業務委託に必要な経費	中小企業は全国に所在していることから、全国各地で開催される説明会において、中小企業向けに作成するODAを活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し、本件事業の理解促進を図る。	(1)	—	—	0.9	新25— 31
⑤中小企業等の海外展開支援の実施に必要な経費	ODA案件形成を念頭に、①ニーズ調査、②案件化調査、を計約50件実施予定であり、膨大な業務処理にあたる経理等要員を雇用し、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援を円滑かつ適切に行う。	(1)	—	—	5	新25— 32

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

施策名	地球規模の諸問題への取組	担当部局名	国際協力局	作成責任者名	地球規模課題総括課長 飯田 慎一
達成すべき目標	<p>グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること</p> <p>(具体的施策の達成すべき目標)</p> <p>1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること</p> <p>2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について (1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること (2) 防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援すること</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>人間一人ひとりに着目した人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処するための効果的・効率的なアプローチである。</p> <p>地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能。</p> <p>第 67 回国連一般討論演説（平成 24 年 9 月 26 日）</p>		
具体的施策の概要	<p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 (1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。 (2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。</p> <p>2 環境問題を含む地球規模問題への取組 地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また、こうした枠組みがない分野に新たな場を設けて具体的取組を推進する。 気候変動問題においては、平成 25（2013）年以降の気候変動対策に係る、全ての国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。 持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。</p>	政策体系上の位置付け	経済協力		
				政策評価実施予定時期	平成 26 年 8 月

具体的施策名	1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献		
達成すべき目標	人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること		
具体的施策の概要	<p>(1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。</p> <p>(2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。</p>		
測定指標	(1) 主要な国際的フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及の確保		
	基準	— 各種外交文書における人間の安全保障への言及の確保	
	施策の進捗(目標)	25年度	主要外交文書や6月に予定されているTICADV等において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
		26年度	主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
		27年度	同上
		28年度	同上
		29年度	同上
	目標	— 文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。	
	(2) 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進		
	基準	— 人間の安全保障実現に資する案件の実施	
	施策の進捗(目標)	25年度	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、他国・民間団体等に対して、同基金への拠出を促す。基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性をシンポジウム等における外務省幹部による発言やホームページを通じて周知するとともに、外部評価を受ける。
		26年度	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、他国・民間団体等に対して、同基金への拠出を促す。基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性をシンポジウム等における外務省幹部による発言やホームページを通じて周知する。
		27年度	同上
		28年度	同上
29年度		同上	
目標	— 保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展を支援する。		
(3) 世界基金による三大感染症対策支援の強化			
基準	— 世界基金を通じた三大感染症対策の実施		
施策の進	25年度	世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。	
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
<p>(測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠)</p> <p>(1) 平成6(1994)年UNDP開発報告書において「人間の安全保障」という言葉が初めて使用されて以来、我が国は人間の安全保障とは何か、同概念をいかに推進していくかを巡る国際的議論をリードしてきた。その結果、平成24(2012)年9月に人間の安全保障に関する国連総会決議が採択され、人間の安全保障に関する共通理解を確認した。同決議で、「人間の安全保障は持続可能な開発とミレニアム開発目標を含む国際的な開発目標の実現に貢献すべき」とされており、開発に関する各種外交文書における人間の安全保障への言及を確保することは指標として適切である。</p> <p>(2) 上記(1)の決議において、「国連人間の安全保障基金によるこれまでの貢献を認識し、加盟国に対し、同基金への自発的な拠出の検討を行うよう求める」と記載がある。同決議内容を遂行するため、人間の安全保障基金への継続的な拠出をモニタリング対象とする。</p> <p>(3) 我が国は、世界基金の「生みの親」として同基金設立以来継続して資金貢献している。また、世界基金理事会メンバーとして基金事務局の効率的な運営、新たな資金供与メカニズムの制度づくり等に取り組んでいる。</p> <p>世界基金の理事及び主要ドナーとして我が国が拠出を行い同基金の運営に関わることは、途上国におけるエイズ、結核、マラリアの予防、治療、ケアを実現・促進し、MDG6の達成、ひいては人間の安全保障の実現に貢献することになる。</p> <p>(根拠となる閣議決定、政府方針等) 国連総会決議(A/RES/66/290)(平成24年9月) 第77回国連総会一般討論演説(平成24年9月26日) TICADV人間の安全保障シンポジウムにおける安倍総理スピーチ(平成25年6月2日)</p>			

捗(目標)	新たな資金供与メカニズムの下、受益国の需要が反映された資金支援が着実に行われるよう、制度設計への引き続きの関与及び理事会における迅速な新規案件の承認に協力する。また、これらの事業により世界基金の事業効果が上がるよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加する。						
	26年度	効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化などに理事会を通じて取り組む。					
	27年度	世界基金を通じた支援を効果的・効率的に実施する。					
	28年度	同上					
	29年度	同上					
目標	—	世界基金を通じた支援を効果的・効率的に実施する。					
(4) (参考指標) 人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数							
達成手段	() : 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
				23年度	24年度	25年度	
①人間の安全保障の概念の普及 (*)	主要な国際フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及を確保することにより人間の安全保障の概念の普及及び各国の協力の拡大を図る。	(1)	—	—	—	—	
②人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務費 (*)	日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整、地球規模課題政策を進めるのに必要な会議を開催、国内において人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催、国際会議への出席・意見交換等の実施、人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。	(1) (2)	32 (22)	30 (21)	28	119	
③専門機関関連会議開催 (*)	国際海上交通簡易化条約 (FAL 条約) では、関係する公的機関及び民間企業 (物流事業者等) による国際海上交通の手続き等の簡易化を推進するための国内簡易化委員会の設置を規定している。この規定に従って、有識者、国内海運関係者、関係省庁等による会議を開催し、国際交通の簡易化を推進していくに当たっての施策や問題点の把握等を行う。	—	0.1 (0.07)	0.1 (0.01)	0.07	120	

具体的施策名	2 環境問題を含む地球規模問題への取組			
達成すべき目標	<p>(1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること</p> <p>(2) 防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援すること</p>			
具体的施策の概要	<p>地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また、こうした枠組みがない分野に新たな場を設けて具体的取組を推進する。</p> <p>気候変動問題においては、平成 25 (2013) 年以降の気候変動対策に係る、全ての国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。</p> <p>持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。</p>			
測定指標	(1) 既存の国際機関、多国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度 (国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む) と、我が国による実質的貢献度		測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠	
	基準	—	(測定指標の選定理由) (地球環境問題) 地球環境分野や持続可能な開発においては、地球規模での取組が必要となるため、問題解決に向けて、国際機関や多数国間環境条約を通じた協力・取組が必要である。	
	施策の進捗 (目標)	25 年度	<p>1 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画</p> <p>2 気候変動の次期枠組み作りへの参画</p> <p>3 気候変動対策促進のための取組</p> <p>1 リオ+20 については、成果文書を受けて設置された持続可能な開発目標 (SDGs) オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会での議論に積極的に参加・貢献する。</p> <p>2 生物多様性については、資源動員メカニズムの具体化が議論される 2014 年の COP に向けた作業等を行う。</p> <p>3 国連環境計画 (UNEP) については、政策対話等の機会を活用し UNEP との連携強化を図る。</p> <p>4 オゾン層保護については、HFC の扱い等議定書の主要議題に関し引き続き議論に貢献する。</p> <p>5 森林については、国際熱帯木材機関 (ITTO) への拠出等を通じて、持続可能な森林経営や違法伐採対策等に取り組む。</p> <p>6 水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議を本年 10 月に我が国で開催予定であるところ、右会議のつぎがない実施を通じ、世界規模での水銀汚染対策強化を図る。</p> <p>7 気候変動交渉における、平成 32 (2020) 年以降の新たな法的枠組みに関する平成 27 (2015) 年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。国連気候変動枠組み条約第 19 回締約国会議 (COP19) においては、新たな法的枠組みに含まれるべき要素の絞り込みと具体化並びに平成 26 (2014) 年の詳細な作業計画の策定を目指して、全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築するとの観点から、我が国として実質的な貢献を行う。</p>	(気候変動問題) 気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であるため、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっている。
		26 年度	<p>1 我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。</p> <p>2 気候変動交渉における、平成 32 (2020) 年以降の新たな法的枠組みに関する平成 27 (2015) 年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。</p> <p>3 気候変動交渉を着実に実施する。</p>	(目標 (水準・目標年度) の設定の根拠) (地球環境問題) 地球環境問題の解決や、持続可能な開発の達成については、多数国が関係する地球規模での取組によってのみ解決・達成が可能となるものであり、また分野横断的な問題であるため、その性質上目標年度や水準年度を設けることは困難。
		27 年度	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	(気候変動問題) 外交政策の特性上、特に目標年度、水準年度を限定することはできないが、継続してすべての主要国をはじめ世界各国が協力関係を構築し、地球規模の課題として取り組むことが重要である。
		28 年度	同上	
		29 年度	同上	
	目標	—	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	(根拠となる閣議決定 政府方針) ・平成 21 年 9 月国連気候変動首脳会合における鳩山総理 (当時) の方針演説 ・第 174 回国会外交演説 (平成 22
	(2) 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度 (国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等) と、我が国の考え方の反映度合い			

基準	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画 2 気候変動の次期枠組み作りへの参画 3 気候変動対策促進のための取組 	<p>年1月29日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第177回国会外交演説(平成23年1月24日) ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) <p>第183回国会外交演説(平成25年2月28日)</p> <p>第66会期国連総会MDGs閣僚級非公式会合における玄葉外務大臣発言(平成23年9月21日)</p> <p>第67回国連総会一般討論演説(平成24年9月26日)</p> <p>総理指示:第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について(平成25年1月25日)</p>	
	施策の進捗(目標)	25年度	<ol style="list-style-type: none"> 1 リオ+20については、成果文書を受けて設置された持続可能な開発目標(SDGs)オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会での議論に積極的に参加・貢献する。 2 生物多様性については、資源動員メカニズムの具体化が議論される2014年のCOPに向けた作業等を行う。 3 国連環境計画(UNEP)については、政策対話等の機会を活用しUNEPとの連携強化を図る。 4 オゾン層保護については、HFCの扱い等議定書の主要議題に関し引き続き議論に貢献する。 5 森林については、ITTOへの拠出等を通じて、持続可能な森林経営や違法伐採対策等に取り組む。 6 水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議を本年10月に我が国で開催予定であるところ、右会議のつつがない実施を通じ、世界規模での水銀汚染対策強化を図る。 7 気候変動分野における対話の実施や二国間クレジット制度の推進などについて、国際交渉を補完する具体的取組の更なる進展を目指す。特に、第2回日東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を主催し、低炭素成長に資する技術等について議論を深める。 また、二国間クレジット制度については、数カ国との二国間協議妥結・署名を目指す。 	<p>(防災)平成27(2015)年に国連防災世界会議を我が国で開催し、世界的な防災指針である兵庫行動枠組みの後継枠組みの議論がされる。同会議を通じて、我が国の知見・経験を国際防災の施策の中に反映させることが重要。</p>
		26年度	<ol style="list-style-type: none"> 1 気候変動分野における対話の実施や二国間クレジット制度の推進など、国際交渉を補完する具体的取組の更なる進展を目指す。 2 上記取組等を通じて、我が国の考え方を発信していく。 	
		27年度	我が国に主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
		28年度	同上	
		29年度	同上	
	目標		我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
	(3) 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進			
	基準	—	防災に向けた国際協力の実施	
	施策の進捗(目標)	25年度	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる兵庫行動枠組みの後継枠組みの議論を通じて国連国際防火戦略(ISDR)の政策に反映する。 2 兵庫行動枠組を推進する。(また、ISDRの活動支援について、拠出金を通じて支援し、各国における防災関連施策の充実に貢献する。) 3 我が国で開催される「第3回国連防災世界会議」について、UNISDR、開催自治体、関係省庁等と緊密な連携を図り、開催地の決定など準備を進める。 	
26年度		<ol style="list-style-type: none"> 1 各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映する。 2 兵庫行動枠組みを推進する。(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献する。) 3 我が国で開催される「第3回国連防災世界会議」について、UNISDR、開催自治体、関係省庁等と緊密な連携を図り、円滑な開 		

		催に万全を期す。また、その議論を通じ、防災の主流化に貢献する。							
	27年度	1 各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映する。 2 兵庫行動枠組の後継枠組みを推進する。(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献する。)							
	28年度	同上							
	29年度	同上							
目標	—	我が国主導による国際防災の推進に向けた取組を実施する。							
(4) 生物多様性条約 名古屋議定書の締約国 数の増加		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
		23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
		3	20	30	50	—	—		
備考：同議定書は平成22年10月に採択された。今後、我が国は、同議定書を主導した国として、各国に対して締結を働きかける。									
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		生物多様性条約の平成23年から平成32年(2011—2020)の戦略計画の目標(愛知目標)16において、平成27(2015)年までの生物多様性条約名古屋議定書の発動が掲げられている。同議定書は、条約締約国の50か国が締結した後90日で発効する。							
達成 手段		達成手段の概要等			関連 する 指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事 業レビ ュー事 業番号
	(): 開始年度					補正後 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	
					23年度	24年度	25年度		
	①地球環境 問題への取 組 (*)	地球環境問題の解決に向け、国際機関や多数国間環境条約を通じた取組を行っていく。 国際会議における我が国の考え方を発信するとともに、関係国との連携強化を図ることにより、国際社会に地球環境問題の解決に向けた取組に貢献する。	(1) (4)	24 (20)	17 (11)	7	124		
	②水銀条約 外交会議参 加経費 (25年度)	本年10月に我が国で開催される、水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議への我が国代表団の参加及び作業室設置等の確保を通じて、然るべく会議を開催し、会議の成功に貢献する。	(2)	—	—	6	新25— 33		
③環境未来 都市国際会 議経費 (25年度)	リオ+20で我が国が表明した「緑の未来」イニシアティブにおける具体的取組として、本年10月に我が国で開催する都市づくりの将来に関する国際会議を開催し、同会議への参加を通じて、我が国の取組によって得られた知見や経験を広く国際社会と共有するとともに、都市に関する国際的なネットワークの構築、国際的な自治体間協力の推進、途上国の課題の共有をはかる。	(2)	—	—	4	新 25—34			
④気候変動 問題への取 組 (*)	気候変動対処に係る国際会議への参加及びバイ会談等の実施による我が国の立場を説明していく。また、関係国との連携強化・開発途上国、島嶼国などに対する支援の開始及び具体化を推進することにより、国際社会における気候変動交渉を主導し、次期枠組みづくりに寄与する。	(1) (2)	31 (15)	27 (13)	22	123			

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

**施策Ⅶ-1 国際機関を通じた
政務及び安全保障分野に係る国際貢献**

施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度は、 国際連合 (UN) 分担金 の評価を実施する。 (個々の国際機関への分担金・拠出金は、基本目標 I～VIの関連する施策(達成手段名欄に記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。)	担当部 局名	総合外 交政策 局	作成責 任者名	国連企画 調整課長 関口 昇
達成すべき目標	我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、人権等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること 上記の「達成すべき目標」達成のための国際連合 (UN) 分担金拠出による達成目標： 国際社会の平和と安定に積極的に貢献するとともに、国連における我が国の地位・影響力を維持すること	目標設定の考 え方・ 根拠	安倍総理は潘基文国連事務総長の電話会談(平成 25 年 1 月 9 日)にて、第二位の財政貢献国として国際社会の平和と安定を含む幅広い分野で、一層積極的に貢献していく旨述べている。		
施策の概要	国連分担金の支払いは国連憲章第 17 条第 2 項に基づく加盟国の義務である。我が国の分担率は 10.833%であり、加盟国中第二位となっており、支払いを誠実に履行することで、国連の諸活動を支援し、我が国の外交目標である国際社会の平和と安定の達成に貢献する。また、国連に対する我が国の財政的貢献を PR することで、国連における我が国の地位・影響力の維持につなげる。	政策体系上 の位置付け		分担金・拠出 金	
		政策評価実 施予定時期		平成 26 年 8 月	

施策名		国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度は、 国際連合（UN）分担金 の評価を実施する。						
達成すべき目標		我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、人権、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること 上記の「達成すべき目標」達成のための国際連合（UN）分担金拠出による達成目標： 国際社会の平和と安定に積極的に貢献するとともに、国連における我が国の地位・影響力を維持すること						
施策の概要		国連分担金の支払いは国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務である。我が国の分担率は10.833%であり、加盟国中第二位となっており、支払いを誠実に履行することで、国連の諸活動を支援し、我が国の外交目標である国際社会の平和と安定の達成に貢献する。また、国連に対する我が国の財政的貢献をPRすることで、国連における我が国の地位・影響力の維持につなげる。						
測定指標	(1) 国際社会の平和と安定への貢献						測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 （測定指標の選定理由） 国際社会の平和と安定に向け、我が国は財政的貢献を通じて、積極的な国連外交を展開してきた。今後も引き続き、分担金支払いを誠実に履行することで、国際社会の平和と安定へ貢献するとともに、国連における我が国の地位・影響力の維持・向上を図ることは重要であるため。 （目標設定の根拠） (1)については平和と安定に向けた貢献を継続して実施することが重要である。 (2)については地位・影響力を具体的に表すことは困難であるが、一つの目標として国際機関選挙を設定した。	
	基準	24年度	国連分担金は国連通常予算を支弁するためのものであり、我が国による分担金支払いにより、国連の主要任務である平和と安全の維持、人権、開発といった分野での活動が可能となり、紛争予防と和平調停を主たる役割として設立されるSPM（特別政治ミッション）のシリア等での新規設置や開発分野での重要な国際会議であるリオ+20の開催が実現した。					
	施策の進捗状況（目標）	25年度	国連分担金の支払いを誠実に履行することで、国連の活動を財政面から支援し、国際社会の平和と安定に寄与するとともに、我が国の外交目標と合致した国際協力を実施し、我が国の国益確保につなげる。					
	目標	—	国連分担金の支払いを誠実に履行することで、国連の活動を財政面から支援し、国際社会の平和と安定に寄与するとともに、我が国の外交目標と合致した国際協力を実施し、我が国の国益確保につなげる。					
	(2) 国連における我が国の地位・影響力の維持							
	基準	24年度	我が国が国連加盟国中第二位の財政貢献国であることは国連における影響力と存在感を保持するのに役立った。具体的には、平成24年6月に行われた大陸棚限界委員会委員選挙や同年11月に行われた人権理事会理事国選挙等で当選するなど、重要委員会・理事会で議席を確保し、国連での議論に影響力を発揮した。					
	施策の進捗状況（目標）	25年度	平成25年11月に国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）選挙が行われる。現在、我が国は委員を輩出しているが、国連加盟国中第二位の財政貢献国である我が国にとっては、引き続きACABQの活動を通じ国連行財政問題に関わっていくことが重要である。そのため、国連の活動に対する我が国の財政的貢献をアピールすることで、ACABQ選挙で当選を果たし、国連における我が国の地位・影響力の維持を果たす。					
	目標	—	我が国は平成27年に安保理非常任理事国選挙に立候補しており、国連の活動に対する我が国の財政的貢献をアピールすることで、同選挙で当選を果たし、安保理メンバーとして活動することで、国連における我が国の地位・影響力の更なる向上につなげる。					
	(3) 国連通常予算額の維持・削減を通じた我が国の財政負担の軽減		基準値	年度ごとの目標値				目標値
		前年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		100	100≧	—	100≧	—	100≧	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の	（測定指標の選定理由） 主要財政貢献国である我が国にとって、国連の財政規律の維持は重要な課題。国連に対し、予算の精査を要請することで、国連の諸活動の効率性を高め、より少ない投入資源で成果を得ることが可能とすることが重要であるため。 （目標設定の根拠） 国連の活動内容は拡大傾向にあり、予算の大幅な削減は困難であることから、前年度と同額以下の予算を達成							

	<p>設定の根拠</p>	<p>することは大きな成果となる。国連通常予算は2カ年予算のため、目標値は2年おきに設定することとし、次期2カ年当初予算額を前2カ年最終予算額以下とすることを目標とする。</p> <p>なお、国連予算は予見し得ない事態への対応のため、補正が行われることが多く、最終予算額の確定までには時間を要するため、本目標値設定においては、便宜上、前2カ年最終予算額を100とし、目標値は「100≧」と記載することで、「次期2カ年当初予算額を前2カ年最終予算額以下とする」との目標設定を規定することとする。</p>					
達成手段	達成手段名(開始年度、関連施策)	達成手段の概要等	関連する指標	括弧内執行額 単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
				補正後 予算額 23年度	補正後 予算額 24年度	当初 予算額 25年度	
	①国際連合(UN)分担金(昭和32年度)(関連：Ⅱ-1)	<p>1 国連分担金の支払い 国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務である国連分担金の支払を実施する。 我が国の分担率は10.833%で加盟国中第二位であるため、我が国が支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要。着実な分担金支払いを通じて、我が国の外交目標である国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施が可能となるとともに、多大な財政的貢献は国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となるため、国連における我が国の地位・影響力維持にもつながる。</p> <p>2 国連通常予算の精査 国連通常予算の審議の場で、国連側に予算の精査を要求し、予算額の維持・削減を図る。 主要財政貢献国である我が国にとって、国連の財政規律の維持は重要な課題であり、国連に対し、予算の精査を要求することで、国連の諸活動の効率性を高め、より少ない投入資源で成果を得ることが可能となる。</p>	(1) (2) (3)	23,781 (23,781)	29,426 (29,426)	25,281	126
	②国際連合平和維持活動(PKO)分担金(6年度)(関連：Ⅱ-1)	<p>国連の諸活動に対する我が国の財政的貢献を通じて、国際社会の平和と安定に積極的に貢献するとともに、国連における我が国の地位・影響力の維持・向上につなげることを目的とする。</p> <p>国連分担金の支払いは国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務である。我が国の分担率は10.833%であり、加盟国中第二位となっており、支払いを誠実に履行することで、国連の諸活動を支援し、我が国の外交目標である国際社会の平和と安全の達成に貢献する。</p> <p>また、国連に対する我が国財政的貢献をPRすることで、国連における我が国の地位・影響力の維持・向上につなげる。</p>	—	88,172 (88,172)	58,101 (58,101)	11,698	125
	③国際原子力機関(IAEA)(分担金)(昭和32年度)(関連：Ⅱ-1)	<p>2011年IAEA通常予算として、2010年IAEA総会で割当てられた我が国のIAEA分担金であり、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を通じて、我が国のエネルギーの安定供給及び安全保障の確保に貢献することを目的とする。</p> <p>本件分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及びセキュリティ、④原子力検認(保障措置)、⑤政策、マネジメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネジメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用される。</p>	—	4,619 (4,544)	4,432 (4,432)	4,289	127

<p>④ 国際刑事裁判所 (ICC) 分担金 (19年度) (関連：Ⅱ-3)</p>	<p>国際刑事裁判所の目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における「法の支配」の確立を推進することを目的とする。</p> <p>国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使われている。</p> <p>国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある (ICC 規程第 115 条 (a))。なお、我が国の分担金額は、122 か国の締約国中トップ (2013 年度は 17.22%) であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。</p>	<p>—</p>	<p>1,288 (1,288)</p>	<p>2,582 (2,629)</p>	<p>2,197</p>	<p>128</p>
<p>⑤ 包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO) 分担金 (9年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>包括的核実験禁止条約 (CTBT) は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、世界に 337 か所設置される監視観測施設の建設・運営、現地査察の準備等、検証制度を整備することが定められている。同検証制度の整備に関する審議において、我が国として主導的な役割を果たしていくために、本準備委員会の経費を負担する必要がある。</p> <p>CTBTO は条約の履行を確保するために、(1) 国際監視制度 (IMS) 及び (2) 現地査察 (OSI) を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMS は世界 337 か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で約 85% 完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要。また OSI については、査察技術を確立するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。CTBT 発効促進の先頭に立つ我が国として、かかる検証制度の整備に係る審議において主導的な役割を果たしていくために、必要な経費を分担する。</p>	<p>—</p>	<p>1,178 (957)</p>	<p>1,208 (1,208)</p>	<p>1,326</p>	<p>129</p>
<p>⑥ 化学兵器禁止機関 (OPCW) 分担金 (5年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>化学兵器禁止条約 (CWC) は、化学兵器の生産・保有・禁止等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約上定められた検証制度 (申告、査察等) を通じて条約の遵守を確保するもの。大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与するべく、締約国は、CWC の実施機関である化学兵器禁止機関 (OPCW) が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動に要する費用その他 OPCW の運営費等を分担金として負担する。</p> <p>CWC には、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度が設けられている。OPCW は、各国の申告に基づき、化学兵器及び化学産業 (条約で定められた化学物質を取り扱う締約国内の企業等) に対する査察等を実施している。また、CWC の普遍化 (加盟国数の拡大) 促進及び各締約国による CWC の国内実施の強化は、CWC の完全な履行のために、また、非国家主体によるテロ対策にとっても極めて重要であることから、発展途上国を対象にした様々なセミナーやワークショップを多数実施している。更に、化学兵器による攻撃が行われた場合に、緊急かつ適切</p>	<p>—</p>	<p>307 (593)</p>	<p>1,014 (1,072)</p>	<p>898</p>	<p>130</p>

	な援助が実施できるよう、援助・防護計画の整備も行う等、CWC の完全な履行のために様々な事業を実施している。					
⑦ 国際原子力機関 (IAEA) (技術協力基金拠出金) (義務的拠出金) (昭和34年度) (関連: II-1)	<p>国際原子力機関 (IAEA) の二大目的 (原子力の平和的利用促進と核不拡散) のうち、平和的利用の促進の一環として開発途上加盟国に対する技術協力を実施することを目的とする。</p> <p>開発途上国の要請に基づき、医療・健康、食料・農業、放射性廃棄物の管理、放射線同位元素供給及び放射線技術、環境、水資源、原子力科学等の分野で、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形態により技術協力を行っている。さらに、各種報告書の出版、各種会合の開催、関連データベースの整備等、原子力の平和的利用に関する情報交換の促進にも貢献している。開発途上国に対する原子力を利用した技術協力事業を推進し、これらの諸国の発展を促すこと、及びこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることは、我が国にとっても重要。原子力先進国であり、IAEA 理事会指定国理事国である我が国が果たすべき役割は大きく、IAEA の場において我が国の立場に理解と支持を得ていく上でも重要である。</p>	—	973 (973)	856 (856)	901	131
⑧ 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金 (8年度) (関連: II-3)	<p>ITLOS の平和的紛争解決活動を支え、我が国の海洋問題に対する発言力を確保する。</p> <p>海洋に関連する締結国間の紛争等の平和的解決に資するため、分担金支払いにより ITLOS の組織整備を助け、公正な裁判制度を維持する。なお、我が国は ITLOS 分担金の最大の負担国である。</p>	—	127 (127)	181 (181)	143	132
⑨ ベルリン日独センター分担金 (昭和60年度) (関連: I-4)	<p>日独及び日欧の「学術の出会いの場」として、日独・日欧間の交流・協力を促進することを目的としている。</p> <p>1984 年の日独首脳会談において、ベルリンの旧日本大使館建物を修復・再利用し「学術の出会いの場」を設けることにつき合意。これを受け、85 年にベルリン日独センターがドイツ法上の財団法人として設立された (独の首都移転に伴い、ベルリン日独センターの建物が大使館として使用されることとなったため、センターは 98 年、新事務所に移転)。センターの運営経費及び事業経費については、両国政府間の交換公文により、日独折半にて負担することが取り決められており (義務的経費)、毎年秋に開催される政府間協議で合意を得たセンター予算に基づき、分担金を予算計上している。</p>	—	108 (108)	101 (101)	96	133
⑩ ボスニア和平履行評議会 (PIC) 拠出金 (義務的拠出金) (9年度) (関連: I-4)	<p>3つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約 20 万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナにおいては、95 年 12 月に国際社会の関与の下、 Dayton 合意が結ばれ、92 年以來の武力紛争が終結した。 Dayton 合意の履行を監視、同国の国造りを支援する強力な国際的枠組みへの支援を通じ、同国及び西バルカン全体の平和と安定に貢献するとともに、G8 の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の積極的姿勢を示す。</p> <p>Dayton 合意の履行を監視する国際的枠組みである和平履行評議会 (PIC) によって任命され、閣僚罷免権、法律の改廃を含む強力な権限 (「ボン・パワー」) を有し、また、同国の国造りを支援する上級代表事務所の運営経</p>	—	120 (120)	98 (98)	74	134

	<p>費。我が国は 1996 年に上級代表事務所の運営の 10%を負担することを表明、1997 年以降、義務的分担金として継続して拠出を行っている。</p>					
⑪ 国際海底機構 (ISA) 分担金 (10 年度) (関連：II-3)	<p>国際海底機構は、深海底鉱業活動の管理運営を取り進めているところ、我が国は、深海底鉱物資源の探査活動に従事し得る企業を有する先進鉱業国として深海底鉱業開発には関心が高く、これら鉱業活動促進のために機構に積極的に協力する必要がある。本件分担金のスムーズな支払い、かかる国際海底機構の政策・行動に対する我が国の発言力を確保することになる。</p> <p>1994 年 11 月の国連海洋法条約発効に伴い設立された国際海底機構は、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。</p>	—	95 (94)	86 (86)	96	135
⑫ 国際刑事裁判所 (ICC) 新庁舎建築費分担金 (23 年度) (関連：II-3)	<p>国際刑事裁判所の目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における「法の支配」の確立を推進する。</p> <p>国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使われている。</p> <p>国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある (ICC 規程第 115 条 (a))。なお、我が国の分担金額は、122 か国の締約国中トップ (2013 年度は 17.22%) であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。</p>	—	11 (0)	47 (0)	31	136
⑬ 南太平洋経済交流支援センター拠出金 (義務的拠出金) (8 年度) (関連：I-1)	<p>太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、島嶼国・地域の対日輸出促進、日本から島嶼国・地域への投資促進、また、我が国から島嶼国・地域への観光促進を図り、島嶼国・地域の経済的自立を促すことにより、太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスを高めることを目的としており、本件拠出金は諸活動を実施するための土台となる事務局の運営費として利用される。</p> <p>本件センターは、1996 年 10 月 1 日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム (SPF、2000 年に太平洋諸島フォーラム (PIF) に改称) 事務局が共同で設立した。本件センターは主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。</p>	—	38 (38)	38 (38)	38	137
⑭ 化学兵器禁止機関 (OPCW) 拠出金 (義務的拠出金) (10 年度) (関連：II)	<p>我が国は化学兵器禁止条約 (CWC) に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器 (ACW) を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWC の実施機関である化学兵器禁止機関 (OPCW) は、CWC に基づき、我が国が実施する ACW の処理に対し各種査察を実施しているところ、我が国としてこれら査察を受け入れ、CWC 上の義務を誠実に実施していることを証明するとともに、軍縮・不拡散に対する我が国の積極的な姿勢を</p>	—	51 (31)	34 (21)	43	138

<p>－ 1)</p>	<p>示す。 本件拠出金は、ACW の査察受入れに関する経費である。ACW の査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCW による査察期間中、CWC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項（ACW の保管、廃棄等の状況等）の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書（査察の内容等を記載したもの）につき精査、協議及び署名等を行う。なお、ACW に関する査察は処理実施地である中国国内で行われ、中国側国内当局者も査察団に同行する。</p>					
<p>⑮ ワッセナー・アレンジメント (WA) 分担金 (5年度) (関連：Ⅱ－1)</p>	<p>ワッセナー・アレンジメント (WA) は、通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移動と蓄積を防止するための国際輸出管理レジームであり、欧米諸国を中心に約 40 か国が参加している。我が国としても WA 参加国に求められる分担金を負担することにより WA の目的達成に貢献することを目的とする。 近年ワッセナー・アレンジメントの重要性はますます高まっており、即時かつ的確な情報交換を行うためのオンラインシステムの維持・管理・改善等、事務局の業務量が増大しつつある。更に、効果的な輸出管理の為には、ワッセナー・アレンジメント参加国のみでは十分に対応できないとの認識の下、ワッセナー・アレンジメント事務局を中心とする非参加国へのアウトリーチ活動が積極的に行われている。</p>	<p>－</p>	<p>28 (28)</p>	<p>30 (28)</p>	<p>30</p>	<p>139</p>
<p>⑯ 特定通常兵器使用禁止・制限条約締約国会議 (CCW) 等分担金 (7年度) (関連：Ⅱ－1)</p>	<p>本件条約は、国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるもの。 議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用されている。</p>	<p>－</p>	<p>28 (22)</p>	<p>26 (4)</p>	<p>11</p>	<p>140</p>
<p>⑰ 生物兵器禁止条約会合 (BWC) 分担金 (*) (関連：Ⅱ－1)</p>	<p>生物兵器禁止条約 (BWC) の分担金を支払うことで条約上の義務を果たすとともに、分担金によって開催される BWC 専門家会合及び締約国会合に出席の上、議論に積極的に参加し、我が国の立場を反映させる。 BWC の枠内で開催される諸会合に要する経費は、同条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国としては、会合経費を負担する必要がある。運用検討会議での決定に基づいて、履行支援ユニット (ISU) が調整して、専門家会合、締約国会合がそれぞれ年 1 回ずつ、5 年に一度運用検討会議が開催され、条約の遵守強化の取組が進められる。</p>	<p>－</p>	<p>23 (24)</p>	<p>21 (10)</p>	<p>14</p>	<p>141</p>
<p>⑱ 対人地雷禁止条約締約国会議等分</p>	<p>対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約 (オタワ条約) は、97 年 12 月に成立し、我が国は同年 12 月に署名、98 年 9 月に締結。同条約第 14 条 (費用) に基づき、締約国及び未締結国のうち</p>	<p>－</p>	<p>38 (3)</p>	<p>18 (4)</p>	<p>5</p>	<p>142</p>

<p>担金 (10年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>オブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。</p> <p>条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、本条約運用のための重要事項について議論を行うため、締約国会議を開催する。</p>					
<p>⑱ 核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議分担金 (昭和45年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費。平成22年は運用検討会議を開催するための経費。この会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。</p> <p>運用検討会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。</p>	—	— (—)	15 (15)	14	143
<p>⑳ クラスタ弾に関する条約締約国会議等分担金 (22年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>クラスタ弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスタ弾に関する条約(CCM)は、2008年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、2009年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。</p> <p>我が国の分担金は、クラスタ弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費の支弁に活用されている。</p>	—	26 (0.3)	11 (3)	14	144
<p>㉑ 経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金 (4年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>金融活動作業部会(Financial Action Task Force:FATF)は、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止にかかる金融上の対策についても一定の役割を果たしている。</p> <p>全体会合に加え、複数のワーキンググループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。</p> <p>現在のメンバーはOECD加盟国を中心とした34か国・地域、2機関。</p>	—	8 (7)	7 (7)	8	145
<p>㉒ 常設仲裁裁判所(PCA)分担金 (昭和26年度) (関連：Ⅱ-3)</p>	<p>我が国は、国際社会における各種司法制度を積極的に活用した紛争の平和解決を重視してきており、国際社会における「法の支配」を推進してきている。本裁判所は、交渉によっては解決し得ない国際紛争を、国家が選定する裁判官が、法の尊重を基礎として処理することを目的としている。</p> <p>本裁判所分担金の拠出は、国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的財源を確保し、国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。</p>	—	6 (5)	6 (6)	6	146

<p>㉓ アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 分担金 (昭和30年度) (関連：Ⅱ-3)</p>	<p>国際法の分野におけるアジア・アフリカ諸国の意見を収斂し、国際社会に反映させる役割を担っている AALCO 設立以来の加盟国として引き続き AALCO の活動を支持し、我が国に期待される役割を積極的に果たすことにより、アジア・アフリカ地域における国際法の漸進的発達に我が国としてのプレゼンス、リーダーシップを発揮すること。</p> <p>AALCO は、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、かつ適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともしれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな、国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。本件は、設立以来の AALCO 加盟国として、加盟国としての義務である分担金を拠出し、AALCO 加盟国間における議論に積極的に参画し我が国の意見を反映させるとともに、AALCO 総会及び関連会合のアジェンダ設定やテーマ設定に関与することによって国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダの促進を AALCO を通じて追求するもの。</p>	-	6 (5)	5 (5)	5	147
<p>㉔ 国際事実調査委員会 (IHFFC) 拠出金 (義務的拠出金) (18年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>国際人道法の履行の確保・促進に貢献し、もって武力紛争による犠牲の軽減に寄与することを目的とするもの。</p> <p>国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であり、第1追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた (第90条)。我が国は、第三者機関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、国際人道法の的確な実施を確保し、有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにする意味でも極めて重要であるとの観点から、第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っている。</p>	-	4 (3)	4 (4)	4	148
<p>㉕ アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ (APG) 分担金 (13年度) (関連：Ⅱ-1)</p>	<p>アジア太平洋マネーロンダリング対策グループは、FATF によって設定された国際的な基準・勧告をもとに、アジア太平洋地域のマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進、対策が不十分な国・地域に対する技術支援・研修等に取り組む。</p> <p>FATF によって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象に相互審査 (メンバー同士でマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・環境についての審査を実施)、情報交換 (マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換を行う)、技術協力・研修 (マネーロンダリング対策後進国の担当者等を集めるセミナー等) を実施。41 か国・地域が参加。</p>	-	3 (3)	3 (3)	4	149
<p>㉖ 国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (パートナー</p>	<p>この拠出金は、日本が、UNDP とのパートナーシップ・協力関係の構築・維持を通じ、開発の重要課題に関する調査・研究に共同で取り組むとともに、途上国の多様なニーズに柔軟に応じて二国間援助を補完する事業を日本の意向が反映された形で効果的に形成・実施するための基本</p>	-	27,440 (27,440)	16,568 (16,568)	109	150

<p>シップ基金) (任意拠出金) (15年度) (関連:)</p>	<p>的な枠組みを提供することを目的とする。 UNDP との間で円滑なパートナーシップ・協力関係を維持・強化し、途上国 129 カ国・地域に現地事務所を置く UNDP の広範なネットワーク及び専門的知見を活用することによって、貧困削減、危機予防・復興 (人道復興支援・平和構築支援を含む。) 等、日本と UNDP との共通の重点分野における事業を効果的に実施する。</p>					
<p>⑳ 国際機関職員派遣信託基金 (JPO) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 49 年度) (関連: II-1)</p>	<p>国際機関に勤務する日本人職員が少ない原因として考えられる、国際的業務経験や語学力の不足等の障害を克服し、日本人職員の採用促進を図るために、JPO (ジュニア・プロフェSSIONナル・オフィサー) 派遣制度を利用して、国際機関職員となるにふさわしい経歴等を有する者に国際機関での勤務経験を積ませること。 JPO 派遣制度は、1961 年の経済社会理事会決議第 849 号により、設けられた制度であり、現在 25 カ国が実施。我が国はこの制度を 1974 年に導入し、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、将来国際機関で勤務することを志望する 35 歳以下の若手邦人を、原則 2 年間 (派遣者の一部については、派遣者の任期終了後の正規採用の可能性を高めるために任期を最長 3 年まで延長)、国際機関に派遣し勤務経験を積ませることにより、将来における正規職員への途を開き、ひいては国際機関に勤務する邦人職員の増強を図っている。</p>	-	1,030 (1,030)	1,012 (1,012)	1,102	152
<p>㉑ 国際連合薬物犯罪事務所 (UNODC) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 48 年度) (関連: II-1)</p>	<p>国際テロ対策や、テロリストの資金となっている不法薬物取引などの組織犯罪への対策を行う唯一の機関である国連薬物犯罪事務所 (UNODC) に対する拠出を通じて、東南アジア諸国やアフガニスタンとその周辺国等に対して、国際テロ対策・組織犯罪対策能力強化をはかる事業実施のための拠出を行う。また、近年全世界的に問題となっている新興薬物等の対策のための事業実施への拠出を行う。 国連薬物犯罪事務所が管理する 2 つの基金 (「国連薬物統制計画基金」及び「犯罪防止刑事司法基金」) への拠出により、以下の事業を行う。 ① 東南アジア: ケシが不法栽培されているミャンマー等での薬物対策事業、タイ、フィリピンなどの人身取引被害者支援、各国の腐敗対策のための法整備支援、テロ対策法整備支援。 ② アフガニスタン及び中央アジア、イラン等周辺国: アフガン産アヘン・ヘロインが密輸される国々の、警察官に対する薬物取締能力強化、国境管理能力強化、薬物患者対策、農民によるケシ以外の代替作物栽培の促進事業。 ③ 近年新たな世界的問題となっている新興薬物 (NPS) 等の合成薬物対策、大麻対策支援。</p>	-	1,512 (1,512)	582 (582)	92	153
<p>㉒ 平和利用イニシアティブ基金拠出金 (任意拠出金) (23 年度) (関連: II-1)</p>	<p>開発途上国等における原子力の平和的利用 (発電及び非発電分野双方) における国際原子力機関 (IAEA) の活動を支援する。また、核軍縮・不拡散分野における先進国と途上国の協力関係を促進する。 平和利用イニシアティブは、平成 22 年 5 月、NPT 運用検討会議において、クリントン米国務長官が原子力の平和利用分野における IAEA 活動を支えるための財源として設立をよびかけ、設立されたもの。このイニシアティブの下で、原子力発電導入基盤整備等の原子力発電分</p>	-	312 (312)	284 (284)	287	154

	野、非原子力発電分野（環境、水資源、鉱工業、食品、農業、健康等における放射線の利用）及びこれらの利用の安全・セキュリティに係る分野（放射線防護等）の IAEA プロジェクトを実施。					
⑩ 日韓学術文化青少年交流共同事業体 拠出金（任意拠出金）（元年度）（関連：I-1）	<p>両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進することにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成を図ること、及び両国間の過去の歴史を踏まえつつ、韓国の歴史及び両国関係の歴史について一層掘り下げた研究をおこなうための支援を通じ、歴史認識を中心とした相互理解の増進を図ることを目的としている。</p> <p>昭和 63 年 2 月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業を拡大することに合意したのに基づき、その後 2 度にわたる日韓外相定期協議を通じて平成元年 5 月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立され、その日本側事務局を（財）日韓文化交流基金が、韓国側事務局を（財）韓国学術振興財団（現在は国立国際教育院が務める）が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業（次世代を担う日韓の若手研究者が相手国での滞在研究を行うための支援を行う学術研究者交流事業）等を実施している。</p>	—	295 (295)	251 (251)	224	155
⑪ クメール・ルージュ 特別法廷国際連合信託基金（UNAKRAT）拠出金（任意拠出金）（16 年度）（関連：I-1）	<p>我が国のカンボジア和平への積極的協力は、我が国が初めて平和構築に本格的に取り組んだケースである。我が国は、本件裁判が和平プロセスの総仕上げであることに鑑み、本件裁判の立ち上げ及び実施のために国際社会において主導的な役割を果たしてきている。本件拠出金は、カンボジアにおける正義の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支配」の強化に資するものであり、我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールすることができる。</p> <p>現在、裁判のプロセスが本格化する一方で、資金不足に直面しており、我が国は裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行う必要がある。我が国の国連負担分予算への貢献は、裁判手続きを本格化させ、元国家元首を含む被告人の初級審開始など内外よりの関心を高めた。また、最大の拠出国たる我が国は、主要ドナーで構成され法廷運営上の重要問題につき意思決定がなされる運営委員会（日、米、仏、豪、英、独）のメンバーとして主導的な役割を果たしている。</p>	—	487 (487)	201 (201)	182	156
⑫ 国際連合開発計画（UNDP）拠出金（アフリカ PKO センター支援）（任意拠出金）（21 年度）（関連：I-6）	<p>現在アフリカには、国連 PKO の 7 ミッション、アフリカ連合（AU）主導の 1 ミッションが展開している。文民・軍人共に十分且つ専門的な訓練を受けた平和維持要員が圧倒的に不足している中、アフリカ各国は平和維持訓練センターを設立し、国レベル、地域レベルで平和維持部隊要員の育成に取り組んでいるが、膨大な訓練ニーズに対し、既存の施設・設備、訓練コースの内容では十分な訓練、要員養成が実施できていない状況にある。当該拠出金は、アフリカ自身の平和維持能力向上支援のため、アフリカ諸国自身の平和維持要員の訓練にあたる PKO 訓練センター等の訓練能力を強化することを目的としている。</p> <p>本事業は、アフリカに所在する PKO 訓練センターの訓練能力を強化するため、訓練施設（講義教室等）の建設・修復や資材（机、椅子、車両、視聴覚機材等）の供与、訓練</p>	—	240 (240)	185 (185)	188	157

	<p>コース開催経費（教材費、講義通訳費、受講生の旅費・日当等、邦人を含む国際専門家（講師）の招請費用（旅費・日当）等）等に当てられる。平成 24 年度は、ガーナ、エジプト、ケニア、エチオピアのセンターを支援。訓練の対象は、現場の PKO に派遣される要員の場合もあるが、多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務める者等も含んでおり、訓練の波及効果も期待できる。</p>					
<p>㊸ ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) 拠出金 (任意拠出金) (23 年度) (関連：II-1)</p>	<p>ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) の活動への貢献を通じ、以下の目的に資すること。</p> <p>(1) 女性及び女兒に対する差別撤廃 (2) 女性のエンパワーメント (3) ジェンダー平等の達成</p> <p>ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) が行っている下記活動等に対する貢献</p> <p>(1) ジェンダー分野における技術及び資金面での加盟国支援。 (2) 国連システムのジェンダーに関する取組の主導、調整、促進。</p> <p>【重点分野】女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築。</p>	—	40 (40)	158 (158)	78	158
<p>㊹ 在サハリン韓国人支援特別基金拠出金 (任意拠出金) (元年度) (関連：I-1)</p>	<p>平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、在サハリン「韓国人」の一時帰国及び永住帰国等の支援のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用及びサハリン残留者支援策の検討のための協議費用を拠出するもの。</p> <p>在サハリン「韓国人」に一時帰国の支援を行う一方、永住帰国希望者の渡航・定着を支援し、併せて永住帰国希望の在サハリン「韓国人」に対するより適切な支援策の検討・実施のための調査・協議、サハリン残留者支援策の検討のための実態調査・協議を行っている。</p>	—	120 (120)	118 (118)	112	159
<p>㊺ 欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合 (OSCE) 拠出金 (任意拠出金) (8 年度) (関連：I-4)</p>	<p>世界最大の地域安全保障機構である OSCE は、57 かが加盟し、我が国を含む 11 かがパートナー国となっている。OSCE は、政治・軍事面においては加盟国の査察等を実施すると共に、経済・環境及び人権・民主主義面においても加盟国（パートナー国も含む）において選挙監視や各種プロジェクトを実施しているところ、我が国の外交姿勢と整合的なプロジェクトを支援し、地域の安全保障環境の改善に貢献する。</p> <p>OSCE は、冷戦終焉後、特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下、アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し、その実績は国際社会においても高く評価されている。我が国は、分野的にも地域的にも幅広い OSCE プロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し、かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。</p>	—	0.8 (0.8)	72 (72)	0.5	160
<p>㊻ アセア</p>	<p>本拠出金をアスジャ・インターナショナルに拠出し、</p>	—	73	60	30	161

<p>ン私費留 学生対策 等拠出金 (任意拠 出金) (12年度) (関連：Ⅲ －1)</p>	<p>ASEAN の帰国留学生会と連携して ASEAN 諸国からの留学生 に対する奨学金支給等の事業を行い、我が国と ASEAN 諸国 との間の友好協力関係の中核的担いとなる知日家、親日 家を養成・支援する。また、ASEAN 各国の帰国留学生会が、 自ら次世代の留学生を選出することで、日本との繋がりを 維持することとし、帰国留学生会を活性化すること等も期 待される。</p> <p>ASCOJA (ASEAN 元日本留学生評議会：元日本留学生が組 織する ASEAN 各国の帰国留学生会の連合組織であり、総会 員数約 4 万 6000 人からなる ASEAN における親日層の基盤。 各国において日本文化・日本語等の普及活動を、我が国大 使館と連携しつつ実施。) の日本側カウンターパートであ るアスジャ・インターナショナルは、本拠出金により、 ASCOJA に加盟する 8 カ国の帰国留学生会から選出された 奨学生に対し、奨学金 (学費・生活費) を支給するととも に、平成 23 年度から本奨学生の受入れを停止した代わり に受入れを開始した ASCOJA の推薦する国費留学生に対し、 対日理解と我が国との友好関係増進を図るため、様々な日 本文化体験行事、草の根交流事業等を実施。また、ASCOJA 加盟国の帰国留学生会幹部で構成される国際理事会を毎 年 1 回開催し、事業運営方針等を協議。</p>		(73)	(60)		
<p>㊦ 国際科 学技術セ ンター (ISTC) 拠 出金 (任意 拠出金) (5年度) (関連：Ⅱ －1)</p>	<p>旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事し た科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従 事させる事業を支援している ISTC への拠出により、潜在 的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡 散を防止する国際的な取組、旧ソ連諸国における多国間の 科学技術協力の推進に貢献する。</p> <p>旧ソ連の崩壊後、大量破壊兵器の研究開発に従事する科 学者・研究者の国外流出防止とロシアの市場経済化促進が 西側諸国の大きな関心事となった。潜在的な危険国やテロ 組織に大量破壊兵器関連技術が流出すると、地域の平和と 安定のみならず、世界全体の脅威となる。現在もこの脅威 が残存し、技術拡散への警戒を解くことはできないことか ら、旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術をエネルギー、環 境技術、医療技術、電子工学、コンピュータ、新素材、航 空・宇宙等の民生技術に転換する事業に充当し、これらの 事業を行う上で不可欠な ISTC 事務局運営経費を賄う。</p>	—	61 (61)	47 (47)	43	162
<p>㊧ 国際連 合人権高 等弁務官 事務所 (UNOHCHR) 拠出金 (任 意拠出金) (17年度) (関連：Ⅱ －1)</p>	<p>人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の強化、及び、人権高 等弁務官事務所が行う国際的な活動や海外事務所を含む 途上国における活動への支援を行い、我が国の人権、民主 主義などの普遍的価値重視に基づく外交の強化、具体化の 実現に資する。</p> <p>平成 24 年度は以下の各分野にイママークし拠出。</p> <p>(1) 北朝鮮関連 (北朝鮮人権状況特別報告者費用)、(2) 普遍的定期的レビュー (UPR) 参加のための国際連合信託 基金、(3) 法の支配と民主主義推進、(4) アフガニス タン支援強化、(5) アジア地域 (カンボジア、スリラン カ、東ティモール、ミャンマー) 支援強化、(6) 対パレ スチナ支援等。</p>	—	60 (60)	47 (47)	39	163
<p>㊨ アジア 海賊対策 地域協力</p>	<p>マラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊 対策は、我が国の海上安全保障にとり極めて重要な問題で あるため、我が国はアジア海賊対策地域協力協定を一貫し</p>	—	91 (91)	37 (37)	37	164

<p>協定拠出金（任意拠出金） （18年度） （関連：Ⅱ－1）</p>	<p>て主導している。本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センターを通じて、アジアだけでなく欧州やアフリカの関係国とも海賊情報を共有し、各国の海賊事件への対処をより効率的なものにする。</p> <p>情報共有センターは、本協定加盟国から得た海賊事件情報を本協定加盟国や海賊事件の被害に直面している一部のアフリカ諸国と共有し、各国の海賊対策をより効率化することに大きく貢献している。また、各国海上取締機関の能力向上のための各種支援も行っており、最近では、アジアの海賊対策の経験をふまえ、ソマリア海賊の被害に直面するアフリカ諸国の海上保安機関の能力開発も積極的に行っている。我が国は、本協定に対しては、単に財政的な貢献だけでなく、事務局長を含む2名の職員を派遣するといった人的な貢献も行っている。</p>					
<p>⑩ 法の支配・海洋法秩序確立促進拠出金（任意拠出金） （23年度） （関連：Ⅱ－3）</p>	<p>我が国の外交政策の柱の1つである国際社会における法の支配・海洋法秩序の確立促進に資する活動を行っている国際機関（国連法務部、海事・海洋法課等）への拠出により、国際機関の関連会合の開催の支援や、国連事務局・国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施の支援を行い、我が国の国益に資する形での国際法秩序の形成、ルールメイキングを促進する。</p> <p>国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や国連法務部海事・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、ルールメイキング等個別プロジェクトの実施について財政的に支援する。平成23年度は、①大陸棚限界委員会（CLCS）途上国委員会議参加支援信託基金及び②国際海底機構（ISA）深海底海洋科学的調査協力基金への拠出。平成24年度は、大陸棚限界委員会途上国委員会議参加支援信託基金への拠出。</p>	—	28 (28)	29 (29)	33	165
<p>⑪ 東京国際連合広報センター拠出金（任意拠出金） （16年度） （関連：Ⅱ－1）</p>	<p>東京国連広報センター（UNIC 東京）は、国連活動全般について、国連公用語ではない日本語を用いて広報するため、1958年4月に日本に設置された。こうした国連による取組は、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国は UNIC 東京の活動全般を支援するために拠出を行ってきている。</p> <p>本件拠出金の対象は、UNIC 東京の活動経費及び施設費を対象としている。</p> <p>UNIC 東京の活動経費は、国連の日本語資料の作成、日本語ホームページの運営、国連に関するセミナー、講演会等の開催、国連幹部の訪日受け入れ等に充当されている。</p> <p>施設費は、国連大学本部ビルに所在している全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費であり、国連大学が管理している。</p>	—	26 (26)	22 (22)	30	166
<p>⑫ アフリカ連合（AU）平和基金拠出金（任意拠出金） （8年度） （関連：Ⅰ</p>	<p>AU 平和基金への拠出を通じて、G8を始めとするアフリカ開発のパートナー国と連携しつつ、AUの紛争予防、紛争解決及び紛争後の復興・開発に係る取組を支援するもの。なお、AU 平和基金を財源とする紛争予防・管理・解決メカニズムは、紛争の予防を第一義とし、紛争勃発後は早急な和平工作により解決を目指し、そのため時宜に応じ規模及び期間を限定して文民又は軍人の監視ミッションを配置し、情勢の展開によっては国連等の介入を依頼するもの。</p>	—	25 (25)	20 (20)	21	167

<p>ー6)</p>	<p>近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組（調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等）の重要性が増している。本案件はこれらの分野におけるAUの活動を支援するもの。これまで、AU ソマリア・ミッション（AMISOM）のモガディシュやナイロビの事務所、ソマリア、リベリア、コートジボワール、中央アフリカ、大湖地域のAU 連絡事務所等の開設・運営の支援、また、AU 平和・安全保障理事会や整備されつつある賢人パネル等の支援を通じた関連組織の能力向上等にも活用。平成24年度は、南北スーダンの和平交渉のためのAUの枠組みであるAUハイレベル履行パネル（AUHIP）及びAUの平和安全保障アーキテクチャー（APSA）の一環である大陸早期警戒システムの一部であるリエゾン・オフィスを支援。</p>					
<p>㊸ 南太平洋経済交流支援センター拠出金（任意拠出金）（8年度）（関連：Iー1）</p>	<p>太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、島嶼国・地域の対日輸出促進、日本から島嶼国・地域への投資促進、また、我が国から島嶼国・地域への観光促進を図り、島嶼国・地域の経済的自立を促すことにより、太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスを高めることを目的としており、本件拠出金は、双方向の人的交流を活性化し、日本と島嶼国・地域との関係を強化するための貿易・投資・観光の更なる促進に向けた各種事業実施のために利用される。</p> <p>本件センターは、1996年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム（SPF、2000年に太平洋諸島フォーラム（PIF）に改称）事務局が共同で設立した。本件拠出金は、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等のために利用される。</p>	<p>—</p>	<p>9 (9)</p>	<p>18 (18)</p>	<p>16</p>	<p>168</p>
<p>㊹ 国際移住機関（IOM）拠出金（第三国定住難民支援関係）（任意拠出金）（22年度）（関連：IIー1）</p>	<p>我が国は、アジアの主要国として人権外交を推進してきているところ、国際貢献及び人道支援の観点から、第三国定住による難民の受け入れを実施することによって、長期化する難民問題の恒久的な解決に資するほか、国連機関や国際社会から高い評価を得ることによって、人権分野において我が国がアジアにおける主導的地位を保つ。</p> <p>我が国が第三国定住により受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション、健康診断、日本語教育、渡航関連等我が国到着までの支援を、国際移住機関（IOM）が実施するための経費を拠出する。</p>	<p>—</p>	<p>19 (19)</p>	<p>17 (17)</p>	<p>18</p>	<p>169</p>
<p>㊺ 太平洋諸島フォーラム（PIF）拠出金（任意拠出金）（昭和63年度）（関連：Iー1）</p>	<p>太平洋島嶼国・地域を代表する国際機関であるPIFの活動を資金面にて支援することにより、太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスを高めることを目的とする。</p> <p>PIFは、豪州、ニュージーランドの他、太平洋の島嶼国13か国・1地域によって構成される国際機関である。これら13の島嶼国は、国連改革をはじめ国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持母体である。更に、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって水産資源の供給源、また、我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ、これら諸国の経済的自立及び持続</p>	<p>—</p>	<p>16 (16)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>16</p>	<p>170</p>

	可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本件拠出金は、我が国と PIF の政策協調、国際場裡における共同行動を資金的貢献を通じて具体的に域内外に示すものである。					
⑥ シナイ半島駐留多国籍軍監視団 (MFO) 拠出金 (昭和 63 年度) (関連：I-5)	1979 年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の平和の維持。 1979 年 3 月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し、右を脅かす活動の監視・報告、違反事案の認定を行うため、監視活動を行っている。 2005 年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。	—	17 (17)	15 (15)	15	171
④ 国際連合軍縮会議拠出金 (任意拠出金) (7 年度) (関連：II-1)	本件会議の我が国内における開催により、我が国の軍縮に対する積極的姿勢を国内外に示し、軍縮に関する国際的取組における我が国の主導的立場の確立を図る。また、国際的に著名な軍縮専門家による会議を国内地方都市で開催することにより、軍縮に対する関心を国民 (特に青少年) に広く浸透させ、意識の高揚を図ることも目的としている。 1988 年の第 3 回国連軍縮会議特別総会において、竹下総理 (当時) が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌 1989 年 (平成元年) により毎年我が国において開催されてきている。なお、開催地については、国連事務局が決定してきており、我が国政府は、本件会議に協力名義を付与するとともに、会議の冒頭に政府代表演説を行ってきている。 本会議は、国連総会やジュネーブ軍縮会議 (OD) など政府代表で構成される通常の軍縮会議と異なり、決議やアピールを行うものではなく、世界各国から政府高官や軍縮問題専門家個人が個人の立場で参加し、テーマに沿った討議を行うものである。	—	6 (4)	5 (5)	5	172
⑧ 特定通常兵器使用禁止・制限条約締約国会議拠出金 (任意拠出金) (24 年度) (関連：II-1)	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書 (第 5 議定書) について、締約国としてではなく、オブザーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第 10 条 3 項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。 本議定書は、爆発性残存物 (ERW) の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存する ERW についての援助、一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等について議論される。	—	— (—)	5 (4)	5	173
⑨ 日・カリコム友好協力拠出金 (任意拠出金) (13 年度) (関連：I-3)	我が国とカリコム諸国は、2000 年 11 月、東京において第 1 回日・カリコム外相会議を開催。「21 世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択。本件拠出金は、同枠組み実施のための協力の一貫。日・カリコムの友好・協力関係に貢献するもの。 日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトに対し支援するもの。	—	4 (4)	5 (5)	5	174
⑩ 西アフ	西アフリカ諸国は、内戦やクーデター等による不安定な	—	5	4	4	175

<p>リカ諸国 経済共同体 (ECOWAS) 拠出金(任意拠出金) (12年度) (関連: I-6)</p>	<p>治安、麻薬や小型武器の違法取引等、国境を越えて取り組む必要のある課題を多く抱えている。本件拠出金は、西アフリカ地域の平和と安定に重要な役割を果たす ECOWAS の活動を支援し、同地域の持続的な発展、及び平和の定着を促進することを目的とする。 本件拠出金は、ECOWAS 事務局との協議に基づき、同事務局の実施する西アフリカ地域の紛争予防、調停活動経費や平和支援活動部門への機材供与(車両、医療機材等)、地域の安定と平和の定着に資する案件に活用してきている。平成24年度は、ギニアビサウにおけるレベル2病院の電化プロジェクト経費に拠出。</p>		(5)	(4)		
<p>⑤1 国際連 合障害者 基金拠出 金(任意拠 出金) (昭和55年 度) (関連: II-1)</p>	<p>我が国は障害者分野での国連の活動に対し、従来より積極的に貢献してきているほか、平成21年12月には政府内に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同推進本部の下に設置された同推進会議を中心に、障害分野での取組について議論が進められているところ。 平成23年には障害者基本法が改正され、同法には国際協力についても規定されているところ、本件基金を通じても引き続き協力・貢献を行っていく必要がある。 世界には現在約6億人の障害者があり、その大部分は途上国に在住している。 本件基金は、障害の予防、リハビリテーション及び機会均等促進等について、先進国・途上国間及び途上国間の技術及び専門知識の移転の促進等を主な事業内容とする。</p>	-	3 (3)	2 (2)	2	176
<p>⑤2 国際連 合開発計 画拠出金 (LOTFA) (25年度) (関連: VI-1)</p>	<p>アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としないためには、アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠。本拠出金は、UNDP が管理するアフガニスタン法秩序信託基金(LOTFA)を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援、警察官の訓練等に貢献し、同国の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。 警察官及び内務省管轄下の中央刑務局職員に対する給与支援、警察官の能力向上のための訓練に対する支援。</p>	-	-	-	1,025	新 25-35

**施策Ⅶ-2 国際機関を通じた
経済及び社会分野に係る国際貢献**

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 本施策評価は、経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度は、 国際連合食糧農業機関 (FAO) 分担金 の評価を実施する。(個々の国際機関への分担金・拠出金は、基本目標 I～VIの関連する施策(達成手段名欄に記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。)		担当 部局 名	経済 局	作成責 任者名	経済安全保 障課長 内川 昭彦
達成す べき目 標	我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること 上記の「達成すべき目標」達成のための国際連合食糧農業機関 (FAO) 分担金拠出による達成目標： 世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放の実現による世界の食料安全保障の向上に貢献すること、及び我が国の食料安全保障の向上に資すること	目標設定 の考 え 方・根拠	第 180 回国会外交演説(平成 24 年 1 月 24 日)「(中略)化石燃料・レアメタル等のエネルギー・鉱物資源及び食料の安定供給のため、 新興国を含めた資源国との多層的な協力関係強化が重要です。 」			
施策の 概要	国際連合食糧農業機関憲章第 18 条 2 項、及び同財政規則第 6 条 2 項の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。		政策体系上の 位置付け	分担金・拠出金		
			政策評価実施 予定時期	平成 26 年 8 月		

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 本施策評価は、経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度は、 国際連合食糧農業機関（FAO）分担金 の評価を実施する。							
達成すべき目標	我が国の 経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること 上記の「達成すべき目標」達成のための国際連合食糧農業機関（FAO）分担金拠出による達成目標： 世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放の実現による世界の食料安全保障の向上に貢献すること、及び我が国の食料安全保障の向上に資すること							
施策の概要	国際連合食糧農業機関憲章第18条2項、及び同財政規則第6条2項の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。							
測定指標	(1) FAOの施策を通じた、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放の実現への貢献、及びこのことを通じた我が国の食料安全保障の向上					測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠		
	基準	24年度	FAOの以下の主要任務の実施を支援することにより、世界及び我が国の食料安全保障の向上に貢献した（括弧内は24年度の主な実績の具体例）。 ・国際条約等の執行機関としての国際的ルールの策定（「FAO/WHO 合同食品規格計画（Codex 委員会）」等） ・世界の食料等に関する情報の収集・伝達、調査分析及び各種統計資料の作成等（「世界食料農業白書」等） ・国際的な協議の場の提供（「食料価格乱高下に関する閣僚級会合」（平成24（2012）年10月16日開催）等） ・開発途上国に対する技術助言・技術協力（「貧困農民支援によるネリカ米普及・生産促進事業」等） また、我が国は理事国及び財務委員として機関の運営等に深く関与するとともにFAO傘下のCodex委員会の地域ホスト国として我が国で同委員会の地域調整部会を開催するなどの貢献を果たした。			（測定指標の選定理由） 目標の達成度をみる上でFAOの設立目的に掲げられる主要任務の進捗・成果を指標として設定することが適当であるため。 （目標設定の根拠） 「食料安全保障」の性質上、特に目標年度を設定することは困難であるが、年度ごとの総会、理事会及び各委員会（財政、計画）における報告により定期的な進捗・成果を確認することが重要であるため。 （根拠となる閣議決定、政府方針等） 第180回国会外交演説（平成24年1月24日）		
	施策の進捗状況（目標）	25年度	FAO傘下の国際的な食品安全の機関であるCodexや国際植物防疫条約、漁業関係の各種委員会等における国際ルールの策定・運用についての議論を促進するとともに、食料・農業に関する統計の整備や途上国への技術的支援の実施等を通じて、世界及び我が国の食料安全保障の向上に貢献する。					
	目標	—	同上					
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	(2) 飢餓人口の推移	基準値	年度ごとの目標値				目標値	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	平成27年(2015年)
		約8.7億人	—	—	1990年比での飢餓人口の半減	—	—	1990年比での飢餓人口の半減
（測定指標の選定理由） 飢餓人口の推移は、目標（「人類の飢餓からの解放の実現に貢献」）の状況を測定する上で重要な指標であるため。 （目標値の設定の根拠） MDGの1つであり、FAOは同目標達成に貢献する主要な国際機関の一つであるため。								
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	(3) FAOへの加盟国数	基準値	年度ごとの目標値				目標値	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—
		191カ国及びEU	—	—	—	—	—	加盟国の維持・増加
FAOが「世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放の実現への貢献」を行うためには、可能な限り多くの国が、同一の目標に向かって、協力・協働していくことが不可欠であるため。								

年度) の設定の根拠				括弧内執行額 単位: 百万円			行政事業レビュー事業番号
達成手段	(): 開始年度	達成手段の概要等	関連する指標	補正後	補正後	当初	
				予算額	予算額	予算額	
				23 年度	24 年度	25 年度	
	①国際連合食糧農業機関(FAO) 分担金 (昭和 27 年度) (関連: II-2)	<p>国際連合食糧農業機関憲章第 18 条 2 項、及び同財政規則第 6 条 2 項の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。</p> <p>我が国の分担金の拠出により、FAO の主要施策である ①世界各国国民の栄養水準及び生活水準の向上、②食糧及び農産物の生産及び流通の改善、③農村住民の生活条件の改善が可能となり、ひいては、我が国の食料安全保障の向上にも資する。</p>	(1) (2) (3)	7,373 (7,373)	5,218 (5,218)	5,129	179
	②経済協力開発機構(OECD) 分担金 (昭和 39 年度) (関連: II-2)	<p>我が国は、1964 年の加盟以来、OECD の様々な活動に貢献するとともに、これらから多くの知見を得、我が国自身の経済・社会システムの改善に役立ててきている。また、OECD の議論、協議の場は、国際社会におけるルール作り、先進国標準作りにおいて、我が国の立場を反映させる絶好の機会ともなっている。このような状況から、OECD の活動に積極的に参加していくことを目的としている。また、OECD 分担金の支払いは加盟国の義務であり、我が国が OECD における発言力を確保するためにも必要である。</p> <p>OECD (経済協力開発機構) は、マーシャル・プランの受入機関であった OEEC (欧州経済協力機構) を発展的に改組して 1961 年 9 月に発足した。当初、英国、仏、独等の旧 OEEC 加盟 18 カ国に米国とカナダを加えた 20 カ国で発足したが、64 年に日本、その後更に加盟国が増加し、平成 25 年 3 月末日時点では 34 カ国となっている。</p> <p>OECD は、(1) 高度な経済成長の持続的達成、(2) 開発途上国に対する援助、(3) 世界貿易の拡大の三大目標を掲げ、マクロ経済、貿易、投資、環境、科学技術、労働、社会政策、開発途上国援助等の極めて広範な分野にわたる加盟国間の情報・ノウハウの交換、分析・政策提言、共同研究等の協力を行っている。また、非加盟国・地域との協力を強化することが必須との観点より、加盟候補国のロシアの他、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アの関与強化国、東南アジア等との様々な協力も行っている。</p>	—	3,021 (3,021)	3,373 (3,373)	4,027	180
	③世界貿易機関(WTO) 分担金 (7 年度) (関連: II-2)	<p>我が国の経済的繁栄に資する多角的自由貿易体制の維持・強化に中心的役割を果たしている WTO に対する我が国としての応分の負担のための経費。2001 年に交渉が開始されたドーハ・ラウンド交渉の妥結に向けて各種交渉会合を開催し、また、保護主義を抑止し、加盟国・地域が WTO 協定に定められているルールを遵守していくことを確保し、既存のルールの実効性を高めていく上でも必要不可欠。</p> <p>(1) 閣僚会議は原則 2 年に 1 回開催。WTO の重要事項(WTO 協定の義務免除、改正、解釈決定、不適用等) についての決定又は検討を行う。</p> <p>(2) 一般理事会において、予算見積りの採択、他の</p>	—	773 (773)	903 (903)	819	181

	<p>国際機関等との取決め、WTO 全般の任務に関する決定等を行う。</p> <p>(3) 貿易交渉委員会会合は、一般理事会の下、2002年1月に開始されたドーハ・ラウンド交渉全体を総覧し、各分野の交渉が行われている8つの交渉グループから交渉の進捗状況や結果の報告を受ける。</p> <p>(4) 分野別理事会は、物品の貿易に関する多角的協定、サービス貿易一般協定、貿易関連知的所有権協定の運用及び実施の監視を行う。</p> <p>(5) その他の各種活動も行われている。</p>					
④経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金(昭和50年度)(関連:II-2)	<p>以下を目的として国際エネルギー計画(IEP)を実施すること。これは我が国のエネルギー安全保障の強化に資する。</p> <p>①石油の緊急備蓄水準の確定、需要抑制、緊急時対応システムの設立及び発動</p> <p>②国際石油市場に関する情報制度、国際石油会社との協議システムの開発</p> <p>③石油輸入依存度の低減のための省エネルギー、代替エネルギーの開発、エネルギー研究開発の促進</p> <p>④産油国及び開発途上国を含む他の石油消費国との協力関係の強化</p> <p>石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応、市場の分析、中長期の需給見通し、エネルギー源多様化に向けた分析・研究、電力セキュリティの強化に向けた活動計画の策定、エネルギー技術・開発協力、省エネルギーの研究・普及、加盟国のエネルギー政策の相互審査、非加盟国との協力等を行っている。</p>	—	383 (383)	347 (347)	358	182
⑤ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(義務的拠出金)(昭和56年度)(関連:I-1)	<p>ASEAN 各国から日本への貿易促進、日本と ASEAN 各国間の双方向の投資の流れの促進、観光客の増加、人物交流の拡大を図る活動を行うことにより、ASEAN 各国の経済成長及び ASEAN 各国間の格差是正の努力を支援し、もって日 ASEAN 関係の発展に貢献すること。</p> <p>(1) 貿易関係: ASEAN 製品の貿易展示商談会の開催、ASEAN 各国への商品開発専門家の派遣、ASEAN 製品の対日輸出市場調査等。</p> <p>(2) 投資関係: ASEAN 各国向け投資セミナーの開催、投資ミッション派遣、ASEAN 各国投資情報の作成等。</p> <p>(3) 観光・人物交流関係: 観光フェアの開催、在京 ASEAN 各国大使館、ASEAN 各国政府観光機関、地方自治体、大学、ASEAN 諸国からの留学生等と連携した各種セミナーの実施等。</p> <p>(4) その他: ホームページ及び刊行物による情報発信、ASEAN 関連資料の作成等。</p>	—	181 (181)	181 (181)	180	183
⑥エネルギー憲章条約(ECT)分担金(8年度)(関連:II-2)	<p>本条約は、旧ソ連及び東欧諸国における市場原理に基づく法整備等を通じて、エネルギー原料・製品の貿易の自由化及びエネルギー分野における投資の自由化・保護を図ることにより、当該諸国から先進諸国へのエネルギーの安定供給の確保並びに当該諸国のエネルギー分野の再建及び経済改革を促進することを目的。エネルギー資源の大宗を海外からの輸入に依存する我が国のエネルギー安全保障に資する。</p> <p>本条約は、蘭のエネルギー共同体構想に淵源を有す</p>	—	123 (107)	109 (109)	104	184

	<p>るが、我が国は本構想が東欧及び旧ソ連諸国も対象とするものであることが明らかになって以降、本件が全世界的な文脈で検討されるべきものであることを強く主張し、交渉への参加をEC側に認めさせた経緯があり、交渉において欧州諸国と共に中心的な役割を果たし、積極的に条約を実施する活動に参加してきた。我が国は、交渉にかかる経費について応分の負担を行い、平成7年以降は署名国として条約の機構部分を暫定的に適用し、法令の範囲内で当該経費を分担金として負担する義務を負ってきた。</p>					
⑦日中韓協力事務拠出金(義務的拠出金) (23年度) (関連：I-1)	<p>三者間協力案件の探求及び実施を促進すること等により、三国間協力の更なる促進に寄与することを目的とする。</p> <p>潜在的な協力案件の探求、協力案件の評価、ウェブサイトの運営等。</p>	—	60 (60)	54 (54)	78	185
⑧アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金(義務的拠出金) (5年度) (関連：II-2)	<p>APEC事務局の運営及びAPECにおける貿易・投資の自由化・円滑化及び開発面での協力を資するプロジェクトの推進を図る。</p> <p>APEC主要メンバー国として、予め合意した分担率に基づき、APEC中央基金に対する拠出を行う。</p>	—	38 (38)	38 (38)	39	186
⑨国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金 (22年度) (関連：II-2)	<p>国際再生可能エネルギー機関(IRENA)は、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、波力等)の普及及び持続可能な利用の促進を目的として設立された国際機関。再生可能エネルギーの促進を目指す我が国のエネルギー政策及び我が国のエネルギー安全保障の向上に資する。</p> <p>主な活動は、再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、政策上の助言の提供、加盟国の能力開発支援等。</p>	—	49 (24)	31 (22)	23	187
⑩国際穀物理事会(IGC)分担金 (7年度) (関連：II-2)	<p>国際穀物協定は、穀物貿易にかかる国際協力を促進するための「穀物貿易規約」と途上国への食糧援助のための「食糧援助規約」の2つの法的文書から構成されており、国際穀物理事会(International Grains Council)は穀物貿易規約の運用機関。穀物の最大の輸入国である我が国にとって、同協定の下での協力は極めて重要。</p> <p>穀物の貿易に関する国際協力の促進、国際穀物市場の安定への寄与、穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する情報交換の場の提供を行う。</p>	—	20 (18)	17 (18)	20	188
⑪北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金) (19年度) (関連：I-1)	<p>NATOが中央アジア・コーカサス地域等において実施している小型武器廃棄、武器弾薬管理、対地雷廃棄等の事業やアフガニスタンにおいて実施しているアフガニスタン治安部隊支援に関する事業への拠出を行うことにより、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともに、NATO及び関係諸国との関係強化を図る。</p> <p>NATOは、信託基金の枠組みを利用して、中央アジア・</p>	—	1,790 (1,790)	8 (8)	6	189

4)	<p>コーカサス地域等において、小型武器廃棄、武器弾薬管理、対地雷廃棄等の事業を実施し、紛争予防、テロリストへの武器等の流出防止、地域の安定化及び平和の構築のための事業を実施しているほか、アフガニスタンにおいて、同国の治安維持を担うアフガニスタン治安部隊を強化するための事業を実施し、国際社会全体の課題であるアフガニスタンの治安の改善に貢献している。我が国は、中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタンにおける平和構築事業に高い実績及び経験を有する NATO 及び関係諸国と緊密に連携することにより、我が国単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。</p>					
⑫国際エネルギー・フォーラム事務局 (IEF) 拠出金 (15 年度) (関連：Ⅱ－2)	<p>共同機関データイニシアティブ (JODI) 及び産消対話を通じた石油市場の透明性の向上により、石油市場を安定化させることが目的。我が国のエネルギー安全保障の強化に資する。</p> <p>(1) 石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解を促進</p> <p>(2) エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供</p> <p>(3) 健全な世界経済、供給と需要の安定確保、エネルギー資源の世界的な取引の拡大のための安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進</p>	—	8 (6)	7 (7)	8	190
⑬太平洋経済協力会議 (PECC) 拠出金 (義務的拠出金) (昭和 63 年度) (関連：Ⅱ－2)	<p>太平洋経済協力会議 (PECC) の活動への支援を通じ、環太平洋諸国・地域の相互的経済協力及び安定性、繁栄及び進歩、ならびに同諸国・地域の経済社会的福祉の促進に貢献する。</p> <p>メンバーとして予め合意された分担率に従い、PECC 国際事務局への拠出を行う。</p>	—	8 (8)	7 (7)	7	191
⑭アジア欧州財団拠出金 (義務的拠出金) (ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION) (9 年度) (関連：Ⅰ－4)	<p>ASEM の唯一の常設機関であるアジア欧州財団 (ASEF) に対して、アジア・欧州間の相互理解促進のための諸活動を実施するための同財団の事務局運営経費の義務的資金拠出を行うことにより、ASEM プロセスにおける我が国の影響力・発言力を維持する。</p> <p>ASEF は、アジアと欧州両地域間の相互理解促進のため、知的交流 (人権セミナー等)、文化交流 (アジア欧州博物館ネットワーク等)、人物交流 (ヤングリーダーズシンポジウム等)、広報の 4 分野で活動を実施。ASEM 参加国・機関は ASEM 首脳会合 (2006 年) において政治的・道義的義務として ASEF 事務局運営経費を負担するための資金拠出を行う。ASEF 事業の実施のための足腰となる人件費を含む事務局運営経費にたるべきレベルの資金拠出を行うことにより、ASEM プロセスにおける我が国の貢献とし、影響力、発言力を維持する。</p>	—	8 (6)	6 (6)	6	192
⑮国際民間航空機関 (ICAO) 拠出金 (義務的拠出金)	<p>IC 旅券は、IC に格納されたデータの真正性を暗号技術によって検証できることでセキュリティ性が向上した旅券である。右検証には IC 旅券発給国が提供する公開鍵が必要であり、同鍵を集中管理する ICAO PKD (Public Key Directory: 公開鍵管理ディレクトリ)</p>	—	5 (5)	4 (4)	4	193

<p>(18年度) (関連：IV-1)</p>	<p>に参加し、インターネットを介して各国出入国管理当局及び航空界会社等に我が国 IC 旅券の公開鍵を確実に提供することを目的とする。</p> <p>ICAO PKD 参加には、参加申請が承認された後、自国の公開鍵登録システムを設置し、同システムの動作確認、所定の登録費・参加費の支払い及び公開鍵の登録を行う。PKD 参加国は3ヶ月毎に公開鍵と右失効リストの更新を行い、PKD 運用経費（固定）と事務局経費（参加国で均等に分担）を支払わなければならない。PKD の運営方針は PKD 理事会によって決定され、運営は ICAO 事務局に委託されている。システムの構築、運用は請負企業によって行われている。</p>					
<p>⑩ASEAN 貿易投資観光促進センター 拠出金（任意拠出金） (昭和56年度) (関連：I-1)</p>	<p>ASEAN 各国から日本への貿易促進、日本と ASEAN 各国間の双方向の投資の流れの促進、観光客の増加、人物交流の拡大を図る活動を行うことにより、ASEAN 各国の経済成長及び ASEAN 各国間の格差是正の努力を支援し、もって日 ASEAN 関係の発展に貢献すること。特に、任意拠出金については、特に ASEAN への後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムへの支援に重点を置きつつ、ASEAN 各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や、日 ASEAN 関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。</p> <p>(1) 貿易関係：ASEAN 製品の貿易展示商談会の開催、ASEAN 各国への商品開発専門家の派遣、ASEAN 製品の対日輸出市場調査等。</p> <p>(2) 投資関連：ASEAN 各国向け投資セミナーの開催、投資ミッション派遣、ASEAN 各国投資情報の作成等。</p> <p>(3) 観光・人物交流関連：観光フェアの開催、在京 ASEAN 各国大使館、ASEAN 各国政府観光機関、地方自治体、大学、ASEAN 諸国からの留学生等と連携した各種セミナーの実施等。</p> <p>(4) その他：ホームページ及び刊行物による情報発信、ASEAN 関連資料の作成等。</p>	-	126 (126)	107 (107)	96	197
<p>⑪日・経済協力開発機構 協力拠出金 (任意拠出金) (昭和60年度) (関連：II-2)</p>	<p>日・OECD 協力拠出金は、我が国が関心を有する OECD の主要プロジェクトの支援、我が国と OECD の間の人物交流や各種セミナーの開催、OECD インストルメントの我が国での活用などの事業を行うことを目的として日・OECD 間で設けられた枠組み。また、G8 サミット、G20 サミットなどにおいても、OECD に対して幾つかのプロジェクトや業務が委託されており、これらの OECD へのタスクアウトについても、メンバー国として日・OECD 協力拠出金を活用して実施。</p> <p>(1) G8、G20 を含め、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与すること、(2) 「規制制度改革（構造改革）」、「持続可能な開発」、「腐敗（贈賄等）防止対策」、「環境と他分野の政策との統合」などのグローバル・スタンダードが急速に変化している分野における OECD の最新の分析結果を適時に我が国に紹介すること、(3) OECD の経済・開発分野の知見や経験を活かして、OECD 加盟国との協力をを行い、それら地域の投資、開発、</p>	-	67 (67)	53 (53)	53	198

	経済発展に資するためのプロジェクト（アジアへのアウトリーチ活動、中東、アフリカの投資円滑化のための取組、OECDの活動のアジアへの広報）を支援すること、等。					
⑱アジア太平洋経済協力拠出金（TILF基金）（任意拠出金）（9年度）（関連：Ⅱ－2）	貿易・投資の自由化・円滑化関連に資する協力事業を促進し、APECを通じてアジア太平洋地域全体の成長を促す。 アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化促進のために我が国が95年の大阪APECにて数年間で総額100億円を拠出することを表明。 右我が国の公約を踏まえ、我が国が創設した本基金への拠出をおこなう。	—	45 (42)	37 (37)	33	199
⑲世界貿易機関(WTO)事務局拠出金（任意拠出金）（7年度）（関連：Ⅱ－2）	多角的貿易体制への統合を通じて途上国が貿易によるメリットを享受することを目的として、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、国際通商における差別待遇を廃止することによって、各国の経済成長、物品及びサービスの貿易の拡大、及び世界の資源の最適な利用に寄与すること ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド：DDA）において、WTO加盟国の5分の4を占める途上国の交渉能力の不足や投資や貿易円滑化などの新分野に関する理解不足が交渉促進の阻害要因の一つとなっているとの途上国の主張を踏まえ、途上国の交渉参加を促すことを目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドを創設。途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する技術協力プログラム（ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など）を実施している。	—	34 (34)	36 (36)	32	200
⑳日韓産業技術協力共同事業体拠出金（任意拠出金）（5年度）（関連：Ⅰ－1）	日韓間の貿易不均衡（韓国側入超）を是正するための日韓首脳間の合意をふまえた「実践計画」に基づき、日韓間の産業技術協力の促進のため、韓国における産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流促進、産業・技術交流、調査・広報事業を行うことを目的としている。 日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題を背景とした平成4年1月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」がとりまとめられた。同「実践計画」では、貿易不均衡是正等のための協力措置の一つとして、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解されている。右了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立され、さらに、日韓間の産業技術協力を推進するため、日韓の両財団により日韓産業技術協力協力事業体が設立された。本経費は、同事業体に対する拠出金である。	—	33 (33)	28 (28)	25	201
㉑採取産業透明性イニシアティブマルチドナー信託基金	EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発にかかわるいわゆる採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減に繋がる責任ある資源開発を促進することを目的としている。かかる取組は、資源国	—	13.35 (13.35)	12.1 (12.1)	16.4	202

<p>拠出金（任意拠出金） （23年度） （関連：Ⅱ－2）</p>	<p>における安定的な資源開発・供給にも繋がり、我が国の資源の安定供給確保にも資する。</p> <p>EITI では、資源消費国が中心の支援国をはじめ資源開発企業や資源関係機関からの拠出金による基金を有しており、世界銀行が委託機関として、EITI 実施国が EITI 活動を実施するための資金的な支援を行っている。EITI 実施国は EITI 認証ガイドにある加盟に関する 5 つの基準（注 1）を満たした「候補国（Candidate Country）」となり、候補国となってから 2 年半以内に EITI 認証基準（EITI Validation）（注 2）をすべて満たした場合に「遵守国（Compliant Country）」と認定される。</p> <p>（注 1）加盟に関する 5 つの基準：① EITI 実施のコミット、② 市民社会及び民間部門と作業することへのコミット、③ 実施をリードする個人の指名、④ マルチステークホルダーグループの設立、⑤ 利害関係者と同意した作業計画の作成</p> <p>（注 2） EITI 認証基準（EITI Validation）：署名（Sign Up）5 項目、準備（Preparation）8 項目、公開（Disclosure）4 項目、配布（Dissemination）1 項目、審査と検証（Review and Validation）2 項目</p>					
<p>②国際貿易センター（ITC）拠出金（任意拠出金） （19年度） （関連：Ⅱ－2）</p>	<p>開発途上国が政府及び民間セクターの努力により適切な貿易促進策を作成・実施するにあたり、技術支援を行うこと。</p> <p>開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO 及び UNCTAD の 2 国際機関の下に設立された国際機関である国際貿易センター（ITC）は、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。</p>	—	10 (10)	6 (6)	7	203
<p>③APEC ビジネス諮問委員会拠出金（任意拠出金） （14年度） （関連：Ⅱ－2）</p>	<p>APEC 首脳に対して重要且つ有益な提言を行う APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）の活動を支援し、アジア太平洋経済の発展を促進する。</p> <p>APEC の諮問機関である ABAC の活動支援とし、予め合意された分担率に従い、ABAC 国際事務局に拠出を行う。</p>	—	4 (4)	4 (4)	4	204
<p>④アジア欧州財団拠出金（任意拠出金） （ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION） （9年度） （関連：Ⅰ－4）</p>	<p>ASEM の唯一の常設機関であるアジア欧州財団（ASEF）に対して、プロジェクト実施経費の任意資金拠出を行うことにより、アジア・欧州両地域間の相互理解促進のための諸活動を支援するとともに、ASEM プロセスにおける我が国の影響力・発言力を維持する。</p> <p>ASEF が実施するプロジェクトの経費に充てるための資金拠出を行い、ASEF の活動目的であるアジア・欧州両地域間の相互理解促進のための知的交流、文化交流、人的交流等の拡大に寄与し、かつ、我が国の重要施策及び ASEM の優先分野に関連のある事業をイヤマークすることによって、我が国による ASEM プロセスへの具体的な貢献を示す。</p>	—	2 (2)	2 (2)	2	205

**施策Ⅶ-3 国際機関を通じた
地球規模の諸問題に係る国際貢献**

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度は、 国際連合児童基金（UNICEF）拠出金 の評価を実施する。 （個々の国際機関への分担金・拠出金は、基本目標 I～VI の関連する施策（達成手段名欄に記入）の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。）		担当部局名	国際協力局	作成責任者名	地球規模課題総括課長 飯田 慎一
達成すべき目標	我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること 上記の「達成すべき目標」達成のための国際連合児童基金（UNICEF）拠出金拠出による達成目標： すべての子どもの権利の実現のため、人道・開発の両分野にまたがる広範な支援活動を実施しているUNICEFへの拠出を通じ、我が国が主要外交指針としている人間の安全保障の実現及びミレニアム開発目標（MDGs）の達成を促進すること	目標設定の考え方・根拠	UNICEF は、世界の子どもたち、特に最脆弱層の子どもたちの権利の実現を最優先とする「衡平性」を原則としており、これは人間一人ひとりに着目した人間の安全保障の実現に貢献する。また、UNICEF の広範な支援活動は MDGs の達成に貢献する。			
施策の概要	UNICEF は、開発途上国の子どものために、「子どもの生存と成長」、「基礎教育とジェンダー平等」、「HIV/エイズ」、「子どもの保護」及び「政策提言とパートナーシップ」の各分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く実施している。UNICEF への拠出を通じ、我が国として、こうした広範な支援活動を実施する。		政策体系上の位置付け	分担金・拠出金		
			政策評価実施予定時期	平成 26 年 8 月		

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、同分野の主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度は、 国際連合児童基金（UNICEF）拠出金 の評価を実施する。								
達成すべき目標	我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること 上記の「達成すべき目標」達成のための国際連合児童基金（UNICEF）拠出金拠出による達成目標： すべての子どもの権利の実現のため、人道・開発の両分野にまたがる広範な支援活動を実施している UNICEF への拠出を通じ、我が国が主要外交指針としている人間の安全保障の実現及びミレニアム開発目標（MDGs）の達成を促進すること								
施策の概要	UNICEF は、開発途上国の子どものために、「子どもの生存と成長」、「基礎教育とジェンダー平等」、「HIV／エイズ」、「子どもの保護」及び「政策提言とパートナーシップ」の各分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く実施している。UNICEF への拠出を通じ、我が国として、こうした広範な支援活動を実施する。								
測定指標	(1) UNICEF の施策を通じた開発途上国の子どものための支援			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
	基準	24 年度	我が国の当初予算及び補正予算を UNICEF に拠出することにより、UNICEF が行っている「子どもの生存と成長」（栄養、保健、水・衛生分野の支援）、「基礎教育とジェンダー平等」、「HIV／エイズ」（感染症予防、治療）、「子どもの保護」及び「政策提言とパートナーシップ」（政策立案・実施の支援）の各分野における支援を実施した。特に、UNICEF は MDGs 目標 4（乳幼児死亡率の削減）及び目標 5（妊産婦の健康の改善）を更に促進するため、妊産婦及び乳幼児の生存率を改善するための世界的規模の提言である「新たな約束」を策定し、我が国を始め 175 カ国が署名した。	（測定指標の選定理由） UNICEF の支援活動を指標とすることにより、達成すべき目標の達成振りを測定することができるため。 （目標設定の根拠） 我が国は人間の安全保障の実現及び MDGs の達成促進を主要外交指針としており、そのためには UNICEF の活動を通じた支援が重要であるため。					
	施策の進捗状況（目標）	25 年度	我が国の予算を UNICEF に拠出することにより、UNICEF が行っている「子どもの生存と成長」（栄養、保健、水・衛生分野の支援）、「基礎教育とジェンダー平等」、「HIV／エイズ」（感染症予防、治療）、「子どもの保護」及び「政策提言とパートナーシップ」（政策立案・実施の支援）の各分野における支援を実施する。	（根拠となる閣議決定、政府方針等） 第 183 回国会外交演説（平成 24 年 2 月 28 日）における岸田外務大臣の発言 ・私は、地球規模課題の解決にも積極的に取り組んでいきます。 ・ODA についても、戦略的・効果的に活用します。ミレニアム開発目標に続く枠組み策定に向けて、人間の安全保障の理念に基づき、保健、人材育成、防災といった課題への取組を強化し、持続可能な成長に貢献します。					
	目標	—	同上						
(2) 世界の 5 歳未満児の死亡者数及び死亡率の削減		基準値	年度ごとの目標値				目標値		
①死亡者数（単位：千人）		22 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	27 年度	
②死亡率（出生千人当たりの人数）		①7,614 ②57	—	—	平成 27 (2015) 年の死亡率を 1990 年比で 3 分の 1 にする	—	—	MDGs 目標 4（平成 27 (2015) 年の死亡率を 1990 年比で 3 分の 1 にする）	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		5 歳未満児（乳幼児）死亡率の削減は、MDGs の目標 4 になっており、子どもの栄養、健康状態を測定する代表的な指標であるため。							
達成手段	○：開始年度	達成手段の概要等			関連する指標	括弧内執行額、単位：百万円			行政事業レビュー事業番号
						補正後 23 年度	補正後 24 年度	当初 25 年度	
①国際連合児童基金		我が国の予算を UNICEF に拠出することにより、UNICEF が行っている「子どもの生存と成長」（栄養、			(1) (2)	12,612 (12,612)	17,287 (17,287)	1,863	242

(UNICEF) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 27 年度) (関連: VI-2)	保健、水・衛生分野の支援)、「基礎教育とジェンダー平等」,「HIV/エイズ」(感染症予防,治療),「子どもの保護」及び「政策提言とパートナーシップ」(政策立案・実施の支援)の各分野における支援を実施する。					
②国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 分担金 (昭和 27 年度) (関連: III-1)	<p>国連憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語、宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権、基本的自由に対する尊重の念が世界に遍く行き渡るように、教育、科学、文化、コミュニケーションを通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与することを目的とする。</p> <p>ユネスコ分担金は加盟国の義務的な分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するもの。我が国を含む加盟国からの拠出により、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの5分野における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規設定等を実施している。</p>	—	2,528 (2,528)	4,001 (4,001)	3,611	206
③オゾン層保護基金拠出金 (義務的拠出金) (3年度) (関連: VI-2)	<p>効果的なオゾン層保護対策を確保することは全ての国に共通した責任であり、また、オゾン層保護対策を推進する上で途上国援助措置が不可欠である。本件基金は、このような途上国のオゾン層保護対策支援を行うことを目的としている。</p> <p>1990年6月にロンドンで開催されたモントリオール議定書第2回締約国会合において、開発途上国(議定書第5条1適用国)におけるオゾン層保護対策の実施を支援するために、本基金の設立が合意された。本基金による開発途上国支援の内容は、オゾン層破壊物質(ODS: Ozone Depleting Substances)及びODSを用いた既存の生産設備を廃棄し、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクトを策定・実施することである。</p>	—	2,395 (2,395)	2,882 (2,882)	1,748	207
④国際連合工業開発機関 (UNIDO) 分担金 (昭和 62 年度) (関連: VI-2)	<p>開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国連機関である UNIDO に対する加盟国としての義務を果たし、MDGs の達成に貢献する。</p> <p>UNIDO の管理費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出(通常予算)に対する分担金を負担。</p>	—	1,676 (1,676)	1,482 (1,482)	1,563	208
⑤アジア生産性機構 (APO) 分担金 (昭和 36 年度) (関連: IV-1)	<p>APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として 1961 年に設立された地域国際機関。我が国は、生産性向上運動の先進国として、加盟国・地域の発展のため、我が国で開発された生産性向上手法を APO を通じて積極的に普及していくとともに、我が国企業支援の一環として、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進に資する事業を推進する。</p> <p>APO 分担金は、APO の事業費及び事務局運営費に充てられている。APO は分担金及び拠出金により年間 100 件</p>	—	629 (629)	544 (544)	558	209

	<p>程度のプロジェクトを実施しており、主要なものとして、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部（国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関）関係者を対象とした、研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成、③生産性向上と環境保全の両立を目指す事業として、環境配慮製品の国際見本市である「エコプロダクツ国際展」の実施等が挙げられる。</p>					
⑥国際移住機関(IOM) 分担金 (6年度) (関連: VI-1)	<p>国際移住機関 (IOM) の加盟国は、IOM 憲章の規程に基づき、機関の運営費である管理予算に充てられる分担金を理事会及び加盟国が合意した分担率に基づき支払う義務があるところ、加盟国としての義務を果たすため。</p> <p>IOM は、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等の「人の移動」において、輸送支援を中心に豊富な知識と経験をもち、世界各国から高い評価を得ている。特に、近年、国際的な人の移動が活発化するにつれ、人身取引等、人の移動に関する「負の側面」が深刻な問題となっており、移住の管理行政部門で突出したノウハウを有する IOM の役割に注目が高まっている。IOM のこのような活動を支援することを通じて、紛争地域周辺の安定と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移動」に関する深刻な問題へ対応するとともに、我が国が難民・避難民問題、人身取引、自然災害等の問題に対して積極的である姿勢を国内外にアピールする。</p>	—	455 (455)	481 (481)	471	210
⑦気候変動枠組条約 (UNFCCC) 拠出金 (義務的拠出金) (5年度) (関連: VI-2)	<p>地球温暖化問題に対処するための国際的な取り組みを定めるもの。温室効果ガスの濃度の安定化を目的として、先進国における温室効果ガスの抑制削減措置の実施、途上国の取組みに対する支援等を定めている。</p> <p>温室効果ガスの濃度安定化のために、各国の温室効果ガス削減をモニタリングしている。また、温室効果ガス削減のため各国が取り組むべき方策等を協議している。</p>	—	126 (126)	211 (211)	198	211
⑧生物多様性条約拠出金 (義務的拠出金) (5年度) (関連: VI-2)	<p>生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援</p> <p>各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づいて決定される。各国からの拠出金は、条約事務局により、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供などの業務を行うために用いられる。</p>	—	151 (151)	153 (153)	151	212
⑨気候変動枠組条約 (UNFCCC) (京都議定書拠出金) (義務的拠出金)	<p>地球温暖化問題に対処するための国際的な取り組みを定めるもの。温室効果ガスの濃度の安定化を目的として、先進国における温室効果ガスの抑制削減目標及びその達成メカニズム並びに温室効果ガス排出量の算定・報告・レビュー等を定めている。</p> <p>温室効果ガスの濃度安定化のために、先進国の温室効果ガス削減を細かくモニタリングしている。また、</p>	—	93 (93)	128 (128)	125	213

(17年度) (関連：VI-2)	温室効果ガス削減のためルール作りとその運用等を協議している。					
⑩国際熱帯木材機関 (ITTO) 分担金 (昭和59年度) (関連：VI-2)	ITTOは、熱帯木材の貿易の振興、促進を通じての熱帯木材生産国の経済発展に貢献すると共に、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的としている。 国際熱帯木材協定 (ITTA) の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に設置された国際熱帯木材機関 (ITTO) 事務局運営費。 熱帯林経営に関するガイドラインや基準の作成・普及、熱帯木材貿易に関する統計資料の整備・公表を行うとともに、持続可能な熱帯林経営を促進するための生産国支援などの活動を行う。 具体的には、「熱帯林の生態系維持と持続的開発」及び熱帯木材の「研究・開発」、「市場情報の改善」、「生産国における加工度向上」「造林、森林経営」の分野において、途上国たる熱帯木材生産国でのプロジェクトの選別、準備及び実施の監視等を行う。	—	123 (123)	112 (112)	83	214
⑪砂漠化対処条約拠出金 (義務的拠出金) (18年度) (関連：VI-2)	砂漠化対処条約は、地球規模での影響を与えることが懸念されている砂漠化の進行について国際的協調のもとに対処するための法的枠組みの構築と具体的措置の実施を推進することを目的としている。 ボン (ドイツ) に所在する砂漠化対処条約の常設事務局には以下の活動が求められている。 (イ) 締約国会議の準備。 (ロ) 補助機関会合の準備。 (ハ) 条約に基づく報告書のとりまとめ。 (ニ) 他の国際機関との協力。 (ホ) 締約国会議が決定する他の任務の遂行。	—	148 (148)	101 (101)	101	215
⑫バーゼル条約拠出金 (義務的拠出金) (5年度) (関連：VI-2)	バーゼル条約は有害廃棄物及び他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組を作ること及び環境を保護することを目的とする条約である。主たる目的である有害廃棄物の越境移動の規制を推進する上で、途上国の廃棄物処理能力の向上は重点課題の一つである。これらを目的に作成された戦略計画を実施する本条約事務局を支援し、その負担に応じることは、締約国の責務であるとともに、我が国の本条約の下での国際協力に対する積極的姿勢を内外に明らかにすることができるものである。 バーゼル条約は、1992年5月に発効、我が国は1993年に締約国となった。条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。条約事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の伝達、締約国会議が決定する他の任務の遂行等の活動を実施している。	—	87 (87)	60 (60)	57	216

<p>⑬野生動植物取引規制条約信託基金拠出金 (義務的拠出金) (昭和55年度) (関連：VI-2)</p>	<p>条約事務局の運営に対する支援を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力を促進する。</p> <p>条約に規定された条約事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うため、条約信託基金に対し活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出が求められている。</p> <p>条約事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議の準備・フォローアップ、②各国の法令・条約実施体制に関する情報収集、③問題のある取引等についての情報収集・通報・注意喚起、④取引統計の作成、⑤マニュアル(図鑑等)の作成、⑥生息状況等の調査、⑦効果的な条約の実施方法についての研究、⑧各担当者等向けの研修、⑨広報、⑩条約附随書の編集等を実施している。</p>	-	77 (77)	56 (56)	56	217
<p>⑭水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金) (2年度) (関連：VI-2)</p>	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全を促進することを目的としており、各締約国による湿地の指定、その保全の促進のためにとるべき措置等を定めている。</p> <p>ラムサール条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。</p> <p>(1) 締約国会議の準備、フォロー (参考) 締約国会議の主要議事 (イ) 財政及び予算、(ロ) 湿地の賢明な利用、(ハ) 条約実施に関する検討、(ニ) 渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク、(ホ) 国際的に重要な湿地を指定するための基準 (2) 各国の国別報告書の検討及び情報収集 (3) 水鳥、湿地保全区に関する助言 (4) 広報</p>	-	33 (33)	55 (55)	54	218
<p>⑮オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金) (2年度) (関連：VI-2)</p>	<p>オゾン層を破壊する恐れのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易の規制を行うことを目的としている。規制対象物質の特定、右物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための具体的手段を内容とする規制を行う。</p> <p>本議定書は1987年9月16日にモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択され、2010年2月現在195か国及びECが加盟している。我が国については、1988年9月30日に受諾書を寄託し、1989年1月1日より発効した。</p> <p>条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、職員18名で主に次の業務を実施。</p> <p>(1) 締約国会合の開催(MOP：年一回)、(2) 公開作業部会の開催(OEWG：年一回)、(3) 各国のオゾ</p>	-	48 (48)	43 (43)	44	219

	ン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計、公表、(4) その他締約国会議が決定する他の任務の遂行。					
⑩国際自然保護連合 (IUCN) 拠出金 (義務的拠出金) (7年度) (関連: VI-2)	<p>IUCN は、①国際連合諸機関と密接な関係を有すること、②政府間機関としての側面を有すること、③国際的に大きな影響力を有し、同時に貴重な情報源でもあるため、我が国は、IUCN の国家会員となり、会費を拠出することにより、①地球規模問題へ我が国の意見を引き続き反映させていくことができること及び、②世界各国の NGO を通じて我が国の地球環境問題への積極的な取り組みをよりよく理解せしめることが出来る。</p> <p>IUCN は、1948 年、世界の自然環境、自然資源の持続的利用、人間社会と他の生物相との調和ある発展等を図ることを活動目的として設立された。特にワシントン条約の下で動植物の国際的な取引の規制対象リストを議論し決定する際、IUCN の知見が影響を及ぼすことが知られている。</p> <p>IUCN の会員は、各国政府、政府機関、国別 NGO、国際 NGO 等から構成されており、この点で IUCN は非政府間組織兼政府間組織というユニークな性格を有する。我が国は、IUCN における専門的議論が自然保護・生物多様性保全等に係る政府間交渉等に与える実質的影響力の大きさに鑑み、1995 年国家メンバーとして IUCN に加入した。</p>	—	41 (41)	43 (43)	43	220
⑪ストックホルム条約 (POPs 条約) 拠出金 (義務的拠出金) (17年度) (関連: VI-2)	<p>POPs 条約は、質毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants : POPs) に対応するための国際的な枠組として確立された。本条約の事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に我が国の実情を反映させることが可能となる。</p> <p>2004 年 5 月 17 日に発効し (我が国は 2002 年 8 月 30 日に締結。)、2013 年 5 月現在、我が国を含む 179 ヶ国 (G8 では加、独、仏、英、露) が締結している。</p> <p>事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。</p> <p>(1) 締約国会議及び補助機関会合の準備並びに役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4) 各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供 (5) 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行</p>	—	47 (47)	35 (35)	38	221
⑫世界遺産基金 (WHF) 分担金	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産を損傷、破損等の脅威から国際的な枠組みで	—	25 (51)	33 (33)	34	222

<p>(5年度) (関連：Ⅲ－1)</p>	<p>保護していくことを目的とし、締約国から支払われた分担金はそのための諸活動経費に充てられる。 条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な用途や用途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会（締約国の中から選挙で選出された21カ国で構成）が決定する。</p>					
<p>⑱無形文化遺産基金分 担金 (5年度) (関連：Ⅲ－1)</p>	<p>無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、無形文化遺産を国際的な枠組みで保護していくことを目的とし、締約国から支払われた分担金は、そのための諸活動経費に充てられる。 (注：本条約は、2003年ユネスコ総会において採択、2006年4月に条約発効。我が国は、他国に先駆け国内の無形文化財保護に取り組んできており、条約交渉段階から議論を主導し、2004年にいち早く締結した。) 条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る無形文化遺産基金により、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、専門家の提供、必要な職員の養成、設備及びノウハウの供与等の国際的な援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な用途や用途毎の予算配分については、締約国会議が定める指針に基づいて、政府間委員会（締約国の中から選挙で選出された24カ国で構成）が決定する（条約第25条4）。</p>	<p>—</p>	<p>25 (51)</p>	<p>33 (33)</p>	<p>34</p>	<p>223</p>
<p>⑳生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金 (義務的拠出金) (17年度) (関連：Ⅵ－2)</p>	<p>カルタヘナ議定書は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organism。「LMO」という。)の安全な移送、取扱及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする。 カルタヘナ議定書は、2000年1月、生物多様性条約特別締約国会議再開会合（モントリオール）で採択、103カ国が署名。2003年に発効し、2013年4月末現在の締約国数は164カ国及び欧州共同体。条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。 事務局は、議定書の目的を達成するために、主に次の活動を実施する（議定書第31条2項により、生物多様性条約第24条1項の規定が準用されている）。（1）締約国会議の準備、（2）議定書により課された任務の遂行、（3）条約に基づく報告書作成、（4）他の関係国際機関との調整、（5）締約国会議が決定する他の任務の遂行、（6）補助機関活動に関する事務、（7）クリアリング・ハウス・メカニズムに関する事務。</p>	<p>—</p>	<p>27 (27)</p>	<p>31 (31)</p>	<p>37</p>	<p>224</p>

<p>②北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 拠出金 (義務的拠出金) (8年度) (関連：VI-2)</p>	<p>北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) は、日本、中国、韓国、ロシアの4か国の連携によって日本海及び黄海における海洋環境を保護するための枠組みであるところ、NOWPAPの各種の活動を実施するとともに、富山と釜山に設置された地域調整部がNOWPAPの活動の調整・監督を行う。</p> <p>NOWPAP 信託基金 (活動経費) について、4か国が分担して拠出することより、NOWPAPの活動の主体として指定された地域活動センターが、海洋環境データの共有や、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策などの活動を行う。また、我が国が誘致した地域調整部富山事務所の運営費 (職員の給与等) について、我が国が負担することにより、富山事務所が、釜山事務所とともに、NOWPAPの活動を調整・監督することを可能とする。</p>	-	24 (24)	22 (22)	23	225
<p>②ロッテルダム条約 (PIC条約) 拠出金 (義務的拠出金) (17年度) (関連：VI-2)</p>	<p>本条約は、有害な化学物質の適正な管理を行うことを目的として、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重して対応する、という手続を策定したものである。本条約事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮することが可能となる。</p> <p>1996年9月にロッテルダムで開催された外交会議においてロッテルダム条約が採択された。2004年2月24日に発効し (我が国は同年6月に締結)、2013年5月現在、152か国が締結している。条約事務局の機能は、ジュネーブのUNEPケミカル及びローマのFAO事務局によって提供されている。条約事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。</p> <p>(1) 締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4) 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行など</p>	-	34 (34)	22 (22)	23	226
<p>③オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金 (義務的拠出金) (2年度) (関連：VI-2)</p>	<p>「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいる地球を取り巻くオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護することを目的としており、各締約国によるオゾン層保護のための国際協力の推進等を定めている。</p> <p>本条約は1985年3月22日にウィーンで採択され、2010年2月現在、195か国及びECが加盟。我が国については1988年9月30日に国連事務総長に加入書を寄託し、同年12月29日より効力が生じている。</p> <p>条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。条約</p>	-	9 (9)	8 (8)	6	227

	<p>事務局は、各国からの拠出金を通じ、職員9名で主に以下の業務を実施。</p> <p>(1) 締約国会議の開催（COP：3年に一回）、及びそれに伴うビューロー会合等関連会合の開催、(2) オゾン研究管理者会議の開催（3年に一回）、(3) オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、(4) ウェブサイトの運営、締約国会議が決定する他の任務の遂行、等。</p>					
②4南極条約拠出金（義務的拠出金）（18年度）（関連：VI-2）	<p>事務局は、南極環境の保護および南極に於ける科学研究の自由と国際協力の確保のために、南極条約協議国の観測活動や南極条約体制下の交渉に関する情報総括、協議国会議の運営等により、南極条約体制を円滑ならしめることを目的として運営されている。</p> <p>南極条約事務局は、2001年の第24回協議国会議でアルゼンチンのブエノスアイレスに設置することを決定。2004年の第27回協議国会議で初代事務局長を選出、同年9月より業務開始。</p> <p>職員9名で、主に協議国会議の開催（年一回）、ウェブサイトの運営、ディスカッションフォーラムの運営、各国活動報告のとりまとめ、公開を実施。南極条約関連活動に対する拠出金は外務省・文科省・環境省で3分の1ずつ負担し拠出している。</p>	—	2 (2)	2 (2)	2	228
②5コロンボ計画分担金（昭和31年度）（関連：VI-1）	<p>1951年に設立されたASEAN（除カンボジア）及びSAARC（南アジア地域協力連合）諸国等の27ヶ国が参加する国際開発機関であるコロンボ計画への支援を通じ、我が国ODA大綱に掲げる南南協力を積極的に推進する。</p> <p>南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営のための分担金。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担。</p>	—	2 (2)	1 (1)	1	229
②6国際移住機関(IOM)拠出金（任意拠出金）（6年度）（関連：VI-1）	<p>我が国は、紛争地域周辺の安定と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移動」に関する深刻な問題へ対応するために、IOMを通じて、国内避難民・帰還民支援や人身取引対策事業を実施する。</p> <p>アフガニスタン、パキスタン、並びにアフリカ諸国（ケニア、ジブチ、ソマリア、ルワンダ、ジンバブエ、ガーナ、コートジボワール）（2012年実績）において、国内避難民・帰還民支援（移送支援、生活必需品等の配布、社会統合支援）や人身取引対策事業を実施している。</p>	—	2,376 (2,376)	3,524 (3,524)	—	231
②7国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（任意拠出金）（昭和42年度）（関連：VI-1）	<p>我が国は、難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つとして位置付けており、この分野において我が国の姿勢を国内外に示すと共に、外交上の発言権を維持するためにもパレスチナ難民を除く全世界の難民の保護・支援、及び難民問題の恒久的解決を目的として中立的立場から包括的な取組を行っている唯一の国際機関である国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、積極的に貢献を行う。</p> <p>民族・宗教・政治的対立等に起因する紛争の多発により急増した難民や国内避難民に関する問題は、人道上的問題であると同時に、当該地域ひいては世界の平和と安定に影響を及ぼしかねない問題である。我が国は、</p>	—	15,334 (15,334)	19,521 (19,521)	5,156	241

	<p>アフリカ地域、アフガニスタン及び周辺国地域を中心としたアジア地域を重点地域とし、UNHCRが行う、帰還が進む地域における帰還支援、現地コミュニティにも裨益する形での帰還先における再統合支援に加え、帰還の見通しが立たない難民・国内避難民の保護・支援活動を支援する。また、人道支援関係者の人材育成及び安全確保に関する事業を実施している「国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター(e-Centre)」(UNHCR 駐日事務所内に所在)の事業を支援する。</p>					
<p>⑳国際連合世界食糧計画(WFP) 拠出金 (任意拠出金) (昭和38年度) (関連: VI-1)</p>	<p>WFPとの連携により、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等を実施することで、我が国が重点外交政策として推進している人間の安全保障の実現とミレニアム開発目標の達成を目指す。 ①食料を通じた経済社会開発支援、②難民その他の緊急食料不足及び中期的食料不足の解消及び③国連及びFAOと連携した世界の食料安全保障の促進を目的に、2011年には380万トンの食料を9千9百万人に対して配給。2012年度の我が国の拠出による事業では、サブサハラアフリカ、中東、アジアなどの国々で、自然災害や紛争により深刻な食料・栄養不足にある人々への緊急食料支援、学校給食、子どもや妊産婦の栄養状況改善、労働や職業訓練の対価としての食料配給、小規模農家の生産性向上、現地政府の能力強化支援、国連人道航空サービスの運営、等の事業を実施。</p>	—	10,766 (10,766)	11,982 (11,982)	592	243
<p>㉑世界エイズ・結核・マラリア対策基金(任意拠出金) (13年度) (関連: VI-2)</p>	<p>途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、ミレニアム開発目標の達成に寄与すること。民間財団でも国連の基金でもなく、官民のパートナーシップによる新しいタイプの機関として、二国間の援助機関や国連機関と連携して感染症対策を行う。 途上国におけるエイズ、結核、マラリア(三大感染症)の予防、治療、ケアを実現し、促進するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健改善と開発並びに貧困削減に貢献する。 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)は、2000年の九州・沖縄背ミットで感染症対策が主要課題とされ、追加的資金調達の必要性をG8首脳間で確認したことを受けて設立された。日本は、いわば同基金の生みの親であり、継続的に同基金を支援していく立場にある。</p>	—	19,233 (19,233)	10,268 (10,268)	10,026	244
<p>㉒国際連合開発計画(UNDP) 拠出金(コア・ファンド)(任意拠出金) (昭和41年度) (関連: VI-2)</p>	<p>UNDPは32国連機関・世界銀行等からなる国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的国連機関であり、途上国129カ国・地域の現地事務所等を通じて、世界176カ国・地域において専門的知見を活かした支援活動を実施している。UNDPに対する拠出を通じて、UNDPに対する発言力・影響力を確保する。 UNDPの通常財源であり、その活動の根幹を支える機関運営費及びプログラム実施経費に充てられるUNDPコア・ファンドに対し拠出する。</p>	—	7,308 (7,308)	6,518 (6,518)	6,599	245

<p>①赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (任意拠出金) (昭和35年度) (関連: VI-1)</p>	<p>赤十字国際委員会 (ICRC) は、ジュネーブ諸条約にその役割が明記され、人道支援分野等において、他の国際機関にはない独自の活動を行っており、国際的にも高い評価を得ている。また、ノーベル賞を3度以上受賞した世界唯一の機関である。ICRC を支援することは、紛争地域の平和と安定に資するのみならず、我が国が人道危機の解決に対して積極的であるとの姿勢を国内外に示すもの。</p> <p>ICRC は、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食糧・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の「緊急人道支援」を実施しており、我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している。また、捕虜や被拘禁者の人道状況の監視、離散家族の安否調査等の「保護」活動や、国際人道法の普及も行っている。ICRC のこのような活動を通じて、紛争で苦しむ人々を支援する。</p>	-	3,810 (3,810)	4,214 (4,214)	202	246
<p>②国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和46年度) (関連: VI-2)</p>	<p>人口、リプロダクティブ・ヘルス分野はミレニアム開発目標 (MDGs) の達成にとって重要であり、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症やHIV/エイズの予防及び治療等をNGOとも連携しつつ実施している。この分野の主導的国連機関であるUNFPAへの拠出を通じ、MDGs達成に貢献する。</p> <p>1. UNFPAの活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられるUNFPAコア・ファンドに対し、拠出を実施。</p> <p>2. 多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動を支援する「インターカントリーなNGO支援信託基金」に対し、拠出を実施。</p>	-	2,398 (2,398)	2,156 (2,156)	2,125	247
<p>③地雷対策支援信託基金 (UNMAS) 拠出金 (任意拠出金) (8年度) (関連: VI-1)</p>	<p>UNMAS (VTF) を通じて地雷の除去、地雷の被害の予防及び被害者の支援を行う。</p> <p>1. 地雷回避教育支援 2. 地雷除去支援 3. 地雷被害者の社会復帰支援 4. NGOによるコンサルティング支援</p>	-	752 (752)	1,463 (1,463)	9	248
<p>④国際連合パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和28年度) (関連: VI-1)</p>	<p>パレスチナ問題の当事者であるパレスチナ難民の救済を実施するUNRWAを支援することで、人道的観点のみならず、主要な国際問題の一つである中東和平問題について、和平に向けて前進できるような環境作りのために国際社会の一員として貢献する。</p> <p>ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民約480万人に対し、教育 (小中学校の運営、奨学金の提供、職業訓練など)、医療・保健 (初期医療、第二次医療、母子保健など)、救済 (食料支援、困窮家族救済、住宅改善支援など)、福祉 (女性・身体障害者対象プログラムの実施、公民館の運営など)、小規模企業活動支援などの生活に最低限必要な公的サービスを提供する。</p>	-	1,144 (1,144)	1,423 (1,423)	200	249

<p>⑤国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和46年度) (関連: VI-2)</p>	<p>国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における農林水産業を今後も持続させつつ食糧増産、生産性改善を図ることにより住民の福祉向上を図ることを目的として CGIAR は設立されている。この CGIAR の傘下の各研究センターにおいて実施されている研究活動の支援を通じて、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献することを目的とする。</p> <p>CGIAR 傘下の 15 の各研究センターは、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業（林業、水産業を含む）研究を実施している。具体的には、それぞれの研究センターが研究対象とする農作物の品種の遺伝資源を保存・評価し、各国の気候や貧困層の栄養、貿易等の観点から適正な品種を開発し、各国に提供しているほか、病虫害対策、農地の保全など天然資源の管理や保全、政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の専門家養成のための研修を実施しており、これらの事業や各研究センターの運営経費等に CGIAR 基金を通じて拠出を実施。</p>	-	356 (356)	1,020 (1,020)	295	250
<p>⑥国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金 (昭和44年度) (関連: VI-2)</p>	<p>人口、リプロダクティブ・ヘルス分野はミレニアム開発目標 (MDGs) の達成にとって重要であり、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等を NGO とも連携しつつ実施している。世界 153 カ国の加盟団体から構成され、当該分野でコミュニティに根ざす活動を行う IPPF への拠出を通じ、MDGs 達成に貢献する。</p> <p>1. IPPF の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられる IPPF コア・ファンドに対し、拠出を実施。</p> <p>2. コミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して支援を行っている加盟協会等の活動を支援する「HIV/エイズとリプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に対し、拠出。</p>	-	910 (910)	812 (812)	822	251
<p>⑦人間の安全保障基金 拠出金 (任意拠出金) (12年度) (関連: VI-2)</p>	<p>国連関係国際機関が NGO 等を連携して実施するプロジェクトを支援することで、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に対処するための概念である人間の安全保障を実現し、人間の生存・生活・尊厳を確保していくこと。</p> <p>国連関係機関が人間の安全保障の実現に向け実施するプロジェクトを支援するもの。人間の安全保障がとるアプローチの特徴である、包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、2以上の国際機関が共同で実施するプロジェクトが承認されることが多い。また、プロジェクト実施を通じて、裨益コミュニティのみならず実施機関に対しても、人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。</p>	-	919 (919)	811 (811)	831	252
<p>⑧GAVI アライアンス 拠出金 (任意拠出金)</p>	<p>GAVI アライアンス (以下、GAVI) は、予防接種を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として 2000 年に設立。</p>	-	832 (832)	734 (734)	744	253

<p>出金) (23年度) (関連：VI-2)</p>	<p>1. 56カ国の開発途上国を対象とし、同途上国政府による以下の取組を支援。 (ア) 5価ワクチン：ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエンザ菌b型(Hib)、黄熱病、麻疹) (イ) 普及の遅れているワクチン及び新型ワクチン(肺炎球菌、ロタウイルス)の普及支援 (ウ) 予防接種普及を効果的に行うための保健システム強化(2006年) (エ) 国家の予防接種プログラムの予算の安定性及び持続性の向上のための取組 2. ワクチン市場への介入(供給・価格の低下等) 3. 長期的かつ計画的に官民の資金を確保するため、革新的な資金調達メカニズムを含む取組の実施(IFFIやAMC等)</p>					
<p>③国際連合人間居住財団(HABITAT)拠出金(任意拠出金) (昭和59年度) (関連：VI-2)</p>	<p>UN-HABITAT(国連人間居住計画)は、人口増大と共に深刻化している途上国の居住問題(スラム対策等)及び地球規模の環境問題の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部(福岡本部)の活動を支えるためのものである。 1 コア拠出 UN-HABITATの運営基盤を強化するため、同機関の事務局運営経費等へ充当。 2 イヤマーク拠出 UN-HABITATアジア太平洋地域本部(福岡本部)が行う研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、パイロット・プロジェクト等への充当。</p>	-	840 (840)	697 (697)	16	254
<p>④国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金(任意拠出金) (昭和53年度) (関連：VI-1)</p>	<p>我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視している。国際機関やNGOなど様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、国連人道問題調整事務所(OCHA)によるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行うOCHAの活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献することができる。 OCHAは、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を24時間インターネット上で迅速に配信するリリーフウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。我が国拠出は、これらOCHAの活動を支援するものである。</p>	-	564 (564)	516 (516)	195	255

<p>④①初等教育関係 (GPE) 拠出金 (任意拠出金) (19 年度) (関連: VI-2)</p>	<p>MDGs 及び万人のための教育 (EFA) にある「初等教育の完全普及」の達成に向けて、適切な教育セクター計画を策定した低所得国に対し、優先的に支援を行うことを目的として設置された GPE への拠出を通じて、MDGs の達成に貢献する。</p> <p>GPE (旧称 FTI) は、世銀主導で設立された国際的な支援枠組みであり、各国における初等教育の完全普及等に向け、資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術的支援を行うため、GPE 基金を設置しており、同基金に対する拠出を実施。</p>	-	267 (267)	236 (236)	239	256
<p>④②中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (20 年度) (関連: VI-1)</p>	<p>中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及び、ドナーからの援助が行き渡らない資金不足の危機 (いわゆる「忘れられた危機」) への対応を可能にすることを主な目的としている。同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。</p> <p>CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF 事務局) に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となり、人道支援体制の強化及び人間の安全保障の実現に大きく貢献する。</p>	-	267 (267)	219 (219)	245	257
<p>④③国連大学拠出金 (通常拠出) (昭和 49 年度) (関連: III-1)</p>	<p>国連大学の運営と事業実施のための拠出金。国連大学は、各国政府等による任意拠出金のみによって運営されており、これらの拠出金により、国連の役割と機能に関する知識の発展、政策や行動計画策定に直接資する、学術研究、大学院レベルの教育及び人材育成 (研修)、出版、国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動を実施する。</p> <p>国連大学は国連決議に基づいて設立され、本部を日本に置く国連機関。世界各地に所在する学術研究機関によるネットワークを構築し、構築したネットワークを活用して、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。また、研究成果を国連に報告し、国連のシンクタンクとしての役割を果たし、また、研究分野について大学院教育や途上国の人材育成を行う。対象とする研究分野はグローバル・サステイナビリティの様々な側面、則ち、人間の安全保障、平和、ガバナンス、環境 (特に、資源保護の管理、気候変動、エネルギー)、科学技術の影響など。</p>	-	249 (249)	197 (197)	188	258

<p>④文化遺産 保存日本信託基金拠出金（任意拠出金） （元年度） （関連：Ⅲ－1）</p>	<p>世界各地の文化遺産に関する豊富な情報・ネットワークを有するユネスコを通じ、日本の持つ高水準の技術を活用して、存続の危機に瀕している、当該国の国民にとってアイデンティティの象徴であり、人類共通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復等の支援を行う。</p> <p>ユネスコへの拠出金。ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金により、途上国を対象に、日本人専門家の協力を得つつ、存続の危機に瀕し緊急性が高いと判断される文化遺産の保存修復事業や関連人材育成事業を実施している。</p> <p>具体的には、アンコール遺跡（カンボジア）、パルミヤン遺跡（アフガニスタン）、タンロン遺跡（ベトナム）等の保存・修復事業を実施中。</p>	<p>－</p>	<p>216 (216)</p>	<p>181 (181)</p>	<p>173</p>	<p>259</p>
<p>⑤国際連合地域開発センター（UNCRD）拠出金 （昭和46年度） （関連：Ⅵ－2）</p>	<p>UNCRDは、1971年に日本と国連との間で締結された協定に基づいて名古屋市に設立された国連機関。開発途上国に対し、地域開発、地域計画その他の関係分野において、研修・調査を提供すること等を目的とする。名古屋の本部に加え、ナイロビ（ケニア）、ボゴタ（コロンビア）にも事務所を設置して積極的に事業を展開している。この拠出金は、中部圏に本部を有する唯一の国連機関であるUNCRDの事業及び運営経費に充当するためのものである。</p> <p>統合的地域開発計画策定及び人間の安全保障、環境、防災、経済・社会開発等の分野における地域開発について、以下の事業を実施するUNCRDの維持・運営を支援する。</p> <p>(1) 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 (2) 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 (3) 政策フォーラムの開催 (4) 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 (5) 関連する情報交流のネットワークの確立</p>	<p>－</p>	<p>358 (358)</p>	<p>148 (148)</p>	<p>148</p>	<p>260</p>
<p>⑥国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金（任意拠出金） （昭和62年度） （関連：Ⅵ－2）</p>	<p>ITTOは、熱帯木材消費国と生産国との間の政策協議の場に留まらず、熱帯木材生産国を中心に各種プロジェクトを実施し、途上国の経済発展と環境の両立を支援しつつ、持続可能な森林経営を促進するための事業を積極的に行っている。ITTOの活動に対して、本部ホスト国として応分の貢献をし、その発展に寄与するため、我が国が特に重視している分野における以下のプロジェクトの実施経費を拠出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な森林経営促進のための生産国の能力強化支援 ・森林減少及び森林劣化の抑制 	<p>－</p>	<p>144 (144)</p>	<p>118 (118)</p>	<p>119</p>	<p>261</p>
<p>⑦国際熱帯木材機関・生物多様性条約共同プロジェクト拠出金（任意拠出金） （23年度）</p>	<p>熱帯林には、陸域の全ての生物種の3分の2が生息していると推定され、生物多様性保全の重要性が特に高い。</p> <p>本共同プロジェクトでは、CBDの第10回締約国会議（COP10）で採択された戦略計画2011-2020（愛知目標）の目標の達成に資する事業を優先し、以下の各目標に貢献する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱帯生産林における生物多様性保全の推進：目標7 	<p>－</p>	<p>118 (118)</p>	<p>104 (104)</p>	<p>105</p>	<p>262</p>

<p>(関連：VI-2)</p>	<p>(林業が持続可能に管理される)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保護地域の画定、管理の支援：同目標 11（保護地域を通じて生物多様性が保全される） ・コミュニティの生計向上及び森林減少・劣化回避の活動への参加の推進：同目標 14（生態系が保全され、自然の恵みが享受される） ・全体：同目標 15（生態系が気候変動の緩和と適応に貢献する） <p>熱帯林を有する ITTO 加盟国（生産国 33 か国）において、CBD の森林の生物多様性作業計画実施を支援するための能力構築及び技術支援を実施するため、拠出を行う。</p>					
<p>④⑧ 国際連合環境計画 (UNEP) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 48 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>地球規模の環境問題を改善、解決するためには、権限の限定された個別機関の対応に委ねるのみでは最大限の成果を得ることは困難であり、関係機関の協力によるグローバルな対応が必要である。国連環境計画 (UNEP) は、地球規模の環境問題に関する国連機関の唯一の総合調整機関であり、我が国が UNEP を支援することにより、環境問題に対する取組を重視し、国際社会において主導的役割を果たしていることを国内外に対して示すことができる。</p> <p>UNEP は、1972 年の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すため、同年の第 27 回国連総会決議により、1973 年に設立された。UNEP は、地球規模の環境問題における国連機関の唯一の総合調整機関であり、多国間環境条約の策定促進、地球環境のモニタリング及び情報の分析・提供、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等の活動を行っている。</p> <p>UNEP 事務局の運営経費は、義務的拠出ではなく、各国からの自発的拠出による環境基金によって負担されており、本拠出金は、同環境基金に拠出するもの。</p>	<p>—</p>	<p>116 (116)</p>	<p>103 (103)</p>	<p>104</p>	<p>263</p>
<p>④⑨ 国際連合ボランティア計画 (UNV) 拠出金 (平和構築人材育成事業) (任意拠出金) (21 年度) (関連：II-1)</p>	<p>1 平和構築の現場で活躍出来る日本人及びその他のアジアの文民専門家の育成及び平和構築の現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化を目的に「平和構築人材育成事業」を実施。</p> <p>2 上記事業の海外実務研修として、平和構築の現場で活動する国際機関等へのボランティア派遣の実績があり、効果的な海外実務研修の実施が可能となる国連ボランティア計画 (UNV) の枠組みを活用。</p> <p>「本コース」及び「平和構築文民専門家訓練コース」における日本人及びアジア人研修員の派遣 (海外実務研修)</p> <p>平和構築人材育成事業の研修に参加する日本人及びアジア人研修員 (一部) に対し、UNV の枠組みを活用して幅広い分野で世界各国に展開している国際機関等に派遣し、平和構築の現場で国際業務の実務経験を積ませることを通じ、将来の平和構築分野におけるキャリア形成の促進を図る。</p>	<p>—</p>	<p>102 (102)</p>	<p>90 (90)</p>	<p>88</p>	<p>264</p>
<p>④⑩ 国際連合開発計画 (UNDP) (日</p>	<p>「日本・パレスチナ開発基金」を通じて、中東和平実現の唯一の方途である、イスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国作り」、「人</p>	<p>—</p>	<p>97 (97)</p>	<p>79 (79)</p>	<p>70</p>	<p>265</p>

<p>本・パレスチナ開発基金) (任意拠出金) (昭和 53 年度) (関連: I-5)</p>	<p>づくり」努力を支援することで、パレスチナ人の和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成する。</p> <p>本件基金では、UNDP エルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国造り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。</p>					
<p>⑤ 国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術センター拠出金 (任意拠出金) (3 年度) (関連: VI-2)</p>	<p>国際環境技術センター (IETC) のホスト国として求められている応分の支援を行うことにより、IETC 及び UNEP と緊密な協力関係を構築するとともに、IETC が我が国に位置する有利性を最大限活用し、その活動を通じて環境問題に関する我が国の経験と技術を効果的に途上国等と共有し、3 R イニシアティブ等、我が国が積極的に推進している環境分野の活動を具体的に実施する。</p> <p>IETC は、主に廃棄物管理の分野を中心に、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。また、廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの事務局として、廃棄物処理に関与する関係機関間のネットワークの構築を行っている。なお、IETC に関する日本国政府と UNEP の間の協定では、IETC の運営経費についてホスト国である我が国が応分の支援を行う旨明記されている。</p>	-	92 (92)	77 (77)	78	266
<p>⑥ 国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (TICAD プロセス推進支援) (任意拠出金) (8 年度) (関連: I-6)</p>	<p>平成 22 年度までは、我が国の対アフリカ外交資産であるアフリカ開発会議 (TICAD) プロセスが開始当初から重視してきたアジア・アフリカ協力の具体的な推進を目指してきた。TICAD プロセスの進展を受け、平成 23 年度からは「TICAD プロセス推進支援拠出金」に名称を改め、TICAD プロセスをマルチの取組として促進するとともに、TICAD 行動計画に沿った具体的な取組を推進し、TICAD プロセスの効果的・効率的な運営及びアフリカ地域機関の能力強化と我が国との関係強化を図る。</p> <p>平成 22 年度までの AA 基金では、主にアジア・アフリカ協力の推進を目的とした各種プロジェクトの実施を通じ、TICAD プロセスの推進を図ってきた。その後、「成長の加速化」(TICAD IV の重点項目) への取組として、アフリカ諸国及びアフリカ地域機関を対象に、TICAD 共催者である UNDP のノウハウやネットワークを活用し、二国間での協力を進めにくい貿易・投資・観光等の分野に焦点を絞ったプロジェクトやアフリカ地域機関の能力強化、TICAD V 関連事業等の案件を実施。今後は、本年 6 月の TICAD V の成果文書に沿った取組として、特に対アフリカ民間投資促進に資する事業やフォローアップ関連活動等を中心に実施していく方</p>	-	76 (76)	69 (69)	74	267

	針。					
⑤③ 国際連合 国際防災戦 略事務局 (UNISDR) 拠 出金(任意拠 出金) (16年度) (関連：VI- 2)	UNISDR は、唯一の防災に特化した国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、国連防災世界会議で採択されたグローバルな防災戦略である「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担っている。兵庫行動枠組 (HFA) は各国がその実施を要請されており、UNISDR はその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。我が国は、防災大国としての経験・知見を活かし、国際防災協力を積極的に進めていることから、同事務局の活動を支援している。 UNISDR を通じて、主に途上国における災害被害の軽減を、以下の活動を通じて実施する。 1 兵庫行動枠組 2005-2015 のフォローアップ 2 各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化 3 防災に係わる知識・情報の共有 4 気候変動適応策としての防災対策強化	—	69 (69)	67 (67)	67	268
⑤④ 人的資源 開発日本信 託基金拠出 金(任意拠出 金) (12年度) (関連：III- 1)	ユネスコによる途上国の人材育成支援を通じ、国際的開発目標である国連ミレニアム開発目標 (MDGs) や万人のための教育 (EFA) の達成に貢献する。同時に、ユネスコが得意とする途上国へのソフト支援を支援することで、裨益国との関係強化にも活用する。 ユネスコに設置した信託基金を用いて途上国の人材育成プロジェクトを行う。プロジェクトの選択に際しては主にユネスコ側が案件提案を行い、当省との年次協議や提案書の検討を経て、日本側の目的 (上述) 及びユネスコ側の戦略的重点分野双方に合致する場合に事業を承認している。最近の主なプロジェクトの例は以下のとおり。 教育分野：「ラオス及びミャンマーにおけるジェンダーに配慮した柔軟な代替的学習プログラム」、「チャドにおけるノンフォーマル教育の質の改善及び機会の拡大」 コミュニケーション・情報分野：「発展途上国における科学情報へのオープンアクセスのための能力形成」	—	91 (91)	54 (54)	51	269
⑤⑤ アジア生 産性機構 (APO) 拠出 金(任意拠出 金) (昭和 36 年 度) (関連：VI- 1)	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として 1961 年に設立された地域国際機関。我が国は、生産性向上運動の先進国として、加盟国・地域の発展のため、我が国で開発された生産性向上手法を APO を通じて積極的に普及していくとともに、我が国企業支援の一環として、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進に資する事業を推進する。 本件拠出金は、我が国企業の海外展開の推進や未加盟国の APO 加盟促進といった我が国外交的見地から実施すべき事業を行うもの。	—	61 (61)	52 (52)	53	270
⑤⑥ 国連ボラ ンティア計 画拠出金(日 本 UNV 協力 事業)(任意 拠出)	若い世代が自発的に途上国の発展に貢献することを目的として設立された UNV の活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連時間事務所等で勤務する機会を提供することを目的とする。 (1) 法人派遣プロジェクト：途上国において、その国の政府又は国際機関等が実施する各種の開発・人道	—	57 (57)	47 (47)	40	271

(6年度) (関連：VI-2)	支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣。 (2) 地域別開発・人道援助等プロジェクト：途上国において、UNVが(日本を含む)世界各国からの国連ボランティアを動員し、主体的に取り組む開発・人道支援等のプロジェクト。 (上記のいずれにおいても、ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ)					
⑦ 無形文化遺産保護日本信託基金拠出金(任意拠出金)(元年度)(関連：III-1)	世界各地の文化遺産に関する豊富な情報・ネットワークを有するユネスコを通じ、当該国の国民にとってアイデンティティの根源であり、人類共通の文化遺産である無形文化遺産の保存・振興等の支援を行う。 ユネスコへの拠出金。ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金により、途上国を対象に、消滅の危機に瀕し緊急性が高いと判断される無形文化遺産の保存・振興事業や関連人材育成事業、さらに、2006年に発効した無形文化遺産保護条約の実施促進のための事業を実施している。 具体的には、各地の個別の無形文化遺産の継承者等の育成や記録保存等の事業、無形文化遺産保護条約未締結国を対象としたワークショップ等を実施。	—	60 (60)	43 (43)	41	272
⑧ 国際連合大学拠出金(私費留學生育英資金貸与事業拠出金)(任意拠出金)(13年度)(関連：VI-1)	本事業は、開発途上国出身の私費留學生が入学・進学等に必要な資金を調達できず我が国における学業遂行を断念する事態に陥ることを防止し、円滑な滞日留學生活を可能とすることで、途上国の人材育成、知日家・親日家の拡大に貢献することを目的とする。 開発途上国出身の私費留學生の日本における学業遂行を支援するため、希望する留學生に対する資金貸与に係る経費を負担するもの(供与資金の原資は国際協力機構が出資、本拠出金では事業実施に必要な事務経費等を支援)。	—	41 (41)	29 (29)	11	273
⑨ ハイレベル政治フォーラム拠出金(旧・持続可能な開発委員会拠出金)(任意拠出金)(13年度)(関連：VI-2)	多数国間環境条約の事務局等への拠出により、締約国会議や関連会合の開催の支援や、条約事務局や国際機関による能力形成セミナー等の開催その他の個別プロジェクトの実施の支援を行い、多数国間環境条約の遵守及び実施を促進する。 多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには、すべての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開催が不可欠であるところ、我が国は、開発途上国の代表の出席を財政的に支援するほか、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催経費を負担することにより、締約国会議や関連会合の開催を支援する。また、条約事務局や国際機関は、開発途上国による条約の遵守及び実施を促進するため、能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施を行っているところ、我が国は、これらについても財政的に支援する。	—	30 (30)	29 (29)	26	274
⑩ 国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業)(任意拠出金)	犯罪対策閣僚会議が決定した「人身取引対策行動計画2009」に明記された事業として、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を行うとともに、国際的な人身取引対策の枠組みに協力する。 ●「人身取引対策行動計画2009」に従い、IOMを通じ、	—	26 (26)	23 (23)	23	275

出金) (6年度) (関連：Ⅱ－1)	国内で保護された被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用（職業訓練・医療費等）などを手当てする。 ●また、人の密輸・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対処するアジア・太平洋地域における枠組みであるバリ・プロセスに対する支援の一環として、IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトに対して拠出され、同地域において人身取引に関する情報交換を促進し、人身取引の防止に役立てる。					
⑩ 経済協力開発機構 (OECD)・開発関連拠出金 (任意拠出金) (7年度) (関連：Ⅵ－1)	経済協力開発機構・開発援助委員会 (OECD・DAC) は、OECDにおいて援助政策を議論し、援助の実施方法等に関する国際的な潮流を決める重要なフォーラム。加盟国の大部分は、援助の実施方法について我が国とは考え方が異なる欧州ドナーであり、議論に我が国の主張を反映させるためには、DACの活動に積極的に参画することにより、援助潮流の形成に関与する必要がある。 我が国は、1995年以來、毎年DACへ拠出することにより、援助効果向上他、我が国の優先分野ないし比較優位を踏まえた活動に積極的に関与している。24年度拠出金は、①第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム、②DAC中国研究グループ、③紛争と脆弱に関する国際ネットワークに活用されている。	—	14 (14)	13 (13)	13	276
⑪ 国際開発教育・研究機関拠出金 (任意拠出金) (昭和45年度) (関連：Ⅵ－1)	●東南アジア地域において知名度が高く、高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のあるAITを支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。 ●特に、近年重要性を増している、リモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学やJAXAとの連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科（修士・博士課程）と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。 奨学金：リモートセンシング・地理情報 (RS-GIS) を専攻する学生（博士・修士）に対して奨学金を付与する。	—	— (—)	12 (12)	23	277
⑫ エスカップ基金 (ESCAP) 拠出金 (任意拠出金) (昭和52年度) (関連：Ⅵ－2)	国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) に設置されたエスカップ基金 (JECF) を通じて、ESCAPがアジア太平洋地域における経済・社会分野で実施する事業を支援し、これにより、各国の政策決定者・実務者の能力向上等を通じて、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与することを目的とする。 この拠出金によるJECFを通じた支援の対象は、ESCAPが行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業である。	—	8 (8)	6 (6)	5	278
⑬ 経済協力開発機構 (OECD)・開発センター拠出金 (任意拠出金)	OECDの開発関連機関の中で、開発センターは一定の独立性をもって知的インプットを提供する機関であり、その分析・調査結果は政策指向的であり信頼性がある。同センターの調査・研究その他の活動を我が国の関心・立場に沿ったものとし、開発分野における議論を有利に展開していく。	—	7 (7)	5 (5)	4	279

<p>(17年度) (関連：VI-1)</p>	<p>開発センターの主要刊行物として、アフリカ経済アウトLOOK、ラ米経済アウトLOOK等が発表されており、各種国際会議等においても、経済分析を説明するなど、対外発信力の向上と共に各国からの注目が高まっている。</p> <p>上記アウトLOOKに次ぐ経済アウトLOOKとして、これまでOECDではあまり注目を集めていなかったアジアへの研究成果である東南アジア経済アウトLOOKの活動が2009年より開始され、2010年に初版が刊行された。引き続き、その活動経費に対し拠出を行い、国際社会における援助政策議論での有効活用に役立てる。</p>					
<p>㊦ アジア 蔬菜研究開発センター (AVRDC) 拠出金 (任意拠出金) (昭和46年度) (関連：VI-2)</p>	<p>開発途上国の貧困削減のため、蔬菜(野菜)類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う。このような、環境を考慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図ることを目的として設立されたAVRDCの活動の支援を通じて、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献することを目的とする。</p> <p>AVRDCが行う(1)研究活動(品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、(2)現場出張サービスプログラムの実施、(3)遺伝資源の保存、(4)種子の配布、(5)開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6)訓練コースによる研修生教育、(7)情報提供サービス等の活動を行うための通常予算に拠出を行い、このような活動及びこれを支えるAVRDCの運営経費を支援する。</p>	<p>—</p>	<p>3 (3)</p>	<p>2 (2)</p>	<p>2</p>	<p>280</p>
<p>㊦ 国際連合 訓練調査研究所 (UNITAR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和40年度) (関連：VI-2)</p>	<p>UNITARは、開発途上国出身の国連・専門機関職員、開発途上国の行政担当官等の人的教育を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする国連機関であり、この拠出金は、日本としてUNITARの活動を積極的に支える姿勢を明確にし、これにより、UNITAR広島事務所が地元自治体等の支援を得て行っている活動を側面支援するためのものである。</p> <p>UNITARの運営基盤を強化するため、同機関の本部運営費等に充当するための拠出(コア拠出)を行う。なお、UNITARの活動経費は全額各国政府等からの任意拠出金によって賅われている。</p>	<p>—</p>	<p>2 (2)</p>	<p>1 (1)</p>	<p>0.9</p>	<p>281</p>